

# 川崎市港湾工事共通仕様書

令和 7年 4月

川 崎 市 港 湾 局

# 川崎市港湾工事共通仕様書

## 目 次

### 第1編 共通編

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 第1章 総 則                      | 1  |
| 第1節 総則                       | 1  |
| 1-1-1 適用範囲                   | 1  |
| 1-1-2 用語の定義                  | 1  |
| 1-1-3 設計図書の照査等               | 5  |
| 1-1-4 施工計画書                  | 5  |
| 1-1-5 コリンズ（CORINS）への登録       | 6  |
| 1-1-6 監督員                    | 7  |
| 1-1-7 工事用地等の使用               | 7  |
| 1-1-8 工事の着手                  | 8  |
| 1-1-9 工事の下請負                 | 8  |
| 1-1-10 施工体制台帳                | 8  |
| 1-1-11 受発注者間の情報共有            | 9  |
| 1-1-12 受注者相互の協力              | 9  |
| 1-1-13 調査・試験に対する協力           | 9  |
| 1-1-14 工事の一時中止               | 10 |
| 1-1-15 設計図書の変更               | 11 |
| 1-1-16 工期変更                  | 11 |
| 1-1-17 支給材料及び貸与品             | 12 |
| 1-1-18 工事現場発生品               | 12 |
| 1-1-19 監督員による材料検査、施工状況検査及び立会 | 13 |
| 1-1-20 工事完成図                 | 14 |
| 1-1-21 工事完成検査                | 14 |
| 1-1-22 既済部分検査等               | 14 |
| 1-1-23 中間検査                  | 15 |
| 1-1-24 部分使用                  | 15 |
| 1-1-25 履行報告                  | 16 |
| 1-1-26 工事関係者に対する措置請求         | 16 |
| 1-1-27 後片付け                  | 16 |
| 1-1-28 文化財の保護                | 16 |
| 1-1-29 施設管理                  | 16 |
| 1-1-30 諸法令の遵守                | 16 |
| 1-1-31 官公庁等への手続等             | 19 |
| 1-1-32 施工時期及び施工時間の変更         | 20 |
| 1-1-33 工事測量                  | 20 |
| 1-1-34 提出書類                  | 21 |
| 1-1-35 不可抗力による損害             | 21 |
| 1-1-36 特許権等                  | 22 |

|                      |    |
|----------------------|----|
| 1－1－37 保険の付保及び事故の補償  | 23 |
| 1－1－38 臨機の措置         | 24 |
| 1－1－39 石綿使用の有無       | 24 |
| 第2節 施工管理             |    |
| 1－2－1 適用             | 24 |
| 1－2－2 現場管理           | 25 |
| 1－2－3 主任技術者（監理技術者）   | 28 |
| 1－2－4 潜水作業従事者        | 28 |
| 1－2－5 海上起重作業船団の線団長   | 28 |
| 1－2－6 工程管理           | 28 |
| 1－2－7 品質管理           | 29 |
| 1－2－8 出来形管理          | 29 |
| 1－2－9 写真管理           | 29 |
| 1－2－10 環境保全          | 31 |
| 1－2－11 建設副産物         | 31 |
| 1－2－12 創意工夫          | 32 |
| 1－2－13 測量・調査         | 32 |
| 第3節 安全管理             |    |
| 1－3－1 適用             | 33 |
| 1－3－2 異常現象等への対応      | 34 |
| 1－3－3 安全教育及び安全訓練等の実施 | 34 |
| 1－3－4 工事現場における連絡体制等  | 35 |
| 1－3－5 爆発及び火災の防止      | 35 |
| 1－3－6 事故報告書          | 35 |
| 1－3－7 鯨等に対する安全対策     | 35 |

|                       |    |
|-----------------------|----|
| <b>第2章 材 料</b>        | 36 |
| 第1節 適用                | 36 |
| 第2節 工事材料の品質           | 36 |
| 第3節 土                 | 37 |
| 2－3－1 一般事項            | 37 |
| 第4節 石材等               | 38 |
| 2－4－1 一般事項            | 38 |
| 2－4－2 砂               | 38 |
| 2－4－3 砂利、碎石           | 39 |
| 2－4－4 石               | 39 |
| 第5節 骨材                | 40 |
| 2－5－1 一般事項            | 40 |
| 2－5－2 セメントコンクリート用骨材   | 40 |
| 2－5－3 路盤材             | 43 |
| 2－5－4 アスファルトコンクリート用骨材 | 43 |
| 2－5－5 フィラー            | 44 |
| 2－5－6 安定処理路盤材         | 44 |
| 第6節 木材                | 45 |
| 2－6－1 一般事項            | 45 |

|                        |    |
|------------------------|----|
| 第7節 鋼材                 | 45 |
| 2-7-1 一般事項             | 45 |
| 2-7-2 鋼矢板及び鋼杭          | 45 |
| 2-7-3 鋼板及び形鋼等          | 45 |
| 2-7-4 棒鋼               | 45 |
| 2-7-5 控工               | 46 |
| 2-7-6 コンクリート舗装用鋼材      | 47 |
| 第8節 セメント及び混和材料         | 47 |
| 2-8-1 セメント             | 47 |
| 2-8-2 混和材料             | 48 |
| 2-8-3 コンクリート用水         | 48 |
| 第9節 セメントコンクリート製品       | 48 |
| 2-9-1 一般事項             | 48 |
| 第10節 瀝青材料              | 49 |
| 2-10-1 舗装用アスファルト材      | 49 |
| 2-10-2 プライムコート及びタックコート | 49 |
| 第11節 芝・樹木等             | 49 |
| 2-11-1 一般事項            | 49 |
| 2-11-2 芝及び種子           | 49 |
| 2-11-3 植木等             | 50 |
| 第12節 目地材料              | 50 |
| 2-12-1 目地材             | 50 |
| 2-12-2 コンクリート舗装用目地材    | 50 |
| 第13節 防食材料              | 50 |
| 2-13-1 アルミニウム合金陽極      | 50 |
| 2-13-2 防食塗装            | 50 |
| 2-13-3 被覆防食材料          | 50 |
| 第14節 防舷材               | 51 |
| 2-14-1 ゴム防舷材           | 51 |
| 第15節 係船柱               | 53 |
| 2-15-1 係船柱             | 53 |
| 第16節 車止め・縁金物           | 53 |
| 2-16-1 車止め・縁金物         | 53 |
| 第17節 マット               | 54 |
| 2-17-1 アスファルトマット       | 54 |
| 2-17-2 繊維系マット          | 54 |
| 2-17-3 合成樹脂系マット        | 54 |
| 2-17-4 ゴムマット           | 54 |
| 第18節 コンクリート            | 54 |
| 2-18-1 一般事項            | 54 |
| 2-18-2 レディーミクストコンクリート  | 55 |
| 2-18-3 コンクリートミキサー船     | 55 |
| 2-18-4 現場練りコンクリート      | 55 |
| 2-18-5 暑中コンクリート        | 55 |
| 2-18-6 寒中コンクリート        | 56 |



|         |               |    |
|---------|---------------|----|
| 2-18-7  | 水中コンクリート      | 56 |
| 2-18-8  | 袋詰コンクリート      | 56 |
| 2-18-9  | 水中不分離性コンクリート  | 56 |
| 2-18-10 | プレパクトドコンクリート  | 58 |
| 2-18-11 | コンクリート舗装      | 58 |
| 第19節    | アスファルトコンクリート  | 58 |
| 2-19-1  | アスファルト舗装      | 58 |
| 第20節    | その他           | 60 |
| 2-20-1  | ペーパードレーン      | 60 |
| 2-20-2  | 路盤紙           | 60 |
| 2-20-3  | 防砂目地板（裏込・裏埋工） | 60 |
| 2-20-4  | 区画線及び道路標示     | 60 |
| 2-20-5  | 道路標識          | 60 |
| 2-20-6  | 防護柵           | 61 |
| 2-20-7  | 溶接材           | 62 |
| 2-20-8  | ガス切断材         | 63 |
| 2-20-9  | 汚濁防止膜         | 63 |

|            |             |    |
|------------|-------------|----|
| <b>第3章</b> | <b>共通仮設</b> | 64 |
| 第1節        | 適 用         | 64 |
| 第2節        | 汚濁防止膜工      | 64 |
| 3-2-1      | 一般事項        | 64 |
| 3-2-2      | 水質汚濁防止膜     | 64 |

|            |                    |    |
|------------|--------------------|----|
| <b>第4章</b> | <b>無筋・鉄筋コンクリート</b> | 65 |
| 第1節        | 適 用                | 65 |
| 第2節        | 適用すべき諸基準           | 65 |
| 第3節        | レディーミクストコンクリート     | 66 |
| 4-3-1      | 一般事項               | 66 |
| 4-3-2      | 工場の選定              | 66 |
| 第4節        | コンクリートミキサー船        | 67 |
| 4-4-1      | 一般事項               | 67 |
| 4-4-2      | コンクリートミキサー船の選定     | 67 |
| 第5節        | 現場練りコンクリート         | 67 |
| 4-5-1      | 一般事項               | 67 |
| 4-5-2      | 材料の貯蔵              | 67 |
| 4-5-3      | 材料の計量及び練混ぜ         | 67 |
| 第6節        | 運搬打設工              | 69 |
| 4-6-1      | 一般事項               | 69 |
| 4-6-2      | 準 備                | 69 |
| 4-6-3      | 運 搬                | 69 |
| 4-6-4      | 打 設                | 70 |
| 4-6-5      | 締固め                | 72 |
| 4-6-6      | 沈下ひびわれに対する処置       | 72 |
| 4-6-7      | 打継目                | 72 |

|                   |    |
|-------------------|----|
| 4-6-8 表面仕上げ       | 73 |
| 4-6-9 養生          | 73 |
| 第7節 暑中コンクリート      | 73 |
| 4-7-1 一般事項        | 73 |
| 4-7-2 施工          | 74 |
| 4-7-3 養生          | 74 |
| 第8節 寒中コンクリート      | 74 |
| 4-8-1 一般事項        | 74 |
| 4-8-2 施工          | 74 |
| 4-8-3 養生          | 75 |
| 第9節 コンクリートの品質管理   | 75 |
| 4-9-1 一般事項        | 75 |
| 4-9-2 試験方法        | 75 |
| 第10節 鉄筋工          | 77 |
| 4-10-1 一般事項       | 77 |
| 4-10-2 貯蔵         | 77 |
| 4-10-3 加工         | 77 |
| 4-10-4 組立て        | 78 |
| 4-10-5 継手         | 78 |
| 第11節 型枠及び支保工      | 79 |
| 4-11-1 一般事項       | 79 |
| 4-11-2 構造         | 79 |
| 4-11-3 組立て        | 79 |
| 4-11-4 取外し        | 79 |
| 第12節 水中コンクリート     | 80 |
| 4-12-1 一般事項       | 80 |
| 4-12-2 施工         | 80 |
| 4-12-3 品質管理       | 81 |
| 第13節 袋詰コンクリート     | 82 |
| 4-13-1 一般事項       | 82 |
| 4-13-2 施工         | 82 |
| 第14節 水中不分離性コンクリート | 82 |
| 4-14-1 一般事項       | 82 |
| 4-14-2 材料の貯蔵      | 82 |
| 4-14-3 コンクリートの製造  | 82 |
| 4-14-4 運搬打設       | 83 |
| 4-14-5 品質管理       | 84 |
| 第15節 プレパックドコンクリート | 85 |
| 4-15-1 一般事項       | 85 |
| 4-15-2 施工機器       | 86 |
| 4-15-3 施工         | 86 |
| 4-15-4 品質管理       | 87 |

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| <b>第5章 一般施工</b> | <b>89</b> |
| 第1節 適用          | 89        |

|                  |     |
|------------------|-----|
| 第2節 適用すべき諸基準     | 89  |
| 第3節 共通的工種        | 89  |
| 5-3-1 一般事項       | 89  |
| 5-3-2 共通事項       | 89  |
| 5-3-3 排砂管設備工     | 94  |
| 5-3-4 土運船運搬工     | 95  |
| 5-3-5 揚土土捨工      | 95  |
| 5-3-6 圧密・排水工     | 95  |
| 5-3-7 締固工        | 97  |
| 5-3-8 固化工        | 99  |
| 5-3-9 洗堀防止工      | 101 |
| 5-3-10 中詰工       | 102 |
| 5-3-11 蓋コンクリート工  | 102 |
| 5-3-12 蓋ブロック工    | 103 |
| 5-3-13 鋼矢板工      | 103 |
| 5-3-14 控工        | 104 |
| 5-3-15 鋼杭工       | 108 |
| 5-3-16 コンクリート杭工  | 109 |
| 5-3-17 防食工       | 109 |
| 5-3-18 路床工       | 110 |
| 5-3-19 コンクリート舗装工 | 110 |
| 5-3-20 アスファルト舗装工 | 114 |
| 5-3-21 植生工       | 117 |
| 第4節 土捨工          | 120 |
| 5-4-1 一般事項       | 120 |
| 5-4-2 排砂管設備工     | 120 |
| 5-4-3 土運船運搬工     | 120 |
| 5-4-4 揚土土捨工      | 120 |
| 第5節 海上地盤改良工      | 120 |
| 5-5-1 一般事項       | 120 |
| 5-5-2 床堀工        | 120 |
| 5-5-3 排砂管設備工     | 122 |
| 5-5-4 土運船運搬工     | 122 |
| 5-5-5 揚土土捨工      | 122 |
| 5-5-6 置換工        | 122 |
| 5-5-7 圧密・排水工     | 122 |
| 5-5-8 締固工        | 122 |
| 5-5-9 固化工        | 122 |
| 第6節 基礎工          | 122 |
| 5-6-1 一般事項       | 122 |
| 5-6-2 基礎盛砂工      | 122 |
| 5-6-3 洗堀防止工      | 123 |
| 5-6-4 基礎捨石工      | 123 |
| 5-6-5 袋詰コンクリート工  | 123 |
| 5-6-6 基礎ブロック工    | 123 |

|        |                |     |
|--------|----------------|-----|
| 5-6-7  | 水中コンクリート工      | 124 |
| 5-6-8  | 水中不分離性コンクリート工  | 124 |
| 第7節    | 本体工（ケーソン式）     | 124 |
| 5-7-1  | 一般事項           | 124 |
| 5-7-2  | ケーソン製作工        | 124 |
| 5-7-3  | ケーソン進水据付工      | 125 |
| 5-7-4  | 中 詰 工          | 129 |
| 5-7-5  | 蓋コンクリート工       | 130 |
| 5-7-6  | 蓋ブロック工         | 130 |
| 第8節    | 本体工（ブロック式）     | 130 |
| 5-8-1  | 一般事項           | 130 |
| 5-8-2  | 本体ブロック製作工      | 130 |
| 5-8-3  | 本体ブロック据付工      | 130 |
| 5-8-4  | 中 詰 工          | 131 |
| 5-8-5  | 蓋コンクリート工       | 131 |
| 5-8-6  | 蓋ブロック工         | 131 |
| 第9節    | 本体工（場所打式）      | 131 |
| 5-9-1  | 一般事項           | 131 |
| 5-9-2  | 場所打コンクリート工     | 131 |
| 5-9-3  | 水中コンクリート工      | 132 |
| 5-9-4  | プレパックドコンクリート工  | 132 |
| 5-9-5  | 水中不分離性コンクリート工  | 132 |
| 第10節   | 本体工（捨石・捨ブロック式） | 132 |
| 5-10-1 | 一般事項           | 132 |
| 5-10-2 | 洗掘防止工          | 132 |
| 5-10-3 | 本体捨石工          | 132 |
| 5-10-4 | 捨ブロック工         | 132 |
| 5-10-5 | 場所打コンクリート工     | 133 |
| 第11節   | 本体工（鋼矢板式）      | 134 |
| 5-11-1 | 一般事項           | 134 |
| 5-11-2 | 鋼矢板工           | 134 |
| 5-11-3 | 控 工            | 134 |
| 第12節   | 本体工（コンクリート矢板式） | 134 |
| 5-12-1 | 一般事項           | 134 |
| 5-12-2 | コンクリート矢板工      | 134 |
| 5-12-3 | 控 工            | 135 |
| 第13節   | 本体工（鋼杭式）       | 135 |
| 5-13-1 | 一般事項           | 135 |
| 5-13-2 | 鋼杭工            | 135 |
| 第14節   | 本体工（コンクリート杭式）  | 135 |
| 5-14-1 | 一般事項           | 135 |
| 5-14-2 | コンクリート杭工       | 135 |
| 第15節   | 被覆・根固工         | 135 |
| 5-15-1 | 一般事項           | 135 |
| 5-15-2 | 被覆石工           | 135 |

|        |               |     |
|--------|---------------|-----|
| 5-15-3 | 袋詰コンクリート工     | 136 |
| 5-15-4 | 被覆ブロック工       | 136 |
| 5-15-5 | 根固ブロック工       | 136 |
| 5-15-6 | 水中コンクリート工     | 137 |
| 5-15-7 | 水中不分離性コンクリート工 | 137 |
| 5-15-8 | サンドマスチック工     | 137 |
| 第16節   | 上部工           | 137 |
| 5-16-1 | 一般事項          | 137 |
| 5-16-2 | 上部コンクリート工     | 137 |
| 5-16-3 | 上部ブロック工       | 138 |
| 第17節   | 付属工           | 140 |
| 5-17-1 | 一般事項          | 140 |
| 5-17-2 | 係船柱工          | 140 |
| 5-17-3 | 防舷材工          | 144 |
| 5-17-4 | 車止・縁金物工       | 145 |
| 5-17-5 | 防食工           | 146 |
| 5-17-6 | 付属設備工         | 146 |
| 第18節   | 消波工           | 147 |
| 5-18-1 | 一般事項          | 147 |
| 5-18-2 | 洗掘防止工         | 147 |
| 5-18-3 | 消波ブロック工       | 147 |
| 第19節   | 裏込・裏埋工        | 148 |
| 5-19-1 | 一般事項          | 148 |
| 5-19-2 | 裏込工           | 148 |
| 5-19-3 | 裏埋工           | 149 |
| 5-19-4 | 裏埋土工          | 149 |
| 第20節   | 陸上地盤改良工       | 150 |
| 5-20-1 | 一般事項          | 150 |
| 5-20-2 | 圧密・排水工        | 150 |
| 5-20-3 | 締固工           | 150 |
| 5-20-4 | 固化工           | 150 |
| 第21節   | 土工工           | 150 |
| 5-21-1 | 一般事項          | 150 |
| 5-21-2 | 掘削工           | 150 |
| 5-21-3 | 盛土工           | 150 |
| 5-21-4 | 路床盛土工         | 150 |
| 5-21-5 | 排水処理工         | 151 |
| 5-21-6 | 伐開工           | 151 |
| 5-21-7 | 法面工           | 151 |
| 第22節   | 舗装工           | 151 |
| 5-22-1 | 一般事項          | 151 |
| 5-22-2 | 路床工           | 151 |
| 5-22-3 | コンクリート舗装工     | 151 |
| 5-22-4 | アスファルト舗装工     | 152 |
| 第23節   | 維持補修工         | 152 |

|                    |     |
|--------------------|-----|
| 5-23-1 一般事項        | 152 |
| 5-23-2 維持塗装工       | 152 |
| 5-23-3 防食工         | 154 |
| 第24節 構造物撤去工        | 154 |
| 5-24-1 一般事項        | 154 |
| 5-24-2 取壊し工        | 154 |
| 5-24-3 撤去工         | 154 |
| 第25節 仮設工           | 155 |
| 5-25-1 一般事項        | 155 |
| 5-25-2 仮設鋼矢板工      | 155 |
| 5-25-3 仮設鋼管杭・鋼管矢板工 | 156 |
| 5-25-4 仮設道路工       | 156 |
| 第26節 雑工            | 156 |
| 5-26-1 一般事項        | 156 |
| 5-26-2 現場鋼材溶接工     | 156 |
| 5-26-3 現場鋼材切断工     | 158 |
| 5-26-4 その他雑工       | 158 |

## 第2編 港 湾 編

### 第1章 航路、泊地、船だまり

|                |     |
|----------------|-----|
| 第1節 適 用        | 159 |
| 第2節 適用すべき諸基準   | 159 |
| 第3節 浚渫工        |     |
| 1-3-1 一般事項     | 159 |
| 1-3-2 ポンプ浚渫工   | 159 |
| 1-3-3 グラブ浚渫工   | 159 |
| 1-3-4 硬土盤浚渫工   | 160 |
| 1-3-5 岩盤浚渫工    | 160 |
| 1-3-6 バックハウ浚渫工 | 160 |
| 第4節 土 捨 工      | 160 |
| 第5節 埋 立 工      |     |
| 1-5-1 一般事項     | 160 |
| 1-5-2 余水吐工     | 161 |
| 1-5-3 固 化 工    | 161 |
| 1-5-4 埋 立 工    | 161 |
| 1-5-5 排砂管設備工   | 161 |
| 1-5-6 土運船運搬工   | 161 |
| 1-5-7 揚土埋立工    | 161 |
| 1-5-8 埋立土工     | 162 |

### 第2章 防波堤、防砂堤、道流堤

|              |     |
|--------------|-----|
| 第1節 適 用      | 163 |
| 第2節 適用すべき諸基準 | 163 |

|      |                |     |
|------|----------------|-----|
| 第3節  | 海上地盤改良工        | 163 |
| 第4節  | 基礎工            | 163 |
| 第5節  | 本体工（ケーソン式）     | 163 |
| 第6節  | 本体工（ブロック式）     | 163 |
| 第7節  | 本体工（場所打式）      | 164 |
| 第8節  | 本体工（捨石・捨ブロック式） | 164 |
| 第9節  | 本体工（鋼矢板式）      | 164 |
| 第10節 | 本体工（コンクリート矢板式） | 164 |
| 第11節 | 本体工（鋼杭式）       | 164 |
| 第12節 | 本体工（コンクリート杭式）  | 164 |
| 第13節 | 被覆・根固工         | 164 |
| 第14節 | 上部工            | 164 |
| 第15節 | 消波工            | 164 |
| 第16節 | 維持補修工          | 165 |
| 第17節 | 構造物撤去工         | 165 |
| 第18節 | 雑工             | 165 |

### 第3章 防潮堤

|      |                |     |
|------|----------------|-----|
| 第1節  | 適用             | 166 |
| 第2節  | 適用すべき諸基準       | 166 |
| 第3節  | 海上地盤改良工        | 166 |
| 第4節  | 基礎工            | 166 |
| 第5節  | 本体工（ケーソン式）     | 166 |
| 第6節  | 本体工（ブロック式）     | 166 |
| 第7節  | 本体工（場所打式）      | 166 |
| 第8節  | 本体工（鋼矢板式）      | 167 |
| 第9節  | 本体工（コンクリート矢板式） | 167 |
| 第10節 | 被覆・根固工         | 167 |
| 第11節 | 上部工            | 167 |
| 第12節 | 消波工            | 167 |
| 第13節 | 陸上地盤改良工        | 167 |
| 第14節 | 土工             | 167 |
| 第15節 | 舗装工            | 167 |
| 第16節 | 維持補修工          | 167 |
| 第17節 | 構造物撤去工         | 168 |
| 第18節 | 仮設工            | 168 |
| 第19節 | 雑工             | 168 |

### 第4章 護岸、岸壁、物揚場

|     |            |     |
|-----|------------|-----|
| 第1節 | 適用         | 169 |
| 第2節 | 適用すべき諸基準   | 169 |
| 第3節 | 海上地盤改良工    | 169 |
| 第4節 | 基礎工        | 169 |
| 第5節 | 本体工（ケーソン式） | 169 |
| 第6節 | 本体工（ブロック式） | 169 |

|      |                |     |
|------|----------------|-----|
| 第7節  | 本體工（場所打式）      | 170 |
| 第8節  | 本體工（捨石・捨ブロック式） | 170 |
| 第9節  | 本體工（鋼矢板式）      | 170 |
| 第10節 | 本體工（コンクリート矢板式） | 170 |
| 第11節 | 本體工（鋼杭式）       | 170 |
| 第12節 | 本體工（コンクリート杭式）  | 170 |
| 第13節 | 被覆・根固工         | 170 |
| 第14節 | 上 部 工          | 170 |
| 第15節 | 付 属 工          | 170 |
| 第16節 | 消 波 工          | 171 |
| 第17節 | 裏込・裏埋工         | 171 |
| 第18節 | 陸上地盤改良工        | 171 |
| 第19節 | 土 工            | 171 |
| 第20節 | 舗 装 工          | 171 |
| 第21節 | 維持補修工          | 171 |
| 第22節 | 構造物撤去工         | 171 |
| 第23節 | 仮 設 工          | 171 |
| 第24節 | 雑 工            | 171 |

## 第5章 棧橋、係船杭

|      |               |     |
|------|---------------|-----|
| 第1節  | 適 用           | 172 |
| 第2節  | 適用すべき諸基準      | 172 |
| 第3節  | 海上地盤改良工       | 172 |
| 第4節  | 本體工（鋼杭式）      | 172 |
| 第5節  | 本體工（コンクリート杭式） | 172 |
| 第6節  | 上 部 工         | 172 |
| 第7節  | 付 属 工         | 172 |
| 第8節  | 舗 装 工         | 173 |
| 第9節  | 維持補修工         | 173 |
| 第10節 | 構造物撤去工        | 173 |
| 第11節 | 雑 工           | 173 |

## 第6章 臨港道路

|       |           |     |
|-------|-----------|-----|
| 第1節   | 適 用       | 174 |
| 第2節   | 適用すべき諸基準  | 174 |
| 第3節   | 土 工       | 174 |
| 第4節   | 道路舗装工     |     |
| 6-4-1 | 一般事項      | 174 |
| 6-4-2 | 路 床 工     | 174 |
| 6-4-3 | コンクリート舗装工 | 174 |
| 6-4-4 | アスファルト舗装工 | 174 |
| 6-4-5 | 道路付属工     | 174 |
| 第5節   | 緑 地 工     |     |
| 6-5-1 | 一般事項      | 176 |
| 6-5-2 | 植 生 工     | 176 |



## 第3編 海 岸 編

### 第1章 堤防、防潮堤、護岸

|      |                |     |
|------|----------------|-----|
| 第1節  | 適 用            | 177 |
| 第2節  | 適用すべき諸基準       | 177 |
| 第3節  | 海上地盤改良工        | 177 |
| 第4節  | 基 礎 工          | 177 |
| 第5節  | 本体工（ケーソン式）     | 177 |
| 第6節  | 本体工（ブロック式）     | 178 |
| 第7節  | 本体工（場所打式）      | 178 |
| 第8節  | 本体工（鋼矢板式）      | 178 |
| 第9節  | 本体工（コンクリート矢板式） | 178 |
| 第10節 | 被覆・根固工         | 178 |
| 第11節 | 上 部 工          | 178 |
| 第12節 | 消 波 工          | 178 |
| 第13節 | 裏込・裏埋工         | 178 |
| 第14節 | 陸上地盤改良工        | 178 |
| 第15節 | 土 工            | 179 |
| 第16節 | 舗 装 工          | 179 |
| 第17節 | 維持補修工          | 179 |
| 第18節 | 構造物撤去工         | 179 |
| 第19節 | 仮 設 工          | 179 |
| 第20節 | 雑 工            | 179 |

### 第2章 突 堤

|      |                |     |
|------|----------------|-----|
| 第1節  | 適 用            | 180 |
| 第2節  | 適用すべき諸基準       | 180 |
| 第3節  | 海上地盤改良工        | 180 |
| 第4節  | 基 礎 工          | 180 |
| 第5節  | 本体工（ケーソン式）     | 180 |
| 第6節  | 本体工（ブロック式）     | 180 |
| 第7節  | 本体工（場所打式）      | 180 |
| 第8節  | 本体工（捨石・捨ブロック式） | 181 |
| 第9節  | 本体工（鋼矢板式）      | 181 |
| 第10節 | 本体工（コンクリート矢板式） | 181 |
| 第11節 | 本体工（鋼杭式）       | 181 |
| 第12節 | 本体工（コンクリート杭式）  | 181 |
| 第13節 | 被覆・根固工         | 181 |
| 第14節 | 上 部 工          | 181 |
| 第15節 | 消 波 工          | 182 |
| 第16節 | 陸上地盤改良工        | 182 |
| 第17節 | 土 工            | 182 |
| 第18節 | 舗 装 工          | 182 |
| 第19節 | 維持補修工          | 182 |
| 第20節 | 構造物撤去工         | 182 |

|      |     |     |
|------|-----|-----|
| 第21節 | 仮設工 | 182 |
| 第22節 | 雑工  | 182 |

### 第3章 離岸堤

|      |                |     |
|------|----------------|-----|
| 第1節  | 適用             | 183 |
| 第2節  | 適用すべき諸基準       | 183 |
| 第3節  | 海上地盤改良工        | 183 |
| 第4節  | 基礎工            | 183 |
| 第5節  | 本体工（ケーソン式）     | 183 |
| 第6節  | 本体工（ブロック式）     | 183 |
| 第7節  | 本体工（場所打式）      | 184 |
| 第8節  | 本体工（捨石・捨ブロック式） | 184 |
| 第9節  | 被覆・根固工         | 184 |
| 第10節 | 上部工            | 184 |
| 第11節 | 消波工            | 184 |
| 第12節 | 構造物撤去工         | 184 |

### 第4章 樋門・水（閘）門

|      |          |     |
|------|----------|-----|
| 第1節  | 適用       | 185 |
| 第2節  | 適用すべき諸基準 | 185 |
| 第3節  | 海上地盤改良工  | 185 |
| 第4節  | 基礎工      | 185 |
| 第5節  | 付属工      | 185 |
| 第6節  | 土工       | 185 |
| 第7節  | 維持補修工    | 185 |
| 第8節  | 構造物撤去工   | 186 |
| 第9節  | 仮設工      | 186 |
| 第10節 | 雑工       | 186 |

### 第5章 養浜

|     |          |     |
|-----|----------|-----|
| 第1節 | 適用       | 187 |
| 第2節 | 適用すべき諸基準 | 187 |
| 第3節 | 土捨工      | 187 |
| 第4節 | 土工       | 187 |

### 港湾工事品質管理基準 188

|   |              |     |
|---|--------------|-----|
| 1 | 土            | 188 |
| 2 | 石材等          | 189 |
| 3 | 骨材           | 190 |
| 4 | 木材           | 193 |
| 5 | 鋼材           | 193 |
| 6 | セメント及び混和材料   | 197 |
| 7 | セメントコンクリート製品 | 198 |
| 8 | 瀝青材料         | 198 |
| 9 | 芝・樹木等        | 199 |

|    |              |     |
|----|--------------|-----|
| 10 | 目地材料         | 200 |
| 11 | 防食材料         | 200 |
| 12 | 防舷材          | 202 |
| 13 | 係船柱          | 203 |
| 14 | 車止め・縁金物      | 203 |
| 15 | マット          | 204 |
| 16 | コンクリート       | 205 |
| 17 | アスファルトコンクリート | 210 |
| 18 | その他          | 211 |

|            |     |
|------------|-----|
| 参考資料       | 212 |
| 様式・品質 3-1  | 212 |
| 様式・品質 12-1 | 214 |
| 様式・品質 16-1 | 218 |
| 様式・品質 16-2 | 219 |
| 様式・品質 16-3 | 220 |

|                    |     |
|--------------------|-----|
| <b>港湾工事出来形管理基準</b> | 221 |
| 1 共通的工種            | 221 |
| 2 土捨工              | 236 |
| 3 海上地盤改良工          | 236 |
| 4 基礎工              | 238 |
| 5 本体工（ケーソン式）       | 241 |
| 6 本体工（ブロック式）       | 243 |
| 7 本体工（場所打式）        | 245 |
| 8 本体工（捨石・捨ブロック式）   | 247 |
| 9 本体工（鋼矢板式）        | 249 |
| 10 本体工（コンクリート矢板式）  | 249 |
| 11 本体工（鋼杭式）        | 250 |
| 12 本体工（コンクリート杭式）   | 250 |
| 13 被覆・根固工          | 250 |
| 14 被覆ブロック工         | 252 |
| 15 付属工             | 254 |
| 16 消波工             | 256 |
| 17 裏込・裏埋工          | 257 |
| 18 陸上地盤改良工         | 258 |
| 19 土 工             | 259 |
| 20 コンクリート舗装工       | 260 |
| 21 維持補修工           | 260 |
| 22 構造物撤去工          | 261 |
| 23 仮設工             | 262 |
| 24 雑 工             | 262 |
| 25 浚渫工             | 263 |
| 26 埋立工             | 264 |

|    |     |     |
|----|-----|-----|
| 27 | 仮設工 | 265 |
| 28 | 緑地工 | 265 |

## 港湾工事写真管理基準 266

|      |                |     |
|------|----------------|-----|
| 1    | 共通仮設           | 266 |
| 1-1  | 汚濁防止膜工         | 266 |
| 2    | 無筋・鉄筋コンクリート    | 267 |
| 2-1  | レディーミクストコンクリート | 267 |
| 2-2  | コンクリートミキサー船    | 267 |
| 2-3  | 現場練りコンクリート     | 267 |
| 2-4  | 運搬打設工          | 267 |
| 2-5  | 暑中コンクリート       | 268 |
| 2-6  | 寒中コンクリート       | 268 |
| 2-7  | コンクリートの品質管理    | 268 |
| 2-8  | 鉄筋工            | 269 |
| 2-9  | 型枠及び支保工        | 269 |
| 2-10 | 水中コンクリート       | 269 |
| 2-11 | 袋詰コンクリート       | 269 |
| 2-12 | 水中不分離性コンクリート   | 270 |
| 2-13 | プレパックドコンクリート   | 270 |
| 3    | 一般施工           | 271 |
| 3-1  | 共通的工種          | 271 |
| 3-2  | 土捨工            | 284 |
| 3-3  | 海上地盤改良工        | 284 |
| 3-4  | 基礎工            | 285 |
| 3-5  | 本体工（ケーソン式）     | 287 |
| 3-6  | 本体工（ブロック式）     | 289 |
| 3-7  | 本体工（場所打式）      | 290 |
| 3-8  | 本体工（捨石・捨ブロック式） | 291 |
| 3-9  | 本体工（鋼矢板式）      | 293 |
| 3-10 | 本体工（コンクリート矢板式） | 293 |
| 3-11 | 本体工（鋼杭式）       | 293 |
| 3-12 | 本体工（コンクリート杭式）  | 293 |
| 3-13 | 被覆・根固工         | 294 |
| 3-14 | 上部工            | 295 |
| 3-15 | 付属工            | 297 |
| 3-16 | 消波工            | 298 |
| 3-17 | 裏込・裏埋工         | 298 |
| 3-18 | 陸上地盤改良工        | 300 |
| 3-19 | 土工             | 300 |
| 3-20 | 舗装工            | 301 |
| 3-21 | 維持補修工          | 302 |
| 3-22 | 構造物撤去工         | 302 |
| 3-23 | 仮設工            | 303 |

|            |     |
|------------|-----|
| 3－24 雜 工   | 303 |
| 3－25 浚渫工   | 304 |
| 3－26 埋立工   | 305 |
| 3－27 道路舗装工 | 306 |
| 3－28 緑地工   | 306 |

|                  |     |
|------------------|-----|
| <b>施工状況検査一覧表</b> | 307 |
|------------------|-----|

# 第1編 共通編

## 第1章 総 則

### 第1節 総則

#### 1-1-1 適用範囲

- 1 この港湾工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、川崎市港湾局が発注する港湾工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び**設計図書**の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2 受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、「川崎市請負工事監督規程」および「同検査規程」（以下「監督規程」及び「検査規程」という。）に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、地方自治法第234条の2に基づくものであることを認識しなければならない。
- 3 **契約図書**は相互に補完し合うものとし、契約書及び**設計図書**のいずれかによって定められている事項は、別の定めがある場合を除き契約の履行を拘束するものとする。**契約図面**及び**特記仕様書**に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。
- 4 **特記仕様書**、**契約図面**の間に相違がある場合、または**契約図面**との読み取りと**契約図面**に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に**確認**して**指示**を受けなければならない。
- 5 **設計図書**は、S I単位を使用するものとする。S I単位と非S I単位が併記されている場合は（ ）内を非S I単位とする。
- 6 この共通仕様書で適用すべきとされている諸法令、基準類が改正、改訂された場合には、それに従うものとする。

#### 1-1-2 用語の定義

- 1 監督員とは、総括監督員、主任監督員、一般監督員を総称していう。受注者には主として主任監督員及び一般監督員が対応する。
- 2 総括監督員とは、「監督規程」に定める監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する**指示**、**承諾**または**協議**及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及び**設計図書**の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における契約担当者等（地方自治法第234条の5に規定する長又はその委任を受けた者をいう。）に対する**報告**等を行うとともに、主任監督員及び一般監督員の指揮監督並びに監督業務

のとりまとめを行う者をいう。

- 3 主任監督員とは、「監督規程」に定める現場監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する**指示、承諾または協議**（重要なもの及び軽易なものを除く）の処理、工事実施のための詳細図等（軽易なものを除く）の作成及び交付または受注者が作成した**図面**の**承諾**を行い、また、**契約図書**に基づく工程の管理、**立会、施工状況検査**、工事材料の試験または検査の実施（他のものに実施させ当該実施を**確認**することを含む）で重要なものの処理、関連工事の調整（重要なものを除く）、**設計図書**の変更（重要なものを除く）、一時中止または打切りの必要があると認める場合における総括監督員への**報告**を行うとともに、監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。
- 4 一般監督員とは、「監督規程」に定める一般監督業務を担当し、主に、受注者に対する**指示、承諾または協議**で軽易なものの処理、工事実施のための詳細図等で軽易なものの作成および交付または受注者が作成した**図面**のうち軽易なものの**承諾**を行い、また、**契約図書**に基づく工程の管理、**立会、施工状況検査**、工事材料の試験の実施（重要なものは除く）を行い、**設計図書**の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における主任監督員への**報告**を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。
- 5 **契約図書**とは、契約書及び**設計図書**をいう。
- 6 **設計図書**とは、仕様書、**契約図面**、現場説明書及び現場説明等に対する質問回答書をいう。
- 7 仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される**特記仕様書**を総称していう。
- 8 共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げる程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
- 9 **特記仕様書**とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める**図書**をいう。
- 10 契約図面とは、契約時に設計図書の一部として契約書に添付されている図面をいう。
- 11 現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
- 12 質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が**提出**した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する**書面**をいう。
- 13 **図面**とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加され

た設計図、工事完成図等をいう。

なお、**設計図書**に基づき監督員が受注者に**指示**した**図面**及び受注者が**提出**し、監督員が書面により**承諾**した**図面**を含むものとする。

- 14 **工事設計書**とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- 15 **指示**とは、**契約図書**の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。
- 16 **承諾**とは、**契約図書**で明示した事項について、発注者若しくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。
- 17 **協議**とは、書面により**契約図書**の**協議**事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- 18 **提出**とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 19 **提示**とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員または検査員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
- 20 **報告**とは、受注者が監督員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。
- 21 **通知**とは、発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。
- 22 **納品**とは、受注者が監督員に工事完成時に成果品を納めることをいう。
- 23 **電子納品**とは、電子成果品を納品することをいう。
- 24 **電子成果品**とは、電子的手段によって発注者に**納品**する成果品となるデータをいう。
- 25 **情報共有システム**とは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないことができるものとする。

- 26 **書面**とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。

緊急を要する場合は、ファクシミリまたは E メール等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。

- 27 **確認**とは、**契約図書**に示された事項について、監督員、検査員または受注者が現場もしくは関係資料により、その内容について**契約図書**との適合を確かめることを



いう。

28 連絡とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、契約書第 19 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。

なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

29 立会とは、**契約図書**に示された項目において、監督員が臨場により、その内容について**契約図書**との適合を確かめることをいう。

30 段階確認とは、**設計図書**に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を**確認**することをいう。

31 工事検査とは、検査員が契約書第 3 2 条、第 3 9 条、第 4 1 条に基づいて給付の完了の**確認**を行うことをいう。

32 検査員とは、契約書第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。

33 技術検査とは、技術的な観点から工事中及び完成時の施工状況の確認及び検査を行うことをいう。なお、請負代金の支払いを伴うものではない。

33 同等以上の品質とは、**特記仕様書**で指定する品質、または**特記仕様書**に指定がない場合には、監督員が**承諾**する試験機関の品質確認を得た品質または、監督員の**承諾**した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。

34 工期とは、**契約図書**に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

35 工事開始日とは、工期の始期日または**設計図書**において規定する始期日をいう。

36 工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計を含む工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

37 工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。

38 本体工事とは、**設計図書**に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。

39 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。

40 現場とは、工事を施工する場所、工事の施工に必要な場所及び**設計図書**で明確に指定される場所をいう。

41 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、

工事中の災害写真等を港湾工事写真管理基準に基づき撮影したものをいう。

なお、デジタル工事写真の小電子黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」（令和 5 年 3 月 1 日付け国土交通省通達、国営建技第 14 号）に基づき実施しなければならない。

42 工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ書、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ書等に添付して**提出**される非定型の資料をいう。

43 工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。

44 工事完成図書とは、工事完成時に**納品**する成果品をいう。

45 工事関係書類とは、**契約図書**、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。

46 工事区域とは、工事用地、その他**設計図書**で定める土地または水面の区域をいう。

47 S I とは、国際単位系をいう。

48 J I S 規格とは、日本産業規格をいう。

49 I S O とは、品質管理・品質保証システムの国際規格をいう。

50 現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。

### 1-1-3 設計図書の照査等

1 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に**図面**の原図若しくは電子データ等を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

2 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 19 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係わる**設計図書**の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が**確認**できる資料を書面により**提出**し、**確認**を求めなければならない。なお、**確認**できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書 20 条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。

3 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、**契約図書**及びその他の図書を監督員の**承諾**なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

### 1-1-4 施工計画書

1 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等について記載した**施工計画書**を監督員に**提出**しなければならない。

受注者は、**施工計画書**を遵守し工事の施工に当らなければならない。この場合、受注者は、**施工計画書**に次の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督員の**承諾**を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 工事概要
  - (2) 計画工程表
  - (3) 現場組織表
  - (4) 指定機械
  - (5) 主要船舶・機械
  - (6) 主要資材
  - (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
  - (8) 施工管理計画
  - (9) 安全管理
  - (10) 緊急時の体制及び対応
  - (11) 交通管理
  - (12) 環境対策
  - (13) 現場作業環境の整備
  - (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
  - (15) 法定休日・所定休日（週休二日の導入）
  - (16) その他
- 2 受注者は、**施工計画書**の内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に**提出**しなければならない。ただし、工事の施工方法・体制に影響しない工期や数量の変更、建設機械の変更など施工計画に大きく影響しない場合および、他提出書類で変更内容が把握出来る事項については、提出不要とする。
- 3 受注者は、**施工計画書**を**提出**した際、監督員が**指示**した事項について、さらに詳細な**施工計画書**を**提出**しなければならない。

#### **1-1-5 コリンズ（CORINS）への登録**

- 1 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための**確認**のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員の**確認**を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜

日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に**登録**をしなければならない。ただし、余裕期間の設定がある工事については、その定めによるものとする。登録対象は、工事請負金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。

なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録を省略できる。また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

#### 1-1-6 監督員

- 1 当該工事における監督員の権限は、契約書第10条第2項に規定した事項である。
- 2 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督員が、受注者に対し口頭による**指示**等を行えるものとする。口頭による**指示**等が行われた場合には、後日書面により監督員と受注者の両者が**指示**内容等を**確認**するものとする。

#### 1-1-7 工事用地等の使用

- 1 受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。
- 2 **設計図書**において、受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。
- 3 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。
- 4 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、**設計図書**の定め、または監督員の**指示**に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。
- 5 発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において、自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負金額から控除するものとする。この場合において、受

注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

- 6 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

#### 1-1-8 工事の着手

受注者は、**特記仕様書**に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める契約日以降30日以内に工事に着手しなければならない。なお、海上工事の場合は、契約書に定める契約日以降45日以内とするものとする。

また、共同企業体が行なう工事については、工事開始日以降すみやかに川崎市共同企業体取扱要綱にもとづく「共同企業体編成表」を監督員に**提出**しなければならない。

#### 1-1-9 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない

- 1 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- 2 下請負者が川崎市の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。
- 3 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

なお、下請契約を締結するときは、下請けに使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。また社会保険未加入業者には加入指導をおこなうこと。

#### 1-1-10 施工体制台帳

- 1 受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の定めに従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に**提出**しなければならない。

なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。

- 2 第1項の受注者は、「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に**提出**しなければならない。
- 3 第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させなければ

ならない。名札は図1-1-1を標準とする。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。）

図1-1-1 名札の標準図

| 監理（主任）技術者、監理技術者補佐                |                               |
|----------------------------------|-------------------------------|
| <div>写真<br/>2cm×3cm<br/>程度</div> | 氏名    ○○ ○○                   |
|                                  | 工事名   ○○ ○○                   |
|                                  | 工期   自○○年○○月○○日<br>至○○年○○月○○日 |
|                                  | 会社   ○○建設株式会社                 |
|                                  | <div>印</div>                  |

〔注1〕 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

〔注2〕 所属会社の社印とする。

4 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。

#### 1-1-1.1 受発注者間の情報共有

受発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、受注者、発注者が一堂に会する会議を施工者が設計図書の照査を実施した後及びその他必要に応じて開催するものとする。なお、開催の詳細については、特記仕様書の定めによるものとする。

#### 1-1-1.2 受注者相互の協力

受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

#### 1-1-1.3 調査・試験に対する協力

1 受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。

2 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

（1）調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなけ

ればならない。

- (2) 調査票等を**提出**した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
- (3) 正確な調査票等の**提出**が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- 3 受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
- 4 受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
- 5 受注者は、当該工事が川崎市建設工事低入札価格調査取扱要領の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として、「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、以下に掲げる措置を要求されたときは応じなければならない。
  - (1) 受注者は、監督員の求めに応じて、施工体制台帳を**提出**しなければならない。  
また、書類の**提出**に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
  - (2) 第1編1-1-4に基づく施工計画書の**提出**に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。  
なお、監督員からその内容の説明を下請負者へも行う場合があるので、受注者は了知するとともに、下請負者に対し周知しなければならない。
- 6 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行なう場合、具体的な内容を事前に監督員に説明し、**承諾**を得なければならない。

また、受注者は、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、**承諾**を得なければならない。

#### 1-1-14 工事の一時中止

- 1 発注者は、契約書第21条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して**通知**した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。

なお、暴風、豪雨、落雷、洪水、高潮、地震、津波、竜巻、地すべり、落盤、火

災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象（以下 「天災等」という。）による工事の中断については、1-1-3 8 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合
  - (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合
  - (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適切または不可能となった場合
- 2 発注者は、受注者が**契約図書**に違反しまたは監督員の**指示**に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に**通知**し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。
- 3 発注者は、受注者が災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する協定に基づき出動要請を受け、緊急的な応急対策を実施する必要がある場合は、受注者と**協議**を行ない、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に**通知**し、工事の全部または一部の施工を一時中止させることができる。
- 4 受注者は、前3項により施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に**提出**し、**承諾**を得なければならない。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を適切に保全しなければならない。

#### 1-1-15 設計図書の変更

**設計図書**の変更とは、入札に際して発注者が示した**設計図書**を、発注者が**指示**した内容及び設計変更の対象となることを認めた**協議**内容に基づき、発注者が修正することをいう。

#### 1-1-16 工期変更

- 1 契約書第16条第7項、第18条第1項、第19条第5項、第20条、第21条第3項、第22条及び第43条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第24条の工期変更**協議**の対象であるか否かを監督員と受注者との間で**確認**する（本条において以下「**事前協議**」という。）ものとする。
- 2 受注者は、契約書第19条第5項及び第20条に基づき**設計図書**の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す**事前協議**において工期変更**協議**の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める**協議**開始の日までに工期変更に関して監督員と**協議**しなければならない。
- 3 受注者は、契約書第21条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す**事前協議**において工期変更**協議**の対象であると**確認**さ



れた事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める**協議**開始の日までに工期変更に関して監督員と**協議**しなければならない。

- 4 受注者は、契約書第22条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前**協議**において工期変更**協議**の対象であると**確認**された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める**協議**開始の日までに工期変更に関して監督員と**協議**しなければならない。
- 5 受注者は、契約書第23条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第24条第2項に定める**協議**開始の日までに工期変更に関して監督員と**協議**しなければならない。

#### 1-1-17 支給材料及び貸与品

- 1 受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第16条第8項の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
- 3 受注者は、工事完成時（完成前に工事工程表上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、使用数量が**確認**できる書類を監督員に**提出**しなければならない。
- 4 契約書第16条第1項に規定する「引渡場所」については、**設計図書**または監督員の**指示**によるものとする。
- 5 受注者は、第16条第9項に定める「不用となった支給材料または貸与品の返還」については、監督員の**指示**に従うものとする。

なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできない。また、返還に要する費用は受注者の負担とする。

- 6 受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督員の**承諾**を得なければならない。
- 7 受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。
- 8 支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。
- 9 受注者は、貸与機械の使用にあたっては、国が定める請負工事用建設機械無償貸付仕様書に準拠するものとする。

#### 1-1-18 工事現場発生品

- 1 受注者は、**設計図書**に定められた現場発生品について、**設計図書**または監督員の**指示**する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員に**提出**しなければならない。

- 2 受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督員に**連絡**し、監督員が引渡しを**指示**したものについては、監督員の**指示**する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員に**提出**しなければならない。

#### 1-1-19 監督員による材料検査、段階確認及び立会

- 1 受注者は**設計図書**の規定に従い、監督員の材料検査、施工状況検査及び**立会**を受ける場合、事前に所定の様式により監督員に**提出**しなければならない。
- 2 監督員は、工事が**契約図書**どおりに行なわれているかを**確認**するため、必要に応じ工事現場または製作工場に立入り、**立会**または資料の**提出**を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。
- 3 施工状況検査は、次の各号に基づいて行なうものとする。
- (1) 受注者は、別に示す「施工状況検査一覧表（港湾工事のみ）」の検査時期並びに**設計図書**に定める事項について、監督員による施工状況検査を受けなければならない。
- (2) 受注者は、**設計図書**に定める監督員の施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質等の**確認**を行ない、その結果を整理し監督員に**提出**しなければならない。
- (3) 監督員は、**設計図書**に定められた施工状況検査を受注者の測定結果等に基づき出来形、品質、数量等の確認を行なうものとする。監督員が行なう施工状況検査には、現場代理人または現場代理人の指定する者が臨場しなければならない。
- (4) 監督員は、**設計図書**に定められた施工状況検査を書類確認とすることができ、この場合、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督職員にこれらを**提出**しなければならない。
- 4 監督員による検査及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備のために必要な費用は、受注者の負担とする。
- なお、監督員が製作工場において検査及び**立会**を行なう場合、受注者は、監督業務に必要な設備等の備わった執務室を無償で提供し、光熱費は、受注者が負担しなければならない。
- 5 監督員による検査及び**立会**の時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。
- 6 受注者は、契約書第10条第2項第3号、第14条第2項または第15条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督員の**立会**を受け、材料検査（**確認**を含む）に合格した場合であっても、契約書第18条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。

### 1-1-20 工事完成図

受注者は、出来形測量の結果及び**設計図書**に従って工事完成図を作成しなければならない。ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督員の**承諾**を得て工事完成図を省略することができる。

### 1-1-21 工事完成検査

- 1 受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成届を監督員を通じて発注者に**提出**しなければならない。
- 2 受注者は、工事完成届を監督員に**提出**する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
  - (1) **設計図書**（追加、変更**指示**も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
  - (2) 契約書第18条第1項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。
  - (3) **設計図書**により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。
  - (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
- 3 発注者は、工事完成検査に先立って、受注者に対して検査日を**通知**するものとする。
- 4 検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として**契約図書**と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
  - (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等
  - (3) 週休二日の履行状況
- 5 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の**指示**を行うことができるものとする。
- 6 修補の完了が**確認**された場合、その指示の日から修補完了の**確認**の日までの期間は、契約書第32条第2項にて規定する期間に含めないものとする。
- 7 受注者は、当該工事完成検査については、第1編1-1-20第4項の規定を準用する。

### 1-1-22 既済部分検査等

- 1 受注者は、契約書第39条第3項の部分払いの**確認**の請求を行った場合、または、契約書第41条第1項の工事の完成の**通知**を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。

- 2 受注者は、契約書第39条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に**提出**しなければならない。
- 3 検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
  - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等
  - (3) 週休二日の履行状況
- 4 受注者は、検査員の**指示**による修補については、前条の第5項の規定に従うものとする。
- 5 受注者は、当該既済部分検査については、第1編1-1-20第4項の規定を準用する。
- 6 発注者は、既済部分検査に先立って、受注者に対して検査日を**通知**するものとする。
- 7 受注者は、契約書第35条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督員に**提出**しなければならない。

#### **1-1-23 中間検査**

- 1 受注者は、川崎市請負工事中間検査実施要領に基づく、中間検査を受けなければならない。
- 2 中間検査の対象工事については、**特記仕様書**で指定するものとするが、検査担当課長が必要と認めた工事については、抜打ち検査を実施するものとする。
- 3 中間検査は、施工中の各段階における施工状況、品質管理及び施工体制等について現場及び書類の**確認**を行う。なお、中間検査の時期選定は監督員が行い、事前に受注者に**連絡**するものとする。ただし、抜打ち検査については事前の**連絡**はしないものとする。
- 4 受注者は、常に施工に際しての必要な書類を整理しておき、中間検査時適宜、検査員に**提示**しなければならない。
- 5 受注者は、中間検査に際し現場代理人及び監理（主任）技術者が**立会**わなければならない。

#### **1-1-24 部分使用**

- 1 発注者は、受注者の**承諾**を得て部分使用できるものとする。
- 2 受注者は、発注者が契約書第34条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、監督員による品質及び出来形等の検査（**確認**を含む）を受けるものとする。

### 1-1-25 履行報告

受注者は、契約書第12条の規定に基づき、履行状況を所定の様式に基づき作成し、監督員に提出しなければならない。

### 1-1-26 工事関係者に対する措置請求

- 1 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者または監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

### 1-1-27 後片付け

受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

### 1-1-28 文化財の保護

- 1 受注者は、工事の施工に当って文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。
- 2 受注者が、工事の施工に当り、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋設物の発見者としての権利を保有するものである。

### 1-1-29 施設管理

- 1 受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第34条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督員と協議できる。

なお、当該協議事項は、契約書第10条の規定に基づき処理されるものとする。

### 1-1-30 諸法令の遵守

- 1 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。

なお、主な法令は以下に示すとおりである。

|                                  |                       |
|----------------------------------|-----------------------|
| (1) 会計法                          | (令和元年5月改正 法律第 16 号)   |
| (2) 建設業法                         | (令和3年5月改正 法律第 48 号)   |
| (3) 下請代金支払遅延等防止法                 | (平成21年6月改正 法律第 51 号)  |
| (4) 労働基準法                        | (令和2年3月改正 法律第 14 号)   |
| (5) 労働安全衛生法                      | (令和元年6月改正 法律第 37 号)   |
| (6) 作業環境測定法                      | (令和元年6月改正 法律第 37 号)   |
| (7) じん肺法                         | (平成30年7月改正 法律第 71 号)  |
| (8) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律           | (令和4年3月改正 法律第 12 号)   |
| (9) 出入国管理及び難民認定法                 | (令和3年6月改正 法律第 69 号)   |
| (10) 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律 | (令和4年6月改正 法律第 68 号)   |
| (11) 道路法                         | (令和3年3月改正 法律第 9 号)    |
| (12) 道路交通法                       | (令和4年4月改正 法律第 32 号)   |
| (13) 道路運送法                       | (令和2年6月改正 法律第 36 号)   |
| (14) 道路運送車両法                     | (令和4年3月改正 法律第 4 号)    |
| (15) 砂防法                         | (平成25年11月改正 法律第 76 号) |
| (16) 地すべり等防止法                    | (平成29年6月改正 法律第 45 号)  |
| (17) 河川法                         | (令和3年5月改正 法律第 31 号)   |
| (18) 海岸法                         | (平成30年12月改正 法律第 95 号) |
| (19) 港湾法                         | (令和4年3月改正 法律第 7 号)    |
| (20) 港則法                         | (令和3年6月改正 法律第 53 号)   |
| (21) 水路業務法                       | (令和4年6月改正 法律第 68 号)   |
| (22) 漁業漁場整備法                     | (平成30年12月改正 法律第 95 号) |
| (23) 下水道法                        | (令和4年5月改正 法律第 44 号)   |
| (24) 航空法                         | (令和4年6月改正 法律第 62 号)   |
| (25) 公有水面埋立法                     | (平成26年6月改正 法律第 51 号)  |
| (26) 軌道法                         | (令和2年6月改正 法律第 41 号)   |
| (27) 森林法                         | (令和2年6月改正 法律第 41 号)   |
| (28) 環境基本法                       | (令和3年5月改正 法律第 36 号)   |
| (29) 火薬類取締法                      | (令和元年5月改正 法律第 16 号)   |
| (30) 大気汚染防止法                     | (令和2年6月改正 法律第 39 号)   |
| (31) 騒音規制法                       | (平成26年6月改正 法律第 72 号)  |
| (32) 水質汚濁防止法                     | (平成29年6月改正 法律第 45 号)  |
| (33) 湖沼水質保全特別措置法                 | (平成26年6月改正 法律第 72 号)  |

|                               |                          |
|-------------------------------|--------------------------|
| (34) 振動規制法                    | (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号) |
| (35) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律         | (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)    |
| (36) 資源の有効な利用の促進に関する法律        | (令和 4 年 5 月改正 法律第 46 号)  |
| (37) 文化財保護法                   | (令和 3 年 4 月改正 法律第 22 号)  |
| (38) 砂利採取法                    | (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号) |
| (39) 電気事業法                    | (令和 4 年 6 月改正 法律第 74 号)  |
| (40) 消防法                      | (令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号)  |
| (41) 測量法                      | (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)    |
| (42) 建築基準法                    | (令和 4 年 5 月改正 法律第 55 号)  |
| (43) 海上交通安全法                  | (令和 3 年 6 月改正 法律第 53 号)  |
| (44) 海上衝突予防法                  | (平成 15 年 6 月改正 法律第 63 号) |
| (45) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律     | (令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号)  |
| (46) 船員法                      | (令和 3 年 6 月改正 法律第 75 号)  |
| (47) 船舶職員及び小型船舶操縦者法           | (平成 30 年 6 月改正 法律第 59 号) |
| (48) 船舶安全法                    | (令和 3 年 5 月改正 法律第 43 号)  |
| (49) 自然環境保全法                  | (平成 31 年 4 月改正 法律第 20 号) |
| (50) 自然公園法                    | (令和 3 年 5 月改正 法律第 29 号)  |
| (51) 雇用保険法                    | (令和 4 年 3 月改正 法律第 12 号)  |
| (52) 労働者災害補償保険法               | (令和 2 年 6 月改正 法律第 40 号)  |
| (53) 健康保険法                    | (令和 3 年 6 月改正 法律第 66 号)  |
| (54) 中小企業退職金共済法               | (令和 2 年 6 月改正 法律第 40 号)  |
| (55) 都市公園法                    | (平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号) |
| (56) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律  | (令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号)  |
| (57) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律    | (令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号)  |
| (58) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 | (令和 3 年 5 月改正 法律第 371 号) |
| (59) 土壤汚染対策法                  | (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号) |
| (60) 公共工事の品質確保の促進に関する法律       | (令和元年 6 月改正 法律第 35 号)    |
| (61) 航路標識法                    | (令和 3 年 6 月改正 法律第 53 号)  |
| (62) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律    |                          |

|                                        |                            |
|----------------------------------------|----------------------------|
|                                        | (平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号)   |
| (63) 漁業法                               | (令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号)    |
| (64) 技術士法                              | (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)      |
| (65) 計量法                               | (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)   |
| (66) 空港法                               | (令和 4 年 6 月改正 法律第 62 号)    |
| (67) 厚生年金保険法                           | (令和 3 年 6 月改正 法律第 66 号)    |
| (68) 最低賃金法                             | (平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号)   |
| (69) 職業安定法                             | (令和 4 年 3 月改正 法律第 12 号)    |
| (70) 所得税法                              | (令和 4 年 6 月改正 法律第 71 号)    |
| (71) 水産資源保護法                           | (平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号)  |
| (72) 船員保険法                             | (令和 3 年 6 月改正 法律第 66 号)    |
| (73) 特許法                               | (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)    |
| (74) 電波法                               | (令和 4 年 6 月改正 法律第 70 号)    |
| (75) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 | (令和 4 年 4 月改正 法律第 32 号)    |
| (76) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律                | (令和 4 年 3 月改正 法律第 12 号)    |
| (77) 毒物及び劇物取締法                         | (平成 30 年 6 月改正 法律第 66 号)   |
| (78) 警備業法                              | (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)      |
| (79) 個人情報保護に関する法律                      | (令和 4 年 5 月改正 法律第 54 号)    |
| (80) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律         | (令和 2 年 6 月改正 法律第 42 号)    |
| (81) 都市計画法                             | (令和 4 年 12 月改正 法律第 87 号)   |
| (82) 著作権法                              | (令和 3 年 6 月改正 法律第 52 号)    |
| (83) 地方自治法                             | (令和 4 年 12 月改正 法律第 104 号)  |
| (84) 駐車場法                              | (平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号)   |
| (85) 河川法施行法抄                           | (平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号) |
| (86) 農薬取締法                             | (令和元年 12 月改正 法律第 62 号)     |

2 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

3 受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第 1 項の諸法令に照らし不適當であつたり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督員と協議しなければならない。

### 1-1-3 官公庁等への手続等

1 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければ



ばならない。

- 2 受注者は、工事の施工に係る諸法令、諸条例に基づき、官公庁、その他関係機関に対して、自らの負担で工事の施工に支障のないように手続きを行わなければならない。

なお、受注者は、手続きに先立ちその届出書類等の写しを事前に監督員に**提出**するものとし、許可書等が発行される場合、その写しを監督員に**提出**しなければならない。

- 3 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。

なお、受注者は、許可承諾内容が**設計図書**に定める事項と異なる場合、監督員に**通知**し、その対応方法等に関して**協議**しなければならない。

- 4 受注者は、工事施工中に、地域住民等との間に紛争が生じないように努めなければならない。

- 5 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があった場合、誠意をもってその解決にあたらなければならない。

- 6 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、受注者の行うべきものにつき自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督員に事前通知の上、これらの交渉に当っては誠意をもって対応しなければならない。

- 7 受注者は、施工現場とその周辺及び工事に使用する船舶の回航・曳航経路上に、送電線等の工作物がある場合には、使用する船舶・機械の規模、航行経路、作業期間など必要な事項を、一般電気事業者等工作物の設置者に説明しなければならない。

- 8 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で**確認**する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に**報告**し、**指示**があればそれに従うものとする。

### 1-1-3 2 施工時期及び施工時間の変更

- 1 受注者は、**設計図書**に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と**協議**するものとする。

- 2 受注者は、**設計図書**に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に作業を行う場合は、事前にその理由を監督員に連絡しなければならない。  
ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。

### 1-1-3 3 工事測量

- 1 受注者は、工事着手後直ちに自らの費用で**設計図書**に示された、又は監督員の指示する水準点、多角点等を使用して、工事施工に必要な基線測量、法線測量、水準測量、水深測量等を実施し、測量結果を監督員に**提出**しなければならない。

なお、測量結果が**設計図書**に示されている数値と相違する場合、その旨を監督員に**通知**し、**指示**を受けなければならない。

- 2 受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを**確認**し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督員に**通知**し、直ちに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。
- 3 水深測量にあたり採用する工事基準面は、川崎港工事基準面K P（東京湾平均海面以下1.09m）とする。
- 4 検潮は、本市港湾局で観測の検潮記録を使用するものとする。
- 5 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。
- 6 受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督員と協議しなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。
- 7 受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。
- 8 水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準として行うものとする。
- 9 当該工事に必要な測量・調査にあたり、GNSSを使用する場合は、当該工事等の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を監督職員に提出し承諾を得なければならない。

#### 1-1-34 提出書類

受注者は、**提出書類**を「**提出書類様式**」に基づき、監督員に**提出**するものとし、これに定めのないものは、監督員の**指示**する様式によるものとする。

また、これによらない場合は、1-1-25 履行報告に定める週間工程表を除いて、あらかじめ監督員と**協議**するものとする。

#### 1-1-35 不可抗力による損害

- 1 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに工事災害通知書により監督員に**通知**しなければならない。
- 2 契約書第30条第1項に規定する「**設計図書**で基準を定めたもの」とは、以下の

各号に掲げるものをいう。

(1) 波浪、高潮に起因する場合

波浪、高潮が想定している設計条件以上又は、周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合

(2) 降雨に起因する場合

以下のいずれかに該当する場合

① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上

② 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上

③ 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上

④ その他設計図書で定めた基準

(3) 強風に起因する場合

最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合

(4) 河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合。

(5) 地震、津波、豪雪に起因する場合

周辺の状況により判断し、相当の範囲にわたって、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

- 3 契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第27条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

### 1-1-36 特許権等

- 1 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関する費用負担を契約書第9条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に監督員と協議しなければならない。
- 2 受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。
- 3 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法（令和3年6月改正 法律第52号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。

### 1-1-37 保険の付保及び事故の補償

- 1 受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に**設計図書**に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。
- 2 受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。
- 3 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法、中小企業退職金共済法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- 4 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。
- 5 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
- 6 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同時に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。

受注者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の履行に関し、つぎのとおり行わなければならない。なお、必要な様式に関しては、「建設業退職金共済の履行確保に関する取扱要領」にて定めている。

- （1）受注者は、建退共制度に加入し、その掛金収納書を工事請負契約締結後1ヶ月以内に、「建設業退職金共済証紙購入状況報告書（第1号様式）」（以下「購入状況報告書」という。）に貼付して監督員に**提出**しなければならない。その際、下請業者（2次以下の下請けを含む）の購入分にかかる掛金収納書も併せて提出すること。なお、追加購入した場合には、工事完成時にその掛金収納書を購入状況報告書に貼付し、**提出**しなければならない。
- （2）受注者は、工事請負契約締結後1ヶ月以内に、掛金収納書を**提出**できない場合には、「建設業退職金共済証紙購入状況報告書未提出等理由書（第2号様式）」（以下「理由書」という。）を**提出**し、その後、できるだけ速やかに掛金収納書を購入状況報告書に貼付し、**提出**しなければならない。
- （3）受注者は、工事の種類、現場の状況等により建退共制度の対象となる労働者を雇用しない等の理由により掛金収納書を**提出**できない場合には、理由書を**提出**しなければならない。この場合、対象となる労働者の雇用の有無については、下請業者を含めて考えるものとする。
- （4）受注者は、共済証紙の貼付、受払の記録を建設業退職金共済証紙受払簿及び建

設業退職金共済証紙貼付実績報告書により行い、工事完成時に**提出**しなければならない。ただし、監督員の請求があった場合は、工事完成前であっても遅滞なく**提示**しなければならない。

(5) 受注者は、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を現場事務所及び工事現場の出入り口等、見やすい場所に掲示しなければならない。

(6) 受注者は、(1) から (5) の事項のほか、以下の事項についても留意すること。

- ・受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- ・受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により公布すること、または、建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すること。
- ・下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、受注者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務処理を委託する方法もあるので、受注者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

### 1-1-38 臨機の措置

- 1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督員に**通知**しなければならない。
- 2 監督員は、天災等に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

### 1-1-39 石綿使用の有無

受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。

## 第2節 施工管理

### 1-2-1 適用

- 1 受注者は、**施工計画書**に示される作業手順に従って施工し、品質及び出来形が設

計図書に適合するよう十分な施工管理を行わなければならない。

- 2 監督員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、受注者は、監督員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。

- (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
- (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
- (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合

### 1-2-2 現場管理

- 1 受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事目的、工期、発注者名および施工者名（受注者名）を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。

- 2 受注者は、受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をとまなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。

なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「過積載特記仕様書」に従うものとする。

- 3 受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成29年5月改正法律第41号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改正平成28年8月30日付け国総環リ第6号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用するとともに、施工計画書に記載しなければならない。また、受注者は使用機械が排出ガス対策機械であることを証明するために使用機械に貼ってあるステッカー等の写真を撮り、検査時に提示すること。

排出ガス対策型機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス、浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

表 1－1－1

| 機 種                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 備 考                                                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般工事用建設機械<br>・ バックホウ<br>・ トラクタショベル（車輪式）<br>・ ブルドーザ<br>・ 発動発電機（可搬式）<br>・ 空気圧縮機（可搬式）<br>・ 油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーササーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）<br>・ ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ<br>・ ホイールクレーン | ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。<br>ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。 |

- 4 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、**提示**しなければならない。

なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

- 5 受注者は、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正）に基づき指定された建設機械を使用するとともに、施工計画書に記載しなければならない。また、受注者は使用機械が対策機械であることを証明するために使用機械に貼ってあるステッカー等の写真を撮り、検査時に提示

すること。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。

- 6 受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。また、工事完成後は、受注者の機器、残材、各種の仮設物及びその他の廃品等を速やかに撤去し現場を清掃しなければならない。ただし、工事検査に必要な足場、安全ネット等は、監督員の指示に従い残置し、検査終了後、速やかに撤去するものとする。
- 7 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、または影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。
- 8 受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保のほか、労働施策総合推進法の改正（パワーハラスメント防止対策義務化）に基づきハラスメントのない労働環境の改善に努めなければならない。
- 9 受注者は、工事中に物件を発見又は取得した場合、直ちに監督員および関係官公庁へ通報し、その指示を受けるものとする。
- 10 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和4年1月改正 政令第16号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法（令和4年4月改正 法律第32号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両について

- ① 施工計画書に一般的制限値を超える車両等を記載
- ② 出発地点、走行途中、現場到着地点における写真（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真）

なお、走行途中の写真撮影が困難な場合は監督員の承諾を得て省略できるものとする。

- ③ 通行許可証の写し



- ④ 車両通行記録計（タコグラフ）の写し（夜間走行条件の場合のみ）なお、大型建設機械の分解輸送については「大型建設機械の分割輸送マニュアル」（平成10年3月（社）日本建設機械化協会）を参考とする。
- 11 受注者は、工事現場の環境改善を図るため、現場事務所、作業船、作業員宿舎、作業船内、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域と積極的なコミュニケーションおよび現場周辺的美装化に努めるものとする。

### **1-2-3 主任技術者（監理技術者）**

受注者は、工事現場ごとに建設業法の規定に基づく資格を有する主任技術者（監理技術者）を配置しなければならない。また、別に示す「主任技術者（監理技術者）資格表」の資格及び監理技術者講習修了証を有する者又は、これと同等の資格を有するものでなければならない。なお、主任技術者（監理技術者）が専任の場合、現場施工において契約工期内に専任を要しない期間は以下のとおりとする。

- （1）請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
- （2）工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、工期末日の翌日以降に工事検査を行う場合の専任期間は、工期末日までとする。
- （3）受注者の責によらない理由により、工事を全面的に一時中止している期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
- （4）工場製作を含む工事のうち、工場製作のみ行われている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

### **1-2-4 潜水作業従事者**

受注者は、潜水作業を行う場合、「港湾工事等潜水作業従事者配置要領」により潜水作業従事者を配置しなければならない。

### **1-2-5 海上起重作業船団の船団長**

受注者は、海上起重作業船団により作業を行う場合、「港湾工事等海上起重作業船団長配置要領」により船団長を配置しなければならない。

### **1-2-6 工程管理**

受注者は、計画工程表に基づき、規定の工期内に工事が円滑に完成するよう工程管理を行わなければならない。また、工事の重要段階では、短期の工程表を作成し工程の遅延を防止するものとし、監督員から要求があった場合は、実施工程表を提出しなければならない。

### **1－2－7 品質管理**

1 工事に使用する材料（製品を含む、以下同じ。）の品質に関する管理項目、管理内容、管理方法、品質規格、測定頻度及び結果の整理方法は設計図書及び「港湾工事品質管理基準」の定めによらなければならない。

2 受注者は、品質に異常が想定される場合、品質確認に必要な試験等を行わなければならない。なお、監督員は、品質に疑いのある場合、品質確認に必要な試験等を指示することができるものとする。

3 受注者は、工事の種類、規模、施工条件等により、「港湾工事品質管理基準」に定める管理基準により難しい場合、事前に監督員の承諾を得て、品質に関する管理項目、管理内容、管理方法、品質規格、測定頻度及び結果の整理方法を変更することができるものとする。

4 受注者は、工事に使用する材料の品質管理を設計図書及び「港湾工事品質管理基準」に基づき実施し、その結果を速やかにとりまとめ監督員に提出しなければならない。なお、この基準に示す管理図表の様式により難しい場合は、事前に監督員の承諾を得た様式によることができるものとする。

### **1－2－8 出来形管理**

1 工事目的物等の出来形に関する管理項目、測定方法、測定密度、測定単位、許容範囲及び結果の整理方法は、設計図書及び「港湾工事出来形管理基準」の定めによらなければならない。

2 受注者は、工事の種類、規模、施工条件等により、「港湾工事出来形管理基準」に定める施工管理により難しい場合、事前に監督員の承諾を得て、工事目的物等の出来形に関する管理項目、測定方法、測定密度、測定単位、許容範囲及び結果の整理方法を変更することができるものとする。

3 受注者は工事目的物等の出来形管理を設計図書及び「港湾工事出来形管理基準」に基づき実施し、その結果を速やかにとりまとめ監督員に提出しなければならない。なお、この基準に示す管理図表の様式により難しい場合は、事前に監督員の承諾を得た様式によるものとする。

4 工事目的物の出来形が設計図書及び「港湾工事出来形管理基準」に定める許容範囲を満足している場合は、設計数量どおり出来上がったものとする。

### **1－2－9 写真管理**

1 工事段階ごとの施工状況及び完成後に外面から明視できない箇所等の写真（電子媒体によるものを含む）に関する撮影区分、撮影項目、撮影箇所及び撮影時期等は、設計図書及び「港湾工事写真管理基準」の定めによらなければならない。なお、同じ工事内容を繰り返す場合の撮影は代表的な1サイクルとし、他のサイクルは省略でき

るものとする。

2 受注者は、工事の種類、規模、施工条件等により、「港湾工事写真管理基準」に定める施工管理により難しい場合、事前に監督員の承諾を得て、工事段階ごとの施工状況及び完成後に面から明視できない箇所等の写真に関する撮影区分、撮影項目、撮影箇所及び撮影時期等を変更できるものとする。

3 受注者は、施工状況等の写真管理を設計図書及び「港湾工事写真管理基準」に基づき実施し、その結果を速やかにとりまとめ監督員に提出しなければならない。なお、電子媒体を提出する場合は、原則として CD-ROM 又は DVD-R により提出しなければならない。記録画像ファイル形式は JPEG 形式（非圧縮～圧縮率 1/8 まで）をそれぞれ原則とし、これ以外による場合には監督員の承諾を得なければならない。

4 受注者は、上記の他に、工事施工前と工事完成後の写真が比較できるように全景写真を撮影し、監督員に提出しなければならない。

5 受注者は、必要に応じ、現場条件の変更、臨機の措置、支給材料、貸与物件、現場発生品及び工事中の安全管理に関する確認のための写真を撮影し、監督員に提出しなければならない。

6 受注者は、工事中に被災した場合、被災状況の確認のため、必要に応じ工事目的物等の全景及び部分の写真を撮影し、監督員に提出しなければならない。

7 写真はカラー写真とし、被写体の状況、場所、時期、形状寸法の確認ができるように工夫して撮影しなければならない。なお、必要に応じ被写体の寸法がわかるように、スケール（巻尺、ポール、及び箱尺等）を必要箇所に添えて撮影するものとする。

8 写真には、必要に応じ、工事名、工種、測点番号、設計寸法、実測寸法及び略図等を記入した小黒板を入れて撮影しなければならない。なお、電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容の判断ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いなければならない。（有効画素数 100～300 万画素程度、プリンターはフルカラー 300dpi 以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで 3 年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。）

9 監督員に提出する写真は「デジタル写真管理情報基準（国土交通省）」により整理しなければならない。アルバムの大きさは A 4 程度とし、表紙には施工年度、工事名、受注者名を記入しなければならない。

写真は、施工順序に従って「港湾工事写真管理基準」に示す撮影基準ごとに各 1 枚を張付け、必要に応じて撮影箇所を記入するものとする。

10 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用が出来るものとする。

11 デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事・業務写真の小黒板情報電子化の推進について」（令和 3 年 1 月 19 日付け国港技第 66 号）に基づ

き実施しなければならない。

### 1-2-10 環境保全

- 1 受注者は、環境保全のため、関係法令及び条例を遵守し、工事の施工により発生する恐れのある騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の防止対策を施工計画時及び工事実施段階の各々で検討・実施しなければならない。
- 2 受注者は、工事施工中に環境が阻害される恐れが生じ、または発生した場合、直ちに応急処置を講じ、監督員に**通知**しなければならない。また、受注者は、必要な環境保全対策を立て監督員の**承諾**を得て、または監督員の**指示**に基づき環境の保全に努めなければならない。
- 3 監督員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は必要な資料を**提出**しなければならない。
- 4 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。受注者は、「作業船団の運航に伴う環境保全対策マニュアル（社）日本海上起重技術協会」を参考にし、工事施工中の環境保全に努めなければならない。
- 5 受注者は、海中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。
- 6 受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（法律第66号令和3年5月改正 法律第36号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。
  - （1）グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難い場合は、監督員と**協議**する。また、その調達実績の集計結果を監督員に**提出**するものとする。なお、集計及び**提出**の方法は、**設計図書**及び監督員の**指示**による。
  - （2）グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。

### 1-2-11 建設副産物

- 1 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、

設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督員の承諾を得なければならない。

- 2 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または、電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に提示しなければならない。
- 3 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）、川崎市建設リサイクルガイドライン（令和5年1月）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
- 4 受注者は、土砂（500m<sup>3</sup>以上）、碎石（500t以上）または加熱アスファルト混合物（200t以上）のいずれかに該当する建設資材を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、**施工計画書**にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- 5 受注者は、500m<sup>3</sup>以上の建設発生土、コンクリート塊とアスファルト・コンクリート塊と建設発生木材の合計で200t以上のいずれかを工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、**施工計画書**にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。  
また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- 6 受注者は、最終契約金額が100万円（消費税を含む）以上の工事の場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。

#### 1-2-12 創意工夫

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完成時までに所定の様式により、監督員に提出することができる。

#### 1-2-13 測量・調査

当該工事に必要な測量・調査にあたり、GNSSを使用する場合は、当該工事等の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を監督員に提出し承諾を得なければならない。

### 第3節 安全管理

#### 1-3-1 適用

- 1 受注者は、「港湾工事安全施工指針（一社）日本埋立浚渫協会」「潜水作業安全施工指針（一社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（一社）日本海上起重技術協会」、「建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日付）」、「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和6年3月5日）」「建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平17年3月31日）」を参考にし、常に工事の安全に留意して、事故及び災害の防止について努めなければならない。
- 2 受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
- 3 受注者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合、板囲、ロープ等により囲うとともに、立入り禁止の標示をしなければならない。
- 4 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行又はえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。
- 5 受注者は、工事用運搬路として公衆に供する道路を使用する場合、関係法令に基づき安全対策を講じなければならない。特に、受注者は、路面を汚損したり、第三者に損害を与えることのないよう積載物の落下等の防止に努めなければならない。
- 6 受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を海中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちにに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、監督員及び関係官公庁に**通知**しなければならない。
- 7 受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じるとともに監督員及び関係官公庁に**通知**しなければならない。
- 8 受注者は、工事中に機雷、爆弾等の爆発物を発見又は拾得した場合、監督員及び関係官公庁へ直ちに電話等にて連絡をし、**指示**を受け、その後書面による**通知**をしなければならない。
- 9 受注者は、工事期間中適宜、工事区域及びその周辺の安全巡視を行い、安全を確保しなければならない。

- 10 受注者は、事故又は災害が発生した場合は、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに監督員及び関係官公庁に電話等にて状況を連絡し、その後書面による通知をしなければならない。
- 11 受注者は、足場の施工にあたり、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（厚生労働省 平成27年5月）」及び「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 令和5年12月）」によるものとし、足場の組立、解体、変更作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。
- 12 受注者は、工事に先立ち、施工現場とその周辺及び工事に使用する船舶の回航・曳航経路上に、送電線・海底ケーブル等の工作物若しくは埋設物の有無など必要な事項を、一般電気事業者等工作物の設置者に確認し、関係法令に基づき、安全対策を講じなければならない。

### 1-3-2 異常現象等への対応

受注者は、施工中における安全確保のため、異常現象等に対して次に示すことなどの必要な措置を講じなければならない。

- (1) 天災等に対しては、天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなければならない。
- (2) 作業時に危険を予知した場合は、直ちに作業を中止し、作業員を安全な場所に退避させなければならない。
- (3) 異常個所の点検及び原因の調査等は、二次災害防止のための応急措置を行った後、安全に十分注意して行わなければならない。

### 1-3-3 安全教育及び安全訓練等の実施

- 1 受注者は、工事施工中、現場に即した安全教育及び安全訓練等を工事着手後、作業員全員の参加により、毎月4時間以上の時間を割当て、次に掲げる項目から実施内容を選択し安全教育及び安全訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することもできる。

- (1) 安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育
- (2) 工事内容の周知徹底
- (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) 工事における災害対策訓練
- (5) 工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全教育及び安全訓練等としての必要な事項

- 2 受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督員に提出しなければならない。

3 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

#### **1－3－4 工事現場における連絡体制等**

受注者は、複数の工事が相互に関連する建設現場では、各工事を安全かつ円滑に実施するため、監督員及び他の受注者間との安全施工に関する緊密な情報交換を行なわなければならない。また、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行なうため、関係者による工事関係者連絡会議を組織しなければならない。

#### **1－3－5 爆発及び火災の防止**

- 1 受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。なお、監督員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。
- 2 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入り防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。
- 3 受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。
- 4 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- 5 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行う等、適切な措置を講じるとともに、周辺の整理整頓に努めなければならない。
- 6 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きにしてはならない。

#### **1－3－6 事故報告書**

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、監督員が指示する様式（事故報告書）で指示する期日までに、事故報告書を提出しなければならない。

#### **1－3－7 鯨等に対する安全対策委**

鯨等に対する安全対策が必要とされる場合は、監督員と協議し、適切な対策を講じなければならない。



# 第 2 章 材 料

## 第 1 節 適用

工事に使用する材料は、**設計図書**に品質規格を特に明示した場合を除き、この**共通仕様書**に示す規格に適合したもの、またはこれらと同等品以上の品質を有するものとする。

なお、受注者が同等品以上の品質を有するものとして、外国産の建設資材を用いる場合は、外国産資材の品質審査・証明事業を実施する機関が発行する外国産資材品質審査証明書（以下「外国産資材品質審査証明書」という。）あるいは、海外建設資材品質審査・証明事業を実施する機関が発行する海外建設資材品質審査証明書（以下「海外建設資材品質審査証明書」という。）を材料の品質を証明する資料とすることができる。ただし、監督員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。また、JIS 規格が定まっていない建設資材のうち、海外の JIS マーク表示認証工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、外国産資材品質審査証明書あるいは、海外建設資材品質審査証明書を提出しなければならない。ただし、JIS マーク表示認証外の製品として生産・納入されている建設資材については、外国産資材品質審査証明書、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を**提出**するものとする。

## 第 2 節 工事材料の品質

- 1 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は、速やかに**提示**しなければならない。ただし、**設計図書**で**提出**を定められているものについては、監督員へ**提出**しなければならない。

なお、JIS 規格品のうち JIS マーク表示が認証され JIS マーク表示がされている材料・製品等（以下、「JIS マーク表示品」という）については、JIS マーク表示状態を示す写真等確認資料の**提示**に替えることができる。

- 2 契約書第 14 条第 1 項に規定する「中等の品質」とは、JIS 規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものをいう。
- 3 受注者は、**設計図書**において試験を行うこととしている工事材料について、JIS または**設計図書**に定める方法により試験を実施し、その結果を監督員に**提出**しなければならない。

なお、JIS マーク表示品については試験を省略できる。

- 4 受注者は、**設計図書**において指定された工事材料について、見本又は、品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督員に**提出**し、**確認**を受けなければならない。

なお、JIS マーク表示品については、JIS マーク表示状態の**確認**とし見本または品質を証明する資料の**提出**は省略できる。

- 5 受注者は、工事材料を使用するまでにその材料に変質が生じないように、これを保管しなければならない。

なお、材質の変質により工事材料の使用が、不相当と監督員から**指示**された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度**確認**を受けなければならない。

- 6 受注者は、第1節でいう同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、外国産資材品質審査証明書あるいは、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。

なお、受注者は、海外で生産された建設資材のうち JIS マーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、外国産資材品質審査証明書、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出しなければならない。

### 第3節 土

#### 2-3-1 一般事項

- 1 工事に使用する材料の種類、品質及び形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。
- 2 浚渫土砂等を使用する場合の採取区域、深度等は、**設計図書**の定めによるものとする。

なお、受注者は、**設計図書**に採取場所の指定がない場合、施工に先立ち使用する材料の試験成績表及び産地を明示した書類を監督員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

- 3 土の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（令和5年10月）」を参考にするものとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局 平成24年3月）に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「土工」の基準を満足する試験成績表を監督職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

## 第4節 石材等

### 2-4-1 一般事項

工事に使用する砂及び砕石は、異物の混入のないものでなければならない。

### 2-4-2 砂

- 1 敷砂、改良杭及び置換に使用する砂は、「図2-1 使用砂の粒径加積曲線」に示す範囲で、透水性の良いものでなければならない。なお、シルト含有量は、設計図書の定めによるものとする。

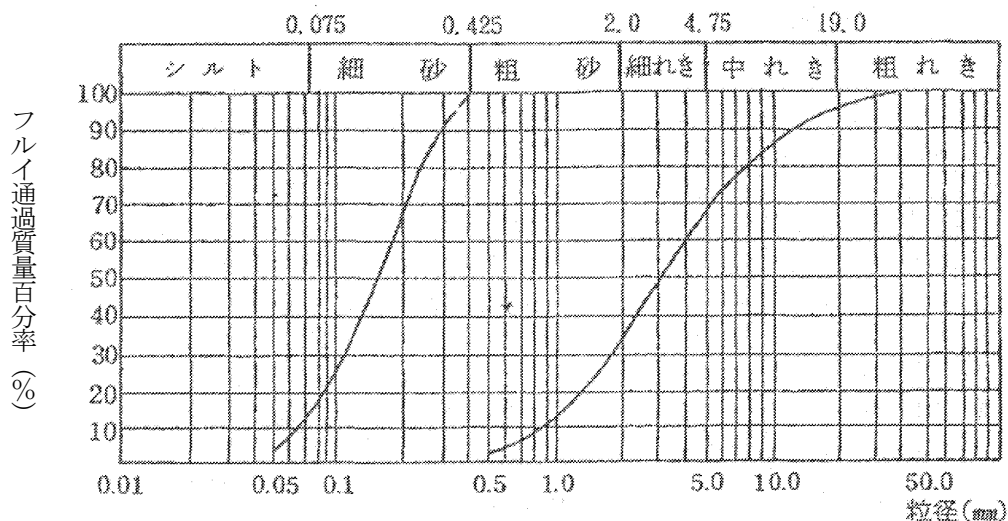


図2-1 使用砂の粒径加積曲線

- 2 本条第1項以外の工事で使用する砂の品質及び形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。
- 3 受注者は、施工に先立ち試験成績表及び産地を明示した書類を監督員に提出し、承諾を得なければならない。
- 4 砂の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（令和5年10月）」を参考にするものとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局 平成24年3月）」に示された循環資源材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法の「地盤改良工、土工」の基準を満足する試験成績表を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

### 2-4-3 砂利、碎石

- 1 工事に使用する砂利、碎石の品質及び形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。
- 2 受注者は、施工に先立ち試験成績表及び産地を明示した書類を監督員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。
- 3 砂利・碎石の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（令和5年10月）」を参考にするものとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局 平成24年3月）」に示された環境資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「土工」の基準を満足する試験成績表を監督員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

### 2-4-4 石

- 1 工事に使用する石は、「JIS A 5006 割ぐり石」に適合しなければならない。  
なお、JISに規定する割ぐり石の原石には、「これらに準ずる岩石」として鉄鋼スラグ水和固化体製人工石材（以下「人工石材」と称する。）を含むものとする。  
ただし、軟石は使用してはならない。
- 2 石は、偏平細長でなく、風化凍壊の恐れのないものでなければならない。
- 3 石の比重及び規格等は、**設計図書**の定めによるものとする。
- 4 受注者は、施工に先立ち石の比重の試験成績表及び産地を明示した書類を監督員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。  
なお、準硬石及び人工石材を使用する場合は、**設計図書**の定めによる基準を満足する試験成績表を監督員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。
- 5 **設計図書**の定めにより、鉄鋼スラグ水和固化体製人工石材を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（令和5年10月）」を参考にするものとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局 平成24年3月）」に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「基礎工、本体工、被覆・根固・消波工、裏込・裏埋工（港湾工事）」の基準を満足する試験成績表を監督員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

## 第5節 骨材

### 2-5-1 一般事項

道路用砕石、コンクリート用砕石及びコンクリート用スラグ骨材は、以下の規格に適合しなければならない。

|                |                                          |
|----------------|------------------------------------------|
| JIS A 5001     | 「道路用砕石」                                  |
| JIS A 5308     | 「レディーミクストコンクリート 附属書 A レディーミクストコンクリート用骨材」 |
| JIS A 5005     | 「コンクリート用砕石及び砕砂」                          |
| JIS A 5011 - 1 | 「コンクリート用スラグ骨材（高炉スラグ骨材）」                  |
| JIS A 5011 - 2 | 「コンクリート用スラグ骨材（フェロニッケルスラグ骨材）」             |
| JIS A 5011 - 3 | 「コンクリート用スラグ骨材（銅スラグ骨材）」                   |
| JIS A 5011 - 4 | 「コンクリート用スラグ骨材（電気炉酸化スラグ骨材）」               |
| JIS A 5011 - 5 | 「コンクリート用スラグ骨材（石炭ガス化スラグ骨材）」               |
| JIS A 5015     | 「道路用鉄鋼スラグ」                               |
| JIS A 5021     | 「コンクリート用再生骨材H」                           |

なお、骨材の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン（改訂）（令和5年10月）」を参考にするものとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局 平成24年3月）」に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「コンクリート工、コンクリート製品又は舗装工」の基準を満足する試験成績表を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

### 2-5-2 セメントコンクリート用骨材

- 1 粗骨材の最大寸法は、設計図書の定めによるものとする。
- 2 細骨材及び粗骨材の粒度分布は、「表2-1 細骨材及び粗骨材の粒度の範囲」によらなければならない。

表 2－1 細骨材及び粗骨材の粒度の範囲

| 骨材の種類 |            |    | ふるいを通るものの質量百分率　％ |            |     |            |            |           |           |            |            |           |           |           |          |
|-------|------------|----|------------------|------------|-----|------------|------------|-----------|-----------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|----------|
|       |            |    | ふるいの呼び寸法　mm      |            |     |            |            |           |           |            |            |           |           |           |          |
|       |            |    | 50               | 40         | 30  | 25         | 20         | 15        | 10        | 5          | 2.5        | 1.2       | 0.6       | 0.3       | 0.15     |
| 砂利    | 最大寸法<br>mm | 40 | 100              | 95～<br>100 |     |            | 35～<br>70  |           | 10～<br>30 | 0～<br>5    |            |           |           |           |          |
|       |            | 25 |                  |            | 100 | 95～<br>100 |            | 30～<br>70 |           | 0～<br>10   | 0～<br>5    |           |           |           |          |
|       |            | 20 |                  |            |     | 100        | 90～<br>100 |           | 20～<br>55 | 0～<br>10   | 0～<br>5    |           |           |           |          |
| 砂     |            |    |                  |            |     |            |            |           | 100       | 90～<br>100 | 80～<br>100 | 50～<br>90 | 25～<br>65 | 10～<br>35 | 2～<br>10 |

注) 高炉スラグ粗骨材は、ふるいの呼び寸法 2. 5 mm は適用しない。

注) 砕砂及び高炉スラグ砕砂は、ふるいの呼び寸法 0. 1 5 mm は、ふるいを通るものの質量百分率を 2～1 5 % とすることができる。

表 2－2 砂利及び砂の品質

| 品 質 項 目        | 砂 利     | 砂               |
|----------------|---------|-----------------|
| 粘土塊量 %         | 0.25 以下 | 1.0 以下          |
| 微粒分量試験で失われる量 % | 1.0 以下  | 3.0 以下          |
| 有機不純物          | —       | 標準色液の色よりも濃くないこと |
| 塩化物量 %         | —       | 0.04 以下         |

(1) 「表 2－2 砂利及び砂の品質」の表中、微粒分量試験で失われる量(砂 3. 0 % 以下) は、コンクリートの表面がすりへり作用を受けない場合は、5. 0 % 以下とすることができる。また、石炭、亜炭等で比重 1. 9 5 の液体に浮くもの(砂、0. 5 % 以下) は、コンクリートの外観が特に重要でない場合、5. 0 % 以下とすることができる。

(2) 「表 2－2 砂利及び砂の品質」の表中、粘土塊の試験に用いる材料は、「JIS A 1103 骨材の微粒分量試験方法」による骨材の微粒分量試験の試験後に、ふるいに残存したものから採取しなければならない。

(3) 「表 2－2 砂利及び砂の品質」の表中、塩化物量は絶乾質量に対し、NaCl 換算

した値である。

- (4) JIS A 5005 及び JIS A 5011 - 1、JIS A 5011 - 2、JIS A 5011 - 3 及び JIS A 5011 - 4 の中で、細骨材として砕砂、高炉スラグ細骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材、電気炉酸化スラグを使用する場合、微粒分量試験で失われる量の限度はそれぞれ次によることができる。

舗装版及びコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合：5. 0%

その他の場合：7. 0%

- (5) JIS A 5011 - 1 の中で「高炉スラグ粗骨材」(L、N) のうち、Lが使用できるのは「耐凍害性が重要視されず、かつ、設計基準強度が $21\text{ N/mm}^2$  未満」の場合に限る。
- 3 細骨材に海砂を使用する場合は、2-18-1一般事項に示すコンクリートの全塩化物イオン量の許容値を満足するように水洗いしなければならない。
- 4 化学的・物理的に不安定な骨材は、使用してはならない。ただし、やむを得ずこれを使用する場合、施工に先立ち**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
- 5 骨材の試験方法は、「表2-3骨材の試験方法」によらなければならない。

表2-3 骨材の試験方法

| 試 験 項 目                              | 試 験 方 法                            |
|--------------------------------------|------------------------------------|
| 粒 度                                  | JIS A 1102                         |
| 比 重 及 び 吸 水 量                        | 細骨材は、JIS A 1109<br>粗骨材は、JIS A 1110 |
| 粘 土 塊 含 有 量                          | JIS A 1137                         |
| 微 粒 分 量 試 験 で 失 わ れ る 量              | JIS A 1103                         |
| 有 機 不 純 物 の 量                        | JIS A 1105                         |
| 安 定 性 ( 耐 久 性 )                      | JIS A 1122                         |
| 海 砂 の 塩 分 含 有 量                      | JIS A 5308 付属書A<br>JIS A 5002      |
| す り へ り 減 量                          | JIS A 1121                         |
| 骨材のアルカリシリカ反応性試験<br>( 化 学 法 )         | JIS A 1145                         |
| 骨材のアルカリシリカ反応性試験<br>( モ ル タ ル バ ー 法 ) | JIS A 1146                         |

### 2-5-3 路盤材

- 1 下層路盤（粒状路盤）及び上層路盤（粒度調整路盤）に使用する材料は、次によらなければならない。
  - (1) 下層路盤材料の種類及び品質は、**設計図書**の定めによるものとする。また、最大粒径は、**設計図書**に定めのない場合50 mm以下とすることができる。
  - (2) 上層路盤材料の種類及び品質は、**設計図書**の定めによるものとする。また、最大粒径は、**設計図書**に定めのない場合40 mm以下とすることができる。
  - (3) 上層路盤の粒度調整路盤材料は、「表2-4 粒度調整路盤材料の粒度分布」に示す範囲でなければならない。
  - (4) 碎石及び切込碎石は、「JIS A 5001 道路用碎石」に適合しなければならない。
  - (5) スラグは、「JIS A 5015 道路用鉄鋼スラグ」に適合しなければならない。

表2-4 粒度調整路盤材料の粒度分布

| ふるい目の開き | ふるいを通るものの質量百分率 (%) |             |             |
|---------|--------------------|-------------|-------------|
|         | 最大 25 mmの場合        | 最大 30 mmの場合 | 最大 40 mmの場合 |
| 53 mm   | —                  | —           | 100         |
| 37.5 mm | —                  | 100         | 95～100      |
| 31.5 mm | 100                | 95～100      | —           |
| 26.5 mm | 95～100             | —           | —           |
| 19 mm   | —                  | 60～90       | 60～90       |
| 13.2 mm | 55～85              | —           | —           |
| 4.75 mm | 30～65              | 30～65       | 30～65       |
| 2.36 mm | 20～50              | 20～50       | 20～50       |
| 425 μm  | 10～30              | 10～30       | 10～30       |
| 75 μm   | 2～10               | 2～10        | 2～10        |

- 2 受注者は、**設計図書**に定めのある場合、再生材料を使用しなければならないものとする。

### 2-5-4 アスファルトコンクリート用骨材

- 1 工事に使用する骨材の種類及び最大粒径は、**設計図書**の定めによるものとする。
- 2 骨材の粒度分布は、「表2-5 骨材の粒度分布」に示す範囲でなければならない。



表 2－5 骨材の粒度分布

| 混 合 物 の 類     | ①<br>粗粒度<br>アスファルト<br>混合物 | ②<br>密粒度<br>アスファルト<br>混合物 |        | ③<br>細粒度<br>アスファルト<br>混合物 | ④<br>密粒度<br>ギャップ<br>アスファルト<br>混合物 | ⑤<br>密粒度<br>アスファルト<br>混合物 |        | ⑥<br>細粒度<br>ギャップ<br>アスファルト<br>混合物 | ⑦<br>細粒度<br>アスファルト<br>混合物 | ⑧<br>密粒度<br>アスファルト<br>混合物 | ⑨<br>開粒度<br>アスファルト<br>混合物 |
|---------------|---------------------------|---------------------------|--------|---------------------------|-----------------------------------|---------------------------|--------|-----------------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
|               | (20)                      | (20)                      | (13)   | (13)                      | (13)                              | (20 F)                    | (13 F) | (13 F)                            | (13 F)                    | (13 F)                    | (13)                      |
| 仕上り厚<br>(c m) | 4～6                       | 4～6                       | 3～5    | 3～5                       | 3～5                               | 4～6                       | 3～5    | 3～5                               | 3～4                       | 3～5                       | 3～4                       |
| 最大粒径<br>(mm)  | 20                        | 20                        | 13     | 13                        | 13                                | 20                        | 13     | 13                                | 13                        | 13                        | 13                        |
| 通 過 質 量 百 分 率 | 26.5 mm 100               | 100                       | 100    | 100                       | 100                               | 100                       | 100    | 100                               | 100                       | 100                       | 100                       |
| 19 mm         | 95～100                    | 95～100                    | 100    | 100                       | 100                               | 95～100                    | 100    | 100                               | 100                       | 100                       | 100                       |
| 13.2 mm       | 70～90                     | 75～90                     | 95～100 | 95～100                    | 95～100                            | 75～95                     | 95～100 | 95～100                            | 95～100                    | 95～100                    | 95～100                    |
| 4.75 mm       | 35～55                     | 45～65                     | 55～70  | 65～80                     | 35～55                             | 52～72                     |        | 60～80                             | 75～90                     | 45～65                     | 23～45                     |
| 2.36 mm       | 20～35                     | 35～50                     |        | 50～65                     | 30～45                             | 40～60                     |        | 45～65                             | 65～80                     | 30～45                     | 15～30                     |
| 600 μ m       | 11～23                     | 18～30                     |        | 25～40                     | 20～40                             | 25～45                     |        | 40～60                             | 40～65                     | 25～40                     | 8～20                      |
| 300 μ m       | 5～16                      | 10～21                     |        | 12～27                     | 15～30                             | 16～33                     |        | 20～45                             | 20～45                     | 20～40                     | 4～15                      |
| 150 μ m       | 4～12                      | 6～16                      |        | 8～20                      | 5～15                              | 8～21                      |        | 10～25                             | 15～30                     | 10～25                     | 4～10                      |
| 75 μ m        | 2～7                       | 4～8                       |        | 4～10                      | 4～10                              | 6～11                      |        | 8～13                              | 8～15                      | 8～12                      | 2～7                       |

3 粗骨材及び細骨材は、十分な硬度及び耐久性を有し、ごみ、泥、有機物等の有害物を含んではならない。

4 スクリーニングスは、「JIS A 5001 道路用碎石」に適合しなければならない。

5 受注者は、**設計図書**に定めのある場合、再生材料を使用しなければならない。

#### 2－5－5 フィラー

1 フィラーは、石灰岩、火成岩等を粉砕したもので、十分乾燥し、固まりもなく、200℃に熱しても、変質しないものでなければならない。なお、石灰石のフィラーを使用する場合は、「JIS A 5008 舗装用石灰石粉」に適合しなければならない。

2 フィラーの粒度は、「表 2－6 フィラーの粒度分布」に示す値でなければならない。

3 フィラーに含まれる水分は、1％以下とする。

4 フィラーの比重は、2.6以上とする。

表 2－6 フィラーの粒度分布

| 粒 度 | ふるい目 (μ m) | ふるい通過質量百分率 (%) |
|-----|------------|----------------|
|     | 600        | 100            |
|     | 150        | 90以上           |
|     | 75         | 70以上           |

#### 2－5－6 安定処理路盤材

セメント及び加熱アスファルト安定処理路盤に使用する材料は、**設計図書**の定めによるものとする。

## 第6節 木材

### 2-6-1 一般事項

工事に使用する木材は、有害な腐れ、割れ等の欠陥のないものでなければならない。

## 第7節 鋼材

### 2-7-1 一般事項

- 1 工事に使用する鋼材は、さび、腐れ等変質のないものでなければならない。
- 2 受注者は、鋼材をじんあいや油類等で汚損しないようにするとともにシート等で腐食対策をしなければならない。

### 2-7-2 鋼矢板及び鋼杭

- 1 鋼矢板及び鋼杭は、以下の規格に適合しなければならない。

|            |              |
|------------|--------------|
| JIS A 5523 | 「溶接用熱間圧延鋼矢板」 |
| JIS A 5525 | 「鋼管ぐい」       |
| JIS A 5526 | 「H形鋼ぐい」      |
| JIS A 5528 | 「熱間圧延鋼矢板」    |
| JIS A 5530 | 「鋼管矢板」       |
- 2 鋼矢板及び鋼杭の種類、材質及び形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。

### 2-7-3 鋼板及び形鋼等

鋼板及び形鋼は、以下の規格に適合しなければならない。

- |            |                              |
|------------|------------------------------|
| JIS G 3101 | 「一般構造用圧延鋼材」                  |
| JIS G 3192 | 「熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差」     |
| JIS G 3193 | 「熱間圧延鋼板及び鋼帯の形状、寸法、質量及びその許容差」 |
| JIS G 3194 | 「熱間圧延平鋼の形状、寸法、質量及びその許容差」     |

### 2-7-4 棒 鋼

- 1 工事に使用する鉄筋の種類、材質及び形状寸法は**設計図書**の定めによるものとする。
- 2 普通棒鋼及び異形棒鋼は、以下の規格に適合しなければならない。

|            |                                   |
|------------|-----------------------------------|
| JIS G 3101 | 「一般構造用圧延鋼材」                       |
| JIS G 3112 | 「鉄筋コンクリート用棒鋼」                     |
| JIS G 3117 | 「鉄筋コンクリート用再生棒鋼」                   |
| JIS G 3191 | 「熱間圧延棒鋼及びバーインコイルの形状、寸法、質量及びその許容差」 |

## 2-7-5 控 工

### 1 腹起し

- (1) 腹起し（付属品を含む。）材質及び形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (2) 鋼板及び形鋼は、「JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材」に適合しなければならない。

### 2 タイロッド

- (1) タイロッドの材質及び形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。  
なお、受注者は、製作に先立ちタイロッド及び付属品の図面を監督員に**提出**しなければならない。
- (2) 高張力鋼は、「表 2-7 高張力鋼の機械的性質」に適合しなければならない。
- (3) 高張力鋼以外の鋼材は、「JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材の 3 及び 4」に適合しなければならない。
- (4) タイロッドの製造方法は、アプセット方法によらなければならないものとする。
- (5) タイロッドの本体と付属品の各部材を組み合わせた場合の引張強度は、本体の棒径部の引張強度の規格値以上でなければならない。

表 2-7 高張力鋼の機械的性質

| 種 類      | 降伏点応力 $\text{N}/\text{mm}^2$ | 引張強度 $\text{N}/\text{mm}^2$ | 伸び %  |
|----------|------------------------------|-----------------------------|-------|
| 高張力鋼 490 | 325 以上                       | 490 以上                      | 22 以上 |
| 〃 590    | 390 以上                       | 590 以上                      | 21 以上 |
| 〃 690    | 440 以上                       | 690 以上                      | 19 以上 |
| 〃 740    | 540 以上                       | 740 以上                      | 17 以上 |

注) 応力度は特性値を示す。

### 3 タイワイヤー

- (1) タイワイヤーの材質、形状寸法及び引張強度は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (2) 受注者は、製作に先立ち、種類、呼び名、ヤング係数、断面積、単位質量、破断強度、降伏点応力等の規格値を監督員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。
- (3) タイワイヤーの化学成分は、「JIS G 3502 ピアノ線材」又は「JIS G 3506 硬鋼線材」に適合しなければならない。
- (4) タイワイヤーの機械的性質は、「JIS G 3536 P C 鋼線及び P C 鋼より線」又は、「JIS G 3521 硬鋼線」に適合しなければならない。

- (5) 本体の鋼材は、被覆材を用いて、連続して防せい（錆）加工を行わなければならない。
- (6) 定着具付近の被覆材は、定着具とラップし、かつ、十分な水密性を保たなければならない。
- (7) 定着具の先端は、端部栓等を用いて、十分な水密性を保たなければならない。
- (8) 定着具は、ナット締めでなければならない。

なお、ねじ切り長さに余裕を持ち、取り付ける際に長さの調節が可能なものを用いなければならない。

- (9) 受注者は、付属品の製作に先立ち、図面を監督員に**提出**しなければならない。
- (10) タイワイヤーの本体及び定着具を組み合わせた引張強度は、本体の鋼線部の引張強度の規格値以上でなければならない。

4 支保材の種類及び形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。

### 2-7-6 コンクリート舗装用鋼材

- 1 ダウエルバーは、「JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼（SR235）」又は「JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材（SS400）」に適合しなければならない。

なお、形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。

- 2 タイバーは、「JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼（SD295A）」に適合しなければならない。

なお、形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。

- 3 チェアーは、「JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼（SR235、SD295A）」又は、「JIS G 3117 鉄筋コンクリート用再生棒鋼（SRR235、SDR295）」に適合しなければならない。

なお、形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。

- 4 クロスバーは、「JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼（SD295A）」又は、「JIS G 3117 鉄筋コンクリート用再生棒鋼（SDR295）」に適合しなければならない。

なお、形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。

- 5 鉄網は、「JIS G 3551 溶接金網及び鉄筋格子」に適合しなければならない。

なお、形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。

## 第8節 セメント及び混和材料

### 2-8-1 セメント

- 1 工事に使用するセメントの種類は、**設計図書**の定めによるものとする。
- 2 セメントは、次の規格に適合しなければならない。

|            |               |
|------------|---------------|
| JIS R 5210 | 「ポルトランドセメント」  |
| JIS R 5211 | 「高炉セメント」      |
| JIS R 5212 | 「シリカセメント」     |
| JIS R 5213 | 「フライアッシュセメント」 |
| JIS R 5214 | 「エコセメント」      |

## 2-8-2 混和材料

- 1 工事に使用する混和材料の種類は、**設計図書**の定めによるものとする。
- 2 混和材のフライアッシュは、「JIS A 6201 コンクリート用フライアッシュ」に適合しなければならない。
- 3 混和材の高炉スラグ微粉末は、「JIS A 6206 コンクリート用高炉スラグ微粉末」に適合しなければならない。
- 4 混和材のコンクリート用膨張材は、「JIS A 6202 コンクリート用膨張材」に適合しなければならない。
- 5 混和剤のA E剤、減水剤、A E減水剤及び高性能A E減水剤は、「JIS A 6204 コンクリート用化学混和剤」に適合しなければならない。
- 6 混和材料は、貯蔵中に分離、変質したものを使用してはならない。

## 2-8-3 コンクリート用水

- 1 コンクリートに使用する水は、油、酸、塩類、有機不純物、懸濁物等、コンクリート及び鋼材の品質に悪影響を及ぼす有害な物質を含んではならない。
- 2 海水は、鉄筋コンクリートの練混ぜ水として使用してはならない。ただし、やむを得ず無筋コンクリートの練混ぜ水として使用する場合は、施工に先立ち**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。

## 第9節 セメントコンクリート製品

### 2-9-1 一般事項

- 1 セメントコンクリート製品は、有害なひび割れ等損傷のないものでなければならない。
- 2 セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン(C l<sup>-</sup>)の総量で表すものとし、練混ぜ時の全塩化物イオン量は0. 3 0 k g / m<sup>3</sup>以下とする。なお、これを超えるものを使用する場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
- 3 受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(国土交通省大臣官房技術参事官通達、平成1 4年7月3 1日)及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(国土交通省港湾局環境・

技術課長通達、平成14年7月31日)を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を**確認**し、**確認**した資料を監督員に**提出**しなければならないものとする。

4 セメントコンクリート製品は次の規格に適合しなければならない。

- |            |                                   |
|------------|-----------------------------------|
| JIS A 5361 | 「プレキャストコンクリート製品—種類、製品の呼び方及び表示の通則」 |
| JIS A 5364 | 「プレキャストコンクリート製品—材料及び製造方法の通則」      |
| JIS A 5365 | 「プレキャストコンクリート製品—検査方法通則」           |
| JIS A 5371 | 「プレキャスト無筋コンクリート製品」                |
| JIS A 5372 | 「プレキャスト鉄筋コンクリート製品」                |
| JIS A 5373 | 「プレキャストプレストレストコンクリート製品」           |

## 第10節 瀝青材料

### 2-10-1 舗装用アスファルト材

- 1 舗装用石油アスファルトは、「JIS K 2207 石油アスファルト」に規定するストレートアスファルトに適合しなければならない。なお、アスファルトの針入度及び使用量の範囲は**設計図書**の定めによるものとする。
- 2 受注者は、**設計図書**に定めのある場合、再生材料を使用しなければならない。

### 2-10-2 プライムコート及びタックコート

プライムコート及びタックコートに使用する石油アスファルト乳剤は、「JIS K 2208 石油アスファルト乳剤」に適合するもので、プライムコートはPK-3、タックコートはPK-4とし、使用量は**設計図書**の定めによるものとする。

## 第11節 芝・樹木等

### 2-11-1 一般事項

- 1 土壌は育成に適したものとし、有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草、ささ根等の混入及び病虫害等に侵されていないものでなければならない。
- 2 肥料の種類及び配合は、**設計図書**の定めによるものとする。
- 3 土壌改良剤、養生剤は、**設計図書**の定めによるものとする。

### 2-11-2 芝及び種子

- 1 芝は、土付生芝とし、雑草の混入が少ない短葉で、根筋が繁茂し、枯死する恐れがないものでなければならない。
- 2 使用する芝の種類は、**設計図書**の定めによるものとする。
- 3 種子の種類、品質及び配合は、**設計図書**の定めによるものとする。

### 2-11-3 植木等

- 1 樹木は、病害虫のないもので、根が良く発達し、樹形の整った生育良好なものとしなければならない。  
なお、受注者は、樹木は移植又は根回しを行った細根の多い栽培品としなければならない。
- 2 樹木の種類、樹高、根張り幅、幹周り及び株立本数は、**設計図書**の定めによるものとする。
- 3 つる性植物及び竹類は、**設計図書**の定めによるものとする。
- 4 支柱、その他の材料の種類及び形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。

## 第12節 目地材料

### 2-12-1 目地材

工事に使用する目地材の材質及び形状は、**設計図書**の定めによるものとする。

### 2-12-2 コンクリート舗装用目地材

- 1 目地板は、次によらなければならない。  
(1) 目地板は、コンクリート版の膨張収縮によく追従するものでなければならない。  
(2) 目地板の種類及び形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。
- 2 注入目地材は、加熱注入式高弾性タイプでコンクリート版の膨張収縮時の追従性、コンクリートとの付着性、不水溶性、不透水性、不流動性、耐衝撃性及び耐久性の優れたものとしなければならない。

## 第13節 防食材料

### 2-13-1 アルミニウム合金陽極

- 1 電気防食は、アルミニウム合金陽極を使用した流電陽極方式によらなければならない。
- 2 防食電流密度及び耐用年数は、**設計図書**の定めによるものとする。
- 3 陽極の陽極電位（閉路電位）は、 $-1,050\text{mV}$  以下（vs 飽和甘こう電極(SCE)）、発生電気量は  $2,600\text{A} \cdot \text{h/kg}$  以上とする。

受注者は、試験成績表を事前に監督員に提出しなければならない。

### 2-13-2 防食塗装

防食塗装の種類及び品質は、**設計図書**の定めによるものとする。

### 2-13-3 被覆防食材料

- 1 被覆防食の種類及び品質は、**設計図書**の定めによるものとする。
- 2 モルタル被覆に使用する材料は、次によらなければならない。

- (1) コンクリートを使用する場合のコンクリートの強度は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (2) モルタル及びコンクリートの品質は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (3) スタッドジベル等の規格及び品質は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (4) モルタル被覆に使用する型枠は、次によらなければならない。
  - ①型枠は、図面に定める被覆防食の形状寸法を正確に確保しなければならない。
  - ②保護カバーとして残す工法に使用する型枠は、気密性が高く耐食性のすぐれた材質のものとする。なお、材質は、事前に監督員の**承諾**を得なければならない。
- (5) 受注者は、施工に先立ちペトロラタム被覆の保護カバーの材質について、監督員の**承諾**を得なければならない。

## 第14節 防舷材

### 2-14-1 ゴム防舷材

- 1 防舷材に使用するゴムは、次によるものとする。
  - (1) ゴムは、カーボンブラック又はホワイトカーボン配合の天然若しくは合成ゴム又はこれらを混合した加硫物でなければならない。
  - (2) ゴムは、耐老化性、耐海水性、耐オゾン性、耐磨耗性等を有しなければならない。
  - (3) ゴムは、均質で、異物の混入、気泡、きず、き裂及びその他有害な欠点がないものでなければならない。
- 2 取付用鉄板内蔵型防舷材は、鉄板とゴム本体部を、強固に加硫接着し、鉄板が露出しないようゴムで被覆しなければならない。
- 3 ゴムの物質的性質は、次によらなければならない。
  - (1) ゴムの物理的性質は「表2-8 ゴムの物理的性質」の規格に適合しなければならない。「表2-8 ゴムの物理的性質」によりがたい場合は、**設計図書**の定めによるものとする。
  - (2) 物理試験は、「表2-8 ゴムの物理的性質」の試験項目を「JIS K 6250 ゴム—物理試験方法通則」「JIS K 6251 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—引張特性の求め方」「JIS K 6253-3 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—硬さの求め方（デュロメータ硬さ）」「JIS K 6257 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—熱老化特性の求め方」「JIS K 6259-1 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—耐オゾン性の求め方（静的オゾン劣化試験及び動的オゾン劣化試験）」によって行わなければならない。  
なお、硬さ、老化及び耐オゾン性試験は、次の方法によらなければならない。



硬さ試験 (JIS K 6253-3)

デュロメータ硬さ試験 (タイプA)

老化試験 (JIS K 6257)

促進老化試験 (AA-2)

試験温度 :  $70 \pm 1^{\circ}\text{C}$

試験時間 :  $96 + 0, -2$  時間

耐オゾン性試験 (JIS K 6259-1)

オゾン濃度 :  $50 \pm 5$ pphm

試験温度 :  $40 \pm 2^{\circ}\text{C}$

試験時間 : 72 時間

伸 度 :  $20 \pm 2\%$ 伸長

表 2-8 ゴムの物理的性質

| 試 験 項 目       | 基 準 値                | 試 験 規 格      |
|---------------|----------------------|--------------|
| 促 進 引張強さ      | 加熱前値の 80%以上          | JIS K 6251   |
| 老 化 伸 び       | 加熱前値の 80%以上          | JIS K 6251   |
| 試 験 硬 さ       | 加熱前値の+8 を越えないこと      | JIS K 6253-3 |
| 耐オゾン性 静的オゾン劣化 | 72 時間後に目視で、き裂発生がないこと | JIS K 6259-1 |

- 4 ゴム防舷材の耐久性は、次の性能を有するものとする。耐久性を有することについて、受注者は、ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

耐久性：市販されている形状・性能等が同等な最小サイズ以上の防舷材を用い、最大 150 秒間でメーカーの定める標準歪率まで 3000 回の繰り返し圧縮試験を実施してもクラックや欠陥がないこと。

- 5 ゴム防舷材の性能試験における試験環境については、ゴム防舷材試験環境証明事業を実施する機関の証明書を事前に監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

試験環境証明では次の項目における確認結果を提出するものとする。

(1) 静的圧縮試験設備

標準操作手順書等の操作関連書類、ソフトウェアやハードウェアの使用や検定関連書類、データ不正防止関連書類、恒温施設・圧縮試験機・計測機器・コンピュータシステム等の能力と健全性

(2) 静的圧縮試験記録

試験記録の管理状況・健全性の検証

(3) 物理特性試験

試験機と試験手法の JIS 規格適合性

※ゴム防舷材試験環境証明書が必要となるため、移行期間として令和7年3月31日までは従前どおり港湾工事共通仕様書（令和5年3月）によることができるものとする。

- 6 防舷材の取付金具の種類、材質及び形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。

## 第15節 係船柱

### 2-15-1 係船柱

- 1 係船柱及び付属品の材質は、「表2-9係船柱及び付属品の材質」の規格に適合しなければならない。
- 2 頭部穴あき型係船柱の中詰コンクリートは、上部コンクリートと同品質でなければならない。

表2-9 係船柱及び付属品の材質

| 名 称       | 材 質                                     |
|-----------|-----------------------------------------|
| 係 船 柱 本 体 | JIS G 5101 SC450                        |
| アンカーボルト   | JIS G 3101 SS400                        |
| 六 角 ナ ッ ト | JIS B 1181 並3級、4T                       |
| 平 座 金     | JIS B 1256 並丸、鋼                         |
| ア ン カ ー 板 | JIS G 3101 SS400 又は<br>JIS G 5101 SC450 |

## 第16節 車止め・縁金物

### 2-16-1 車止め・縁金物

- 1 車止め・縁金物の材質、形状寸法及び配置は、**設計図書**の定めによるものとする。
- 2 鋼 製
  - (1) 車止め及び付属品の材質は、「JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材(SS400)」に適合しなければならない。  
 なお、材質は「表2-10車止め及び付属品の材質規格」に示すものでなければならない。
  - (2) コンクリートは、上部コンクリートと同品質のものでなければならない。
  - (3) 塗料について、新設の場合は、第1編5-17-4車止・縁金物工、第1編5-23-2維持塗装工の規定によるものとする。なお、これにより難しい場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。

表 2-10 車止め及び付属品の材質規格

| 名 称       | 規 格                    |
|-----------|------------------------|
| 車 止 め     | JIS G 3193 鋼板          |
| ア ン グ ル   | JIS G 3192 等辺山形鋼       |
| 基 礎 ボ ル ト | JIS B 1178 J 形         |
| 六 角 ナ ッ ト | JIS B 1181 並 3、7 H、4 T |

### 3 その他

鋼製以外の車止めは、**設計図書**の定めによるものとする。

## 第 17 節 マット

### 2-17-1 アスファルトマット

- 1 マットの厚さ、強度、補強材及びアスファルト合材の配合は、**設計図書**の定めによるものとする。
- 2 吊り上げ用ワイヤーロープは、脱油処理されたものとし、滑り止め金具を取り付けなければならない。
- 3 受注者は、製作に先立ち、アスファルト合材の配合報告書を監督員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

### 2-17-2 繊維系マット

繊維系マットは、耐腐食性に富むものでなければならない。また、マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び縫製部の引張強度は、**設計図書**の定めによるものとする。

### 2-17-3 合成樹脂系マット

合成樹脂系マットは、耐腐食性に富むものでなければならない。また、マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び構造は、**設計図書**の定めによるものとする。

### 2-17-4 ゴムマット

ゴムマットは、耐腐食性に富むものでなければならない。また、マットの厚さ、硬度、伸び、引裂、引張強度及び構造は、**設計図書**の定めによるものとする。

## 第 18 節 コンクリート

### 2-18-1 一般事項

- 1 受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について（国土交通省大臣官房技術参事官通達、平成 14 年 7 月 31 日）」及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省港湾局環境・技術課長通達、平成 14 年 7 月 31 日）」を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を**確認**し、

確認した資料を監督員に提出しなければならない。

- 2 受注者は、コンクリートの使用にあたって、以下に示す許容塩化物量以下のコンクリートを使用しなければならない。

- (1) コンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン ( $\text{Cl}^-$ ) の総量で表すものとする。

- (2) 練混ぜ時におけるコンクリート中の全塩化物イオン量は、 $0.30 \text{ kg/m}^3$  以下とする。

## 2-18-2 レディーミクストコンクリート

- 1 コンクリートの種類及び品質は、設計図書の定めによるものとする。
- 2 受注者は、コンクリートの製造に先立ち、配合計画書を監督員に提出しなければならない。

## 2-18-3 コンクリートミキサー船

- 1 コンクリートの品質又は配合の指定事項は、設計図書の定めによるものとする。
- 2 受注者は、施工に先立ち指定事項に基づき示方配合を定めなければならない。また、配合計画書を監督員に提出し、承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、試験練りの実施について、監督員が指示した場合、試験練りを行い、その試験結果を監督員に提出しなければならない。

## 2-18-4 現場練りコンクリート

- 1 コンクリートは、規定の強度、耐久性、水密性及び鋼材を保護する性能等を持ち、品質のばらつきの少ないものでなければならない。
- 2 コンクリートの品質又は配合の指定事項は、設計図書の定めによるものとする。
- 3 受注者は、施工に先立ち指定事項に基づき示方配合を定めなければならない。また、配合計画書を監督員に提出し、承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、試験練りの実施について、監督員が指示した場合、試験練りを行い、その試験結果を監督員に提出しなければならない。

## 2-18-5 暑中コンクリート

- 1 コンクリートの種類及び品質は、第1編2-18-2 レディーミクストコンクリート、第1編2-18-3 コンクリートミキサー船及び第1編2-18-4 現場練りコンクリートの規定によるものとする。
- 2 コンクリートに使用する各材料の貯蔵温度は、できるだけ低くなるようにしなければならない。
- 3 減水剤及びAE減水剤は、「JIS A 6204 コンクリート用化学混和剤」に適合する遅延形を標準とする。ただし、受注者は、高性能減水剤等の特殊な混和剤を使用する場合、事前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

- 4 遅延剤及び流動化剤等を使用する場合は、土木学会 JSCE-D101 によるものとし、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確認し、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。
- 5 受注者は、所要の強度及びワーカビリティが得られる範囲内で、単位水量及び単位セメント量をできるだけ少なくしなければならない。

#### **2-18-6 寒中コンクリート**

- 1 コンクリートの種類及び品質は、第1編2-18-2レディーミクストコンクリート、第1編2-18-3コンクリートミキサー船及び第1編2-18-4現場練りコンクリートの規定によるものとする。
- 2 受注者は、骨材が凍結又は氷雪の混入している状態のものを使用してはならない。
- 3 受注者は、材料を加熱する場合、セメントを直接加熱せず水又は骨材を加熱しなければならないものとする。骨材の加熱方法は、一様な温度で、かつ、過度に乾燥しない方法でなければならない。
- 4 受注者は、高性能減水剤、高性能AE減水剤、防凍、耐寒剤などの特殊な混和剤を使用する場合、事前に**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
- 5 受注者は、寒中コンクリートに、AEコンクリートを使用しなければならない。
- 6 受注者は、初期凍害を防止するため、所要のワーカビリティが保てる範囲内で、単位水量を低減したコンクリートの配合設計をしなければならない。

#### **2-18-7 水中コンクリート**

- 1 コンクリートの種類及び品質は、第1編2-18-2レディーミクストコンクリート、第1編2-18-3コンクリートミキサー船及び第1編2-18-4現場練りコンクリートの規定によるものとする。

#### **2-18-8 袋詰コンクリート**

- 1 コンクリートの種類及び品質は、第1編2-18-2レディーミクストコンクリート、第1編2-18-3コンクリートミキサー船及び第1編2-18-4現場練りコンクリートの規定によるものとする。
- 2 使用する袋の材質及び大きさは**設計図書**の定めによるものとする。
- 3 受注者は、有害物の付着した袋を使用してはならない。

#### **2-18-9 水中不分離性コンクリート**

- 1 水中不分離性混和剤は、土木学会規準「コンクリート用水中不分離性混和剤品質規格」（以下「品質規格」という。）に適合しなければならない。

なお、受注者は、「品質規格」以外の混和剤を使用する場合、混和剤が「品質規格」の許容値を満足する品質であることを確認し、施工に先立ち**設計図書**に関して監督員の承諾を得なければならない。

## 2 混和剤

- (1) 減水剤及びAE減水剤は、「JIS A 6204 コンクリート用化学混和剤」に適合、かつ、水中不分離性混和剤と併用してコンクリートに悪影響を及ぼさないものでなければならない。
- (2) 高性能減水剤は、土木学会規準「コンクリート用流動化剤品質基準」に適合し、かつ、水中不分離性混和剤と併用してもコンクリートに悪影響を及ぼさないものでなければならない。
- (3) 受注者は、(1) 及び (2) 以外の混和剤を使用する場合、混和剤の品質を**確認**し、使用方法を十分に検討のうえ**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。

## 2 混和材

- (1) フライアッシュは、「JIS A 6201 コンクリート用フライアッシュ」に適合しなければならない。
- (2) 高炉スラグ微粉末は、「JIS A 6206 コンクリート用高炉スラグ微粉末」に適合しなければならない。
- (3) 受注者は、(1) 及び (2) 以外の混和材を使用する場合、混和材の品質を**確認**し、使用方法を十分に検討のうえ**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。

4 設計基準強度、スランプフロー及び粗骨材の最大寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。

5 受注者は、コンクリートが所要の水中不分離性、強度、流動性及び耐久性を持つように、水中不分離性コンクリートの配合を試験によって定め、監督員の**承諾**を得なければならない。

6 受注者は、設計基準強度及びコンクリートの品質の変動を考慮し、水中不分離性コンクリートの配合強度を定めなければならない。

## 7 試験練り

- (1) 受注者は、施工に先立ち工事で使用する材料を用い、水中不分離性コンクリートの試験練りを実施しなければならない。
- (2) 受注者は、試験練りで次の項目を測定しなければならない。

- ①練上り状態
- ②スランプフロー
- ③空気量
- ④コンクリート温度
- ⑤圧縮強度及び水中気中強度比

## 2-18-10 プレパックドコンクリート

- 1 注入モルタルは、規定の流動性を有し、材料の分離が少なく、かつ、規定の強度、耐久性及び水密性及び鋼材を保護する性能を有するコンクリートが得られるものでなければならない。
- 2 細骨材の粒度分布は、「表 2-11 細骨材の粒度の規定」によるものとし、粗粒率は、1.4～2.2 の範囲とする。

表 2-11 細骨材の粒度の規定

| ふるいの呼び寸法 (mm) | ふるいを通るものの質量百分率 (%) |
|---------------|--------------------|
| 2.5           | 100                |
| 1.2           | 90～100             |
| 0.6           | 60～80              |
| 0.3           | 20～50              |
| 0.15          | 5～30               |

- 3 細骨材の粗粒率が、注入モルタルの配合を定めた場合の粗粒率に比べて 0.1 以上の変化を生じた場合は、配合を変えなければならない。
- 4 粗骨材の最小寸法は 15 mm とし、最大寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。
- 5 注入モルタルの示方配合は、**設計図書**の定めによるものとする。
- 6 請負者は、事前に現場配合書を監督員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

## 2-18-11 コンクリート舗装

- 1 コンクリートの強度は、**設計図書**の定めによるものとする。
- 2 コンクリートの品質は、**設計図書**に定めのない場合、次によるものとする。
  - (1) 粗骨材の最大寸法は、40 mm とする。
  - (2) スランプは、2.5 cm 又は沈下度 30 秒とする。ただし、受注者は、やむを得ず手仕上げ又は簡易な機械による施工を行う場合、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得てスランプ 6.5 cm を使用できる。
  - (3) 空気量は、4.5 % とする。

## 第 19 節 アスファルトコンクリート

### 2-19-1 アスファルト舗装

- 1 エプロン舗装に使用する加熱アスファルト混合物は、「表 2-12 マーシャル試験に対する表層及び基層の基準値」に示す基準値に適合しなければならない。

なお、突固め回数75回の欄は、設計荷重のタイヤ接地圧が0.7MPa以上、若しくは大型交通が特に多くわだち掘れが生じる場合に適用する。

表2-12 マーシャル試験に対する表層及び基層の基準値

| 用 途                    | 表 層 用   |         | 基 層 用   |         |
|------------------------|---------|---------|---------|---------|
| マーシャル安定試験<br>突 固 め 回 数 | 50 回    | 75 回    | 50 回    | 75 回    |
| マーシャル安定度(kN)           | 4.90 以上 | 8.80 以上 | 4.90 以上 | 8.80 以上 |
| フロー値 (1/100 cm)        | 20～40   | 20～40   | 15～40   | 15～40   |
| 空 隙 率 (%)              | 3～5     | 2～5     | 3～6     | 3～6     |
| 飽 和 度 (%)              | 75～85   | 75～85   | 65～80   | 65～85   |

- 2 道路舗装に使用する加熱アスファルト混合物のマーシャル試験に対する基準値は、**設計図書**の定めによるものとする。
- 3 受注者は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、設計配合を行い監督員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。ただし、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)がある配合設計の場合、又は舗装撤去復旧等簡易なものの場合には、これまでの実績又は定期試験による配合設計書を監督員が**承諾**した場合に限り、配合設計を省略することができる。また、アスファルト混合物事前審査制度の事前審査で認定された加熱アスファルトを使用する場合は、事前に認定書(認定証、混合物総括表)の写しを監督員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。この場合、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する配合設計、試験成績表の**提出**は省略できる。
- 4 受注者は、舗設に先立ち、本条第3項の配合設計により、加熱アスファルト混合物のアスファルト量を決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が、表2-12に示す基準値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度又はアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合、又は舗装撤去復旧等簡易なものの場合には、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)又は、定期試験による試験練り結果報告書を監督員が**承諾**した場合に限り、試験練りを省略することができる。また、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定された加熱アスファルトの使用を監督職員が**承諾**した場合は、試験練りを省略することができる。
- 5 加熱アスファルト混合の基準密度は、現場配合により、製造した最初の1～2日



間の混合物から、午前、午後、各々 3 個の供試体を作成し、次式により求めた供試体の密度の平均値とする。

なお、受注者は、基準密度の決定について、監督員の**承諾**を得なければならない。ただし、これまでの実績により基準密度が求められている場合、又は舗装撤去復旧等簡易なものの場合は、事前に監督員の**承諾**を得て、基準密度の試験を省略することができる。

$$\text{密度 (g/cm}^3\text{)} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量 (g)}}{\text{供試体の表乾質量 (g)} - \text{供試体の水中質量 (g)}} \times \frac{\text{常温の水の密度 (g/cm}^3\text{)}}{1}$$

## 第 20 節 その他

### 2-20-1 ペーパードレーン

- 1 ドレーン用ペーパー、プラスチックボード等のドレーン材の品質及び形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。
- 2 受注者は、施工に先立ちドレーン材の試験成績表を監督員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

### 2-20-2 路盤紙

路盤紙の品質及び形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。

### 2-20-3 防砂目地板（裏込・裏埋工）

防砂目地板の材料及び品質は、**設計図書**の定めによるものとする。

### 2-20-4 区画線及び道路標示

- 1 トラフィックペイントは、「JIS K 5665 路面標示用塗料」に適合しなければならない。ガラスビーズは、「JIS R 3301 路面標示塗料用ガラスビーズ」に適合しなければならない。
- 2 使用する塗料の種類及び使用量は、**設計図書**の定めによるものとする。

### 2-20-5 道路標識

- 1 標識板は、次によらなければならない。
  - (1) アルミニウムの標識板は、「JIS H 4000 アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条」に適合しなければならない。
  - (2) 合成樹脂の標識板の品質は、**設計図書**の定めによるものとする。
- 2 支柱は、次によらなければならない。
  - (1) 使用する材料の種類は、**設計図書**の定めによるものとする。

- (2) 鋼管は、「JIS G 3444 一般構造用炭素鋼管」に適合し、溶融亜鉛めっきを施したうえに耐候性及び密着性の良好な塗料を塗布したものでなければならない。
- 3 取付金具及び補強材は、次によらなければならない。
- (1) アルミニウム合金の標識板に使用する取付金具及び補強材は、「JIS H 4100 アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材」に適合しなければならない。
- (2) 鋼材は、表面に十分防錆処理を施さなければならない。
- 4 標識に使用する反射材は、「JIS Z 9117 再帰性反射材」に適合しなければならない。

## 2-20-6 防護柵

- 1 材料は、「表 2-13 防護柵の規格」の規格に適合し、形式は設計図書の定めによるものとする。
- 2 塗装仕上げをする防護柵の材料は、次によらなければならない。
- (1) 鋼製ビーム、ブラケット、支柱及びその他の部材（ケーブルを除く。）は、成形加工後、溶融亜鉛めっき法により亜鉛めっきを施し、その上に工場にて仕上げ塗装を行わなければならない。
- なお、この場合、めっき面に磷酸塩処理等の下地処理を行わなければならない。
- (2) 亜鉛の付着量は、「JIS G 3302 溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」の  $275 \text{ g/m}^2$  以上でなければならない。
- (3) 仕上げ塗装は、熱硬化性アクリル樹脂塗料とする。また、塗膜厚は最小  $20 \mu\text{m}$  でなければならない。
- (4) ガードケーブルのロープの亜鉛付着量は、素線に対し、 $300 \text{ g/m}^2$  以上でなければならない。
- (5) 支柱の亜鉛めっき及び仕上げ塗装は、(1)、(2) 及び (3) を適用しなければならない。ただし、埋め込み部分は、亜鉛めっき後、黒ワニス又はこれと同等以上のものを使用して内外面とも塗装を行わなければならない。
- (6) 塗装仕上げをする場合のボルト、ナット、索端金具及び継手は、(1)、(2) 及び (3) を適用し、溶融亜鉛めっきを施さなければならない。
- 3 塗装仕上げを行わない防護柵の材料は、次によらなければならない。
- (1) 鋼製ビーム、ブラケット、支柱及びその他の部材（ケーブルは除く。）は、成形加工後、溶融亜鉛めっきを施したものを使用しなければならない。
- (2) 亜鉛の付着量は、ビーム、ブラケット及び支柱の場合、「JIS H 8641 溶融亜鉛めっき 2 種(HDZ55)」の  $550 \text{ g/m}^2$  (片面の付着量) 以上とし、その他部材（ケーブルは除く。）の場合は、同じく 2 種(HDZ35)の  $350 \text{ g/m}^2$  (片面の付着量) 以上でなければならない。

- (3) 板厚が3.0mm以下のビーム等は、塗装しなければならない。
- (4) ガードケーブルのロープの垂鉛付着量は、素線に対し300g/m<sup>2</sup>以上でなければならない。

表2-13 防護柵の規格

| 形式<br>部材   | ガードレール                                                                                                           | ガードケーブル                                                                                             | ガードパイプ                                                                                                   |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ビーム        | JIS G 3101<br>JIS G 3454                                                                                         |                                                                                                     |                                                                                                          |
| ケーブル       |                                                                                                                  | JIS G 3525<br>ケーブルの径は18mm<br>構造は3×7G/0とする。<br>なお、ケーブル1本<br>当りの破断強度は<br>160kN以上とする。                  |                                                                                                          |
| パイプ        |                                                                                                                  |                                                                                                     | JIS G 3444 STK400                                                                                        |
| 支柱         | JIS G 3444<br>JIS G 3466                                                                                         | JIS G 3444 STK400                                                                                   | JIS G 3444                                                                                               |
| ブラケット      | JIS G 3101 SS400                                                                                                 | JIS G 3101 SS400                                                                                    | JIS G 3101 SS400                                                                                         |
| 継手         |                                                                                                                  |                                                                                                     | JIS G 3101 SS400<br>JIS G 3444 STK400                                                                    |
| 索端金具       |                                                                                                                  | ソケットはケーブル<br>と調整ネジを取付け<br>た状態でケーブルの<br>1本当りの破断強度<br>以上の強さを持つも<br>のとする。                              |                                                                                                          |
| ボルト<br>ナット | JIS B 1180<br>JIS B 1181<br>ブラケット取付用ボ<br>ルト（ネジの呼びM<br>20）は4.6とし、<br>ビーム継手用及び取<br>付用ボルト（ネジの<br>呼びM16）は6.8と<br>する。 | JIS B 1180<br>JIS B 1181<br>ブラケット取付用ボ<br>ルト（ネジの呼びM<br>12）及びケーブル取<br>付用ボルト（ネジの<br>呼びM10）は4.6と<br>する。 | JIS B 1180<br>JIS B 1181<br>ブラケット取付用ボ<br>ルト（ネジの呼びM<br>16）は4.6とし、継<br>手用ボルト（ネジの<br>呼びM16、M14）は<br>6.8とする。 |

## 2-20-7 溶接材

溶接材料は、「JIS Z 3211 軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接棒」「JIS Z 3212 軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用のマグ溶接及びミグ溶接ソリッドワイヤ」「JIS Z 3313 軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ」「JIS Z 3351 炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ」及び「JIS Z 3352 サブマージアーク溶接用フラックス」の規格に適合したものを選定し、被覆のはがれ、割れ、汚れ、吸湿及び著しいさび、ブローホール及びのど厚並びにサイズの過不足等、溶接

に有害な欠陥の無いものでなければならない。

また、溶接部の品質管理方法は、JIS Z 3104 鋼溶接継手の放射線透過試験方法又は JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6 非破壊試験－浸透探傷試験（第1部：一般通則：浸透探傷試験方法及び浸透指示模様の分類、第2部：浸透探傷剤の試験、第3部：対比試験片、第4部：装置、第5部：50℃を超える温度での浸透探傷試験、第6部：10℃より低い温度での浸透探傷試験）－又は JIS Z 3060 鋼溶接部の超音波探傷試験方法、ゲージ測定等により**確認**するものとし、試験成績表（検査証明書）を監督員に**提出**するものとする。

なお、品質規格及び測定頻度は、**特記仕様書**の記載によるものとする。

## **2-20-8 ガス切断材**

切断に使用する酸素ガス及び溶解アセチレンは、「JIS K 1101 酸素」及び「JIS K 1902 溶解アセチレン」の規格に適合しなければならない。

## **2-20-9 汚濁防止膜**

- 1 受注者は、耐腐食性に富むカーテンを選定し、施工に先立ち監督員に資料を**提出**し、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。

なお、**設計図書**に品質が指定されている場合は、それに従わなければならない。

- 2 受注者は、施工に先立ち汚濁防止膜の構造図を監督員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

## 第 3 章 共通仮設

### 第1節 適 用

- 1 本章は、各工事において共通的に使用する汚濁防止膜工について適用するものとする。
- 2 本章に特に定めのない事項については、第1編第2章材料の規定によるものとする。

### 第2節 汚濁防止膜工

#### 3-2-1 一般事項

この節は、汚濁防止膜工として水質汚濁防止膜の設置・管理・撤去について定めるものとする。

#### 3-2-2 水質汚濁防止膜

- 1 受注者は、設計図書の定めにより、水質汚濁防止膜を設置するものとする。
- 2 受注者は、汚濁防止膜の設置及び撤去時期を事前に監督員に通知しなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の定めにより、汚濁防止膜の枠方式を使用するものとする。
- 4 受注者は、設計図書の定めにより、汚濁防止膜に灯浮標または標識灯を設置するものとする。
- 5 受注者は、汚濁防止膜の設置期間中は適切な保守管理を行わなければならない。  
なお、受注者は、設計図書に保守管理の定めがある場合は、それに従わなければならない。

# 第 4 章 無筋・鉄筋コンクリート

## 第1節 適用

- 1 本章は、無筋・鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物に使用するコンクリート、鉄筋、型枠等の施工その他これらに類する事項について適用するものとする。
- 2 本章に特に定めのない事項については、第1編第2章材料の規定によるものとする。

## 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

土木学会 コンクリート標準示方書【施工編】

土木学会 コンクリート標準示方書【設計編】

土木学会 コンクリート標準示方書【維持管理編】

土木学会 コンクリート標準示方書【規準編】

注) 制定された最新のものを使用すること。

土木学会規準および関連規準

国土交通省

港湾及び海岸保全施設のコンクリート構造物の耐久性確保について

(平成20年3月31日 国港技第92号、国港技監第71号、国港海第398号)

国土交通省

「港湾及び海岸保全施設のコンクリート構造物の耐久性確保について」の運用について

(平成20年3月31日 国港技第93号、国港技監第72号、国港海第399号)

国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について

(平成14年7月31日 国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)

国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について

(平成14年7月31日 国官技第113号、国港環第36号、国空建第79号)

国土交通省 レディーミクストコンクリートの品質確保について

(平成15年10月15日 国港建第124号)

運輸省 コンクリート中の塩化物総量規制について (改正)

(平成4年3月31日 港技第43号、港災第344号)

土木学会 鉄筋定着・継手指針【2007年版】

### 第3節 レディーミクストコンクリート

#### 4-3-1 一般事項

本節は、レディーミクストコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、「JIS A 5308 レディーミクストコンクリート」を適用する。

#### 4-3-2 工場の選定

1 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認定工場または、JISマーク表示認証工場（産業標準化法（令和4年6月改正法律第68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定し、「JIS A 5308 レディーミクストコンクリート」に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条第3、4項の規定によるものとする。

2 受注者は、JISマーク表示認証工場で製造された「JIS A 5308 レディーミクストコンクリート」により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

3 受注者は、JISマーク表示認証工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確認のうえ、その資料により監督員の確認を得なければならない。

なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなくてはならない。

4 受注者は、JISマーク表示認証工場でない工場で製造されたレディーミクストコンクリート及びJISマーク表示認証工場であっても「JIS A 5308 レディーミクストコンクリート」以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第1

編4-5-3材料の計量及び練混ぜ、配合に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により監督員の確認を得なければならない。

5 受注者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査を「JIS A5308 レディーミクストコンクリート」により実施しなければならない。

なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。また、現場練りコンクリートについても、これに準ずるものとする。

## **第4節 コンクリートミキサー船**

### **4-4-1 一般事項**

本節は、コンクリートミキサー船によりコンクリートを製造することに関する一般的事項を取り扱うものとする。

なお、本節に規定していない製造に関する事項は、「JIS A 5308 レディーミクストコンクリート」を準用する。

### **4-4-2 コンクリートミキサー船の選定**

受注者は、施工に先立ちコンクリート製造能力、製造設備、品質管理状態等を考慮してコンクリートミキサー船を選定し、監督員の承諾を得なければならない。

## **第5節 現場練りコンクリート**

### **4-5-1 一般事項**

本節は、現場練りコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。

### **4-5-2 材料の貯蔵**

1 受注者は、防湿性のあるサイロに、セメントを貯蔵しなければならない。また、貯蔵中にわずかでも固まったセメントは使用してはならない。

2 受注者は、ごみ、その他不純物が混入しない構造の容器または防湿性のあるサイロ等に、混和材料を分離、変質しないように貯蔵しなければならない。また、貯蔵中に分離、変質した混和材料を使用してはならない。

3 受注者は、ごみ、泥、その他の異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵しなければならない。

### **4-5-3 材料の計量及び練混ぜ**

#### **1 計量装置**

(1) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものとする。

なお、受注者は、施工に先立ち各材料の計量方法及び計量装置について、監督員の承諾を得なければならない。



(2) 受注者は、工事開始前及び工事中定期的に各材料の計量装置を点検し、調整しなければならない。

## 2 材料の計量

(1) 計量は現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、「JIS A 1111 細骨材の表面水率試験方法」若しくは「JIS A 1125 骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法」または監督員の承諾を得た方法によらなければならない。

なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。

(2) 受注者は、第1編2-17-4現場練りコンクリートで定めた示方配合を現場配合に修正した内容をその都度、監督員に通知しなければならない。

(3) 計量誤差は、1回計量分に対し「表4-1 計量の許容誤差」の値以下とする。

表4-1 計量の許容誤差

| 材料の種類 | 許容誤差 (%) |
|-------|----------|
| 水     | 1        |
| セメント  | 1        |
| 骨材    | 3        |
| 混和材   | 2※       |
| 混和剤   | 3        |

※高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%) 以内

(4) 連続ミキサーを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。

その計量誤差は、ミキサーの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して、「表4-1 計量の許容誤差」の値以下とする。

なお、受注者は、ミキサーの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定めなければならない。

(5) 材料の計量値は、自動記録装置により記録しなければならない。

## 3 練混ぜ

(1) 受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式又は、強制練りバッチミキサー及び連続ミキサーを使用するものとする。

(2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、「JIS A 1119 ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法」及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。

(3) 受注者は、「JIS A 8603-1 コンクリートミキサー（用語及び仕様項目）」に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサを使用しなければならない

(4) 受注者は、練混ぜ時間を試験によって定めなければならない。

なお、試験を行わない場合、受注者は、施工に先立ち練混ぜ時間について、監督員の承諾を得なければならない。

(5) 練混ぜは、あらかじめ定めた練混ぜ時間の3倍以内で、行わなければならない。

(6) 受注者は、ミキサ内のコンクリートを排出し終わった後に、ミキサ内に新たに材料を投入しなければならない。

(7) 受注者は、使用の前後にミキサを清掃しなければならない。

(8) ミキサは、練上げコンクリートを排出するときに材料の分離を起こさない構造でなければならない。

(9) 受注者は、連続ミキサを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。

なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサ部の容積以上とする。

(10) 受注者は、コンクリートを手練りにより練り混ぜる場合は、水密性が確保された練り台の上で行わなければならない。

(11) 受注者は、練上りコンクリートが均等質となるまでコンクリート材料を練り混ぜなければならない。

## **第6節 運搬打設工**

### **4-6-1 一般事項**

本節は、コンクリートの運搬および打設工に関する一般的事項を取り扱うものとする。

### **4-6-2 準備**

- 1 受注者は、コンクリート打設が潮待ち作業となる場合、打設に要する時間と潮位の関係を十分に把握し、施工しなければならない。
- 2 受注者は、レディーミクストコンクリートの運搬に先立ち、搬入間隔、経路、荷下し場所等の状況を把握しておかなければならない。
- 3 受注者は、打設に先立ち、打設場所を清掃し、鉄筋を正しい位置に固定しなければならない。また、コンクリートと接して吸水の恐れがあるところは、あらかじめ湿らせておかなければならない。

### **4-6-3 運搬**

- 1 受注者は、コンクリート練混ぜ後、速やかに運搬しなければならない。
- 2 受注者は、材料の分離その他コンクリートの品質を損なうことのないように、コ

ンクリートを運搬しなければならない。

- 3 受注者は、運搬車の使用にあたって、練り混ぜたコンクリートを均一に保持し、材料の分離を起こさずに、容易に完全に排出できるトラックアジテータを使用しなければならない。これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

#### 4-6-4 打 設

- 1 受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとし、かつコンクリートの運搬時間（練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間）は1.5時間以内としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、監督員と**協議**しなければならない。

なお、コンクリートの練混ぜから打ち終わるまでの時間中、コンクリートを日光、風雨等から保護しなければならない。

- 2 受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第3章9節暑中コンクリート、第10節寒中コンクリートの規定による。
- 3 受注者は、1回の打設で完了するような小規模構造物を除いて1回（1日）のコンクリート打設高さを施工計画書に記載しなければならない。また、受注者は、これを変更する場合には、施工前に施工計画書の記載内容を変更しなければならない。
- 4 受注者は、コンクリートの打設作業中、型枠のずれ、浮上り、目地材の離れ及び鉄筋の配置を乱さないように注意しなければならない。
- 5 受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「**コンクリートのポンプ施工指針 [2012年版] 5章圧送**」（土木学会、平成24年6月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベヤ、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。
- 6 受注者は、ベルトコンベヤを使用する場合、適切な速度で十分容量のある機種を選定し、終端にはバッフルプレート及びシュートを設け、材料が分離しない構造のものとしなければならない。

なお、配置にあたっては、コンクリートの横移動ができるだけ少なくなるようにしなければならない。

- 7 受注者は、バケット及びスキップを使用する場合、コンクリートに振動を与えないよう適切な処置を講じなければならない。また、排出口は、排出時に材料が分離

しない構造のものとしなければならない。

- 8 受注者は、打設にシュートを使用する場合には縦シュートを用いるものとし、漏斗管、フレキシブルなホース等により、自由に曲がる構造のものを選定しなければならない。

なお、これにより難しい場合は、事前に監督員の承諾を得なければならない。

- 9 受注者は、打設したコンクリートを型枠内で横移動させてはならない。
- 10 受注者は、一区画内のコンクリートの一層を打設が完了するまで連続して打設しなければならない。
- 11 受注者は、コンクリートの打上り面が一区画内でほぼ水平となるように打設しなければならない。また、締固め能力等を考慮して、コンクリート打設の一層の高さを定めなければならない。
- 12 受注者は、コンクリートの打設作業に際しては、あらかじめ打設計画書を作成し、適切な高さに設定してこれに基づき、打設作業を行わなければならない。また、受注者は、型枠の高さが高い場合には、型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュートあるいはポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げてコンクリートを打ち込まなければならない。この場合、シュート、ポンプ配管、バケット、ホッパー等の吐出口と打込み面までの自由落下高さは1.5m以下とするものとする。
- 13 受注者は、著しい材料分離が生じないように打込まなければならない。
- 14 受注者は、コンクリートを二層以上に分けて打込む場合、上層のコンクリートの打込みは、下層のコンクリートが固まり始める前に行い、上層と下層が一体になるように施工しなければならない。
- 15 受注者は、コンクリートの打込み中、表面にブリーディング水がある場合には、これを取り除いてからコンクリートを打たなければならない。
- 16 受注者は、壁または柱のような幅に比べて高さが大きいコンクリートを連続して打込む場合には、打込み及び締固めの際、ブリーディングの悪影響を少なくするように、コンクリートの1回の打込み高さや打上り速度を調整しなければならない。
- 17 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みにあたって、その端面がなるべくアーチと直角になるように打込みを進めなければならない。
- 18 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みにあたって、アーチの中心に対し、左右対称に同時に打たなければならない。
- 19 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打継目を設ける場合は、アーチ軸に直角となるように設けなければならない。また、打込み幅が広いときはアーチ軸に平行な方向の鉛直打継目を設けてもよいものとする。

#### 4-6-5 締 固 め

- 1 受注者は、コンクリートの締固めに際し、バイブレーターを用いなければならない。なお、薄い壁等バイブレーターの使用が困難な場所には、型枠バイブレータを使用しなければならない。
- 2 受注者は、コンクリートが鋼材の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締め固めなければならない。
- 3 受注者は、コンクリートを二層以上に分けて打設する場合、バイブレーターを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締め固めなければならない。
- 4 狭隘・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたバイブレータを用いるものとし、その締固め方法（使用器具や施工方法）を施工前に施工計画書に記載しなければならない。

#### 4-6-6 沈下ひびわれに対する処置

- 1 受注者は、スラブまたは梁のコンクリートが壁または柱のコンクリートと連続している構造の場合、沈下ひび割れを防止するため、壁または柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してからスラブまたは梁のコンクリートを打設しなければならない。また、張出し部分を持つ構造物の場合も、前記と同様にして施工しなければならない。
- 2 受注者は、沈下ひび割れが発生した場合、タンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。

再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように適切な時期に行わなければならない。

#### 4-6-7 打 継 目

- 1 打継目の位置及び構造は、**契約図面**の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず**契約図面**で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の性能を損なわないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督員と**協議**しなければならない。
- 2 受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け、PC鋼材定着部背面等の常時引張応力が作用する断面を避け、打継面を部材に圧縮力が作用する方向と直角になるよう施工することを原則とする。
- 3 受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、または溝の凹凸によるせん断キーで抵抗する方法や、差し筋等の鉄筋によって打継目を補強する方法等の対策を講ずることとする。また、これらの対策は、所要の性能を満足することを照査した上で実施する。

4 受注者は、硬化したコンクリートに、新コンクリートを打継ぐ場合には、その打込み前に、型枠をしめ直し、硬化したコンクリートの表面のレイトンス、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、雑物などを取り除き吸水させなければならない。

また受注者は、構造物の品質を確保するために必要と判断した場合には、旧コンクリートの打継面を、ワイヤブラシで表面を削るか、チッピング等により粗にして十分吸水させ、セメントペースト、モルタルあるいは湿潤面用エポキシ樹脂などを塗った後、新コンクリートを打継がなければならない。

5 受注者は、床組みと一体になった柱または壁の打継目を設ける場合には、床組みとの境の付近に設けなければならない。スラブと一体となるハンチは、床組みと連続してコンクリートを打つものとする。張出し部分を持つ構造物の場合も、同様にして施工するものとする。

6 受注者は、床組みにおける打継目を設ける場合には、スラブまたは、はりのスパンの中央付近に設けなければならない。ただし、受注者は、はりがそのスパンの中央で小ばりと交わる場合には、小ばりの幅の約2倍の距離を隔てて、はりの打継目を設け、打継目を通る斜めの引張鉄筋を配置して、せん断力に対して補強しなければならない。

7 目地の施工は、**設計図書**の定めによるものとする。

#### **4-6-8 表面仕上げ**

受注者は、型枠に接しない仕上げ面の締固めを終わり、ほぼ規定の高さおよび形に均したコンクリートの上面は、しみ出た水がなくなるかまたは上面の水を取り除いた後でなければ仕上げてはならない。仕上げには、木ごて、金ごて等を用いなければならない。また、粗面仕上げを行う場合には、ほうき等を用いなければならない。

#### **4-6-9 養生**

- 1 受注者は、コンクリート打設後一定期間を硬化に必要な温度および湿度に保ち、有害な作用の影響を受けないよう、養生しなければならない。
- 2 受注者は、コンクリートの露出面を養生マット、布等をぬらしたもので、これを覆うかまたは、散水、湛水を行い湿潤状態を保たなければならない。
- 3 受注者は、施工に先立ち養生方法および日数について、監督員の承諾を得なければならない。

### **第7節 暑中コンクリート**

#### **4-7-1 一般事項**

本節は、暑中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。

なお、本節に定めのない事項は、第1編第4章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート及び第6節運搬打設工の規定による。

#### **4-7-2 施 工**

- 1 受注者は、日平均気温が25℃を超えることが予想されるときは、暑中コンクリートとしての施工を行わなければならない。
- 2 受注者は、コンクリートの打設前に、地盤、型枠等のコンクリートから吸水する恐れのある部分は十分吸水させなければならない。また、型枠及び鉄筋等が直射日光を受けて高温になるおそれのある場合は、散水及び覆い等の適切な処置を講じなければならない。
- 3 打設時のコンクリート温度は、35℃以下とする。
- 4 受注者は、コンクリートの運搬時にコンクリートが乾燥したり、熱せられたりすることの少ない装置及び方法により運搬しなければならない。
- 5 受注者は、コンクリートの練混ぜから打設終了までの時間は、1.5時間を超えてはならないものとする。
- 6 受注者は、コンクリートの打設をコールドジョイントが生じないように行わなければならない。

#### **4-7-3 養 生**

- 1 受注者は、コンクリートの打設を終了後、速やかに養生を開始し、コンクリートの表面を乾燥から保護しなければならない。また、特に気温が高く湿度が低い場合には、打込み直後の急激な乾燥によってひび割れが生じることがあるので、直射日光、風等を防ぐために必要な処置を施さなければならない。
- 2 受注者は、施工に先立ち養生方法および日数について、監督員の承諾を得なければならない。

### **第8節 寒中コンクリート**

#### **4-8-1 一般事項**

本節は、日平均気温が4℃以下になる場合のコンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。

なお、本節に定めのない事項は、第1編第4章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート及び第6節運搬打設工の規定による。

#### **4-8-2 施 工**

- 1 打設時のコンクリート温度は、5～20℃のとしなければならない。

- 2 受注者は、セメントの急結を防止するため、加熱した材料を用いる場合には、投入順序を定めなければならない。
- 3 受注者は、鉄筋、型枠等に冰雪が付着した状態でコンクリートを打設してはならない。また、地盤が凍結している場合、これを溶かし、水分を十分に除去した後に打設しなければならない。
- 4 受注者は、凍害を受けたコンクリートは除去しなければならない。
- 5 受注者は、打設されたコンクリートの露出面を寒気に長時間さらしてはならない。

#### **4-8-3 養生**

- 1 受注者は、打設後、コンクリートの硬化に必要な温度及び湿度を保つように養生しなければならない。
- 2 受注者は、打設後、凍結しないようコンクリートを十分に保護し、特に風を防がなければならない。なお、設計図書に特別な処置が指定されている場合には、それに従わなければならない。
- 3 受注者は、コンクリートに給熱する場合、コンクリートが局部的に乾燥または、熱せられることのないようにしなければならない。また、保温養生終了後、コンクリート温度を急速に低下させてはならない。
- 4 受注者は、施工に先立ち養生方法および日数について、監督員の承諾を得なければならない。

### **第9節 コンクリートの品質管理**

#### **4-9-1 一般事項**

- 1 本節は、コンクリートの品質管理に関する一般的事項を取り扱うものとする。
- 2 受注者は、コンクリートのスランプ、空気量、コンクリート温度、圧縮強度および塩化物含有量の管理を荷下し地点で採取したコンクリートで行わなければならない。なお、これにより難い場合、事前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

#### **4-9-2 試験方法**

- 1 受注者は、荷下し地点にてフレッシュコンクリートを試料採取しなければならない。その方法は「JISA 1115 フレッシュコンクリートの試料採取方法」によるものとする。
- 2 受注者は、スランプ試験を次により行うものとする。
  - (1) 試験方法は、「JIS A 1101 コンクリートのスランプ試験方法」によるものとする。
  - (2) 試験は、圧縮強度供試体作成時に行わなければならない。



- (3) 試験結果の規定値に対する許容範囲は、「表４－２スランプの許容範囲」に示すとおりとする。

**表４－２ スランプの許容範囲**

| スランプの区分        | 許容範囲    |
|----------------|---------|
| 3cm 未満         | ± 1 cm  |
| 3cm 以上 8cm 未満  | ± 1.5cm |
| 8cm 以上 18cm 以下 | ± 2.5cm |
| 18cm を超えるもの    | ± 1.5cm |

3 受注者は、空気量試験を次により行うものとする。

- (1) 試験方法は、「JIS A 1116 フレッシュコンクリートの単位容積質量試験方法及び空気量の質量による試験方法（質量方法）」「JIS A 1118 フレッシュコンクリートの空気量の容積による試験方法（容積方法）」または、「JIS A 1128 フレッシュコンクリートの空気量の圧力による試験方法－空気室圧力方法」のいずれかによらなければならない。

- (2) 試験は、圧縮強度供試体作成時に行わなければならない。

- (3) 試験結果の規定値に対する許容範囲は、± 1.5%とする。

4 受注者は、コンクリート温度測定を次により行わなければならない。

- (1) コンクリート打設時のコンクリート温度は、5℃以上 35℃以下とする。

- (2) 試験は、圧縮強度供試体作成時に行わなければならない。

5 受注者は、圧縮強度試験を次により行うものとする。

- (1) 圧縮強度試験は、材令 28 日の供試体で行うものとする。なお、やむを得ず材令 28 日により難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得て、その他の材令で圧縮強度試験を行うことができるものとする。

- (2) 試験方法は、「JIS A 1132 コンクリートの強度試験用供試体の作り方」及び「JIS A 1108 コンクリートの圧縮強度試験方法」によるものとする。

- (3) 1 回の試験結果は、同一試料で作った 3 個の供試体の平均値で表さなければならない。

- (4) 試験頻度は、1 日に 1 回とし、1 日の打設量が 150 m<sup>3</sup> を超える場合 1 日 2 回とする。ただし、同一配合の 1 日当り打設量が少量の場合は、監督員の承諾を得て打設日数に関係なく 100 m<sup>3</sup> ごとに 1 回とすることができる。

- (5) 試験結果は、次の規定を満足しなければならない。

- ① 1 回の試験結果は、呼び強度（指定強度）の値の 85%以上とする。

② 3回の試験結果の平均値は、呼び強度（指定強度）の値以上とする。

6 コンクリート中の塩化物含有量の限度は、次のとおりとする。

- (1) コンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオンの総量で表すものとする。
- (2) 練混ぜ時におけるコンクリート中の全塩化物イオン量は、 $0.30\text{kg/m}^3$ 以下とする。
- (3) 無筋コンクリートで用心鉄筋が入らない構造物は、全塩化物イオン量の制限はしないものとする。

7 受注者は、塩化物含有量試験を次により行うものとする。

- (1) 試験方法は、「JIS A 1144 フレッシュコンクリート中の水の塩化物イオン濃度試験方法」または、監督員の承諾を得て、その他の方法により行うことができる。
- (2) 試験は、第1回コンクリート打設前および使用材料変更後1回目打設前に生コンクリート製造場所または荷下し場所で行うものとする。

8 受注者は、コンクリート単位水量測定を次により行うものとする。

- (1) 1日の使用料が $100\text{m}^3$ 以上の場合、単位水量の測定を実施しなければならない。
- (2) 測定方法は、添付資料「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」によるものとする。

## 第10節 鉄筋工

### 4-10-1 一般事項

- 1 本節は、コンクリートに使用する鉄筋の加工及び組立てに関する一般的事項を取り扱うものとする。
- 2 受注者は、施工前に、配筋図、鉄筋組立図及びかぶり詳細図により組立可能か、また、配力鉄筋及び組立筋を考慮したかぶりとなっているか照査し、不備を発見したときは監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し確認を求めなければならない。

### 4-10-2 貯 蔵

受注者は、鉄筋を直接地表に置くことを避け、倉庫内に貯蔵しなければならない。また、屋外に貯蔵する場合は、雨水等の侵入を防ぐためシート等で適切な覆いをしなければならない。

### 4-10-3 加 工

- 1 受注者は、鉄筋の材質を害さない方法で図面に示された形状及び寸法に加工する

ものとする。

- 2 受注者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工する時には、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確かめた上で施工方法を定め、施工しなければならない。

なお、調査・試験及び確認資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに検査時に提出しなければならない。

- 3 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、**設計図書**に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「**コンクリート標準示方書（設計編）** [2017年制定] 本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、2018年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。

- 4 受注者は、原則として曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。

#### **4-10-4 組立て**

- 1 受注者は、組立てに先立ち、鉄筋を清掃し、浮きさび、その他鉄筋とコンクリートの付着を害するものは、除去しなければならない。
- 2 受注者は、**図面**に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。

なお、必要に応じて**図面**に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。

- 3 受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線、またはクリップ等で鉄筋が移動しないように緊結し、使用した焼なまし鉄線、クリップ等はかぶり内に残してはならない。
- 4 受注者は、設計で定める鉄筋かぶり厚を確保しなければならない。また、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサを設置する場合、スペーサは本体コンクリートと同等以上の品質のモルタルまたはコンクリート製スペーサによるものとし、鉄筋と型枠の間隔を正しく保たなければならない。なお、これ以外のスペーサを使用する場合は、監督員の承諾を得なければならない。
- 5 受注者は、組み立てた鉄筋に泥、油等が付着している場合、それを除去しなければならない。
- 6 受注者は、上層部の鉄筋の組立てを下層部のコンクリート打設後、24時間以上経過した後に行わなければならない。

#### **4-10-5 継手**

- 1 受注者は、**図書**に示されていない継手を設ける場合、事前に**設計図書**に関して監

督員の承諾を得なければならない。

- 2 受注者は、鉄筋の継手は、重ね継手とし、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線により2か所以上緊結しなければならない。なお、設計図書の定めのある場合は、それに従うものとする。
- 3 受注者は、設計図書に明示した場合を除き、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さ鉄筋直径の25倍か断面高さのどちらか大きい方を加えた長さ以上としなければならない。

## 第11節 型枠及び支保工

### 4-11-1 一般事項

本節は、コンクリートの打設に必要な型枠及び支保工に関する一般的事項を取り扱うものとする。

### 4-11-2 構造

- 1 受注者は、型枠及び支保工をコンクリート構造物の位置及び形状寸法を正確に保つために十分な強度と安定性を持つ構造としなければならない。
- 2 受注者は、特に定めのない場合はコンクリートのかどに面取りができる型枠を使用しなければならない。

### 4-11-3 組立て

- 1 受注者は、型枠及び支保工をボルト及び棒鋼等の締付け材を使用し堅固に組み立てなければならない。なお、型枠を取り外した後、コンクリート表面にこれらの締付け材を残してはならない。
- 2 受注者は、型枠内面にはく離剤の塗布又はこれに代わる表面処理等を行わなければならない。

### 4-11-4 取外し

- 1 受注者は、型枠及び支保の取外しの時期及び順序について、設計図書に定められていない場合には、構造物と同じような状態で養生した供試体の圧縮強度をもとに、セメントの性質、コンクリートの配合、構造物の種類とその重要性、部材の種類及び大きさ、部材の受ける荷重、気温、天候、風通し等を考慮して、取外し時期及び順序の計画を、施工計画書に記載しなければならない。
- 2 受注者は、型枠の組立に使用した締付け材の穴及び壁つなぎの穴を、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル等で補修しなければならない。

## 第12節 水中コンクリート

### 4-12-1 一般事項

本節は、水中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。

なお、本節に定めのない事項は、第1編第4章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第6節運搬打設工及び第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。

### 4-12-2 施 工

- 1 受注者は、コンクリートを静水中に打設しなければならない。これ以外の場合であっても、流速は0.05m/s以下でなければ打設してはならない。
- 2 受注者は、コンクリートを水中落下させないようにし、かつ、打設開始時のコンクリートは水と直接接しないような工夫をしなければならない。
- 3 受注者は、コンクリート打設中、その面を水平に保ちながら、規定の高さに達するまで連続して打設しなければならない。なお、やむを得ず打設を中止した場合は、そのコンクリートのレイタンスを完全に除かなければ次のコンクリートを打設してはならない。
- 4 受注者は、レイタンスの発生を少なくするため、打設中のコンクリートをかきみださないようにしなければならない。
- 5 受注者は、コンクリートが硬化するまで、水の流動を防がなければならない。なお、**設計図書**に特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- 6 受注者は、水中コンクリートに使用する型枠について、仕上げの計画天端高が、水面より上にある場合は、海水面の高さ以上のところに、型枠の各面に水抜き穴を設けなければならない。
- 7 コンクリートは、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、トレミーまたはコンクリートポンプを使用してコンクリートを打設しなければならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得た代替工法で施工しなければならない。
- 8 ケーシング打設（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）
  - (1) 受注者は、打込み開始にあたって、ケーシングの先端にプランジャーや鋼製蓋を装着し、その筒先を地盤に着地させ、ケーシングの安定や水密性を確かめてから輸送管を通してコンクリートを打ち込まなければならない。
  - (2) 受注者は、コンクリート打込み中、輸送管を起重機船等で吊り上げている場合は、できるだけ船体の動揺を少なくしなければならない。
  - (3) 打込み時において、輸送管及びケーシングの先端は、常にコンクリート中に挿入しなければならない。

- (4) 受注者は、打込み時のケーシング引き上げにあたって、既に打ち込まれたコンクリートをかき乱さないように垂直に引き上げなければならない。
- (5) 受注者は、1本のケーシングで打ち込む面積について、コンクリートの水中流動距離を考慮して過大であってはならない。
- (6) 受注者は、コンクリートの打継目をやむを得ず水中に設ける場合、旧コンクリート表層の材料分離を起こしているコンクリートを完全に除去してから新コンクリートを打ち込まなければならない。
- (7) 受注者は、打込みが終り、ほぼ所定の高さに均したコンクリートの上面が、しみ出た水がなくなるか、または上面の水を処理した後でなければ、これを仕上げてはならない。

## 9 トレミー打設

- (1) トレミーは水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打設中は常にコンクリートで満たさなければならない。また、打設中にトレミーを水平移動してはならない。
- (2) 受注者は、1本のトレミーで打ち込む面積について、コンクリートの水中流動距離を考慮して過大であってはならない。

## 10 コンクリートポンプ打設

- (1) コンクリートポンプの配管は、水密でなければならない。
- (2) 打込みの方法は、トレミーの場合に準じなければならない。

- 11 受注者は、底開き箱及び底開き袋を使用してコンクリートを打設する場合、底開き箱及び底開き袋の底が打設面上に達した際、容易にコンクリートを吐き出しできる構造のものをを用いるものとする。また、打設にあたっては、底開き箱及び底開き袋を静かに水中に降ろし、コンクリートを吐き出した後は、コンクリートから相当離れるまで徐々に引き上げるものとする。ただし、底開き箱または底開き袋を使用する場合は、事前に監督員の承諾を得なければならない。

## 4-12-3 品質管理

品質管理は、設計図書の定めによるものとする。

## 4-12-4 海水の作用を受けるコンクリート

- 1 受注者は、海水の作用を受けるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。
- 2 受注者は、設計図書に示す最高潮位から上60cm及び最低潮位から下60cmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

- 3 受注者は、普通ポルトランドセメントを用いた場合材齢5日以上、高炉セメント、フライアッシュセメントを用いた場合、B種については、材令7日以上とし、さらに、日平均気温が10℃以下となる場合には、9日以上になるまで海水にあらわれないよう保護しなければならない。

## **第13節 袋詰コンクリート**

### **4-13-1 一般事項**

本節は、袋詰コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。

なお、本節に定めのない事項は、第1編第4章12節水中コンクリートの規定によるものとする。

### **4-13-2 施 工**

- 1 受注者は、袋の容量の2/3程度にコンクリートを詰め、袋の口を確実に縛らなければならない。
- 2 受注者は、袋を長手及び小口の層に交互に、1袋ずつ丁寧に積み重ねなければならない。また、水中に投げ込んで서는ならない。

## **第14節 水中不分離性コンクリート**

### **4-14-1 一般事項**

本節は、水中コンクリート構造物に用いる水中不分離性コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。

なお、本節に定めのない事項は、第1編第4章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第10節鉄筋工及び第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。

### **4-14-2 材料の貯蔵**

材料の貯蔵は、第1編4-5-2材料の貯蔵の規定によるものとする。

### **4-14-3 コンクリートの製造**

- 1 受注者は、所要の品質の水中不分離性コンクリートを製造するため、コンクリートの各材料を正確に計量し、十分に練り混ぜるものとする。
- 2 計量装置は、第1編4-5-3、1計量装置の規定によるものとする。
- 3 材料の計量
  - (1) 受注者は、各材料を1バッチ分ずつ質量計量しなければならない。  
ただし、水及び混和剤溶液は容積計量してもよいものとする。
  - (2) 計量誤差は、1バッチ計量分に対し、「表4-3計量の許容誤差（水中不分離性コンクリート）」の値以下とするものとする。

**表 4－3 計量の許容誤差（水中不分離性コンクリート）**

| 材料の種類     | 許容誤差（％） |
|-----------|---------|
| 水         | 1       |
| セメント      | 1       |
| 骨材        | 3       |
| 混和材       | 2※      |
| 水中不分離性混和剤 | 3       |
| 混和剤       | 3       |

※高炉スラグ微粉末の場合は、1（％）以内

#### 4 練混ぜ

- （１）受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合、本節によるほか、「JIS A 5308 レディーミクストコンクリート」に準じるものとする。
- （２）受注者は、強制練りバッチミキサーを用いてコンクリートを練り混ぜるものとする。
- （３）受注者は、コンクリート製造設備の整ったプラントで練り混ぜなければならない。なお、やむを得ず現場で水中不分離性混和剤及び高性能減水剤を添加する場合は、事前に以下の項目を検討し設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
  - ① 混和剤の添加方法・時期
  - ② アジテータトラック 1 車両の運搬量
  - ③ コンクリート品質の試験確認
- （４）受注者は、練混ぜ時間を試験によって定めなければならない。
- （５）受注者は、練混ぜ開始にあたって、あらかじめミキサーにモルタルを付着させなければならない。

#### 5 ミキサ、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理

- （１）受注者は、ミキサ及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄しなければならない。
- （２）受注者は、洗浄排水の処理方法をあらかじめ定めなければならない。

### 4－1 4－4 運搬打設

#### 1 準備

- （１）受注者は、フレッシュコンクリートの粘性を考慮して、運搬及び打設の方法を適切に設定しなければならない。



- (2) 受注者は、打設されたコンクリートが均質となるように、打設用具の配置間隔及び1回の打上り高さを定めなければならない。

## 2 運 搬

受注者は、コンクリートの運搬中に骨材の沈降を防止し、かつ、荷下しが容易なアジテータトラック等で運搬しなければならない。

## 3 打 設

- (1) 受注者は、打設に先立ち、鉄筋、型枠、打込設備等が計画どおりに配置されていることを確かめなければならない。
- (2) 受注者は、コンクリートをコンクリートポンプまたはトレミーを用いて打ち込まなければならない。
- (3) 受注者は、コンクリートポンプを使用する場合、コンクリートの品質低下を生じさせないように行わなければならない。
- (4) 受注者は、トレミーを使用する場合、コンクリートが円滑に流下する断面寸法を持ち、トレミーの継手は水密なものを使用しなければならない。
- (5) 受注者は、コンクリートの品質低下を生じさせないように、コンクリートの打込みを連続的に行わなければならない。
- (6) 受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ50cm以下で打ち込まなければならない。やむを得ず、流水中や水中落下高さが50cmを超える状態での打ち込みを行う場合には、所要の品質を満足するコンクリートが得られることを確認するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
- (7) 受注者は、水中流動距離を5m以下としなければならない。
- (8) 受注者は、波浪の影響を受ける場所では、打設前に、気象・海象等がコンクリートの施工や品質に悪影響を与えないことを確かめなければならない。

## 4 打継ぎ

- (1) 受注者は、せん断力の小さい位置に打継目を設け、新旧コンクリートが十分に密着するように処置しなければならない。
- (2) 受注者は、打継面を高圧ジェット、水中清掃機械等を用い清掃し、必要に応じて補強鉄筋等により補強しなければならない。

## 5 コンクリート表面の保護

受注者は、流水、波等の影響により、セメント分の流失またはコンクリートが洗掘されるおそれがある場合、表面をシートで覆う等の適切な処置をしなければならない。

### 4－14－5 品質管理

- 1 受注者は、次に示す「試験方法」及び「コンクリートの試験」により、水中不分離性コンクリートの品質管理を行わなければならない。なお、本節に定めのない事

項は、第1編第4章第9節コンクリートの品質管理の規定によるものとする。

## 2 試験方法

- (1) 受注者は、スランプフローの試験を、土木学会規準「コンクリートのスランプフロー試験方法（案）」により行うものとし、スランプコーンを引き上げてから5分後のコンクリートの広がり の測定値をスランプフローとしなければならない。
- (2) 受注者は、圧縮強度試験を「JIS A 1108 コンクリートの圧縮強度試験方法」により行うものとし、圧縮強度試験用の供試体を、土木学会規準「水中不分離性コンクリートの圧縮強度試験用水中作成供試体の作り方（案）」により作成しなければならない。
- (3) 受注者は、設計図書に定めのある場合、懸濁物質試験を行うものとする。

## 3 コンクリートの試験

- (1) 受注者は、施工に先立ち設計図書に示す各材料の試験及びコンクリートの試験を行い、機械及び設備の性能を確認しなければならない。
- (2) 工事中及び工事終了後のコンクリートの試験内容は、設計図書の定めによるものとする。
- (3) 受注者は、型枠取外し時期を、施工時に近い状態で作成し養生した供試体を用いた圧縮強度試験結果に基づき定めなければならない。
- (4) フレッシュコンクリートのスランプフロー及び空気量の許容差は、「表4-4 スランプフロー・空気量の許容差」以下とする。

表4-4 スランプフロー・空気量の許容差

| 管 理 項 目 | 許 容 差   |
|---------|---------|
| スランプフロー | ± 3.0cm |
| 空 気 量   | +1.5%   |

## 第15節 プレパックドコンクリート

### 4-15-1 一般事項

本節は、プレパックドコンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第4章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第6節運搬打設工、第10節鉄筋工及び第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。

## 4-15-2 施工機器

### 1 施工機械

- (1) 受注者は、5分以内に規定の品質の注入モルタルを練り混ぜることのできるモルタルミキサーを使用しなければならない。
- (2) 受注者は、注入モルタルを緩やかに攪拌でき、モルタルの注入が完了するまで規定の品質を保てるアジテータを使用しなければならない。
- (3) 受注者は、十分な圧送能力を有し、注入モルタルを連続的に、かつ、空気を混入させないで注入できるモルタルポンプを使用しなければならない。

### 2 輸 送 管

受注者は、注入モルタルを円滑に輸送できる輸送管を使用しなければならない。

### 3 注 入 管

受注者は、確実に、かつ、円滑に注入作業ができる注入管を使用しなければならない。なお、注入管の内径寸法は、輸送管の内径寸法以下とする。

## 4-15-3 施 工

### 1 型 枠

- (1) 受注者は、型枠をプレパックドコンクリートの側圧及びその他施工時の外力に十分耐える構造に組み立てなければならない。
- (2) 受注者は、事前に型枠の取外し時期について、監督員の**承諾**を得なければならない。

### 2 モルタルの漏出防止

受注者は、基礎と型枠との間や型枠の継目などの隙間から、注入モルタルが漏れないように処置しなければならない。

### 3 粗骨材の投入

- (1) 受注者は、粗骨材の投入に先立ち、鉄筋、注入管、検査管等を規定の位置に配置しなければならない。
- (2) 受注者は、粗骨材を大小粒が均等に分布するように、また、破碎しないように投入しなければならない。
- (3) 受注者は、粗骨材を泥やごみ、藻貝類など付着しないよう良好な状態に管理しなければならない。

### 4 注入管の配置

- (1) 受注者は、鉛直注入管を水平間隔2m以下に配置しなければならない。なお、水平間隔が2mを超える場合は、事前に監督員の**承諾**を得なければならない。
- (2) 受注者は、水平注入管の水平間隔を2m程度、鉛直間隔を1.5m程度に配置しなけ

ればならない。また、水平注入管には、逆流防止装置を備えなければならない。

## 5 練混ぜ

- (1) 受注者は、練混ぜをモルタルミキサで行うものとし、均一なモルタルが得られるまで練り混ぜなければならない。
- (2) 受注者は、練混ぜ作業には、細骨材の粒度及び表面水量を確かめ、規定の流動性等の品質が得られるように、粒度の調整、配合の修正、水量の補正等の適切な処置をしなければならない。
- (3) 受注者は、モルタルミキサ1バッチの練混ぜを、ミキサの定められた練混ぜ容量に適した量で練り混ぜなければならない。

## 6 注 入

- (1) 受注者は、管の建込み終了後、異常がないことを確かめた後、モルタルを注入しなければならない。
- (2) 受注者は、規定の高さまで継続して、モルタル注入を行わなければならない。  
なお、やむを得ず注入を中断し、打継目を設ける場合には、事前に打設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、最下部から上方へモルタル注入するものとし、注入モルタル上面の上昇速度は0.3～2.0m/hとしなければならない。
- (4) 受注者は、鉛直注入管を引き抜きながら注入するものとし、注入管の先端を、0.5～2.0mモルタル中に埋込まれた状態に保たなければならない。
- (5) 受注者は、注入が完了するまで、モルタルの攪拌を続けなければならない。

## 7 注入モルタルの上昇状況の確認

受注者は、注入モルタルの上昇状況を確認するため、注入モルタルの上面の位置を測定できるようにしておかなければならない。

## 8 寒中における施工

受注者は、寒中における施工の場合、粗骨材及び注入モルタルの凍結を防ぐ処置をしなければならない。また、注入モルタルの膨張の遅延が起こるのを防ぐため、必要に応じて、適切な保温給熱を行わなければならない。

## 9 暑中における施工

受注者は、暑中における施工の場合、注入モルタルの温度上昇、注入モルタルの過早な膨張及び流動性の低下等が起こらないよう施工しなければならない。

## 4-15-4 品質管理

- 1 受注者は、施工に先立ち施工時に近い状態で作成した供試体を用い、土木学会規準による次の品質管理試験を行い、その試験結果を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

(1) 注入モルタルに関する試験（温度、ブリーディング率、膨張率試験及び強度試験）

(2) プレパックドコンクリートの圧縮強度試験

2 受注者は、施工中の流動性試験を20バッチに1回以上の頻度で行うものとする。  
また、その他注入モルタルに関する管理試験（温度、流動性試験、ブリーディング率、膨張率試験及び強度試験）及びプレパックドコンクリートの圧縮強度試験は、設計図書の定めによるものとする。

# 第 5 章 一般施工

## 第 1 節 適 用

- 1 本章は、各工事において共通的に使用する工種、土捨工、海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、付属工、消波工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第 1 編第 2 章材料、第 1 編第 3 章共通仮設及び第 1 編第 4 章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

## 第 2 節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

（公社）日本港湾協会港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年 5 月）

国土交通省 ダイオキシシン類に係る水底土砂の判断基準について

（平成 15 年 9 月 25 日国港環計第 65 号）

## 第 3 節 共通の工種

### 5-3-1 一般事項

本節は、各工事の共通事項、排砂管設備工、土運船運搬工、揚土土捨工、圧密・排水工、締固工、固化工、洗掘防止工、中詰工、蓋コンクリート工、蓋ブロック工、鋼矢板工、控工、鋼杭工、コンクリート杭工、防食工、路床工、コンクリート舗装工、アスファルト舗装工、植生工その他これらに類する工種について定めるものとする。

### 5-3-2 共通事項

#### 1 ポンプ浚渫

（1） 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。

（2） 受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に定めのない場合は、施工

方法・施工管理基準について事前に監督員の承諾を得なければならない。

- (3) 受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

## 2 排砂管設備

- (1) 受注者は、施工の効率、周辺海域の利用状況等を考慮して、土砂の運搬経路を決定しなければならない。なお、設計図書に運搬経路が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (2) 受注者は、設計図書に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、運搬途中の漏出のないようにしなければならない。

## 3 グラブ浚渫

- (1) 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (2) 受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

## 4 土運船運搬

- (1) 受注者は、施工の効率、周辺海域の利用状況等を考慮して、土砂の運搬経路を決定しなければならない。なお、設計図書に運搬経路が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (2) 受注者は、設計図書に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、第1編共通編第5章一般施工それに従い、運搬途中の漏出のないようにしなければならない。

## 5 硬土盤浚渫

- (1) 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (2) 受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督職員の承諾を得なければならない。

- (3) 受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

## 6 砕岩浚渫

- (1) 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (2) 受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

## 7 バックホウ浚渫

- (1) 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (2) 受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

## 8 バージアンローダ揚土

- (1) 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (2) 受注者は、設計図書に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、運搬途中の漏出のないように対処しなければならない。

## 9 空気圧送揚土

- (1) 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (2) 受注者は、設計図書に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それ



に従い、運搬途中の漏出のないように対処しなければならない。

#### 1 0 リクレーマ揚土

- (1) 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (2) 受注者は、設計図書に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、其れに従い、運搬途中の漏出のないように対処しなければならない。

#### 1 1 バックホウ揚土

- (1) 受注者は、施工の効率等を考慮して、浚渫土砂の揚土場所を決定しなければならない。なお、設計図書に揚土場所が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (2) 受注者は、土砂落下のないよう十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に土砂落下防止のための特別の処理が定められている場合は、それに従わなければならない。
- (3) 受注者は、設計図書に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、第1編共通編第5章一般施工それに従い、施工中土砂の漏出のないように対処しなければならない。

#### 1 2 盛上土砂撤去

- (1) 海上工事の場合、受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に船種が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (2) 受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督員の承諾を得なければならない。
- (3) 海上工事の場合、受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

#### 1 3 敷 砂

- (1) 海上工事の場合、受注者は、運搬中に砂の漏出のないように行わなければならない。
- (2) 海上工事の場合、受注者は、濁りを発生させないよう砂を投入しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (3) 海上工事の場合、受注者は、浮泥を巻き込まないように砂を投入しなければな

らない。

#### 1 4 敷砂均し

受注者は、砂を設計図書に定める区域内に平均に仕上げなければならない。

#### 1 5 先行掘削

受注者は、設計図書に先行掘削工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。なお、設計図書に指定されていない場合には、掘削地点の土質条件、立地条件、矢板及び杭の種類等に応じた工法を選ぶものとする。

#### 1 6 下層路盤

(1) 受注者は、下層路盤（粒状路盤）の施工を次により行うものとする。

- ① 各層の施工に先立ち、路床面の浮石、木片、ごみ等を除去しなければならない。
- ② 路盤材料の敷均しは、材料の分離をさけ、均等な厚さに敷均ししなければならない。
- ③ 1層の計画仕上り厚さは、20cm以下としなければならない。
- ④ 路盤の締固は、「JIS A 1210 突固めによる土の締固め試験方法（C,D,E）」により求めた最適含水比付近の含水比で、設計図書に定める締固め度に達するまで行わなければならない。
- ⑤ 最終仕上げ面は、プルーフローリングを行わなければならない。

(2) 受注者は、設計図書の定めによりセメント安定処理路盤を施工するものとする。

#### 1 7 上層路盤

(1) 受注者は、上層路盤（粒度調整路盤）の施工を次により行うものとする。

- ① 各層の施工に先立ち、各路盤面の浮石、木片、ごみ等を除去しなければならない。
- ② 路盤材料の敷均しは、材料の分離をさけ、均等な厚さに敷均ししなければならない。
- ③ 1層の計画仕上り厚さは、15cm以下を標準として、敷均さなければならない。
- ④ 路盤の締固は、「JIS A 1210 突固めによる土の締固め試験方法（C,D,E）」により求めた最適含水比付近の含水比で、設計図書に定める締固め度に達するまで行わなければならない。

(2) 受注者は、設計図書の定めによりセメント及び加熱アスファルト安定処理路盤を施工するものとする。

#### 1 8 土砂掘削

(1) 受注者は、掘削に先立ち土止め支保、止水、締切、水替等を十分検討して行わなければならない。

(2) 受注者は、掘削中に土質に予期しない変化が生じた場合及び埋没物等を発見

した場合、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

- (3) 受注者は、仕上げ面の整形時にゆるんだ転石、岩塊等を除去しなければならない。
- (4) 受注者は、流用する土砂以外の土砂を設計図書の定める場所に運搬処分しなければならない。なお、流用する土砂の仮置場所は、設計図書の定めによらなければならない。
- (5) 受注者は、設計図書に定めのある場合、整地仕上げをしなければならない。

#### 1 9 土砂盛土

- (1) 受注者は、盛土の1層の計画仕上り厚さを30cmとし、逐次敷均し・締固めを行い規定の高さまで盛土しなければならない。
- (2) 受注者は、1：4より急な勾配を有する地盤上に盛土を行う場合には、段切りを行い盛土と現地盤の密着を図り、滑動を防止しなければならない。
- (3) 受注者は、土質に適した締固め機械を使用し、「JIS A 1210 突固めによる土の締固め試験方法 (C, D, E)」により求めた最適含水比付近の含水比で設計図書に定める締固め度に締め固めなければならない。また、構造物に隣接する箇所や狭い箇所を締め固める場合は、施工規模・目的に適した小型締固め機械により入念に締め固めしなければならない。
- (4) 受注者は、盛土作業中に沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
- (5) 受注者は、毎日の作業終了時、又は作業を中断する場合、排水が良好に行われる勾配に仕上げなければならない。
- (6) 受注者は、仕上げ面の整形時にゆるんだ転石、岩塊等を除去しなければならない。
- (7) 受注者は、流用する土砂以外の土砂を設計図書の定める場所に運搬処分しなければならない。なお、流用する土砂の仮置場所は、設計図書の定めによらなければならない。
- (8) 受注者は、設計図書に定めのある場合、整地仕上げをしなければならない。

### 5－3－3 排砂管設備工

#### 1 排砂管設備

排砂管設備の施工については、第1編5－3－2、2. 排砂管設備の規定によるものとする。

#### **5－3－4 土運船運搬工**

##### **1 土運船運搬**

土運船運搬の施工については、第1編5－3－2、4. 土運船運搬の規定によるものとする。

#### **5－3－5 揚土土捨工**

##### **1 バージアンローダ揚土**

バージアンローダ揚土の施工については、第1編5－3－2、8. バージアンローダ揚土の規定によるものとする。

##### **2 空気圧送揚土**

空気圧送揚土の施工については、第1編5－3－2、9. 空気圧送揚土の規定によるものとする。

##### **3 リクレーマ揚土**

リクレーマ揚土の施工については、第1編5－3－2、10. リクレーマ揚土の規定によるものとする。

##### **4 バックホウ揚土**

バックホウ揚土の施工については、第1編5－3－2、11. バックホウ揚土の規定によるものとする。

#### **5－3－6 圧密・排水工**

##### **1 サンドドレーン**

(1) 施工範囲、杭の配置、形状寸法及びケーシングパイプの径は、設計図書の定めによるものとする。

(2) 打込機は、(7)に示す項目を記録できる自動記録装置を備えたものでなければならない。

(3) 受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

(4) 受注者は、形成するドレーン杭が連続した一様な形状となるよう施工しなければならない。

(5) 受注者は、杭施工中にドレーン杭が連続した一様な形状に形成されていない場合、直ちに打直しを行わなければならない。

(6) 受注者は、地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、速やかに監督職員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

(7) 受注者は、各杭ごとに次の記録を取り、監督員に提出しなければならない。

① ケーシングパイプの先端深度の経時変化

② ケーシングパイプ内の、ドレーン材上面高さの経時変化

2 敷 砂

敷砂の施工については、第1編5-3-2、13. 敷砂の規定によるものとする。

3 敷砂均し

敷砂均しの施工については、第1編5-3-2、14. 敷砂均しの規定によるものとする。

4 載荷土砂

(1) 受注者は、土砂を設計図書に定める範囲に所定の形状で載荷しなければならない。

(2) 施工高さ及び順序は、設計図書の定めによるものとする。

5 ペーパードレーン

(1) ドレーンの配置及び施工深度は、設計図書の定めによるものとする。

(2) 打込機は自動記録装置を備えたものとし、自動記録装置は(7)に示す項目が記録されるものとする。

(3) 受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

(4) 受注者は、ドレーン打設時に共上がり現象により計画深度までドレーンが形成されていない場合、直ちに打直しを行わなければならない。

(5) 受注者は、ドレーン打設時にドレーン材の破損により正常なドレーンが形成されていない場合、直ちに打直しを行わなければならない。

(6) 受注者は、地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

(7) 受注者は、各ドレーンごとに次の記録を取り、監督員に提出しなければならない。

① マンドレルの先端深度の経時変化

② ドレーン材の先端深度の経時変化

6 グラベルマット

受注者は、碎石を設計図書に定める範囲に、所定の厚さで敷き均さなければならない。

7 グラベルドレーン

(1) 施工範囲、杭の配置、形状寸法及びケーシングパイプの径は、設計図書の定めによるものとする。

(2) 打込機は自動記録装置を備えたものとし、自動記録装置は(8)に示す項目が記録されるものとする。

- (3) 受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督員に提出し、承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、形成するドレーン杭が連続した一様な形状となるよう施工しなければならない。
- (5) 受注者は、杭施工中にドレーン杭が連続した一様な形状に形成されていない場合、直ちに打直しを行わなければならない。
- (6) 受注者は、地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
- (7) グラベルドレーンの施工により発生した土砂の処分をする場合は、設計図書の定めによるものとする。
- (8) 受注者は、各杭ごとに次の記録を取り、監督員に提出しなければならない。
  - ① ケーシングパイプの先端深度の経時変化
  - ② ケーシングパイプ内の、ドレーン材上面高さの経時変化

### 5-3-7 締 固 工

#### 1 ロッドコンパクション

- (1) ロッドの打込間隔、配置、ロッドの締固めストローク及び起振力等は、設計図書の定めによるものとする。
- (2) 打込機は、(5)に示す項目を記録できる自動記録装置を備えたものでなければならない。
- (3) 受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督員に提出し、承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、地層の変化、障害物等により設計図書に定める深度までの貫入が困難になった場合、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
- (5) 受注者は、各ロッドごとに次の記録を取り、監督員に提出しなければならない。
  - ① ロッド先端深度の経時変化
  - ② ロッドの貫入長及び引抜長

#### 2 サンドコンパクションパイル

- (1) 砂杭の施工範囲、置換率及び締固め度は、設計図書の定めによるものとする。  
なお、砂杭の施工順序、配置及び形状寸法は、監督員の承諾を得なければならない。
- (2) 打込機は自動記録装置を備えたものとし、自動記録装置は(10)に示す項目が記録されるものとする。
- (3) 受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督

員に提出し、承諾を得なければならない。

- (4) 受注者は、砂杭施工中に形成する砂杭が、連続した一様な形状になるように砂を圧入しなければならない。
- (5) 受注者は、支持層まで改良する場合、施工に先立ち打止め深度の確認方法について、監督員の承諾を得なければならない。
- (6) 受注者は、盛上り天端まで改良する場合、各砂杭ごとに打設前後の盛上り状況を管理し、各砂杭仕上げ天端高を決定しなければならない。
- (7) 受注者は、砂杭施工時に砂杭が切断した場合、又は砂量の不足が認められる場合、直ちに打直しを行わなければならない。なお、原位置での打直しが困難な場合、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
- (8) 受注者は、地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、また、予想を超える盛上り土により施工が困難な状況が生じた場合、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
- (9) 受注者は、設計図書に定める締固め度を満たすことができない場合、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
- (10) 受注者は、各砂杭ごとに次の記録を取り、監督員に提出しなければならない。
  - ① ケーシングパイプの先端深度の経時変化
  - ② ケーシングパイプ内の砂面の高さの経時変化
- (11) 地盤の盛上り量の測定
  - ① 受注者は、砂杭の施工前後に地盤高を測定しなければならない。
  - ② 受注者は、施工に先立ち測定時期及び測定範囲について、監督員の承諾を得なければならない。

#### (12) その他の試験等

チェックボーリング、その他の試験を行う場合の調査及び試験の項目、方法、数量等は、設計図書の定めによるものとする。なお、チェックボーリングの位置は、監督員の指示によらなければならない。

### 3 盛上土砂撤去

盛上土砂撤去の施工については、第1編5-3-2、12. 盛上土砂撤去の規定によるものとする。

### 4 敷砂

敷砂の施工については、第1編5-3-2、13. 敷砂の規定によるものとする。

### 5 敷砂均し

敷砂均しの施工については、第1編5-3-2、14. 敷砂均しの規定によるものとする。

## 5-3-8 固 化 工

### 1 深層混合処理杭

- (1) 固化材の配合は、設計図書の定めによるものとする。
- (2) 計量装置は、第1編4-5-3、1. 計量装置の規定によるものとする。
- (3) 材料の計量は、第1編4-5-3、2. 材料の計量の規定によるものとする。
- (4) 受注者は、施工に先立ち練混ぜ施設、練混ぜ時間等について、監督員の承諾を得なければならない。
- (5) 受注者は、設計図書の定めにより試験打ちを監督員の立会のうえ、行わなければならない。なお、試験打ちの位置、深度、施工方法等は、設計図書の定めによるものとする。
- (6) 改良範囲、改良形状及び固化材添加量は、設計図書の定めによるものとする。
- (7) 深層混合処理機は、(13)に示す項目を記録できる自動記録装置を備えたものでなければならない。
- (8) 受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督員に提出し、承諾を得なければならない。
- (9) 受注者は、施工に先立ち改良杭の配置、施工順序及び施工目地の位置等の図面を監督員に提出し、承諾を得なければならない。
- (10) 改良杭先端部の補強は、設計図書の定めによるものとする。
- (11) 受注者は、支持層まで改良する場合、施工に先立ち打止め深度の確認方法について、監督員の承諾を得なければならない。
- (12) 受注者は、ブロック式、壁式等の杭接合部の施工を次により行わなければならない。
  - ① 接合面のラップ幅は、監督員の承諾を得るものとし、施工目地は、接円で施工しなければならない。
  - ② 改良杭間の接合は、24時間以内に施工しなければならない。ただし、遅硬セメントを使用する場合は、設計図書の定めによるものとする。なお、制限時間以内の施工が不可能と予想される場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
  - ③ 不測の原因により施工が中断し、設計図書に定める接合が不可能になった場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
- (13) 受注者は、各改良杭ごとに次の記録を取り、監督員に提出しなければならない。
  - ① 固化材の各材料の計量値（吐出量からの換算値）
  - ② 処理機の先端深度の経時変化



- ③ 攪拌軸の回転数の経時変化
- ④ 攪拌軸の回転トルク又はこれに対応する起動力の経時変化
- ⑤ 処理機の昇降速度の経時変化
- ⑥ 処理機の吊荷重の経時変化（着底タイプ、深層混合処理船の場合）
- ⑦ 固化材の吐出量の経時変化
- ⑧ 処理機先端の軌跡の経時変化（深層混合処理船の場合）

(14) 地盤の盛上り量の測定

- ① 受注者は、改良杭の施工前後に地盤高を測定しなければならない。
- ② 受注者は、施工に先立ち測定時期及び測定範囲について、監督員の承諾を得なければならない。

(15) その他の試験等

チェックボーリング、その他の試験を行う場合の調査及び試験の項目、方法、数量等は、設計図書の定めによるものとする。なお、チェックボーリングの位置は、監督員の指示によらなければならない。

## 2 盛上土砂撤去

盛上土砂撤去の施工については、第1編5-3-2、12. 盛上土砂撤去の規定によるものとする。

## 3 敷砂

敷砂の施工については、第1編5-3-2、13. 敷砂の規定によるものとする。

## 4 敷砂均し

敷砂均しの施工については、第1編5-3-2、14. 敷砂均しの規定によるものとする。

## 5 事前混合処理

- (1) 固化材の配合は、設計図書の定めによるものとする。
- (2) 計量装置は、第1編4-5-3、1. 計量装置の規定によるものとする。
- (3) 材料の計量は、第1編4-5-3、2. 材料の計量の規定によるものとする。
- (4) 受注者は、施工に先立ち練混ぜ設備、練混ぜ時間等について、監督員の承諾を得なければならない。

## 6. 表層固化処理

- (1) 受注者は、表層固化処理を行うに当り、設計図書に記載された安定材をいて、記載された範囲、形状に仕上げなければならない。
- (2) 受注者は、表層固化処理を行うに当り、安定材に生石灰を用いこれを貯蔵する場合は、地表面50cm以上の水はけの良い高台に置き、水の浸入、吸湿を避けなければならない。なお、受注者は生石灰の貯蔵量が500kgを超える場合は、消防法の

適用を受けるので、これによらなければならない。

- (3) 受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法又は、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法（地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し「JIS A 1216 土の一軸圧縮試験方法」の基準により試験を行うものとする。

## 7 薬液注入工法

- (1) 受注者は、薬液注入工の施工にあたり、薬液注入工法の適切な使用に関し、技術的知識と経験を有する現場責任者を選任し、事前に経歴書により監督員の承諾を得なければならない。
- (2) 受注者は、薬液注入工事の着手前に以下について監督員の確認を得なければならない。

### 1) 工法関係

- ① 注入圧
- ② 注入速度
- ③ 注入順序
- ④ ステップ長

### 2) 材料関係

- ① 材料（購入・流通経路等を含む）
- ② ゲルタイム
- ③ 配合

- (3) 受注者は、薬液注入工を施工する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和49年7月10日建設省官技発第160号）の規定による。
- (4) 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」（平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達）及び「薬液注入工法による地盤改良工事に係る適切な施工管理等について」（平成29年8月1日港湾局技術企画課長・航空局航空ネットワーク部空港技術課長通達）の規定による。

## 5-3-9 洗掘防止工

### 1 洗掘防止

- (1) 受注者は、洗掘防止マットの製作に先立ち、形状寸法を記載した製作図を監督員に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、洗掘防止マットの敷設に先立ち、敷設面の異常の有無を確認しなければならない。異常を発見したときは監督員にその事実が確認できる資料を提出し確認を求めなければならない。

(3) 受注者は、洗掘防止マットの目地処理を重ね合せとし、その重ね合せ幅は次のとおりとする。なお、これにより難しい場合、受注者は、施工に先立ち設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

① アスファルトマット50cm以上

② 繊維系マット50cm以上

③ 合成樹脂系マット30cm以上

④ ゴムマット50cm以上

(4) 受注者は、アスファルトマットの敷設を吊金具による水平吊りとしなければならない。なお、吊金具による水平吊りができない場合、受注者は、施工に先立ち設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

(5) 洗掘防止マットの固定方法は、設計図書の定めによるものとする。

### **5-3-10 中 詰 工**

#### **1 砂・石材等中詰**

(1) 受注者は、本体据付後、速やかに中詰を行わなければならない。

(2) 受注者は、中詰施工中、ケーソン等の各室の中詰高さの差が生じないように行わなければならない。

(3) 受注者は、中詰材を投入する際、ケーソン等の本体に損傷を与えないように行わなければならない。また、目地に中詰材がつかまらないように中詰材を投入しなければならない。

(4) 受注者は、設計図書の定めによりセル式構造物の中詰材を締め固めなければならない。

#### **2 コンクリート中詰**

コンクリート中詰の施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

#### **3 プレパックドコンクリート中詰**

プレパックドコンクリート中詰の施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

### **5-3-11 蓋コンクリート工**

#### **1 蓋コンクリート**

(1) 蓋コンクリートの施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

(2) 受注者は、中詰終了後、速やかに蓋コンクリートの施工を行わなければならない。

(3) 受注者は、コンクリート打設にバケットホッパー等を使用する場合、ケーソン

等の本体に損傷を与えないよう注意して施工しなければならない。

### **5-3-12 蓋ブロック工**

#### **1 蓋ブロック製作**

- (1) 蓋ブロック製作の施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
- (2) 製作ヤードは、設計図書の定めによるものとする。
- (3) 受注者は、製作した蓋ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、蓋ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。
- (5) 受注者は、蓋ブロックにアンカーを取付ける場合、事前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

#### **2 蓋ブロック据付**

- (1) 仮置場所は、設計図書の定めによるものとする。なお、受注者は、仮置場所の突起等の不陸を均さなければならない。
- (2) 受注者は、中詰終了後、速やかに蓋ブロックの施工を行わなければならない。
- (3) 受注者は、施工に先立ち蓋ブロックの据付時期を監督員に通知しなければならない。
- (4) 受注者は、蓋ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。

#### **3 間詰コンクリート**

- (1) 間詰コンクリートの施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
- (2) 受注者は、蓋ブロック据付終了後、速やかに間詰コンクリートの施工を行わなければならない。
- (3) 受注者は、間詰コンクリート打設にバケットホッパー等を使用する場合、ケーソン等の本体に損傷を与えないよう注意して施工しなければならない。

### **5-3-13 鋼矢板工**

#### **1 先行掘削**

先行掘削の施工については、第1編5-3-2、15. 先行掘削の規定によるものとする。

#### **2 鋼矢板**

- (1) 受注者は、組合せ矢板及び異形矢板を製作する場合、工場で加工及び製作しなければならない。なお、やむを得ず現場で製作する場合、受注者は、製作に先立

ち設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

- (2) 受注者は、矢板の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、矢板本体、矢板継手及び塗覆装面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、矢板を2点吊りで吊り上げなければならない。ただし、打ち込みの際はこの限りではない。
- (3) 受注者は、設計図書に矢板の打込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。なお、設計図書に指定されていない場合には、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じた工法を選ぶものとする。
- (4) 継矢板の継手部の位置、構造及び溶接方法は、設計図書の定めによるものとする。
- (5) 受注者は、地層の変化、障害物などにより、打込み困難な状況が生じた場合、若しくは土質条件に比べて矢板の貫入量が異常に大きい場合、打込みを中断しなければならない。また、速やかに監督職員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
- (6) 受注者は、鋼矢板打込み方向の傾斜が矢板の上下で矢板1枚幅以上の差が生じる恐れがある場合、設計図書に関して監督員の承諾を得て、異形矢板を用いて修正しなければならない。ただし、異形矢板は連続して使用してはならない。
- (7) 受注者は、矢板打込み後、継手が離脱していることが認められた場合、引き抜いて打ち直さなければならない。ただし、引抜きが不可能な場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
- (8) 受注者は、鋼管矢板打込み中に回転や傾斜を起こさないよう必要な処置を講じなければならない。
- (9) ウォータージェットを用いた矢板の施工において、最後の打ち止めは、打ち止め地盤を緩めないようにジェット噴射を制限・調整して、併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。
- (10) 受注者は、「港湾工事出来形管理基準」に基づき次の記録を取り、監督員に提出しなければならない。なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測項目及び様式は、設計図書の定めによるものとする。

① 矢板の貫入量

② 矢板の打撃回数\_\_

### **5-3-14 控 工**

#### **1 先行掘削**

先行掘削の施工については、第1編5-3-2、15. 先行掘削の規定によるものとする。

## 2 控鋼矢板

- (1) 受注者は、組合せ矢板及び異形矢板を製作する場合、工場で加工及び製作しなければならない。なお、やむを得ず現場で製作する場合、受注者は、製作に先立ち設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
- (2) 受注者は、矢板の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、矢板本体、矢板継手及び塗覆装面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、矢板を2点吊りで吊り上げなければならない。ただし、打ち込みの際はこの限りではない。
- (3) 受注者は、設計図書に矢板の打込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。なお、設計図書に指定されていない場合には、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じた工法を選ぶものとする。
- (4) 継矢板の継手部の位置、構造及び溶接方法は、設計図書の定めによるものとする。
- (5) 受注者は、地層の変化、障害物などにより、打込み困難な状況が生じた場合、若しくは土質条件に比べて矢板の貫入量が異常に大きい場合、打込みを中断しなければならない。また、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
- (6) 受注者は、鋼矢板打込み方向の傾斜が矢板の上下で矢板1枚幅以上の差が生じる恐れがある場合、設計図書に関して監督員の承諾を得て、異形矢板を用いて修正しなければならない。ただし、異形矢板は連続して使用してはならない。
- (7) 受注者は、矢板打込み後、継手が離脱していることが認められた場合、引き抜いて打ち直さなければならない。ただし、引抜きが不可能な場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
- (8) 受注者は、鋼管矢板打込み中に回転や傾斜を起こさないよう必要な処置を講じなければならない。
- (9) ウォータージェットを用いた矢板の施工において、最後の打ち止めは、打ち止め地盤を緩めないようにジェット噴射を制限・調整して、併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。
- (10) 受注者は、「港湾工事出来形管理基準」に基づき次の記録を取り、監督員に提出しなければならない。なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測項目及び様式は、設計図書の定めによるものとする。

① 矢板の貫入量

② 矢板の打撃回数

### 3 控鋼杭

- (1) 受注者は、杭の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、杭本体及び塗覆装面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、杭を2点吊りで吊り上げなければならない。ただし、打ち込みの際はこの限りではない。
- (2) 受注者は、設計図書に杭の打込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (3) 受注者は、杭を設計図書に定める深度まで連続して打ち込まなければならない。
- (4) 継杭の継手部の位置、構造及び溶接方法は、設計図書の定めによるものとする。
- (5) 受注者は、施工に先立ち支持杭の打止め深度の確認方法について、監督員の承諾を得なければならない。
- (6) 受注者は、支持杭打設において、杭先端が規定の深度に達する前に打込み不能となった場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。また、受注者は、支持力の測定値が設計図書に示された支持力に達しない場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
- (7) 杭の継足しを行う場合の材料の品質は、本体の鋼材と同等以上の品質を有しなければならない。なお、受注者は、継手構造及び溶接方法について事前に監督員の承諾を得なければならない。
- (8) 受注者は、「港湾工事出来形管理基準」に基づき次の記録を取り、監督員に提出しなければならない。なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測項目及び様式は、設計図書の定めによるものとする。

- ① 杭の貫入量
- ② 杭の打撃回数
- ③ 打止り付近のリバウンド量
- ④ 打止り付近のラム落下高又は打撃エネルギー

### 4 腹起

- (1) 受注者は、腹起し材を矢板壁及びタイロッド、タイワイヤーの取付位置を基に加工しなければならない。
- (2) 受注者は、腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させなければならない。

### 5 タイ材

- (1) タイロッド
  - ① 受注者は、施工に先立ち施工順序、背面土砂高さ、前面浚渫深さ及び緊張力の大きさを十分検討し、監督員の承諾を得なければならない。

- ② 受注者は、タイロッドを運搬する場合、ねじ部に損傷を与えないよう厳重に包装しなければならない。また、塗装部は、損傷しないように取り扱わなければならない。
- ③ タイロッドの支保工は、設計図書の定めによるものとする。
- ④ タイロッドは、隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角になるように設置しなければならない。
- ⑤ リングジョイントは、上下に正しく回転できる組立てとする。また、その作動が正常になるように取り付けなければならない。
- ⑥ タイロッドの締付けは、タイロッドを取り付けた後、前面矢板側及び控工側のナットとタイロッドの間にあるターンバックルにより全体の長さを調整しなければならない。また、均等な張力が加わるようにしなければならない。
- ⑦ ターンバックルのねじ込み長さは、定着ナットの高さ以上にねじ込まれていなければならない。
- ⑧ 定着ナットのねじ部は、ねじ山全部がねじ込まれたうえ、ねじ山が三つ山以上突き出しているように締め付けなければならない。

## (2) タイワイヤー

- ① 受注者は、施工に先立ち施工順序、背面土砂高さ、前面浚渫深さ及び緊張力の大きさを十分検討し、監督員の承諾を得なければならない。
- ② 受注者は、タイワイヤーを運搬する場合、ねじ部に損傷を与えないよう厳重に包装しなければならない。また、被覆部は、損傷しないように取り扱わなければならない。
- ③ 受注者は、タイワイヤーの本体が、鋼材等のガス切断口に直接接触する場合、接触部を保護しなければならない。
- ④ タイワイヤーは、隅角部等特別な場合を除き、矢板法線に対して直角になるように設置しなければならない。
- ⑤ タイワイヤーの緊張は、タイワイヤーを取り付けた後、均等な張力が加わるようジャッキ等の緊張装置によって行わなければならない。
- ⑥ 定着ナットのねじ部は、ねじ山全部がねじ込まれたうえ、ねじ山が三つ山以上突き出しているように締め付けなければならない。
- ⑦ 受注者は、裏込材に石材を用いる場合、被覆部に損傷を与えないよう注意して施工しなければならない。なお、設計図書に防護のため特別の処置が指定されている場合は、それに従うものとする。
- ⑧ タイワイヤーと上部コンクリートの境界部には、圧密沈下が生じてもタイワイヤーにせん断応力が生じさせないように、トランペットシースを取り付けなければ



ならない。

### 5-3-15 鋼杭工

#### 1 先行掘削

先行掘削の施工については、第1編5-3-2、15. 先行掘削の規定によるものとする。

#### 2 鋼杭

- (1) 受注者は、杭の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、杭本体及び塗覆装面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、杭を2点吊りで吊り上げなければならない。ただし、打ち込みの際はこの限りではない。
- (2) 受注者は、設計図書に杭の打込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (3) 受注者は、杭を設計図書に定める深度まで連続して打ち込まなければならない。
- (4) 継杭の継手部の位置、構造及び溶接方法は、設計図書の定めによるものとする。
- (5) 受注者は、施工に先立ち支持杭の打止め深度の確認方法について、監督員の承諾を得なければならない。
- (6) 受注者は、支持杭打設において、杭先端が規定の深度に達する前に打込み不能となった場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。また、受注者は、支持力の測定値が設計図書に示された支持力に達しない場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
- (7) 杭の継足しを行う場合の材料の品質は、本体の鋼材と同等以上の品質を有しなければならない。なお、受注者は、継手構造及び溶接方法について、事前に監督員の承諾を得なければならない。
- (8) 杭にずれ止めを施工する場合の溶接方法は、設計図書の定めによるものとする。  
なお、これによらない場合は、事前に監督員の承諾を得なければならない。
- (9) 受注者は、「港湾工事出来形管理基準」に基づき次の記録を取り、監督員に提出しなければならない。なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測項目及び様式は、設計図書の定めによるものとする。
  - ① 杭の貫入量
  - ② 杭の打撃回数
  - ③ 打止り付近のリバウンド量
  - ④ 打止り付近のラム落下高又は打撃エネルギー

### 5-3-16 コンクリート杭工

#### 1 コンクリート杭

- (1) 受注者は、「JIS A 7201 遠心力コンクリートくいの施工標準」により施工しなければならない。なお、当該文中の「工事監理者」を「監督員」に読み替えるものとする。
- (2) 試験杭を施工する場合は、設計図書の定めによるものとする。
- (3) 受注者は、国土交通省告示第468号「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置」に基づき施工しなければならない。

### 5-3-17 防食工

#### 1 電気防食

- (1) 受注者は、施工に先立ち陽極取付箇所の鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整（3種ケレン(St2)）を行わなければならない。
- (2) 受注者は、設計図書に陽極の個数及び配置が定められていない場合、陽極の取付個数及び配置の計算書及び図面を施工に先立ち提出し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、設計図書に定める防食効果を確認するための電位測定装置の測定用端子箱を設置し、測定用端子を防食体に溶接しなければならない。また、設置箇所及び取付位置は、設計図書の定めによるものとする。
- (4) 受注者は、ボンド工事を次により行わなければならない。
  - ① 防食体は、相互間の接触抵抗を少なくするため、鉄筋等を溶接接続しなければならない。
  - ② ボンド及び立ち上がり鉄筋は、白ペイントで塗装し、他の鉄筋と識別できるようにしなければならない。

#### 2 FRPモルタル被覆

- (1) 受注者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整（3種ケレン(St2)）を行わなければならない。
- (2) 素地調整は、設計図書の定めによるものとする。
- (3) 受注者は、素地調整後、速やかに被覆防食の施工を行わなければならない。
- (4) 被覆厚さは、設計図書の定めによるものとする。
- (5) 受注者は、モルタル被覆の施工を次により行わなければならない。
  - ① モルタル注入は、型枠取付後速やかに行わなければならない。
  - ② モルタルが型枠内に完全に充填されたことを確認してから、モルタルの注入を停止しなければならない。

### 3 ペโตรラタム被覆

- (1) 受注者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整（3種ケレン(St2)）を行わなければならない。
- (2) 素地調整は、設計図書の定めによるものとする。
- (3) 受注者は、素地調整後、速やかに被覆防食の施工を行わなければならない。
- (4) 受注者は、ペโตรラタム被覆の施工を次により行わなければならない。
  - ① ペโตรラタム系ペーストを塗布する場合は、鋼材表面に均一に塗布しなければならない。
  - ② ペโตรラタム系ペーストテープを使用する場合は、鋼材表面に密着するように施工しなければならない。
  - ③ ペโตรラタム系ペースト又はペโตรラタム系ペーストテープ施工後は速やかにペโตรラタム系防食テープを施工しなければならない。

### 4 コンクリート被覆

- (1) 受注者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整（3種ケレン(St2)）を行わなければならない。
- (2) 素地調整は、設計図書の定めによるものとする。
- (3) 受注者は、素地調整後、速やかに被覆防食の施工を行わなければならない。
- (4) 被覆厚さは、設計図書の定めによるものとする。

### 5 防食塗装

- (1) 素地調整は、設計図書の定めによるものとする。
- (2) 受注者は、雨天又は風浪により海水のしぶきが著しい場合及び空中湿度85%以上の場合、作業を中止しなければならない。
- (3) 受注者は、塗装を次により行わなければならない。
  - ① 塗装は、下塗、中塗、上塗に分けて行わなければならない。
  - ② 素地調整後、下塗を始めるまでの最長時間は、事前に監督員の承諾を得なければならない。
  - ③ 塗装回数、塗装間隔及び塗料の使用量は、設計図書の定めによるものとする。

## 5-3-18 路床工

不陸整正は、設計図書の定めによるものとする。

## 5-3-19 コンクリート舗装工

### 1 下層路盤

下層路盤の施工については、第1編5-3-2、16. 下層路盤の規定によるものとする。

## 2 上層路盤

上層路盤の施工については、第1編5-3-2、17. 上層路盤の規定によるものとする。

## 3 コンクリート舗装

(1) 受注者は、乳剤施工前に散水を行い、吸水性の路盤を適度に湿った状態に保たなければならない。なお、乳剤はPK-3とし、使用量は設計図書の定めによる。

(2) 受注者は、型枠の施工を次により行うものとする。

① 曲がり、ねじれ等変形のない十分清掃した鋼製型枠を正しい位置に堅固な構造で組み立て設置しなければならない。

② 型枠の取外しは、コンクリート舗設終了後、20時間以上経過した後に行わなければならない。なお、気温が5℃～10℃の場合は、36時間以上経過した後に型枠を取外さなければならない。ただし、型枠を取外した直後から交通車両が直接コンクリート版に当たる懸念がある場合及び気温5℃未満の場合の取外す時期は、監督員の承諾を得なければならない。

(3) 受注者は、コンクリート運搬を次により行うものとする。

① コンクリート運搬は、材料が分離しない方法で行い、練混ぜから舗設開始までの時間をダンプトラックによる場合は1時間以内としなければならない。なお、アジテータトラックによる場合は1.5時間以内としなければならない。

② コンクリートをミキサからダンプトラックに直接積み込む場合は、落下高さを小さくし、ダンプトラックを前後に移動させ、平らになるように積み込まなければならない。なお、ダンプトラックは、使用の前後に水洗いをしなければならない。

③ コンクリートの運搬及び荷下しは、既打設コンクリートへの悪影響、路盤紙の移動及びコンクリート中への目潰砂の巻込みを防止しなければならない。

(4) 受注者は、コンクリート敷均し準備を次により行うものとする。

① 打設厚さ及び幅員は、スクラッチテンプレート等を使用して確認しなければならない。

② 降雨、降霜、路盤の凍結の恐れがある場合は、打設予定範囲をシート等により保護しなければならない。

(5) 受注者は、コンクリート敷均しを次により行うものとする。

① 舗装版は、正確な仕上り厚さ及び正しい計画高さを確保しなければならない。

② 舗設は、降雨、降霜又は凍結している路盤上に行ってはならない。

③ 敷均しは、材料が分離しないようスプレッダー等を使用しなければならない。

④ コンクリート舗装版の四隅、ダウエルバー、タイバー等の付近は、特に材料の

分離が生じないように注意し、入念に施工しなければならない。

⑤ コンクリート打設中、降雨が発生した場合は、施工目地を設け、作業を中止しなければならない。この場合、既打設箇所の舗装面の降雨による損傷を防ぐため表面をシート等で覆い保護しなければならない。

⑥ 機械の故障等により作業を中止する場合は、監督員の承諾を得て、施工目地を設け、作業を中止しなければならない。

(6) 受注者は、コンクリート締固めを次により行うものとする。

① コンクリートは、フィニッシャ又はバイブレーターを使用し、ち密、堅固に締固めなければならない。

② 型枠及び目地付近のコンクリートは、棒状バイブレータで締固めなければならない。また、作業中ダウエルバー、タイバー等が移動しないように締固めなければならない。

③ コンクリートを2層に分けて打設する場合は、バイブレーターを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締固めなければならない。

(7) 受注者は、鉄網の敷設を次により行うものとする。

① 鉄網の位置は、設計図書の定めによるものとする。

② コンクリートの締固めの際は、鉄網をたわませたり移動させてはならない。

③ 鉄網の重ね合わせ幅は、20cm以上としなければならない。

④ 鉄網の重ね合わせ部は、焼なまし鉄線で結束しなければならない。

⑤ 鉄網により、コンクリートを上下2層に分けて打設する場合、上層コンクリートは、下層コンクリート敷均し後、30分以内に打設しなければならない。

(8) 舗装版縁部に設置する補強筋は、設計図書の定めによるものとする。

(9) 受注者は、コンクリート舗装の表面を縦方向の小波がないよう平坦、かつ、粗面に仕上げなければならない。

(10) 受注者は、フィニッシャによる機械仕上げ又は簡易フィニッシャ及びテンプレートタンパによる手仕上げで表面の荒仕上げを行わなければならない。

(11) 受注者は、平坦仕上げの施工を次により行うものとする。

① 平坦仕上げは、荒仕上げに引き続き表面仕上げ機による機械仕上げ又はフロートによる手仕上げを行わなければならない。

② 人力によるフロート仕上げは、フロートを半分ずつ重ねなければならない。なお、コンクリート面が低くフロートに接しないところがある場合は、フロート全面にコンクリートが接するまでコンクリートを補充して仕上げなければならない。

- ③ 仕上げ作業中は、コンクリートの表面に水を加えてはならない。なお、著しく乾燥する場合は、フォッグスプレーを使用することができる。
- (12) 受注者は、面取りなどの仕上げが完全に終了し、表面の水光りが消えた後、直ちに、はけ、ほうき等を用いて粗面仕上げをしなければならない。
- (13) 受注者は、直射日光、風雨、乾燥、気温、荷重、衝撃等を受けないようコンクリートの養生を行わなければならない。
- (14) 受注者は、表面仕上げ後、後期養生ができる程度にコンクリートが硬化するまで、被膜養生などにより初期養生を行わなければならない。
- (15) 後期養生は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が $3.5\text{N/mm}^2$ 以上となるまで、スポンジ、麻布等でコンクリート表面を隙間なく覆い散水により湿潤状態を保たなければならない。養生終了時期は、試験等に基づき定め、事前に監督員の承諾を得なければならない。
- (16) 寒中の養生は、コンクリートの圧縮強度が $5\text{N/mm}^2$ 以上又は曲げ強度が $1\text{N/mm}^2$ 以上になるまで凍結しないよう十分に保護し、特に風を防がなければならない。

#### 4 目地

- (1) 目地板に相接するコンクリート舗装版の高低差は、 $2\text{mm}$ を超えないものとしなければならない。また、受注者は、コンクリート舗装版全幅にわたり等深、等厚になるように目地を施工しなければならない。
- (2) 受注者は、構造物隣接箇所の目地及び膨張目地の肩を半径 $5\text{mm}$ 程度の面取りをしなければならない。ただし、硬化後カッターで切断して目地を設ける場合及びダミー目地には、面取りを行ってはならない。
- (3) 受注者は、膨張目地の施工を次により行うものとする。
- ① 目地板は、路面に鉛直で一直線に通り、版全体を絶縁するように設置しなければならない。
- ② 目地板の上部のシール部に一時的に挿入するものは、コンクリートに害を与えないよう、適当な時期に、これを完全に取り除かなければならない。
- (4) 受注者は、収縮目地の施工を次により行うものとする。
- ① ダミー目地は、図面に定める深さまで路面に対して垂直にコンクリートカッターで切り込み、注入目地材を施さなければならない。
- ② 突合せ目地は、硬化したコンクリート側面にアスファルトを塗布又はアスファルトペーパーなどを挟み、新しいコンクリートが付着しないようにしなければならない。
- (5) 受注者は、施工目地の施工を次により行うものとする。

- ① 施工目地は、コンクリートの打設作業を30分以上中断する場合に設けなければならない。
- ② 横施工目地は、設計図書に定める横方向収縮目地の位置に合わせるものとする。ただし、施工目地を設計図書に定める目地位置に合わせることができない場合は、事前に設計図書に関して監督員の承諾を得て目地位置から離すものとする。
- ③ 施工目地は、突合せ目地とし、収縮目地の位置に設ける場合はダウエルバーを使用しなければならない。なお、それ以外の場合は、タイバーを使用しなければならない。

(6) 受注者は、設計図書に定めのある構造の目地を設置しなければならない。

### 5-3-20 アスファルト舗装工

#### 1 下層路盤

下層路盤の施工については、第1編5-3-2、16. 下層路盤の規定によるものとする。

#### 2 上層路盤

上層路盤の施工については、第1編5-3-2、17. 上層路盤の規定によるものとする。

#### 3 基 層

##### (1) アスファルトプラント

- ① アスファルトプラントは、設計図書に定める混合物を製造できるものとする。
- ② 受注者は、施工に先立ちアスファルトプラントの位置、設備内容及び性能について、監督員の承諾を得なければならない。

##### (2) 混合及び運搬

- ① 受注者は、施工に先立ち監督員にミキサ排出時の混合物の基準温度の承諾を得なければならない。また、混合物の温度は、基準温度± 25℃の範囲とし、かつ、185℃を超えないようにしなければならない。
- ② 受注者は、清浄、平坦な荷台を有するトラックで混合物を運搬しなければならない。
- ③ 受注者は、トラックの荷台内面に混合物の付着防止のため、加熱アスファルト混合物の品質を損なわないよう油又は溶液を薄く塗布しなければならない。
- ④ 受注者は、混合物をシート等により保温し運搬しなければならない。

##### (3) 受注者は、舗設準備を次により行うものとする。

- ① アスファルトコンクリートの舗設に先立ち、上層路盤面の浮石、ごみ、土等の有害物を除去しなければならない。
- ② 上層路盤面が雨、雪等でぬれている場合は、乾燥をまって作業を開始しなければ

ばならない。

(4) 受注者は、プライムコートの施工を次により行うものとする。

- ① プライムコートは、日平均気温が5℃以下の場合施工してはならない。  
ただし、やむを得ず気温5℃以下で施工する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。
- ② 作業中に降雨が発生した場合には、直ちに作業を中止しなければならない。
- ③ 瀝青材料の散布は、乳剤温度を管理し、設計図書に定める量を均一に散布するものとする。

(5) 受注者は、敷均しを次により行うものとする。

- ① 敷均しは、フィニッシャによらなければならない。なお、その他の方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
- ② 敷均した時の混合物の温度は、110℃以上としなければならない。
- ③ 敷均しは、下層の表面が湿っていない時に施工しなければならない。なお、作業中に降雨が生じた場合には、敷均した部分を速やかに締固め仕上げて作業を中止しなければならない。
- ④ 敷均しは、日平均気温が5℃以下の場合施工してはならない。ただし、やむを得ず気温5℃以下で舗設する場合は、事前に監督員の承諾を得なければならない。
- ⑤ 1層の計画仕上り厚さは、7 cm以下としなければならない。

(6) 受注者は、締固め及び継目の施工を次により行うものとする。

- ① 混合物は、敷均し後、ローラによって設計図書に定める締固め度が得られるよう十分に締固めなければならない。また、ローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ等で十分に締固めて仕上げなければならない。
- ② 横継目、縦継目及び構造物との接触部は、十分締固め、密着させ平坦に仕上げなければならない。
- ③ 既に舗設した端部が十分締固められていない場合又はき裂が多く発生している場合は、その部分を除去した後、隣接部を施工しなければならない。  
また、縦継目の位置は15cm以上、横継目の位置は1 m以上ずらさなければならない。

#### 4 表層

(1) アスファルトプラント

- ① アスファルトプラントは、設計図書に定める混合物を製造できるものとする。
- ② 受注者は、施工に先立ちアスファルトプラントの位置、設備内容及び性能について、監督員の承諾を得なければならない。



(2) 混合及び運搬

- ① 受注者は、施工に先立ち監督員にミキサ排出時の混合物の基準温度の承諾を得なければならない。また、混合物の温度は、基準温度± 25℃の範囲とし、かつ、185℃を超えないようにしなければならない。
- ② 受注者は、清浄、平坦な荷台を有するトラックで混合物を運搬しなければならない。
- ③ 受注者は、トラックの荷台内面に混合物の付着防止のため、加熱アスファルト混合物の品質を損なわないよう油又は溶液を薄く塗布しなければならない。
- ④ 受注者は、混合物をシート等により保温し運搬しなければならない。

(3) 受注者は、舗設準備を次により行うものとする。

- ① アスファルトコンクリートの舗設に先立ち、基層面の浮石、ごみ、土等の有害物を除去しなければならない。
- ② 基層面が雨、雪等でぬれている場合は、乾燥をまって作業を開始しなければならない。

(4) 受注者は、タックコートの施工を次により行うものとする。

- ① タックコートは、日平均気温が5℃以下の場合施工してはならない。ただし、やむを得ず気温5℃以下で施工する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。
- ② 作業中に降雨が発生した場合には、直ちに作業を中止しなければならない。
- ③ 瀝青材料の散布は、乳剤温度を管理し、設計図書に定める量を均一に散布するものとする。
- ④ タックコート面は、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持しなければならない。

(5) 受注者は、敷均しを次により行うものとする。

- ① 敷均しは、フィニッシャによらなければならない。なお、その他の方法による場合は、事前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
- ② 敷均した時の混合物の温度は、110℃以上としなければならない。
- ③ 敷均しは、下層の表面が湿っていない時に施工しなければならない。  
なお、作業中に降雨が生じた場合には、敷均した部分を速やかに締固め仕上げて作業を中止しなければならない。
- ④ 敷均しは、日平均気温が5℃以下の場合施工してはならない。ただし、やむを得ず気温5℃以下で舗設する場合は、事前に監督員の承諾を得なければならない。
- ⑤ 1層の計画仕上り厚さは、7 cm以下としなければならない。

(6) 受注者は、締固め及び継目の施工を次により行うものとする。

- ① 混合物は、敷均し後、ローラによって設計図書に定める締固め度が得られるよう十分に締固めなければならない。また、ローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ等で十分に締固めて仕上げなければならない。
- ② 横継目、縦継目及び構造物との接触部は、十分締固め、密着させ平坦に仕上げなければならない。
- ③ 既に舗設した端部が十分締固められていない場合又はき裂が多く発生している場合は、その部分を除去した後、隣接部を施工しなければならない。  
また、縦継目の位置は15cm以上、横継目の位置は1 m以上ずらさなければならない。なお、表層の縦継目の位置は、監督員の承諾を得なければならない。

### 5-3-21 植 生 工

#### 1 張 芝

- (1) 受注者は、使用する芝を現場搬入後、高く積み重ねたり、長期間日光にさらしてはならない。
- (2) 受注者は、施工箇所の雑草等を取除き、芝の育成に適した土を敷き均し不陸整正を行い、肥料を散布しなければならない。
- (3) 受注者は、張芝の施工に先立ち、施工箇所を不陸整正し、芝を張り、土羽板等を用いて地盤に密着させなければならない。次に湿気のある目土を表面に均一に散布し、土羽板等で打ち固めなければならない。
- (4) 受注者は、傾斜地等で芝がはく離しやすい箇所は、張芝1枚当たり2本以上の芝串で固定しなければならない。
- (5) 受注者は、施工後、枯死しないように養生しなければならない。なお、受注者は、工事完了後引渡しまでに芝が枯死した場合、その原因を調査し、監督員に通知し、再施工しなければならない。

#### 2 筋芝

- (1) 受注者は、使用する芝を現場搬入後、高く積み重ねたり、長期間日光にさらしてはならない。
- (2) 受注者は、芝の葉面を下にして敷き延べ、上層に土羽土を置いて規定の形状に土羽板等によって脱落しないよう硬く締め固めなければならない。なお、法肩には、耳芝を施さなければならない。
- (3) 芝片は、法面の水平方向に張るものとし、間隔は30cmを標準とする。なお、これ以外による場合は設計図書の定めによるものとする。
- (4) 受注者は、施工後、枯死しないように養生しなければならない。なお、受注者は、工事完了後引渡しまでに芝が枯死した場合、その原因を調査し、監督員に通

知し、再施工しなければならない。

### 3 播種

- (1) 受注者は、播種地盤の表面をわずかにかき起こし、整地した後に種子を均等に播き付け、土を薄く敷き均し、柔らかく押し付けておかなければならない。
- (2) 受注者は、施工後、散水等により養生しなければならない。
- (3) 受注者は、一定期間後発芽しない場合、再播種を行わなければならない。

### 4 種子吹付

- (1) 受注者は、吹付け面の浮土その他の雑物は除去し、はなはだしい凹凸は整正しなければならない。
- (2) 受注者は、吹付け面が乾燥している場合、吹付けに先立ち順次散水し、十分に湿らさなければならない。
- (3) 受注者は、所定の量を一様の厚さになるように吹き付けなければならない。
- (4) 受注者は、吹付け面とノズルの距離及び角度を吹付け面の硬軟に応じて調節し、吹付け面を荒らさないように注意しなければならない。
- (5) 受注者は、種子吹付け後、適度な散水等により養生しなければならない。
- (6) 受注者は、一定期間後発芽しない場合、再吹付けを行わなければならない。

### 5 植栽

- (1) 受注者は、根回しに先立ち樹木の植付け時期について、監督員の承諾を得なければならない。
- (2) 受注者は、枝幹の損傷、鉢くずれしないよう樹木を運搬しなければならない。
- (3) 受注者は、栽培地からその日に植付け可能な本数だけ運搬するものとする。なお、残数を生じた場合は、こも又はむしろに包んだまま放置せず、仮植しなければならない。
- (4) 受注者は、植栽直前に樹木類に応じた植穴を掘り、乾燥をさけなければならない。
- (5) 受注者は、植穴の底部を耕し、根を平均に配置し、周囲の土により埋め戻して根本を良く締め固め、水鉢を切って仕上げなければならない。
- (6) 受注者は、植付け後、速やかに支柱を取付けなければならない。
- (7) 受注者は、肥料が直接樹木の根に触れないように均等に施肥しなければならない。
- (8) 受注者は、植付け完了後、余剰枝の剪定、整形等その他必要な手入れを行わなければならない。
- (9) 受注者は、植栽した樹木に樹名板を設置しなければならない。なお、記載事項は、設計図書によるものとする。

- (10) 受注者は、植栽した樹木の引渡し後1年以内に枯死又は形姿不良（枯枝が樹冠部の概ね3分の2以上となった場合、又は真っ直ぐな主幹を有する樹木は樹高の概ね3分の1以上の主幹が枯れた場合をいい、また、確実に同様な状態になると予測されるものを含む。）となった場合、受注者の負担で同種同等品以上のものと植え替えなければならない。ただし、天災、その他やむを得ない理由による場合は、この限りでない。

## **第4節 土 捨 工**

### **5－4－1 一般事項**

本節は、土捨工として排砂管設備工、土運船運搬工、揚土土捨工その他これらに類する工種について定めるものとする。

### **5－4－2 排砂管設備工**

排砂管設備工の施工については、第1編5－3－3排砂管設備工の規定によるものとする。

### **5－4－3 土運船運搬工**

土運船運搬工の施工については、第1編5－3－4土運船運搬工の規定によるものとする。

### **5－4－4 揚土土捨工**

揚土土捨工の施工については、第1編5－3－5揚土土捨工の規定によるものとする。

## **第5節 海上地盤改良工**

### **5－5－1 一般事項**

本節は、海上地盤改良工として床掘工、排砂管設備工、土運船運搬工、揚土土捨工、置換工、圧密・排水工、締固工、固化工その他これらに類する工種について定めるものとする。

### **5－5－2 床 掘 工**

#### **1 ポンプ床掘**

- (1) ポンプ床掘の施工については、第1編5－3－2、1. ポンプ浚渫の規定によるものとする。
- (2) 軟弱層を全部置換える場合の床掘り底面の地層の確認方法は、設計図書の定めによるものとする。ただし、受注者は、地層の変化などにより設計図書の定めにより難しい場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
- (3) 受注者は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の品質を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、監督員の承諾を得て埋戻しを置換えと一体施工することができるものとする。

#### **2 グラブ床掘**

- (1) グラブ床掘の施工については、第1編5－3－2、3. グラブ浚渫の規定によるものとする。

(2) 軟弱層を全部置換える場合の床掘り底面の地層の確認方法は、設計図書の定めによるものとする。ただし、受注者は地層の変化などにより設計図書の定めにより難しい場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

(3) 受注者は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の品質を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、監督員の承諾を得て埋戻しを置換えと一体施工することができるものとする。

### 3 硬土盤床掘

(1) 硬土盤床掘の施工については、第1編5-3-2、5. 硬土盤浚渫の規定によるものとする。

(2) 受注者は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の品質を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、監督員の承諾を得て埋戻しを置換えと一体施工することができるものとする。

### 4 砕岩床掘

(1) 砕岩床掘の施工については、第1編5-3-2、6. 砕岩浚渫の規定によるものとする。

(2) 受注者は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の品質を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、監督員の承諾を得て埋戻しを置換えと一体施工することができるものとする。

### 5 バックホウ床掘

(1) バックホウ床掘の施工については、第1編5-3-2、7. バックホウ浚渫の規定によるものとする。

(2) 軟弱層を全部置換える場合の床掘り底面の地層の確認方法は、設計図書の定めによるものとする。ただし、受注者は地層の変化などにより設計図書の定めにより難しい場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

(3) 受注者は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の品質を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、監督員の承諾を得て埋戻しを置換えと一体施工することができるものとする。

### **5-5-3 排砂管設備工**

排砂管設備工の施工については、第1編5-3-3排砂管設備工の規定によるものとする。

### **5-5-4 土運船運搬工**

土運船運搬工の施工については、第1編5-3-4土運船運搬工の規定によるものとする。

### **5-5-5 揚土土捨工**

揚土土捨工の施工については、第1編5-3-5揚土土捨工の規定によるものとする。

### **5-5-6 置 換 工**

#### **1 置換材**

(1) 受注者は、置換材を設計図書に定める区域内に投入し、運搬途中の漏出のないように行わなければならない。

(2) 受注者は、濁りを発生させないように置換材を投入しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

(3) 受注者は、浮泥を巻き込まないように置換材を投入しなければならない。

#### **2 置換材均し**

受注者は、設計図書に定める区域内を平均に仕上げなければならない。

### **5-5-7 圧密・排水工**

圧密・排水工の施工については、第1編5-3-6圧密・排水工の規定によるものとする。

### **5-5-8 締 固 工**

締固工の施工については、第1編5-3-7締固工の規定によるものとする。

### **5-5-9 固 化 工**

固化工の施工については、第1編5-3-8固化工の規定によるものとする。

## **第6節 基 礎 工**

### **5-6-1 一般事項**

本節は、基礎工として基礎盛砂工、洗掘防止工、基礎捨石工、基礎ブロック工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

### **5-6-2 基礎盛砂工**

#### **1 盛砂**

(1) 受注者は、設計図書に定める区域内に盛砂を行わなければならない。

(2) 受注者は、濁りを発生させないように砂を投入しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

(3) 受注者は、浮泥を巻き込まないように砂を投入しなければならない。

## 2 盛砂均し

受注者は、設計図書に定める区域内を平均に仕上げなければならない。

### 5-6-3 洗掘防止工

洗掘防止工の施工については、第1編5-3-9洗掘防止工の規定によるものとする。

### 5-6-4 基礎捨石工

#### 1 基礎捨石

受注者は、捨石マウンドの余盛厚が設計図書に指定されている場合は、それに従わなければならない。

#### 2 瀬取り

受注者は、瀬取りの施工について、既設構造物等に注意して施工しなければならない。

#### 3 捨石本均し

受注者は、捨石マウンドをゆるみのないよう堅固に施工しなければならない。なお、均し精度は、設計図書の定めによるものとする。

#### 4 捨石荒均し

受注者は、捨石マウンドをゆるみのないよう堅固に施工しなければならない。なお、均し精度は、設計図書の定めによるものとする。

### 5-6-5 袋詰コンクリート工

袋詰コンクリート工の施工については、第1編第4章第13節袋詰コンクリートの規定によるものとする。

### 5-6-6 基礎ブロック工

#### 1 基礎ブロック製作

(1) 基礎ブロック製作の施工については、第1編第4章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

(2) 製作ヤードは、設計図書の定めによるものとする。

(3) 受注者は、製作した基礎ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の承諾を得なければならない。

(4) 受注者は、基礎ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。



- (5) 基礎ブロックの型枠は所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。

## 2 基礎ブロック据付

- (1) 受注者は、施工に先立ち基礎ブロックの据付時期を監督員に通知しなければならない。
- (2) 受注者は、基礎ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。
- (3) 受注者は、海中に仮置された基礎ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければならない。

## 5-6-7 水中コンクリート工

水中コンクリート工の施工については、第1編第4章第12節水中コンクリートの規定によるものとする。

## 5-6-8 水中不分離性コンクリート工

水中不分離性コンクリート工の施工については、第1編第4章第14節水中不分離性コンクリートの規定によるものとする。

## 第7節本体工（ケーソン式）

### 5-7-1 一般事項

本節は、本体工（ケーソン式）としてケーソン製作工、ケーソン進水据付工、中詰工、蓋コンクリート工、蓋ブロック工その他これらに類する工種について定めるものとする。

### 5-7-2 ケーソン製作工

#### 1 ケーソン製作用台船

- (1) 受注者は、施工に先立ちフローティングドックの作業床を、水平、かつ、平坦になるように調整しなければならない。
- (2) 受注者は、気象及び海象に留意して、フローティングドックの作業における事故防止に努めなければならない。

#### 2 底面

受注者は、ケーソンと函台を絶縁しなければならない。

#### 3 マット

- (1) 受注者は、製作に先立ち、形状寸法を記載した製作図を監督員に提出しなければならない。
- (2) 摩擦増大用マット

受注者は、摩擦増大用マットをケーソン製作時にケーソンと一体として施工する

場合、ケーソン進水、仮置、回航・えい航及び据付時に剥離しないように処置しなければならない。

#### 4 支保

支保の施工については、第1編第4章第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。

#### 5 鉄筋

鉄筋の施工については、第1編第4章第10節鉄筋工の規定によるものとする。

#### 6 型枠

型枠の施工については、第1編第4章第11節型枠及び支保の規定によるものとする。

#### 7 コンクリート

(1) コンクリートの施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

(2) ケーソン製作ヤードは、設計図書の定めによるものとする。

(3) コンクリートの打継目は、設計図書の定めによるものとする。

(4) 海上打継は、設計図書の定めによるものとする。

(5) 受注者は、海上コンクリート打設を、打継面が海水に洗われることのない状態にて施工しなければならない。

(6) 受注者は、2函以上のケーソンを同一函台で製作する場合、ケーソン相互間に支障が生じないように配置しなければならない。

(7) 受注者は、ケーソン製作完了後、ケーソン番号、吃水目盛等をケーソンに表示しなければならない。なお、その位置及び内容は、監督員の指示に従うものとする。

(8) 受注者は、ケーソン製作期間中、安全ネットの設置等墜落防止のための処置を講じなければならない。

### 5-7-3 ケーソン進水据付工

#### 1 バラスト

ケーソンのバラストは、設計図書の定めによるものとする。

#### 2 止水板

受注者は、ケーソンに止水板を取り付けた場合、ケーソン進水後に止水状況を確認し、取付箇所から漏水がある場合は、直ちに処置を行い、監督員に通知しなければならない。

#### 3 上蓋

受注者は、ケーソンを回航する場合は、上蓋を水密となるよう取付けなければならない。

#### 4 進水

- (1) 受注者は、ケーソン進水に先立ち、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。
- (2) 受注者は、ケーソン進水時期を事前に監督員に通知しなければならない。
- (3) 受注者は、ケーソン進水に先立ち、ケーソンに上蓋、安全ネット又は吊り足場を設置し、墜落防止の処置を講じなければならない。
- (4) 受注者は、斜路による進水を次により行うものとする。
  - ① ケーソン進水に先立ち、斜路を詳細に調査し、進水作業における事故防止に努めなければならない。なお、異常を発見した場合は、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
  - ② 製作場及び斜路ジャッキ台でのジャッキアップは、偏心荷重とならないようジャッキを配置し、いずれのジャッキのストロークも同じになるよう調整しなければならない。
- (5) 受注者は、ドライドックによる進水を次により行うものとする。
  - ① ケーソン進水に先立ち、ゲート前面を詳細に調査し、ゲート浮上及び進水作業における事故防止に努めなければならない。
  - ② ゲート浮上作業は、ゲート本体の側面及び底面への衝撃、擦り減り等を与えないよう努めなければならない。
  - ③ ゲート閉鎖は、ドック戸当たり近辺の異物及び埋没土砂を除去、清掃し、ゲート本体の保護に努めなければならない。
  - ④ 波浪、うねり等の大きい場合は、ゲート閉鎖作業は極力避け、戸当たり面の損傷を避けなければならない。
- (6) 受注者は、吊降し進水を次により行うものとする。
  - ① 吊降し方法は、設計図書の定めによるものとする。
  - ② 吊枠の使用は、設計図書の定めによるものとする。なお、施工に先立ち使用する吊枠の形状、材質及び吊具の配置、形状寸法について、監督員の承諾を得なければならない。
  - ③ ケーソンに埋め込まれた吊金具は、施工に先立ち点検しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
- (7) 受注者は、フローティングドックによる進水を次により行うものとする。
  - ① ケーソン進水に先立ち、ケーソンの浮上に必要な水深を確保しなければならない。
  - ② フローティングドックは、一方に片寄らない状態で注水・沈降させ、進水しな

なければならない。

- (8) 受注者は、ケーソンが自力で浮上するまで、引船等で引出してはならない。
- (9) 受注者は、ケーソン進水完了後、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督員に通知しなければならない。
- (10) 受注者は、ケーソン進水時に仮設材の流失等で、海域環境に影響を及ぼさないようにしなければならない。

## 5 仮置

- (1) 受注者は、ケーソン仮置に先立ち、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。
- (2) ケーソンの仮置場所は、設計図書の定めによるものとする。
- (3) ケーソンの仮置方法は、設計図書の定めによるものとする。
- (4) 受注者は、ケーソン仮置に先立ち、仮置場所を調査しなければならない。  
なお、異常を発見した場合は、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
- (5) ケーソン注水時の各室の水位差は、1 m以内とする。
- (6) 受注者は、ケーソン仮置終了後、ケーソンが所定の位置に、異常なく仮置されたことを確認しなければならない。
- (7) 受注者は、ケーソンの仮置期間中、気象、海象に十分注意し、管理しなければならない。なお、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督員に通知しなければならない。
- (8) ケーソン仮置後の標識灯設置は、設計図書の定めによるものとする。

## 6 回航・えい航

- (1) ケーソンの引渡場所及び引渡方法は、設計図書の定めによるものとする。
- (2) 受注者は、ケーソンえい航時期を、事前に監督員に通知しなければならない。
- (3) 受注者は、ケーソンえい航に先立ち、気象、海象を十分調査し、えい航に適切な時期を選定しなければならない。なお、避難対策を策定し、えい航中に事故が生じないように注意しなければならない。
- (4) 受注者は、ケーソンのえい航に先立ち、ケーソン内の水を、排水しなければならない。排水は各室の水位差を1 m以内とする。
- (5) 受注者は、ケーソンえい航に先立ち、ケーソンの破損、漏水、その他えい航中の事故の原因となる箇所のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

- (6) 受注者は、ケーソンえい航に先立ち、えい航に使用するロープの品質、形状寸法、及びケーソンとの連結方法を、監督員に通知しなければならない。
- (7) 受注者は、ケーソンえい航にあたって、監視を十分に行い航行船舶との事故防止に努めなければならない。
- (8) 受注者は、ケーソンえい航に先立ち、ケーソンに上蓋、安全ネット又は吊り足場を設置し、墜落防止の処置を講じなければならない。
- (9) 受注者は、ケーソンえい航中、ケーソンの安定に留意しなければならない。
- (10) 受注者は、ケーソンを対角線方向に引いてはならない。
- (11) 受注者は、ケーソンを吊り上げてえい航する場合、ケーソンが振れ、回転をしない処置を講じなければならない。
- (12) 受注者は、ケーソンえい航完了後、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督員に通知しなければならない。
- (13) 受注者は、ケーソンの回航時期、寄港地、避難場所、回航経路及び連絡体制を、事前に監督員に通知しなければならない。
- (14) 受注者は、ケーソンの回航に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、回航に適切な時期を選定しなければならない。なお、避難対策を策定し、回航中に事故が生じないように注意しなければならない。
- (15) 受注者は、ケーソンの回航に先立ち、ケーソン内の水を、排水しなければならない。排水は各室の水位差を1 m以内とする。
- (16) 受注者は、ケーソン回航に先立ち、ケーソンの破損、漏水、その他回航中の事故の原因となる箇所のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
- (17) 受注者は、大回しロープにはワイヤーロープを使用し、その巻き数は二重としなければならない。ただし、港内をえい航する場合は、監督員と協議するものとする。
- (18) 受注者は、大回しロープの位置を浮心付近に固定し、隅角部をゴム板、木材又は鋼材で保護しなければならない。ただし、港内をえい航する場合は、監督員と協議するものとする。
- (19) 受注者は、回航に先立ち、ケーソン回航に使用するロープの品質及び形状寸法を、監督員に通知しなければならない。
- (20) 受注者は、船舶電話等の通信設備を有する引船をケーソン回航に使用しなければならない。

- (21) 受注者は、ケーソン回航にあたって、監視を十分に行い航行船舶との事故防止に努めなければならない。
- (22) 受注者は、ケーソン回航に先立ち、ケーソンに上蓋、安全ネット又は吊り足場を設置し、墜落防止の処置を講じなければならない。
- (23) 受注者は、ケーソンの回航中、ケーソンの安定に留意しなければならない。
- (24) 受注者は、ケーソン回航中、常にケーソンに注意し、異常を認めた場合は、直ちに適切な措置を講じなければならない。
- (25) 受注者は、ケーソンを寄港又は避難させた場合、直ちにケーソンの異常の有無を監督員に通知しなければならない。なお、目的地に到着の時も同様とする。また、回航計画に定める地点を通過した時は、通過時刻及び異常の有無を同様に通知しなければならない。
- (26) 受注者は、ケーソンを途中寄港又は避難させる場合の仮置方法について、事前に監督員に通知しなければならない。この場合、引船は、ケーソンを十分監視できる位置に配置しなければならない。また、出港に際しては、ケーソンの大回しロープの緩み、破損状況、傾斜の状態等を確認し、回航に支障のないよう適切な措置を講じなければならない。
- (27) 受注者は、ケーソン回航完了後、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督員に通知しなければならない。

## 7 据付

- (1) 受注者は、ケーソン据付時期を事前に監督員に通知しなければならない。
- (2) 受注者は、ケーソン据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、ケーソン据付作業は所定の精度が得られるよう、また、安全等に注意して施工しなければならない。
- (3) 受注者は、各室の水位差を1m以内とするように注水しなければならない。
- (4) 受注者は、海中に仮置されたケーソンを据え付ける際に、ケーソンの既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければならない。
- (5) 受注者は、ケーソン据付作業完了後、ケーソンに異常がないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督員に通知しなければならない。

### 5-7-4 中詰工

中詰工の施工については第1編5-3-10中詰工の規定によるものとする。

### **5-7-5 蓋コンクリート工**

蓋コンクリート工の施工については、第1編5-3-11蓋コンクリート工の規定によるものとする。

### **5-7-6 蓋ブロック工**

蓋ブロック工の施工については、第1編5-3-12蓋ブロック工の規定によるものとする。

## **第8節本土工（ブロック式）**

### **5-8-1 一般事項**

本節は、本土工（ブロック式）として本体ブロック製作工、本体ブロック据付工、中詰工、蓋コンクリート工、蓋ブロック工その他これらに類する工種について定めるものとする。

### **5-8-2 本体ブロック製作工**

#### **1 底面**

製作ヤードは、設計図書の定めによるものとする。

#### **2 鉄筋**

鉄筋の施工については、第1編第4章第10節鉄筋工の規定によるものとする。

#### **3 型枠**

型枠の施工については、第1編第4章第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。

#### **4 コンクリート**

(1) コンクリートの施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

(2) 受注者は、本体ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち、転置時期について、監督員の承諾を得なければならない。

(3) 受注者は、本体ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。

(4) 受注者は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。

### **5-8-3 本体ブロック据付工**

#### **1 本体ブロック据付**

(1) 受注者は、施工に先立ち本体ブロックの据付時期を監督員に通知しなければならない。

(2) 受注者は、本体ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、

適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。

- (3) 受注者は、海中に仮置された本体ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければならない。

#### **5-8-4 中詰工**

中詰工の施工については第1編5-3-10中詰工の規定によるものとする。

#### **5-8-5 蓋コンクリート工**

蓋コンクリート工の施工については、第1編5-3-11蓋コンクリート工の規定によるものとする。

#### **5-8-6 蓋ブロック工**

蓋ブロック工の施工については、第1編5-3-12蓋ブロック工の規定によるものとする。

### **第9節 本体工（場所打式）**

#### **5-9-1 一般事項**

本節は、本体工（場所打式）として場所打コンクリート工、水中コンクリート工、プレパックドコンクリート工、水中不分離性コンクリート工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### **5-9-2 場所打コンクリート工**

##### **1 鉄筋**

鉄筋の施工については、第1編第4章第10節鉄筋工の規定によるものとする。

##### **2 型枠**

型枠の施工については、第1編第4章第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。

##### **3 伸縮目地**

伸縮目地は、設計図書の定めによるものとする。

##### **4 コンクリート**

- (1) コンクリートの施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

- (2) 水平打継目の処理方法は、設計図書の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

- (3) 受注者は、既設コンクリートにコンクリートを打設する場合、打設前に既設コンクリートの表面に付着している貝、海草等を除去しなければならない。なお、



設計図書に特別な処置が指定されている場合は、それに従うものとする。

## **5 補助ヤード施設**

補助ヤード施設の場所及び規模等については、設計図書の定めによるものとする。  
なお、これにより難い場合、受注者は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

### **5-9-3 水中コンクリート工**

水中コンクリート工の施工については、第1編第4章第12節水中コンクリートの規定によるものとする。

### **5-9-4 プレパックドコンクリート工**

プレパックドコンクリート工の施工については、第1編第4章第15節プレパックドコンクリートの規定によるものとする。

### **5-9-5 水中不分離性コンクリート工**

水中不分離性コンクリート工の施工については、第1編第4章第14節水中不分離性コンクリートの規定によるものとする。

## **第10節本體工（捨石・捨ブロック式）**

### **5-10-1 一般事項**

本節は、本體工（捨石・捨ブロック式）として洗掘防止工、本體捨石工、捨ブロック工、場所打コンクリート工その他これらに類する工種について定めるものとする。

### **5-10-2 洗掘防止工**

洗掘防止工の施工については、第1編5-3-9洗掘防止工の規定によるものとする。

### **5-10-3 本體捨石工**

#### **1 本體捨石**

受注者は、本體捨石の余盛厚が設計図書に指定されている場合は、それに従わなければならない。

#### **2 本體捨石均し**

受注者は、本體捨石をゆるみのないよう堅固に施工しなければならない。なお、均し精度は、設計図書の定めによるものとする。

### **5-10-4 捨ブロック工**

#### **1 捨ブロック製作**

（1）捨ブロック製作の施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

（2）製作ヤードは、設計図書の定めによるものとする。

- (3) 受注者は、製作した捨ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、捨ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。
- (5) 捨ブロックの型枠は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。

## 2 捨ブロック据付

- (1) 受注者は、施工に先立ち捨ブロックの据付時期を監督員に通知しなければならない。
- (2) 受注者は、捨ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。
- (3) 受注者は、海中に仮置された捨ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければならない。

## 5-10-5 場所打コンクリート工

### 1 基礎碎石

基礎碎石の施工については、設計図書の定めによるものとする。

### 2 型枠

型枠の施工については、第1編第4章第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。

### 3 伸縮目地

伸縮目地は、設計図書の定めによるものとする。

### 4 コンクリート

- (1) コンクリートの施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
- (2) 水平打継目の処理方法は、設計図書の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、既設コンクリートにコンクリートを打設する場合、打設前に既設コンクリートの表面に付着している貝、海草等を除去しなければならない。なお、設計図書に特別な処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

## 第 1 1 節 本体工（鋼矢板式）

### 5－1 1－1 一般事項

本節は、本体工（鋼矢板式）として鋼矢板工、控工その他これらに類する工種について定めるものとする。

### 5－1 1－2 鋼矢板工

鋼矢板工の施工については、第 1 編 5－3－13 鋼矢板工の規定によるものとする。

### 5－1 1－3 控 工

控工の施工については、第 1 編 5－3－14 控工の規定によるものとする。

## 第 1 2 節 本体工（コンクリート矢板式）

### 5－1 2－1 一般事項

本節は、本体工（コンクリート矢板式）としてコンクリート矢板工、控工その他これらに類する工種について定めるものとする。

### 5－1 2－2 コンクリート矢板工

#### 1 コンクリート矢板

- (1) 受注者は、矢板の運搬中及び保管中に矢板本体に損傷を与えない処置を講じなければならない。また、受注者は、矢板を 2 点吊りで吊り上げなければならない。
- (2) 受注者は、2 段以上に積む場合の枕木は同一鉛直線上に置かなければならない。  
なお、縦積みする場合は 3 段以上積み重ねてはならない。
- (3) 受注者は、設計図書に矢板の打込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。なお、設計図書に指定されていない場合には、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じた工法を選ぶものとする。
- (4) 受注者は、地層の変化、障害物などにより、打込み困難な状況が生じた場合、若しくは土質条件に比べて矢板の貫入量が異常に大きい場合、打込みを中断しなければならない。また、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
- (5) 受注者は、矢板打込み後、継手が離脱していることが認められた場合、引き抜いて打ち直さなければならない。ただし、引抜きが不可能な場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
- (6) ウォータージェットを用いた矢板の施工において、最後の打ち止めは、打ち止め地盤を緩めないようにジェット噴射を制限・調整して、併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。
- (7) 受注者は、「港湾工事出来形管理基準」に基づき次の記録を取り、監督員に提出しなければならない。なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測

項目及び様式は、設計図書の定めによるものとする。

① 矢板の貫入量

② 矢板の打撃回数

### **５－１２－３ 控 工**

控工の施工については、第１編５－３－１４控工の規定によるものとする。

## **第１３節本體工（鋼杭式）**

### **５－１３－１ 一般事項**

本節は、本體工（鋼杭式）として鋼杭工その他これらに類する工種について定めるものとする。

### **５－１３－２ 鋼杭工**

鋼杭工の施工については、第１編５－３－１５鋼杭工の規定によるものとする。

## **第１４節本體工（コンクリート杭式）**

### **５－１４－１ 一般事項**

本節は、本體工（コンクリート杭式）としてコンクリート杭工その他これらに類する工種について定めるものとする。

### **５－１４－２ コンクリート杭工**

コンクリート杭工の施工については、第１編５－３－１６コンクリート杭工の規定によるものとする。

## **第１５節被覆・根固工**

### **５－１５－１ 一般事項**

本節は、被覆・根固工として被覆石工、袋詰コンクリート工、被覆ブロック工、根固ブロック工、水中コンクリート工、水中不分離性コンクリート工、サンドマスチック工その他これらに類する工種について定めるものとする。

### **５－１５－２ 被覆石工**

#### **１ 被覆石**

受注者は、被覆石の余盛厚が設計図書に指定されている場合は、それに従わなければならない。

#### **２ 被覆均し**

受注者は、被覆石をゆるみのないよう堅固に施工しなければならない。なお、均し精度は、設計図書の定めによるものとする。

### **5-15-3 袋詰コンクリート工**

#### **1 袋詰コンクリート**

袋詰コンクリートの施工については、第1編第4章第13節袋詰コンクリートの規定によるものとする。

### **5-15-4 被覆ブロック工**

#### **1 被覆ブロック製作**

- (1) 被覆ブロック製作の施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
- (2) 製作ヤードは、設計図書の定めによるものとする。
- (3) 受注者は、製作した被覆ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、被覆ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。
- (5) 被覆ブロックの型枠は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。

#### **2 被覆ブロック据付**

- (1) 受注者は、施工に先立ち被覆ブロックの据付時期を監督員に通知しなければならない。
- (2) 受注者は、被覆ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。
- (3) 受注者は、海中に仮置された被覆ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければならない。
- (4) 受注者は、被覆ブロック相互のかみ合せに留意し、不安定な状態が生じないように据え付けなければならない。
- (5) 受注者は、被覆ブロック相互間に、間詰石や転落石のはまり込みがないように据え付けなければならない。
- (6) 受注者は、基礎面と被覆ブロック間及び被覆ブロック相互間に、かみ合わせの石等を挿入してはならない。

### **5-15-5 根固ブロック工**

#### **1 根固ブロック製作**

- (1) 根固ブロック製作の施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
- (2) 製作ヤードは、設計図書の定めによるものとする。
- (3) 受注者は、製作した根固ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しない

いよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の承諾を得なければならない。

(4) 受注者は、根固ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。

(5) 受注者は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。

## 2 根固ブロック据付

(1) 受注者は、施工に先立ち根固ブロックの据付時期を監督員に通知しなければならない。

(2) 受注者は、根固ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。

(3) 受注者は、海中に仮置された根固ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければならない。

## 5-15-6 水中コンクリート工

水中コンクリート工の施工については、第1編第4章第12節水中コンクリートの規定によるものとする。

## 5-15-7 水中不分離性コンクリート工

水中不分離性コンクリート工の施工については、第1編第4章第14節水中不分離性コンクリートの規定によるものとする。

## 5-15-8 サンドマスチック工

サンドマスチックの材質、形状及び施工については、設計図書の定めによるものとする。

## 第16節上部工

### 5-16-1 一般事項

本節は、上部工として上部コンクリート工、上部ブロック工その他これらに類する工種について定めるものとする。

### 5-16-2 上部コンクリート工

#### 1 支保

支保の施工については、第1編第4章第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。

#### 2 鉄筋

鉄筋の施工については、第1編第4章第10節鉄筋工の規定によるものとする。

#### 3 溶接

溶接の施工については、第1編第5章第26節雑工の規程によるものとする。

#### 4 型枠

型枠の施工については、第1編第4章第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。

#### 5 伸縮目地

伸縮目地は、設計図書の定めによるものとする。

#### 6 コンクリート

(1) コンクリートの施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

(2) 水平打継目の処理方法は、設計図書の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

(3) 受注者は、既設コンクリートにコンクリートを打設する場合、打設前に既設コンクリートの表面に付着している貝、海草等を除去しなければならない。なお、設計図書に特別な処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

(4) 受注者は、上部コンクリートに作業用の係留環等を取付ける場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。

#### 7 補助ヤード施設

補助ヤード施設の場所及び規模等については、設計図書の定めによるものとする。

なお、これにより難い場合、受注者は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

### 5-16-3 上部ブロック工

#### 1 上部ブロック製作

(1) 上部ブロック製作の施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

(2) 製作ヤードは、設計図書の定めによるものとする。

(3) 受注者は、製作した上部ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の承諾を得なければならない。

(4) 受注者は、上部ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。

(5) 上部ブロックの型枠は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。

#### 2 上部ブロック据付

(1) 受注者は、施工に先立ち上部ブロックの据付時期を監督員に通知しなければな

らない。

- (2) 受注者は、上部ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。



## 第17節 付属工

### 5-17-1 一般事項

本節は、付属工として係船柱工、係船岸に使用する防舷材工、車止・縁金物工、防食工、付属設備工その他これらに類する工種について定めるものとする。

### 5-17-2 係船柱工

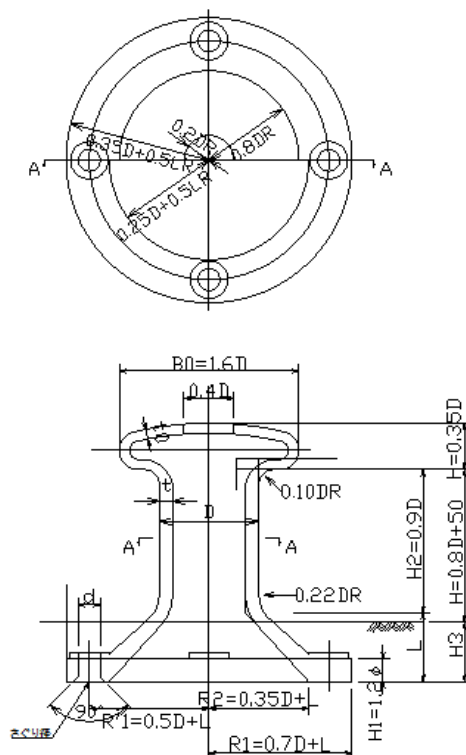
#### 1 係船柱

##### (1) 基 礎

- ① 基礎杭は、第1編5-3-15鋼杭工、5-3-16コンクリート杭工の規定によるものとする。
- ② 係船柱の基礎に使用するコンクリートは、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
- ③ 受注者は、基礎コンクリートを打継ぎの無いよう施工しなければならない。

##### (2) 製作

- ① 係船柱の構造及び形状寸法は、「図5-1直柱の標準寸法と設計けん引力」、「図5-2曲柱の標準寸法と設計けん引力」及び「図5-3アンカーボルト標準寸法」によるものとしなければならない。なお、使用する型式は、設計図書の定めによるものとする。
- ② 受注者は、係船柱のコンクリート埋込部以外の鋳物肌表面を滑らかに仕上げ、平座金との接触面はグラインダ仕上げを行わなければならない。
- ③ 工場でさび止め塗装を行う場合は、受注者は、係船柱外面のさび等を除去し、エポキシ樹脂塗料さび止めを1回塗らなければならない。
- ④ 受注者は、係船柱の頭部に設計けん引力を浮彫表示しなければならない。
- ⑤ 係船柱の肉厚以外の寸法の許容範囲は、「表5-1寸法の許容範囲」に示すとおりとする。ただし、ボルト穴の中心間隔以外の寸法は、プラス側の許容範囲を超えてもよいものとする。
- ⑥ 厚さの許容範囲は、 $\pm 3\text{mm}$ とする。ただし、受注者は、プラス側の許容範囲を変更する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。



| 略 称     | 設計<br>けん<br>引力 | 胴 部  |      |      | 頭 部     |         |      | アンカーボルト |     | 底 板      |            |       |            |       |                    | 質 量    |
|---------|----------------|------|------|------|---------|---------|------|---------|-----|----------|------------|-------|------------|-------|--------------------|--------|
|         |                | 胴径   | 胴高   | 厚さ   | 頭部<br>幅 | 頭部<br>高 | 厚さ   | 呼び径     | 本数  | 底板<br>厚さ | 埋込み<br>深 さ | 外形    | ボルト<br>位置径 | 内径    | アンカー<br>ボルト<br>穴 径 |        |
|         |                | D    | H    | t    | B0      | H0      | t0   | φ       | (本) | H1       | H3         | 2R    | 2R1        | 2R2   | d                  |        |
|         | (kN)           | (mm) | (mm) | (mm) | (mm)    | (mm)    | (mm) | (mm)    |     | (mm)     | (mm)       | (mm)  | (mm)       | (mm)  | (mm)               | (kg/個) |
| 直柱 150  | 150            | 250  | 250  | 20   | 400     | 87      | 15   | 36      | 4   | 45       | 100        | 600   | 500        | 420   | 43                 | 130    |
| 直柱 250  | 250            | 300  | 290  | 20   | 480     | 105     | 15   | 48      | 4   | 60       | 130        | 720   | 600        | 510   | 56                 | 220    |
| 直柱 350  | 350            | 300  | 290  | 25   | 480     | 105     | 16   | 48      | 6   | 60       | 130        | 720   | 600        | 510   | 56                 | 230    |
| 直柱 500  | 500            | 350  | 330  | 27   | 560     | 122     | 18   | 56      | 6   | 70       | 160        | 840   | 700        | 600   | 66                 | 360    |
| 直柱 700  | 700            | 400  | 370  | 30   | 640     | 140     | 20   | 64      | 6   | 80       | 190        | 960   | 800        | 680   | 74                 | 530    |
| 直柱 1000 | 1,000          | 450  | 410  | 35   | 720     | 157     | 26   | 64      | 8   | 80       | 270        | 1,180 | 1,000      | 860   | 74                 | 820    |
| 直柱 1500 | 1,500          | 550  | 490  | 40   | 880     | 192     | 30   | 80      | 8   | 100      | 340        | 1,440 | 1,220      | 1,040 | 91                 | 1,480  |
| 直柱 2000 | 2,000          | 650  | 570  | 43   | 1,040   | 227     | 30   | 90      | 8   | 110      | 410        | 1,700 | 1,440      | 1,240 | 101                | 2,250  |

図5－1 直柱の標準寸法と設計けん引力

設計かん引力が350、500、700、1000kNの場合

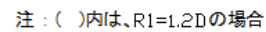
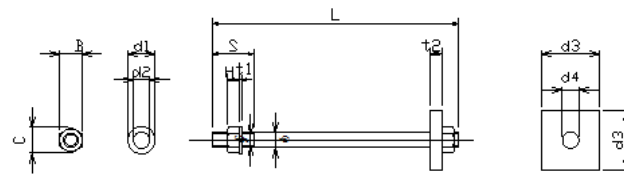


図5-2 曲柱の標準寸法と設計けん引力



| アンカーボルト |      |        |       |            | 六角ナット |      |      | 平 座 金 |      |      | アンカー板 |      |      | 1組<br>当り<br>質量 |
|---------|------|--------|-------|------------|-------|------|------|-------|------|------|-------|------|------|----------------|
| 呼び径     | ピッチ  | 谷径     | 長さ    | ねじ切<br>長 さ | H     | B    | C    | d1    | d2   | t1   | d3    | d4   | t2   |                |
| $\phi$  | P    | $\phi$ | L     | S          |       |      |      |       |      |      |       |      |      |                |
| (mm)    | (mm) | (mm)   | (mm)  | (mm)       | (mm)  | (mm) | (mm) | (mm)  | (mm) | (mm) | (mm)  | (mm) | (mm) |                |
| M20     | 2.5  | 17.294 | 450   | 60         | 16    | 30   | 34.6 | 37    | 22   | 3.2  | 80    | 22   | 16   | 2              |
| M27     | 3    | 23.752 | 600   | 75         | 22    | 41   | 47.3 | 50    | 30   | 4.5  | 108   | 30   | 22   | 5              |
| M33     | 3.5  | 29.211 | 700   | 75         | 26    | 50   | 57.7 | 60    | 36   | 6    | 132   | 36   | 25   | 6              |
| M36     | 4    | 31.670 | 750   | 75         | 29    | 55   | 63.5 | 66    | 39   | 6    | 144   | 39   | 28   | 11             |
| M42     | 4.5  | 37.129 | 850   | 100        | 34    | 65   | 75.0 | 78    | 45   | 7    | 168   | 45   | 35   | 17             |
| M48     | 5    | 42.587 | 1,000 | 100        | 38    | 75   | 86.5 | 92    | 52   | 8    | 192   | 51   | 40   | 20             |
| M56     | 5.5  | 50.046 | 1,150 | 120        | 45    | 85   | 98.1 | 105   | 62   | 9    | 225   | 61   | 45   | 40             |
| M64     | 6    | 57.505 | 1,300 | 120        | 51    | 95   | 110  | 115   | 70   | 9    | 256   | 70   | 55   | 62             |
| M80     | 6    | 73.505 | 1,600 | 150        | 64    | 115  | 133  | 140   | 86   | 12   | 320   | 86   | 65   | 115            |
| M90     | 6    | 83.505 | 1,800 | 150        | 72    | 130  | 150  | 160   | 96   | 12   | 360   | 96   | 75   | 166            |

図5－3 アンカーボルト標準寸法

表5－1 寸法の許容範囲 (単位：mm)

| 寸 法 区 分     | 長さの許容範囲 |
|-------------|---------|
| 100以下       | ±2      |
| 100を超え200以下 | ±2.5    |
| 200を超え400以下 | ±4      |
| 400を超え800以下 | ±6      |
| 800以上       | ±8      |

### (3) 施工

- ① 受注者は、アンカーボルトを所定の位置に強固に固定しなければならない。
- ② 受注者は、塗装を次により行わなければならない。
  - イ) 塗装は、下塗、上塗に分けて行わなければならない。

- ロ) 素地調整後、下塗を始めるまでの時間は、4時間以内とする。
- ハ) 塗装回数、塗装間隔及び塗料の使用量は、設計図書の定めによるものとする。
- ③ 受注者は、穴あき型係船柱の中詰コンクリートを頭部表面まで充填しなければならない。
- ④ 受注者は、係船柱底板下面に十分にコンクリートを行き渡らせ、底板にコンクリートを巻き立てなければならない。
- ⑤ 受注者は、係船柱外面のさび等を除去し、エポキシ樹脂塗料さび止めを1回塗らなければならない。
- ⑥ 受注者は、下塗りにエポキシ樹脂塗料を1回塗らなければならない。
- ⑦ 受注者は、上塗りにエポキシ樹脂塗料(二液型)を2回塗らなければならない。

### 5-17-3 防舷材工

#### 1 防舷材

##### (1) 製作

##### ① ゴム防舷材

- イ) ゴム防舷材の型式、形状寸法及び性能値は、設計図書の定めによるものとする。なお、受注者は、防舷材・付属品の形状寸法の詳細図及び性能曲線図を事前に監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
- ロ) ゴム防舷材の形状寸法及びボルト孔の寸法に関する許容範囲は、「表5-2 形状寸法及びボルト孔寸法の許容範囲」に示すとおりとする。

表5-2 形状寸法及びボルト孔寸法の許容範囲

| 寸 法  | 長さ・幅・高さ    | ボルト孔径 | ボルト孔中心間隔 |
|------|------------|-------|----------|
| 許容範囲 | +4%<br>-2% | ±2 mm | ±4 mm    |

- ハ) ゴム防舷材の性能試験は、次によらなければならない。
- (イ) 性能試験は、特に定めのない場合、受衝面に垂直に圧縮して行わなければならない。
- (ロ) 試験は、すくなくともメーカーが推奨する最大設計歪みまで圧縮を行うものとする。また、性能は、防舷材に要求される吸収エネルギーと、それまでに発生した最大反力値をもって、表さなければならない。なお、性能試験による試験値は、規定値に対して、最大反力値はそれ以下、エネルギー吸収値

はそれ以上でなければならない。

ニ) 受注者は、ゴム防舷材本体には、次の事項を表示しなければならない。

(イ) 形状寸法 (高さ、長さ)

(ロ) 製造年月又はその略号

(ハ) 製造業者名又はその略号

(ニ) 品番 (タイプ、性能等級)

②その他

イ) ゴム防舷材以外の防舷材の施工は、設計図書の定めによるものとする。

(2) 施工

①ゴム防舷材

イ) 受注者は、アンカーボルトを所定の位置に強固に固定しなければならない。

ロ) 防舷材の取り付け方法は、事前に監督員の承諾を得なければならない。

②その他

イ) ゴム防舷材以外の防舷材の施工は、設計図書の定めによるものとする。

#### 5-17-4 車止・縁金物工

1 車止・縁金物

(1) 製作

① 鋼製 (溶融亜鉛めっき)

イ) 亜鉛の付着量は、「JIS H 8641 溶融亜鉛めっき」2種(HDZ55)の550 g/m<sup>2</sup>

以上とする。また、試験方法は、「JIS H 0401 溶融亜鉛めっき試験方法」によらなければならない。

ロ) めっき作業は、「JIS H 8641 溶融亜鉛めっき」によらなければならない。

② その他

鋼製 (溶融亜鉛めっき) 以外の車止めの製作は、設計図書の定めによるものとする。

(2) 施工

① 鋼製 (溶融亜鉛めっき)

イ) コンクリートの施工は、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリート、溶接は第1編5-26-2現場鋼材溶接工、5-26-3現場鋼材切断工の規定によるものとする。

ロ) 新設の塗装の標準使用量は、「表5-3塗装工程 (新設)」によらなければならない。

表5－3 塗装工程（新設）

| 区分     | 工程                      | 素地調整方法及び塗料名                                               | 標準使用量<br>(kg/m <sup>2</sup> /回)<br>(標準乾燥膜厚) |
|--------|-------------------------|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 亜鉛メッキ面 | 1 素地調整<br>(2種ケレン (St3)) | シンナー拭き等により表面に付着した油分や異物を除去する。白さびは、動力工具等を用いて除去し、全面表面面粗しを行う。 |                                             |
|        | 2 下塗 (1回)               | 新設亜鉛面前処理用エポキシ樹脂プライマー。                                     | 0.16<br>(40 μm/回)                           |
|        | 3 中塗 (1回)               | JIS K 5659に規定する鋼構造物用耐用性上塗塗料用中塗。                           | 0.14<br>(30 μm/回)                           |
|        | 4 上塗 (1回)               | JIS K 5659に規定する鋼構造物用耐用性上塗塗料用上塗。                           | 0.12<br>(25 μm/回)                           |

ハ) 車止めは、設計図書に定めのない場合、「JIS Z 9101 安全色及び安全標識－産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。（ただし、縁金物は除く。）なお、しまの幅は20cm、傾斜は右上がり60度でなければならない。

ニ) 受注者は、塗装に先立ち、塗装間隔及びシンナー希釈率について、監督員の承諾を得なければならない。

ホ) 受注者は、雨天又は風浪により海水のしぶきが著しい場合及び空中湿度85%以上の場合、作業を中止しなければならない。

## ② その他

鋼製（溶融亜鉛めっき）以外の車止めの施工は、設計図書の定めによるものとする。

## 5－17－5 防食工

防食工の施工については、第1編5－3－17防食工の規定によるものとする。

## 5－17－6 付属設備工

### 1 係船環

係船環の施工については、設計図書の定めによるものとする。

## 第18節 消波工

### 5-18-1 一般事項

本節は、消波工として洗掘防止工、消波ブロック工その他これらに類する工種について定めるものとする。

### 5-18-2 洗掘防止工

洗掘防止工の施工については、第1編5-3-9洗掘防止工の規定によるものとする。

### 5-18-3 消波ブロック工

#### 1 消波ブロック製作

- (1) 消波ブロック製作の施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
- (2) 製作ヤードは、設計図書の定めによるものとする。
- (3) 受注者は、製作した消波ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、消波ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。
- (5) 受注者は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。

#### 2 消波ブロック据付

- (1) 仮置場所は、設計図書の定めによるものとする。なお、受注者は、仮置場所の突起等の不陸を均さなければならない。
- (2) 受注者は、施工に先立ち消波ブロックの据付時期を監督員に通知しなければならない。
- (3) 受注者は、消波ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。
- (4) 受注者は、海中に仮置された消波ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければならない。
- (5) 受注者は、消波ブロック相互のかみ合せに留意し、不安定な状態が生じないように据え付けなければならない。
- (6) 受注者は、消波ブロック相互間に、間詰石や転落石のはまり込みがないように据え付けなければならない。
- (7) 受注者は、基礎面と消波ブロック間及び消波ブロック相互間に、かみ合わせの石等を挿入してはならない。



## 第19節 裏込・裏埋工

### 5-19-1 一般事項

本節は、裏込・裏埋工として裏込工、裏埋工、裏埋土工その他これらに類する工種について定めるものとする。

### 5-19-2 裏込工

#### 1 裏込材

(1) 受注者は、裏込材の施工について、既設構造物及び防砂目地板の破損に注意して施工しなければならない。なお、設計図書に特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

(2) 受注者は、隣接構造物に影響を与えないよう裏込めの施工を行わなければならない。

#### 2 瀬取り

受注者は、瀬取りの施工について、既設構造物等に注意して施工しなければならない。

#### 3 裏込均し

受注者は、設計図書に定めのある場合、整地仕上げしなければならない。

#### 4 吸出し防止材

(1) 受注者は、製作に先立ち、形状寸法を記載した製作図を監督員に提出しなければならない。

(2) 受注者は、敷設に先立ち敷設面の異常の有無を確認しなければならない。

(3) 受注者は、マットの目地処理を重ね合せとし、その重ね合せ幅は次のとおりしなければならない。なお、これにより難い場合、受注者は、施工に先立ち設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

① アスファルトマット50cm以上

② 繊維系マット50cm以上

③ 合成樹脂系マット30cm以上

④ ゴムマット50cm以上

(4) 受注者は、アスファルトマットの敷設を吊金具による水平吊りとしなければならない。なお、吊金具による水平吊りができない場合、受注者は、施工に先立ち、監督員の承諾を得なければならない。

(5) マットの固定方法は、設計図書の定めによらなければならない。

### 5-19-3 裏埋工

#### 1 裏埋材

- (1) 余水吐きの位置及び構造は、設計図書の定めによらなければならない。
- (2) 受注者は、余水吐きの機能が低下することのないよう維持管理しなければならない。
- (3) 受注者は、設計図書に汚濁防止の特別の処置の定めのある場合は、それに従わなければならない。
- (4) 受注者は、施工区域及び運搬路で砂塵及び悪臭の防止に努めなければならない。  
なお、設計図書に防止処置の定めのある場合は、それに従わなければならない。
- (5) 受注者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
- (6) 受注者は、裏埋と埋立を同時に施工する場合、裏埋区域に軟弱な泥土が流入、堆積しないようにしなければならない。
- (7) 受注者は、タイロッド、タイワイヤー、その他埋設構造物付近の施工をする場合、その構造物に影響を与えないよう施工しなければならない。なお、設計図書に特別な処置の定めのある場合は、それに従わなければならない。
- (8) 受注者は、裏埋を施工する場合、吸い出し防止材等に損傷を与えないよう施工しなければならない。

### 5-19-4 裏埋土工

#### 1 土砂掘削

土砂掘削の施工については、第1編5-3-2、18. 土砂掘削の規定によるものとする。

#### 2 土砂盛土

土砂盛土の施工については、第1編5-3-2、19. 土砂盛土の規定によるものとする。

## **第20節 陸上地盤改良工**

### **5-20-1 一般事項**

本節は、陸上地盤改良工として圧密・排水工、締固工、固化工その他これらに類する工種について定めるものとする。

### **5-20-2 圧密・排水工**

圧密・排水工の施工については、第1編5-3-6圧密・排水工の規定によるものとする。

### **5-20-3 締固工**

締固工の施工については、第1編5-3-7締固工の規定によるものとする。

### **5-20-4 固化工**

固化工の施工については、第1編5-3-8固化工の規定によるものとする。

## **第21節 土工**

### **5-21-1 一般事項**

本節は、土工として掘削工、盛土工、路床盛土工、排水処理工、伐開工、法面工その他これらに類する工種について定めるものとする。

### **5-21-2 掘削工**

#### **1 土砂掘削**

土砂掘削の施工については、第1編5-3-2、18. 土砂掘削の規定によるものとする。

### **5-21-3 盛土工**

#### **1 土砂盛土**

土砂盛土の施工については、第1編5-3-2、19. 土砂盛土の規定によるものとする。

### **5-21-4 路床盛土工**

#### **1 路床盛土**

- (1) 路床盛土の1層の計画仕上り厚さは、20cm以下としなければならない。
- (2) 受注者は、路床を「JIS A 1210 突固めによる土の締固め試験方法 (C, D, E)」により求めた最適含水比付近の含水比で、設計図書に定める締固め度に達するまで締固めなければならない。
- (3) 受注者は、監督員が指示した場合、路床最終仕上げ面のプルーフローリングを行わなければならない。
- (4) 受注者は、路床盛土工の作業終了時又は作業を中断する場合には、表面に横断勾配を設けるとともに、平坦に締固めし、排水が良好に行われるようにしなければ

ばならない。

- (5) 受注者は、路床盛土部分を運搬路に使用する場合、常に良好な状態に維持するものとし、路床盛土に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。

#### **5-21-5 排水処理工**

##### **1 排水処理**

- (1) 受注者は、施工中必要に応じて除雪又は排水を行い、掘削箇所、土取場及び盛土箇所に滞水を生じないように維持しなければならない。
- (2) 受注者は、地下水の排水を行う場合、その周辺に障害を及ぼさないよう十分注意し施工しなければならない。
- (3) 受注者は、周辺環境に影響を与えない排水処理方法を講じるものとする。なお、設計図書に排水処理方法の定めがある場合は、それに従わなければならない。

#### **5-21-6 伐開工**

##### **1 伐開**

- (1) 受注者は、設計図書に伐開、除根及び表土除去の定めのある場合は、それに従わなければならない。
- (2) 受注者は、伐開、除根及び表土除去後、切株の穴やゆるんだ原地盤は、ブルドーザ等で整地・締固めを行わなければならない。
- (3) 受注者は、伐開、除根及び表土除去により生じた切株等の処理方法について、事前に監督職員に通知し、承諾を得なければならない。

#### **5-21-7 法面工**

##### **1 法面**

- (1) 受注者は、設計図書の定めにより法面を正しい形状に仕上げなければならない。
- (2) 受注者は、法面の整形時にゆるんだ転石、岩塊等を除去しなければならない。
- (3) 植生は、第1編5-3-21植生工の規定によるものとする。

### **第22節 舗装工**

#### **5-22-1 一般事項**

本節は、舗装工として路床工、コンクリート舗装工、アスファルト舗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### **5-22-2 路床工**

路床工の施工については、第1編5-3-18路床工の規定によるものとする。

#### **5-22-3 コンクリート舗装工**

コンクリート舗装工の施工については、第1編5-3-19コンクリート舗装工の規定によるものとする。

#### **５－２２－４ アスファルト舗装工**

アスファルト舗装工の施工については、第１編５－３－２０アスファルト舗装工の規定によるものとする。

### **第２３節 維持補修工**

#### **５－２３－１ 一般事項**

本節は、維持補修工として維持塗装工、防食工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### **５－２３－２ 維持塗装工**

##### **１ 係船柱塗装**

- (１) 受注者は、係船柱外面のさび等を除去し、エポキシ樹脂塗料さび止めを１回塗らなければならない。
- (２) 受注者は、下塗りにエポキシ樹脂塗料を１回塗らなければならない。
- (３) 受注者は、上塗りにエポキシ樹脂塗料（二液型）を２回塗らなければならない。

##### **２ 車止塗装、縁金物塗装**

###### **(１) 鋼製**

- ① 塗替の塗装の標準使用量は、「表５－４ 塗装工程（塗替）」によらなければならない。
- ② 車止めは、設計図書に定めのない場合、「JIS Z 9101 安全色及び安全標識－産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。（ただし、縁金物は除く。）なお、しまの幅は20cm、傾斜は右上がり60度でなければならない。

表5-4 塗装工程（塗替）

| 区分               | 工程                       | 素地調整方法及び塗料名                                                                  | 標準使用量<br>(kg/m <sup>2</sup> /回)<br>標準乾燥膜厚 |
|------------------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 亜鉛メッキ面           | 1. 素地調整<br>(3種ケレン (St2)) | 動力工具等を用いて、劣化した旧塗膜、鉄さび、亜鉛の白さびを除去する。<br>活膜部は全面表面面粗しを行う                         |                                           |
|                  | 2. 補修塗 (1回)              | 新設亜鉛面前処理用エポキシ樹脂プライマー                                                         | (0.16)                                    |
|                  | 3. 下塗 (1回)               | 新設亜鉛面前処理用エポキシ樹脂プライマー                                                         | 0.16<br>(40 μm/回)                         |
|                  | 4. 中塗 (1回)               | JIS K 5659に規定する鋼構造物用耐<br>用性上塗塗料用中塗                                           | 0.14<br>(30 μm/回)                         |
|                  | 5. 上塗 (1回)               | JIS K 5659に規定する鋼構造物用耐<br>用性上塗塗料用上塗                                           | 0.12<br>(25 μm/回)                         |
| 亜鉛メッキ面を施していない既設面 | 1. 素地調整<br>(2種ケレン (St3)) | 動力工具 (金剛砂グラインダー、チップングハンマー等) により緻密な黒皮以外の黒皮、さび、その他の付着物を完全に除去し、鋼肌が表れる程度に素地調整する。 |                                           |
|                  | 2. 下塗 (2回)               | JIS K 5621 一般用さび止めペイント<br>に規定するさび止めペイント2種                                    | 0.13～<br>0.15                             |
|                  | 3. 上塗 (1回)               | JIS K 5516 合成樹脂調合ペイントに<br>規定する長油性フタル酸樹脂塗料                                    | 0.11～<br>0.16                             |

③ 受注者は、塗装に先立ち、塗装間隔及びシンナー希釈率について、監督職員の承諾を得なければならない。

④ 受注者は、雨天又は風浪により海水のしぶきが著しい場合及び空中湿度85%以上の場合、作業を中止しなければならない。

(2) その他

鋼製以外の車止めの施工は、設計図書の定めによるものとする。

### 5-23-3 防食工

防食工の施工については、第1編5-3-17防食工の規定によるものとする。

## 第24節 構造物撤去工

### 5-24-1 一般事項

- 1 本節は、構造物撤去工として取壊し工、撤去工その他これらに類する工種について定めるものとする。
- 2 受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-2-11建設副産物の規定による。
- 3 受注者は、運搬処理を行うに当り、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない。

### 5-24-2 取壊し工

受注者は、連続するコンクリート構造物の一部の取壊し及びはつりを行う場合、必要に応じてあらかじめ切断するなど、他に影響を与えないように施工しなければならない。

### 5-24-3 撤去工

#### 1 水中コンクリート撤去

- (1) 受注者は、水中コンクリート構造物を取壊し及びはつりを行う場合、既設構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。
- (2) 受注者は、作業中の汚濁等により第三者に被害を及ぼさないよう施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別な処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

#### 2 鋼矢板等切断撤去

- (1) 受注者は、鋼材切断を行うに当り本体部材と兼用されている部分において、本体の部材に悪影響を与えないように処理しなければならない。
- (2) 切断工は、「JIS Z 3801 手溶接技術検定における試験方法及び判定基準」に定めるガス溶接の溶接技術検定試験（又は同等以上の検定試験）に合格し、かつ、技量確かな者でなければならない。
- (3) 水中切断の場合の切断工は、前項の要件を満たし、かつ、潜水士の免許を有する者でなければならない。
- (4) 切断は、酸素及び溶解アセチレンを使用する。なお、施工方法は手動又は自動切断としなければならない。
- (5) 受注者は、部材にひずみを生じさせないよう切断しなければならない。
- (6) 受注者は、事前に切断箇所のさび、ごみ等を除去しなければならない。

(7) 受注者は、降雨、降雪及び強風等の悪条件下で陸上又は海上切断作業を行ってはならない。ただし、防護処置等が講じられる場合は、切断作業を行うことができる。

### 3 腹起・タイ材撤去

受注者は、腹起・タイ材撤去に当り切断作業が生じた場合、本条第2項の規定によるものとする。

### 4 舗装版撤去

受注者は、舗装版の一部の取壊し及びはつりを行う場合、必要に応じてあらかじめ切断するなど、他に影響を与えないように施工しなければならない。

### 5 石材撤去

受注者は、水中石材撤去に当り汚濁等により第三者に被害を及ぼさないよう施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別な処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

### 6 ケーソン撤去

受注者は、ケーソン撤去を行うに当り、付着した土砂、泥土、ごみ等を現場内で取り除いた後、運搬しなければならない。なお、これにより難い場合は設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

### 7 ブロック撤去

受注者は、ブロック撤去を行うに当り、付着した土砂、泥土、ごみ等を現場内で取り除いた後、運搬しなければならない。なお、これにより難い場合は設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

### 8. 鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去

受注者は、引き抜き跡の空洞を砂等で充填するなどして地盤沈下を生じないようにしなければならない。なお、これにより難い場合は設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

## 第25節 仮設工

### 5-25-1 一般事項

本節は、仮設工として仮設鋼矢板工、仮設鋼管杭・鋼管矢板工、仮設道路工その他これらに類する工種について定めるものとする。

### 5-25-2 仮設鋼矢板工

仮設鋼矢板・H形鋼杭の施工については、第1編5-3-13鋼矢板工、5-3-15鋼杭工の規定によるものとする。



### **5－25－3 仮設鋼管杭・鋼管矢板工**

#### **1 先行掘削**

先行掘削の施工については、第1編5－3－2、15. 先行掘削の規定によるものとする。

#### **2 仮設鋼管杭・鋼管矢板**

仮設鋼管杭・鋼管矢板の施工については、第1編5－3－13鋼矢板工、5－3－15鋼杭工の規定によるものとする。

### **5－25－4 仮設道路工**

#### **1 仮設道路**

- (1) 仮設道路とは、工事用の資機材や土砂を運搬するために一時的に施工された道路をいうものとする。
- (2) 受注者は、仮設道路の施工に当り、予定交通量・地形・気候を的確に把握し、周囲の環境に影響のないよう対策を講じなければならない。
- (3) 受注者は、仮設道路に一般交通がある場合には、一般交通の支障とならないようその維持管理に留意しなければならない。
- (4) 受注者は、仮設道路盛土の施工に当り、不等沈下を起こさないように締固めなければならない。
- (5) 受注者は、仮設道路の盛土部法面を整形する場合は、法面の崩壊が起こらないように締固めなければならない。
- (6) 受注者は、仮設道路の敷砂利を行うに当り、石材を均一に敷均さなければならない。
- (7) 受注者は、安定シートを用いて仮設道路の盛土の安定を図る場合には、安定シートと盛土が一体化して所定の効果が発揮できるよう施工しなければならない。
- (8) 受注者は、殻運搬処理を行うに当り、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない。
- (9) 受注者は、仮設道路を既設構造物上に設置・撤去する場合は、既設構造物に悪影響を与えないようにしなければならない。

## **第26節 雑工**

### **5－26－1 一般事項**

本節は、雑工として現場鋼材溶接工、現場鋼材切断工、その他雑工その他これらに類する工種について定めるものとする。

### **5－26－2 現場鋼材溶接工**

#### **1 現場鋼材溶接、被覆溶接（水中）、スタッド溶接（水中）**

- (1) 溶接工は、「JIS Z 3801 手溶接技術検定における試験方法及び判定基準」及び「JIS Z 3841 半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準」に定めるアーク溶接の溶接技術検定試験のうち、その作業に該当する試験（又は同等以上の検定試験）に合格し、溶接作業に従事している技量確かな者でなければならない。
- (2) 水中溶接の場合の溶接工は、(1)の要件を満たし、かつ、潜水士の免許を有する者でなければならない。
- (3) 受注者は、溶接管理技術者（日本溶接協会規格WE S-8103）を置く場合、設計図書の定めによるものとする。
- (4) 溶接方法は、アーク溶接としなければならない。
- (5) 受注者は、水中溶接にシールドガスを使用する場合、設計図書の定めによるものとする。
- (6) 受注者は、溶接作業の事前に部材の溶接面及びその隣接部分のごみ、さび、塗料及び水分（水中溶接を除く。）等を十分に除去しなければならない。
- (7) 受注者は、降雨、降雪、強風及び気温5℃以下の低温等の悪条件下で陸上及び海上溶接作業を行ってはならない。ただし、防護処置、予熱等の対策が講じられる場合は、溶接作業を行うことができる。
- (8) 受注者は、設計図書に示す形状に正確に開先加工し、その面を平滑にしなければならない。
- (9) 受注者は、設計図書に定めるルート間隔の保持又は部材の密着を確実に行わなければならない。
- (10) 受注者は、仮付け又は組合せ治具の溶接を最小限とし、部材を過度に拘束してはならない。また、組合せ治具の溶接部のはつり跡は、平滑に仕上げ、仮付けを本溶接の一部とする場合は、欠陥の無いものとしなければならない。
- (11) 受注者は、多層溶接の場合、次層の溶接に先立ち、スラグ等を完全に除去し、各層の溶込みを完全にしなければならない。
- (12) 受注者は、当て金の隅角部で終るすみ肉溶接を回し溶接としなければならない。
- (13) 受注者は、溶接部に、割れ、ブローホール、溶込み不良、融合不良、スラグ巻込み、ピット、オーバーラップ、アンダーカット、ビード表面の不整及びクリーター並びにのど厚及びサイズの過不足等欠陥が生じた場合、手直しを行わなければならない。
- (14) 受注者は、溶接により著しいひずみを生じた場合、適切な手直し等の処置を行わなければならない。なお、ひずみの状況及び手直し等の処置内容を監督職員に通知しなければならない。

### **５－２６－３ 現場鋼材切断工**

#### **１ 現場鋼材切断**

（１）切断工は、「JIS Z 3801 手溶接技術検定における試験方法及び判定基準」に定めるガス溶接の溶接技術検定試験（又は同等以上の検定試験）に合格し、かつ、技量確かな者としなければならない。

（２）水中切断の場合の切断工は、（１）の要件を満たし、かつ、潜水士の免許を有する者でなければならない。

（３）切断は、酸素及び溶解アセチレンを使用しなければならない。なお、施工方法は手動又は自動切断としなければならない。

（４）受注者は、部材にひずみを生じさせないように切断しなければならない。

（５）受注者は、事前に切断箇所のさび、ごみ等を除去しなければならない。

（６）受注者は、降雨、降雪及び強風等の悪条件下で陸上又は海上切断作業を行ってはならない。ただし、防護処置等が講じられる場合は、切断作業を行うことができる。

### **５－２６－４ その他雑工**

#### **１ 清掃**

受注者は、鋼構造物に付着した海生生物及びさび等を除去する場合、監督員の承諾を得なければならない。

#### **２ 削孔**

受注者は、既設構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。

## 第2編 港 湾 編

### 第1章 航路、泊地、船だまり

#### 第1節 適 用

- 1 本章は、港湾工事（航路、泊地、船だまり）における浚渫工、土捨工、埋立工その他これらに類する工種について適用するものとする。
- 2 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

#### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

（公社）日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年5月）

国土交通省港湾局 湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和5年3月）

#### 第3節 浚 渫 工

##### 1－3－1 一般事項

本節は、浚渫工としてポンプ浚渫工、グラブ浚渫工、硬土盤浚渫工、岩盤浚渫工、バックホウ浚渫工その他これらに類する工種について定めるものとする。

##### 1－3－2 ポンプ浚渫工

###### 1 ポンプ浚渫

ポンプ浚渫の施工については、第1編5－3－2、1．ポンプ浚渫の規定によるものとする。

###### 2 排砂管設備

排砂管設備の施工については、第1編5－3－2、2．排砂管設備の規定によるものとする。

##### 1－3－3 グラブ浚渫工

###### 1 グラブ浚渫

グラブ浚渫の施工については、第1編5－3－2、3．グラブ浚渫の規定によるものとする。

###### 2 土運船運搬

土運船運搬の施工については、第1編5－3－2、4．土運船運搬の規定によるものとする。

### **1－3－4 硬土盤浚渫工**

#### **1 硬土盤浚渫**

硬土盤浚渫の施工については、第1編5－3－2、5. 硬土盤浚渫の規定によるものとする。

#### **2 土運船運搬**

土運船運搬の施工については、第1編5－3－2、4. 土運船運搬の規定によるものとする。

### **1－3－5 岩盤浚渫工**

#### **1 砕岩浚渫**

砕岩浚渫の施工については、第1編5－3－2、6. 砕岩浚渫の規定によるものとする。

#### **2 土運船運搬**

土運船運搬の施工については、第1編5－3－2、4. 土運船運搬の規定によるものとする。

### **1－3－6 バックホウ浚渫工**

#### **1 バックホウ浚渫**

バックホウ浚渫の施工については、第1編5－3－2、7. バックホウ浚渫の規定によるものとする。

#### **2 土運船運搬**

土運船運搬の施工については、第1編5－3－2、4. 土運船運搬の規定によるものとする。

## **第4節 土 捨 工**

土捨工の施工については、第1編第5章第4節土捨工の規定によるものとする。

## **第5節 埋 立 工**

### **1－5－1 一般事項**

1 本節は、埋立工として余水吐工、固化工、埋立工、排砂管設備工、土運船運搬工、揚土埋立工、埋立土工その他これらに類する工種について定めるものとする。

2 受注者は、施工区域及び運搬路で砂塵及び悪臭の防止に努めるものとする。なお、設計図書に防止処置の定めのある場合は、それに従わなければならない。

3 受注者は、裏埋と埋立を同時に施工する場合、裏埋区域に軟弱な泥土が流入、堆積しないようにしなければならない。

## **1－5－2 余水吐工**

### **1 余水吐**

- (1) 余水吐の位置及び構造は、設計図書の定めによるものとする。
- (2) 受注者は、余水吐きの機能が低下することのないよう維持管理しなければならない。

## **1－5－3 固 化 工**

固化工の施工については第1編5－3－8固化工の規定によるものとする。

## **1－5－4 埋 立 工**

### **1 ポンプ土取**

- (1) ポンプ土取の施工については、第1編5－3－2、1. ポンプ浚渫の規定によるものとする。
- (2) 受注者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

### **2 グラブ土取**

- (1) グラブ土取の施工については、第1編5－3－2、3. グラブ浚渫の規定によるものとする。
- (2) 受注者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

### **3 ガット土取**

- (1) ガット土取の施工については、第1編5－3－2、3. グラブ浚渫の規定によるものとする。
- (2) 受注者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

## **1－5－5 排砂管設備工**

排砂管設備工の施工については、第1編5－3－3排砂管設備工の規定によるものとする。

## **1－5－6 土運船運搬工**

土運船運搬工の施工については、第1編5－3－4土運船運搬工の規定によるものとする。

## **1－5－7 揚土埋立工**

### **1 バージアンローダ揚土**

バージアンローダ揚土の施工については、第1編5-3-2、8. バージアンローダ揚土の規定によるものとする。

## 2 空気圧送揚土

空気圧送揚土の施工については、第1編5-3-2、9. 空気圧送揚土の規定によるものとする。

## 3 リクレーマ揚土

リクレーマ揚土の施工については、第1編5-3-2、10. リクレーマ揚土の規定によるものとする。

## 4 バックホウ揚土

バックホウ揚土の施工については、第1編5-3-2、11. バックホウ揚土を適用するものとする。

# 1-5-8 埋立土工

## 1 土砂掘削

土砂掘削の施工については、第1編5-3-2、18. 土砂掘削の規定によるものとする。

## 2 土砂盛土

土砂盛土の施工については、第1編5-3-2、19. 土砂盛土の規定によるものとする。

## 第2章 防波堤、防砂堤、導流堤

### 第1節 適用

- 1 本章は、港湾工事（防波堤、防砂堤、導流堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、消波工、維持補修工、構造物撤去工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
- 2 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

（公社）日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年5月）

国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和5年3月）

### 第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第1編第5章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

### 第4節 基礎工

基礎工の施工については、第1編第5章第6節基礎工の規定によるものとする。

### 第5節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第1編第5章第7節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

### 第6節 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第1編第5章第8節本体工（ブロック式）の規定によるものとする。



## **第7節 本体工（場所打式）**

本体工（場所打式）の施工については、第1編第5章第9節本体工（場所打式）の規定によるものとする。

## **第8節 本体工（捨石・捨ブロック式）**

本体工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第1編第5章第10節本体工（捨石・捨ブロック式）の規定によるものとする。

## **第9節 本体工（鋼矢板式）**

本体工（鋼矢板式）の施工については、第1編第5章第11節本体工（鋼矢板式）の規定によるものとする。

## **第10節 本体工（コンクリート矢板式）**

本体工（コンクリート矢板式）の施工については、第1編第5章第12節本体工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。

## **第11節 本体工（鋼杭式）**

本体工（鋼杭式）の施工については、第1編第5章第13節本体工（鋼杭式）の規定によるものとする。

## **第12節 本体工（コンクリート杭式）**

本体工（コンクリート杭式）の施工については、第1編第5章第14節本体工（コンクリート杭式）の規定によるものとする。

## **第13節 被覆・根固工**

被覆・根固工の施工については、第1編第5章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

## **第14節 上部工**

上部工の施工については、第1編第5章第16節上部工の規定によるものとする。

## **第15節 消波工**

消波工の施工については、第1編第5章第18節消波工の規定によるものとする。

## **第 1 6 節 維持補修工**

維持補修工の施工については、第 1 編第 5 章第 23 節維持補修工の規定によるものとする。

## **第 1 7 節 構造物撤去工**

構造物撤去工の施工については、第 1 編第 5 章第 24 節構造物撤去工の規定によるものとする。

## **第 1 8 節 雑 工**

雑工の施工については、第 1 編第 5 章第 26 節雑工の規定によるものとする。

## 第3章 防 潮 堤

### 第1節 適 用

- 1 本章は、港湾工事（防潮堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、被覆・根固工、上部工、消波工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
- 2 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

（公社）日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年5月）

国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和5年3月）

### 第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第1編第5章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

### 第4節 基 礎 工

基礎工の施工については、第1編第5章第6節基礎工の規定によるものとする。

### 第5節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第1編第5章第7節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

### 第6節 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第1編第5章第8節本体工（ブロック式）の規定によるものとする。

### 第7節 本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第1編第5章第9節本体工（場所打式）の

規定によるものとする。

## **第8節 本体工（鋼矢板式）**

本体工（鋼矢板式）の施工については、第1編第5章第11節本体工（鋼矢板式）の規定によるものとする。

## **第9節 本体工（コンクリート矢板式）**

本体工（コンクリート矢板式）の施工については、第1編第5章第12節本体工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。

## **第10節 被覆・根固工**

被覆・根固工の施工については、第1編第5章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

## **第11節 上部工**

上部工の施工については、第1編第5章第16節上部工の規定によるものとする。

## **第12節 消波工**

消波工の施工については、第1編第5章第18節消波工の規定によるものとする。

## **第13節 陸上地盤改良工**

陸上地盤改良工の施工については、第1編第5章第20節陸上地盤改良工の規定によるものとする。

## **第14節 土工**

土工の施工については、第1編第5章第21節土工の規定によるものとする。

## **第15節 舗装工**

舗装工の施工については、第1編第5章第22節舗装工の規定によるものとする。

## **第16節 維持補修工**

維持補修工の施工については、第1編第5章第23節維持補修工の規定によるものとする。

### **第17節 構造物撤去工**

構造物撤去工の施工については、第1編第5章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

### **第18節 仮設工**

仮設工の施工については、第1編第5章第25節仮設工の規定によるものとする。

### **第19節 雑工**

雑工の施工については、第1編第5章第26節雑工の規定によるものとする。

## 第4章 護岸、岸壁、物揚場

### 第1節 適用

- 1 本章は、港湾工事（護岸、岸壁、物揚場）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、付属工、消波工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
- 2 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

（公社）日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年5月）

国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和5年3月）

### 第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第1編第5章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

### 第4節 基礎工

基礎工の施工については、第1編第5章第6節基礎工の規定によるものとする。

### 第5節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第1編第5章第7節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

### 第6節 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第1編第5章第8節本体工（ブロック式）の規定によるものとする。

## **第7節 本体工（場所打式）**

本体工（場所打式）の施工については、第1編第5章第9節本体工（場所打式）の規定によるものとする。

## **第8節 本体工（捨石・捨ブロック式）**

本体工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第1編第5章第10節本体工（捨石・捨ブロック式）の規定によるものとする。

## **第9節 本体工（鋼矢板式）**

本体工（鋼矢板式）の施工については、第1編第5章第11節本体工（鋼矢板式）の規定によるものとする。

## **第10節 本体工（コンクリート矢板式）**

本体工（コンクリート矢板式）の施工については、第1編第5章第12節本体工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。

## **第11節 本体工（鋼杭式）**

本体工（鋼杭式）の施工については、第1編第5章第13節本体工（鋼杭式）の規定によるものとする。

## **第12節 本体工（コンクリート杭式）**

本体工（コンクリート杭式）の施工については、第1編第5章第14節本体工（コンクリート杭式）の規定によるものとする。

## **第13節 被覆・根固工**

被覆・根固工の施工については、第1編第5章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

## **第14節 上部工**

上部工の施工については、第1編第5章第16節上部工の規定によるものとする。

## **第15節 付属工**

付属工の施工については、第1編第5章第17節付属工の規定によるものとする。

## **第16節 消波工**

消波工の施工については、第1編第5章第18節消波工の規定によるものとする。

## **第17節 裏込・裏埋工**

裏込・裏埋工の施工については、第1編第5章第19節裏込・裏埋工の規定によるものとする。

## **第18節 陸上地盤改良工**

陸上地盤改良工の施工については、第1編第5章第20節陸上地盤改良工の規定によるものとする。

## **第19節 土工**

土工の施工については、第1編第5章第21節土工の規定によるものとする。

## **第20節 舗装工**

舗装工の施工については、第1編第5章第22節舗装工の規定によるものとする。

## **第21節 維持補修工**

維持補修工の施工については、第1編第5章第23節維持補修工の規定によるものとする。

## **第22節 構造物撤去工**

構造物撤去工の施工については、第1編第5章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

## **第223節 仮設工**

仮設工の施工については、第1編第5章第25節仮設工の規定によるものとする。

## **第24節 雑工**

雑工の施工については、第1編第5章第26節雑工の規定によるものとする。



## 第5章 棧橋、係船杭

### 第1節 適用

- 1 本章は、港湾工事（棧橋、係船杭）における海上地盤改良工、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、上部工、付属工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
- 2 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

（公社）日本港湾協会港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年5月）

国土交通省港湾局港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和5年3月）

### 第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第1編第5章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

### 第4節 本体工（鋼杭式）

本体工（鋼杭式）の施工については、第1編第5章第13節本体工（鋼杭式）の規定によるものとする。

### 第5節 本体工（コンクリート杭式）

本体工（コンクリート杭式）の施工については、第1編第5章第14節本体工（コンクリート杭式）の規定によるものとする。

### 第6節 上部工

上部工の施工については、第1編第5章第16節上部工の規定によるものとする。

### 第7節 付属工

付属工の施工については、第1編第5章第17節付属工の規定によるものとする。

## **第8節舗装工**

舗装工の施工については、第1編第5章第22節舗装工の規定によるものとする。

## **第9節 維持補修工**

維持補修工の施工については、第1編第5章第23節維持補修工の規定によるものとする。

## **第10節 構造物撤去工**

構造物撤去工の施工については、第1編第5章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

## **第11節 雑工**

雑工の施工については、第1編第5章第26節雑工の規定によるものとする。

## 第6章 臨港道路

### 第1節 適用

- 1 本章は、港湾工事（臨港道路）における土工、道路舗装工、緑地工その他これらに類する工種について適用するものとする。
- 2 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

（公社）日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年5月）

国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和5年3月）

### 第3節 土工

土工の施工については、第1編第5章第21節土工の規定によるものとする。

### 第4節 道路舗装工

#### 6-4-1 一般事項

本節は、道路舗装工として路床工、コンクリート舗装工、アスファルト舗装工、道路付属工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### 6-4-2 路床工

路床工の施工については、第1編5-3-18路床工の規定によるものとする。

#### 6-4-3 コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、第1編5-3-19コンクリート舗装工の規定によるものとする。

#### 6-4-4 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、第1編5-3-20アスファルト舗装工の規定によるものとする。

#### 6-4-5 道路付属工

##### 1 縁石

- （1）縁石は、清掃した基礎上に安定よく、とおり、高さ及び平坦性を確保し据え付け、目地モルタルを充填しなければならない。
- （2）目地間隙は、1.0cm以下としなければならない。

- (3) アスカーブの施工については、第1編5-3-20アスファルト舗装工の規定によるものとする。

## 2 側溝工

- (1) 側溝の設置については、設計図書の定める勾配で下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。
- (2) 側溝の取付部は、特に指定しない限り、モルタル等を用いて漏水が生じないように施工しなければならない。

## 3 管渠工

- (1) 管渠の設置については、設計図書の定める勾配で下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。
- (2) 管渠のコンクリート製品の接合部は、特に指定しない限り、モルタル等を用いて漏水が生じないように施工しなければならない。

## 4 集水枡工

- (1) 集水枡の施工にあたっては、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。
- (2) 集水枡と管渠等との接合部は、特に指定しない限り、モルタル等を用いて漏水が生じないように施工しなければならない。

## 5 区画線及び道路表示

- (1) 区画線の施工に先立ち路面の水分、泥、砂塵、ほこり等を除去し、均一に塗装しなければならない。
- (2) 区画線の消去については、表示材（塗装）のみの除去を行い、路面への影響を最小限にとどめなければならない。また、消去により発生する塗料粉じんの飛散を防止する適正な処理を行わなければならない。

## 6 道路標識

- (1) 設置位置は、設計図書の定めによるものとする。
- (2) 建込みは、標識板の向き、角度、標識板の支柱のとおり、傾斜及び支柱上のキャップの有無に注意し施工しなければならない。

## 7 防護柵

- (1) 支柱の施工にあたっては、土中に防護柵を設置する場合、堅固に建て込まなければならない。また設置穴を掘削して埋戻す方法で土中埋込み式の支柱を建て込む場合は、支柱が沈下しないよう穴の底部を締め固めておかなければならない。
- (2) 支柱の施工にあたっては、橋梁、擁壁、函きよ等のコンクリート中に設置する場合、構造物のコンクリート打設前に型枠等を使用し、設計図書に定める位置に箱抜き等を行わなければならない。

- (3) 防護柵基礎の施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
- (4) 防護柵基礎の施工にあたっては、支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。

## **第5節緑地工**

### **6-5-1 一般事項**

本節は、緑地工として植生工その他これらに類する工種について定めるものとする。

### **6-5-2 植生工**

植生工の施工については、第1編5-3-21植生工の規定によるものとする。

## 第3編 海 岸 編

### 第1章 堤防、防潮堤、護岸

#### 第1節 適 用

- 1 本章は、港湾海岸工事（堤防、防潮堤、護岸）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、被覆・根固工、上部工、消波工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
- 2 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

#### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

全国農地海岸保全協会・（公社）全国漁港漁場協会・（一社）全国海岸協会  
・（公社）日本港湾協会

海岸保全施設の技術上の基準・同解説（平成30年8月）

（公社）日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年5月）

国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和5年3月）

#### 第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第1編第5章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

#### 第4節 基 礎 工

基礎工の施工については、第1編第5章第6節基礎工の規定によるものとする。

。

#### 第5節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第1編第5章第7節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

## **第6節 本体工（ブロック式）**

本体工（ブロック式）の施工については、第1編第5章第8節本体工（ブロック式）の規定によるものとする。

## **第7節 本体工（場所打式）**

本体工（場所打式）の施工については、第1編第5章第9節本体工（場所打式）の規定によるものとする。

## **第8節 本体工（鋼矢板式）**

本体工（鋼矢板式）の施工については、第1編第5章第11節本体工（鋼矢板式）の規定によるものとする。

## **第9節 本体工（コンクリート矢板式）**

本体工（コンクリート矢板式）の施工については、第1編第5章第12節本体工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。

## **第10節 被覆・根固工**

被覆・根固工の施工については、第1編第5章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

## **第11節 上部工**

上部工の施工については、第1編第5章第16節上部工の規定によるものとする。

## **第12節 消波工**

消波工の施工については、第1編第5章第18節消波工の規定によるものとする。

## **第13節 裏込・裏埋工**

裏込・裏埋工の施工については、第1編第5章第19節裏込・裏埋工の規定によるものとする。

## **第14節 陸上地盤改良工**

陸上地盤改良工の施工については、第1編第5章第20節陸上地盤改良工の規定によるものとする。

## **第15節 土 工**

土工の施工については、第1編第5章第21節土工の規定によるものとする。

## **第16節 舗 装 工**

舗装工の施工については、第1編第5章第22節舗装工の規定によるものとする。

## **第17節 維持補修工**

維持補修工の施工については、第1編第5章第23節維持補修工の規定によるものとする。

## **第18節 構造物撤去工**

構造物撤去工の施工については、第1編第5章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

## **第19節 仮 設 工**

仮設工の施工については、第1編第5章第25節仮設工の規定によるものとする。

## **第20節 雑 工**

雑工の施工については、第1編第5章第26節雑工の規定によるものとする。



## 第2章 突 堤

### 第1節 適 用

- 1 本章は、港湾海岸工事（突堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、消波工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
- 2 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

全国農地海岸保全協会・（公社）全国漁港漁場協会・（一社）全国海岸協会  
・（公社）日本港湾協会

海岸保全施設の技術上の基準・同解説（平成30年8月）

（公社）日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年5月）

国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和5年3月）

### 第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第1編第5章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

### 第4節 基 礎 工

基礎工の施工については、第1編第5章第6節基礎工の規定によるものとする。

### 第5節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第1編第5章第7節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

### 第6節 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第1編第5章第8節本体工（ブロック式）

の規定によるものとする。

### **第7節 本体工（場所打式）**

本体工（場所打式）の施工については、第1編第5章第9節本体工（場所打式）の規定によるものとする。

### **第8節 本体工（捨石・捨ブロック式）**

本体工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第1編第5章第10節本体工（捨石・捨ブロック式）の規定によるものとする。

### **第9節 本体工（鋼矢板式）**

本体工（鋼矢板式）の施工については、第1編第5章第11節本体工（鋼矢板式）の規定によるものとする。

### **第10節 本体工（コンクリート矢板式）**

本体工（コンクリート矢板式）の施工については、第1編第5章第12節本体工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。

### **第11節 本体工（鋼杭式）**

本体工（鋼杭式）の施工については、第1編第5章第13節本体工（鋼杭式）の規定によるものとする。

### **第12節 本体工（コンクリート杭式）**

本体工（コンクリート杭式）の施工については、第1編第5章第14節本体工（コンクリート杭式）の規定によるものとする。

### **第13節 被覆・根固工**

被覆・根固工の施工については、第1編第5章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

### **第14節 上部工**

上部工の施工については、第1編第5章第16節上部工の規定によるものとする。

## **第15節 消波工**

消波工の施工については、第1編第5章第18節消波工の規定によるものとする。

## **第16節 陸上地盤改良工**

陸上地盤改良工の施工については、第1編第5章第20節陸上地盤改良工の規定によるものとする。

## **第17節 土工**

土工の施工については、第1編第5章第21節土工の規定によるものとする。

## **第18節 舗装工**

舗装工の施工については、第1編第5章第22節舗装工の規定によるものとする。

## **第19節 維持補修工**

維持補修工の施工については、第1編第5章第23節維持補修工の規定によるものとする。

## **第20節 構造物撤去工**

構造物撤去工の施工については、第1編第5章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

## **第21節 仮設工**

仮設工の施工については、第1編第5章第25節仮設工の規定によるものとする。

## **第22節 雑工**

雑工の施工については、第1編第5章第26節雑工の規定によるものとする。

## 第3章 離 岸 堤

### 第1節 適 用

- 1 本章は、港湾海岸工事（離岸堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、被覆・根固工、上部工、消波工、構造物撤去工その他これらに類する工種について適用するものとする。
- 2 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

全国農地海岸保全協会・（公社）全国漁港漁場協会・（一社）全国海岸協会  
・（公社）日本港湾協会

海岸保全施設の技術上の基準・同解説（平成30年8月）

（公社）日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年5月）

国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和5年3月）

### 第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第1編第5章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

### 第4節 基 礎 工

基礎工の施工については、第1編第5章第6節基礎工の規定によるものとする。

### 第5節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第1編第5章第7節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

### 第6節 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第1編第5章第8節本体工（ブロック式）の規定によるものとする。

## **第7節 本体工（場所打式）**

本体工（場所打式）の施工については、第1編第5章第9節本体工（場所打式）の規定によるものとする。

## **第8節本体工（捨石・捨ブロック式）**

本体工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第1編第5章第10節本体工（捨石・捨ブロック式）の規定によるものとする。

## **第9節 被覆・根固工**

被覆・根固工の施工については、第1編第5章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

## **第10節 上部工**

上部工の施工については、第1編第5章第16節上部工の規定によるものとする。

## **第11節 消波工**

消波工の施工については、第1編第5章第18節消波工の規定によるものとする。

## **第12節 構造物撤去工**

構造物撤去工の施工については、第1編第5章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

## 第4章 樋門・水（閘）門

### 第1節 適用

- 1 本章は、港湾海岸工事（樋門・水（閘）門）における海上地盤改良工、基礎工、付属工、土工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
- 2 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

全国農地海岸保全協会・（公社）全国漁港漁場協会・（一社）全国海岸協会  
・（公社）日本港湾協会

海岸保全施設の技術上の基準・同解説（平成30年8月）

（公社）日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年5月）

国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和5年3月）

### 第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第1編第5章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

### 第4節 基礎工

基礎工の施工については、第1編第5章第6節基礎工の規定によるものとする。

### 第5節 付属工

付属工の施工については、第1編第5章第17節付属工の規定によるものとする。

### 第6節 土工

土工の施工については、第1編第5章第21節土工の規定によるものとする。

### 第7節 維持補修工

維持補修工の施工については、第1編第5章第23節維持補修工の規定によるものとする。

## **第8節 構造物撤去工**

構造物撤去工の施工については、第1編第5章第24節構造物撤去工の規定によるものとする。

## **第9節 仮設工**

仮設工の施工については、第1編第5章第25節仮設工の規定によるものとする。

## **第10節 雑工**

雑工の施工については、第1編第5章第26節雑工の規定によるものとする。

## 第5章 養 浜

### 第1節 適 用

- 1 本章は、港湾海岸工事（養浜）における土捨工、土工その他これらに類する工種について適用するものとする。
- 2 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

全国農地海岸保全協会・（公社）全国漁港漁場協会・（一社）全国海岸協会  
・（公社）日本港湾協会

海岸保全施設の技術上の基準・同解説（平成30年8月）

（公社）日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年5月）

国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和5年3月）

### 第3節 土捨工

土捨工の施工については、第1編第5章第4節土捨工の規定によるものとする。

### 第4節 土 工

土工の施工については、第1編第5章第21節土工の規定によるものとする。



# 港湾工事品質管理基準

## 1 土

| 区分               | 管理項目  | 管理内容                     | 管理方法                                                                   | 品質規格   | 測定頻度             | 結果の整理方法        | 備考 |
|------------------|-------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------|--------|------------------|----------------|----|
| 1 土<br>1) 埋立材    | 材 質   | 種 類                      | 観 察                                                                    | 特記による。 | 施工中適宜            |                |    |
|                  |       | 品 質                      | 特記による。                                                                 | 特記による。 | 搬入前、採取地毎に1回      | 特記による。         |    |
| 2) 裏埋材<br>3) 盛土材 | 材 質   | 種 類                      | 観 察                                                                    | 特記による。 | 施工中適宜            |                |    |
|                  |       | 品 質                      | 特記による。                                                                 | 特記による。 | 搬入前、採取地毎に1回      | 試験成績表を提出       |    |
| 4) 路床材           | 材 質   | 外 観                      | 観 察                                                                    | 特記による。 | 搬入時、施工中適宜        |                |    |
|                  |       | 粒 度                      | JIS A 1204                                                             | 特記による。 | 搬入前、採取地毎に1回      | 試験成績表を提出       |    |
|                  |       | 含水量                      | JIS A 1203                                                             | 特記による。 | 搬入前、採取地毎に1回      | 試験成績表を提出       |    |
|                  |       | 塑性指数 (425 $\mu$ mふるい通過分) | JIS A 1205                                                             | 特記による。 | 搬入前、採取地毎に1回      | 試験成績表を提出       |    |
|                  | 修正CBR | 必要な値を満足していること。           | 舗装施工便覧                                                                 | 特記による。 | 搬入前、採取地毎に1回      | 試験成績表を提出       |    |
|                  | 突固め   | 最大乾燥密度、最適含水比             | JIS A 1210 (C, D, E)                                                   | 特記による。 | 搬入前、採取地毎に1回      | 試験成績表を提出       |    |
|                  | 締め固め  | 締め固め密度                   | 含水量試験JIS A 1203 CBR試験又は平板載荷試験JIS A 1211、JIS A 1215<br>締め固め密度JIS A 1214 | 特記による。 | 1,000 $m^2$ に1箇所 | 記録紙及び管理表を作成し提出 |    |
| 5) 採取土           | 材 質   | 種 類                      | 観 察                                                                    | 特記による。 | 施工中適宜            |                |    |
|                  |       | 外 観                      | 観 察                                                                    | 特記による。 | 施工中適宜            |                |    |
|                  |       | 品 質                      | 特記による。                                                                 | 特記による。 | 搬入前、採取地毎に1回      | 特記による。         |    |

# 港湾工事品質管理基準

## 1 土

| 区分               | 管理項目  | 管理内容                     | 管理方法                                                                   | 品質規格   | 測定頻度             | 結果の整理方法        | 備考 |
|------------------|-------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------|--------|------------------|----------------|----|
| 1 土<br>1) 埋立材    | 材 質   | 種 類                      | 観 察                                                                    | 特記による。 | 施工中適宜            |                |    |
|                  |       | 品 質                      | 特記による。                                                                 | 特記による。 | 搬入前、採取地毎に1回      | 特記による。         |    |
| 2) 裏埋材<br>3) 盛土材 | 材 質   | 種 類                      | 観 察                                                                    | 特記による。 | 施工中適宜            |                |    |
|                  |       | 品 質                      | 特記による。                                                                 | 特記による。 | 搬入前、採取地毎に1回      | 試験成績表を提出       |    |
| 4) 路床材           | 材 質   | 外 観                      | 観 察                                                                    | 特記による。 | 搬入時、施工中適宜        |                |    |
|                  |       | 粒 度                      | JIS A 1204                                                             | 特記による。 | 搬入前、採取地毎に1回      | 試験成績表を提出       |    |
|                  |       | 含水量                      | JIS A 1203                                                             | 特記による。 | 搬入前、採取地毎に1回      | 試験成績表を提出       |    |
|                  |       | 塑性指数 (425 $\mu$ mふるい通過分) | JIS A 1205                                                             | 特記による。 | 搬入前、採取地毎に1回      | 試験成績表を提出       |    |
|                  | 修正CBR | 必要な値を満足していること。           | 舗装施工便覧                                                                 | 特記による。 | 搬入前、採取地毎に1回      | 試験成績表を提出       |    |
|                  | 突固め   | 最大乾燥密度、最適含水比             | JIS A 1210 (C, D, E)                                                   | 特記による。 | 搬入前、採取地毎に1回      | 試験成績表を提出       |    |
|                  | 締め固め  | 締め固め密度                   | 含水量試験JIS A 1203 CBR試験又は平板載荷試験JIS A 1211、JIS A 1215<br>締め固め密度JIS A 1214 | 特記による。 | 1,000 $m^2$ に1箇所 | 記録紙及び管理表を作成し提出 |    |
| 5) 採取土           | 材 質   | 種 類                      | 観 察                                                                    | 特記による。 | 施工中適宜            |                |    |
|                  |       | 外 観                      | 観 察                                                                    | 特記による。 | 施工中適宜            |                |    |
|                  |       | 品 質                      | 特記による。                                                                 | 特記による。 | 搬入前、採取地毎に1回      | 特記による。         |    |

## 2 石材等

| 区分                                 | 管理項目 | 管理内容        | 管理方法                     | 品質規格               | 測定頻度        | 結果の整理方法  | 備考                          |
|------------------------------------|------|-------------|--------------------------|--------------------|-------------|----------|-----------------------------|
| 1 砂<br>1) 敷 砂<br>2) 改良杭材<br>3) 置換材 | 材 質  | 外 観         | 観 察                      | 異物の混入のないこと。        | 施工中適宜       |          |                             |
|                                    |      | 種類、品質及び粒度   | JIS A 1102<br>JIS A 1204 | 特記による。             | 搬入前、採取地毎に1回 | 試験成績表を提出 |                             |
|                                    |      | シルト以下の細粒含有率 | 特記による。                   | 特記による。             | 特記による。      | 試験成績表を提出 |                             |
| 4) 中詰砂                             | 材 質  | 種 類         | 観 察                      | 特記による。             | 施工中適宜       |          |                             |
|                                    |      | 外 観         | 観 察                      | 異物の混入のないこと。        | 施工中適宜       |          |                             |
|                                    |      | 最大粒径        | 観 察                      | 特記による。             | 施工中適宜       |          |                             |
|                                    |      | 単位体積重量      | 観 察                      | 特記による。             | 搬入前、採取地毎に1回 | 試験成績表を提出 | 湿潤又は飽和状態の材料について単位体積重量を確認する。 |
| 5) 載荷材                             | 材 質  | 外 観         | 観 察                      | 異物の混入のないこと。        | 施工中適宜       |          |                             |
|                                    |      | 種類、品質及び粒度   | JIS A 1102<br>JIS A 1204 | 特記又はJISの規定による。     | 搬入前、採取地毎に1回 | 試験成績表を提出 |                             |
|                                    |      | 単位体積重量      | 特記による。                   | 特記による。             | 搬入前、採取地毎に1回 | 試験成績表を提出 | 湿潤又は飽和状態の材料について単位体積重量を確認する。 |
| 2 砂利・碎石<br>1) 碎 石                  | 材 質  | 外 観         | 観 察                      | 異物の混入のないこと。        | 施工中適宜       |          |                             |
|                                    |      | 粒 度         | JIS A 1102<br>JIS A 1204 | 特記による。             | 搬入前、産地毎に1回  | 試験成績表を提出 |                             |
|                                    |      | 比 重         | JIS A 1110               | 特記による。             | 搬入前、産地毎に1回  | 試験成績表を提出 |                             |
|                                    |      | 吸水量         | JIS A 1110               | 特記による。             | 搬入前、産地毎に1回  | 試験成績表を提出 |                             |
| 3 石<br>1) 石                        | 材 質  | 外 観         | 観 察                      | 第1編2-4-4による。       | 施工中適宜       |          |                             |
|                                    |      | 石の種類        | 観 察                      | 特記による。             | 施工中適宜       |          |                             |
|                                    |      | 比 重         | JIS A 5006               | 特記による。             | 産地毎に1回      | 試験成績表を提出 | 石質の変化がない場合は1年以内の試験成績表とする。   |
|                                    |      | 規定外質量の比率    | 観 察                      | 特記及びJIS A 5006による。 | 施工中適宜       |          |                             |

### 3 骨 材

| 区分                                   | 管理項目 | 管理内容                  | 管理方法                          | 品質規格                                     | 測定頻度          | 結果の整理方法  | 備考                                        |
|--------------------------------------|------|-----------------------|-------------------------------|------------------------------------------|---------------|----------|-------------------------------------------|
| 1 セメントコンクリート用骨材<br>1) JISマーク表示認証工場製品 | 骨 材  | 使用材料の品質の確認            | 製造工場の試験成績表により確認               | JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリートを適用する。        | 製造前及び使用材料の変更時 | 試験成績表を提出 | JIS A 5308 参照                             |
| 2) JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリート       | 骨 材  | 種類及び粗骨材の最大寸法          | 観 察                           | 特記による。<br>JIS A 5005<br>JIS A 5011-1～-4  | 搬入時適宜         |          |                                           |
|                                      |      | 粒 度                   | (共)第1編 表2-3                   | (共)第1編 表2-1                              | 配合設計前         | 試験成績表を提出 | 様式・品質3-1参照                                |
|                                      |      | 比重及び吸水量（細骨材）          | (共)第1編 表2-3                   | JIS A 5005<br>JIS A 5011-1～-4            | 配合設計前         | 試験成績表を提出 | 様式・品質3-1参照                                |
|                                      |      | 比重及び吸水量（粗骨材）          | (共)第1編 表2-3                   | JIS A 5005<br>JIS A 5011-1～-4            | 配合設計前         | 試験成績表を提出 | 様式・品質3-1参照                                |
|                                      |      | 粘土塊含有量                | (共)第1編 表2-3                   | (共)第1編 表2-2                              | 配合設計前         | 試験成績表を提出 |                                           |
|                                      |      | 微粒分量試験で失われる量          | (共)第1編 表2-3                   | (共)第1編 表2-2                              | 配合設計前         | 試験成績表を提出 |                                           |
|                                      |      | 塩化物量                  | JIS A 5308 附属書A<br>JIS A 5002 | (共)第1編 表2-2                              | 配合設計前         | 試験成績表を提出 |                                           |
|                                      |      | 有機不純物の量（細骨材）          | (共)第1編 表2-3                   | (共)第1編 表2-2                              | 配合設計前         | 試験成績表を提出 | コンクリート標準示方書参照                             |
|                                      |      | 安定性（耐久性）              | (共)第1編 表2-3                   |                                          | 配合設計前         | 試験成績表を提出 | 砕砂、砕石等、JIS規格のあるもの以外の骨材については、コンクリート標準示方書参照 |
|                                      |      | 骨材のアルカリシリカ反応（化学法）     | (共)第1編 表2-3                   | 無 害                                      | 配合設計前         | 試験成績表を提出 | 2法のうち、いずれかを選び試験する。                        |
|                                      |      | 骨材のアルカリシリカ反応（モルタルバー法） | (共)第1編 表2-3                   | 無 害                                      | 配合設計前         | 試験成績表を提出 |                                           |
|                                      |      | 海砂の塩分含有量              | JIS A 5308 附属書A<br>JIS A 5002 | 鉄筋コンクリートの場合は、細骨材の絶乾質量に対し、NaClに換算して0.1%以下 | 配合設計前         | 試験成績表を提出 |                                           |

| 区分                                   | 管理項目  | 管理内容                     | 管理方法                                                                   | 品質規格                           | 測定頻度                                                                  | 結果の整理方法        | 備考                                     |
|--------------------------------------|-------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|----------------|----------------------------------------|
| 2) JISマーク表示認証工場製品以外・現場練りコンクリート       | 骨 材   | すりへり減量 (舗装用粗骨材)          | (共)第1編 表2-3                                                            |                                | 配合設計前                                                                 | 試験成績表を提出       | 砕石等、JIS規格のあるもの以外の骨材については、コンクリート標準示方書参照 |
| 2 路盤材<br>1) 下層路盤材 (砕石、切込砕石、砂利及び切込砂利) | 材 質   | 外 観                      | 観 察                                                                    | 特記による。                         | 搬入時、施工中適宜                                                             |                |                                        |
|                                      |       | 粒 度                      | JIS A 1102<br>JIS A 1204                                               | 特記による。                         | 搬入前、採取地毎に1回                                                           | 試験成績表を提出       |                                        |
|                                      |       | 含水量                      | JIS A 1203                                                             | 特記による。                         | 搬入前、採取地毎に1回                                                           | 試験成績表を提出       |                                        |
|                                      |       | 塑性指数 (425 $\mu$ mふるい通過分) | JIS A 1205                                                             | アスファルト舗装6以下<br>コンクリート舗装6以下     | 搬入前、採取地毎に1回                                                           | 試験成績表を提出       |                                        |
|                                      | 修正CBR | 必要な値を満足していること。           | 舗装施工便覧                                                                 | アスファルト舗装20%以上<br>コンクリート舗装20%以上 | 搬入前、採取地毎に1回                                                           | 試験成績表を提出       |                                        |
|                                      | 突固め   | 最大乾燥密度、最適含水比             | JIS A 1210 (C, D, E)                                                   | 特記による。                         | 搬入前、採取地毎に1回                                                           | 試験成績表を提出       |                                        |
|                                      | 締め固め  | 締め固め密度                   | 含水量試験JIS A 1203 CBR試験又は平板載荷試験JIS A 1211、JIS A 1215<br>締め固め密度JIS A 1214 | 特記による。                         | 1,000m <sup>2</sup> に1箇所、ただし施工面積が1,000m <sup>2</sup> 以下のものは1工事当り1箇所以上 | 記録紙及び管理表を作成し提出 |                                        |
| 2) 上層路盤材 (粒度調整材)                     | 材 質   | 外 観                      | 観 察                                                                    | 特記による。                         | 搬入前、施工中適宜                                                             |                |                                        |
|                                      |       | 粒 度                      | JIS A 1102<br>JIS A 1204                                               | (共)第1編 表2-4                    | 搬入前、採取地毎に1回                                                           | 試験成績表を提出       |                                        |
|                                      |       | 含水量                      | JIS A 1203                                                             | 特記による。                         | 搬入前、採取地毎に1回                                                           | 試験成績表を提出       |                                        |
|                                      |       | 塑性指数 (425 $\mu$ mふるい通過分) | JIS A 1205                                                             | アスファルト舗装4以下<br>コンクリート舗装4以下     | 搬入前、採取地毎に1回                                                           | 試験成績表を提出       |                                        |
|                                      | 修正CBR | 必要な値を満足していること。           | 舗装施工便覧                                                                 | アスファルト舗装80%以上<br>コンクリート舗装80%以上 | 搬入前、採取地毎に1回                                                           | 試験成績表を提出       |                                        |
|                                      | 突固め   | 最大乾燥密度、最適含水比             | JIS A 1210 (C, D, E)                                                   | 特記による。                         | 搬入前、採取地毎に1回                                                           | 試験成績表を提出       |                                        |
|                                      |       |                          |                                                                        |                                |                                                                       |                |                                        |

| 区分                         | 管理項目   | 管理内容       | 管理方法                                                                   | 品質規格           | 測定頻度                                      | 結果の整理方法        | 備考                 |
|----------------------------|--------|------------|------------------------------------------------------------------------|----------------|-------------------------------------------|----------------|--------------------|
| 2) 上層路盤材<br>(粒度調整材)        | 締め固め   | 締め固め密度     | 含水量試験JIS A 1203 CBR試験又は平板載荷試験JIS A 1211、JIS A 1215<br>締め固め密度JIS A 1214 | 特記による。         | 1,000㎡に1箇所、ただし施工面積が1,000㎡以下のものは1工事当り1箇所以上 | 記録紙及び管理表を作成し提出 |                    |
| 3 アスファルト<br>コンクリート用<br>骨材  | 材 質    | 種類及び最大粒径   | 観 察                                                                    | 特記による。         | 搬入時適宜                                     |                |                    |
|                            |        | 粒度         | JIS A 1102<br>JIS A 1204<br>JIS A 5001<br>JIS A 5008                   | (共) 第 1 編 表2-5 | 当初及び変動が認められる場合                            | 試験成績表を提出       |                    |
| 1) アスファルト<br>コンクリート用<br>骨材 |        | 比重及び吸水量    | JIS A 1109<br>JIS A 1110                                               | 特記による。         | 当初及び変動が認められる場合                            | 試験成績表を提出       |                    |
|                            |        | 粗骨材のすりへり減量 | JIS A 1121                                                             | 特記による。         | 当初及び変動が認められる場合                            | 試験成績表を提出       |                    |
| 4 フィラー                     | 材 質    | 種類及び最大粒径   | 観 察                                                                    | 特記による。         | 搬入時適宜                                     |                |                    |
| 1) フィラー                    |        | 粒度         | JIS A 1102<br>JIS A 1204<br>JIS A 5001<br>JIS A 5008                   | (共) 第 1 編 表2-6 | 当初及び変動が認められる場合                            | 試験成績表を提出       |                    |
| 5 安定処理路盤<br>材              | 材 料    |            |                                                                        |                |                                           |                | 6-1セメントを適用する。      |
|                            | 配 合    | 配合試験       | 特記による。                                                                 | 特記による。         | 配合毎                                       | 特記による。         |                    |
| 1) セメント安<br>定処理路盤          | 粒 度    | 混合物の粒度試験   | JIS A 1102                                                             | 特記による。         | 特記による。                                    | 特記による。         |                    |
|                            | 締め固め   | 締め固め密度     | 締め固め密度測定<br>JIS A 1214                                                 | 特記による。         | 1,000㎡に1箇所、ただし施工面積が1,000㎡以下のものは1工事当り1箇所以上 | 記録紙及び管理表を作成し提出 |                    |
|                            | 含水比    | 含水比試験      | JIS A 1203                                                             | 特記による。         | 特記による。                                    | 特記による。         |                    |
|                            | セメント量  | セメント量      | 舗装施工便覧                                                                 | 特記による。         | 特記による。                                    | 特記による。         |                    |
| 2) アスファルト安定処理路盤            | 締め固め   | 締め固め密度     | 舗装施工便覧                                                                 | 特記による。         | 1,000㎡に1箇所、ただし同一配合の合材100t未満のものは1工事1回以上    | 記録紙及び管理表を作成し提出 |                    |
|                            | 締め固め以外 |            |                                                                        |                |                                           |                | 17-1アスファルト舗装を適用する。 |

## 4 木 材

| 区分    | 管理項目 | 管理内容  | 管理方法   | 品質規格   | 測定頻度      | 結果の整理方法 | 備考 |
|-------|------|-------|--------|--------|-----------|---------|----|
| 1 木 材 | 材 質  | 外観・種類 | 観 察    | 特記による。 | 施工中適宜     |         |    |
|       |      | 品 質   | 特記による。 | 特記による。 | 搬入前、施工中適宜 | 特記による。  |    |

## 5 鋼 材

| 区分                  | 管理項目          | 管理内容                   | 管理方法                    | 品質規格                     | 測定頻度     | 結果の整理方法         | 備考            |
|---------------------|---------------|------------------------|-------------------------|--------------------------|----------|-----------------|---------------|
| 1 鋼矢板及び鋼杭<br>1) 鋼矢板 | 化学成分、機械的性質    | JISに適合していること。          | 製造工場の試験成績表（検査証明書等）により確認 | JIS A 5523<br>JIS A 5528 | 搬入時、ロット毎 | 試験成績表（検査証明書）を提出 |               |
|                     | 外 観           | 有害な傷、変形等がないこと。         | 観 察                     | JIS A 5523<br>JIS A 5528 | 搬入時、全数   |                 |               |
|                     | 形状寸法          | JIS及び特記の形状寸法に適合していること。 | 製造工場の試験成績表（検査証明書等）により確認 | JIS A 5523<br>JIS A 5528 | 搬入時      | 試験成績表（検査証明書）を提出 |               |
| 2) 鋼管矢板             | 本体の化学成分、機械的性質 | JISに適合していること。          | 製造工場の試験成績表（検査証明書等）により確認 | JIS A 5530               | 搬入時、ロット毎 | 試験成績表（検査証明書）を提出 |               |
|                     | 外 観           | 有害な傷、変形等がないこと。         | 観 察                     | JIS A 5530               | 搬入時、全数   |                 |               |
|                     | 形状寸法          | JIS及び特記の形状寸法に適合していること。 | 製造工場の試験成績表（検査証明書等）により確認 | JIS A 5530               | 搬入時      | 試験成績表（検査証明書）を提出 | 工場出荷時の測定表を含む。 |
| 3) 鋼管杭              | 本体の化学成分、機械的性質 | JISに適合していること。          | 製造工場の試験成績表（検査証明書等）により確認 | JIS A 5525               | 搬入時、ロット毎 | 試験成績表（検査証明書）を提出 |               |
|                     | 外 観           | 有害な傷、変形等がないこと。         | 観 察                     | JIS A 5525               | 搬入時、全数   |                 |               |
|                     | 形状寸法          | JIS及び特記の形状寸法に適合していること。 | 製造工場の試験成績表（検査証明書等）により確認 | JIS A 5525               | 搬入時      | 試験成績表（検査証明書）を提出 | 工場出荷時の測定表を含む。 |

| 区分                     | 管理項目           | 管理内容                   | 管理方法                                        | 品質規格                                   | 測定頻度        | 結果の整理方法         | 備考                    |
|------------------------|----------------|------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------------|-------------|-----------------|-----------------------|
| 4) H型鋼杭                | 化学成分、<br>機械的性質 | JISに適合していること。          | 製造工場の試験成績表（検査証明書等）により確認                     | JIS A 5526                             | 搬入時、ロット毎    | 試験成績表（検査証明書）を提出 |                       |
|                        | 外 観            | 有害な傷、変形等がないこと。         | 観 察                                         | JIS A 5526                             | 搬入時、全数      |                 |                       |
|                        | 形状寸法           | JIS及び特記の形状寸法に適合していること。 | 製造工場の試験成績表（検査証明書等）により確認                     | JIS A 5526                             | 搬入時         | 試験成績表（検査証明書）を提出 |                       |
| 2 鋼板及び形鋼等<br>1) 鋼板、形鋼等 | 化学成分、<br>機械的性質 | JISに適合していること。          | 製造工場の試験成績表（検査証明書等）により確認                     | JIS G 3101                             | 搬入時、ロット毎    | 試験成績表（検査証明書）を提出 |                       |
|                        | 外 観            | 有害な傷、変形等がないこと。         | 観 察                                         | JIS G 3101                             | 搬入時、全数又は結束毎 |                 |                       |
|                        | 形状寸法           | JIS及び特記の形状寸法に適合していること。 | 製造工場の試験成績表（検査証明書等）により確認                     | JIS G 3192<br>JIS G 3193<br>JIS G 3194 | 搬入時         | 試験成績表（検査証明書）を提出 |                       |
| 3 棒鋼<br>1) 普通棒鋼        | 化学成分、<br>機械的性質 | JISに適合していること。          | 製造工場の試験成績表（検査証明書等）により確認                     | JIS G 3112<br>JIS G 3101<br>JIS G 3117 | 搬入時、ロット毎    | 試験成績表（検査証明書）を提出 |                       |
|                        |                |                        | JIS G 3112 又は<br>JIS G 3101 公的機関の試験成績表により確認 | JIS G 3112<br>JIS G 3101<br>JIS G 3117 |             | 試験成績表を提出        | 製造工場の試験成績表により確認できない場合 |
|                        | 外 観            | 有害な傷、変形等がないこと。         | 観 察                                         | JIS G 3112<br>JIS G 3101               | 搬入時、全数又は結束毎 |                 |                       |
|                        | 形状寸法           | JIS及び特記の形状寸法に適合していること。 | 製造工場の試験成績表（検査証明書等）により確認                     | JIS G 3191<br>JIS G 3117               | 搬入時         | 試験成績表（検査証明書）を提出 |                       |
| 2) 異形棒鋼                | 化学成分、<br>機械的性質 | JISに適合していること。          | 製造工場の試験成績表（検査証明書等）により確認                     | JIS G 3112<br>JIS G 3117               | 搬入時、ロット毎    | 試験成績表（検査証明書）を提出 |                       |
|                        |                |                        | JIS G 3112 公的機関の試験成績表により確認                  | JIS G 3112<br>JIS G 3117               |             | 試験成績表を提出        | 製造工場の試験成績表により確認できない場合 |
|                        | 外 観            | 有害な傷、変形等がないこと。         | 観 察                                         | JIS G 3112<br>JIS G 3117               | 搬入時、全数又は結束毎 |                 |                       |



| 区分             | 管理項目              | 管理内容                                                   | 管理方法                    | 品質規格                                                     | 測定頻度   | 結果の整理方法         | 備考               |
|----------------|-------------------|--------------------------------------------------------|-------------------------|----------------------------------------------------------|--------|-----------------|------------------|
| 2) 異形棒鋼        | 形状寸法              | JIS及び特記の形状寸法に適合していること。                                 | 製造工場の試験成績表（検査証明書等）により確認 | JIS G 3191<br>JIS G 3117                                 | 搬入時    | 試験成績表（検査証明書）を提出 |                  |
| 4 控工<br>1) 腹起し |                   |                                                        |                         |                                                          |        |                 | 5-2鋼板及び形鋼等を適用する。 |
| 2) タイロッド       | 本体・付属品の化学成分、機械的性質 | （一般構造用圧延鋼材の場合）JISに適合していること。                            | 製造工場の試験成績表により確認         | JIS G 3101                                               | ロット毎   | 試験成績表（検査証明書）を提出 |                  |
|                |                   | （高張力鋼材の場合）機械的性質は(共)第1編2-7-5に、化学成分は特記及び承諾した規格に適合していること。 | 製造工場の試験成績表（検査証明書等）により確認 | 機械的性質は(共)第1編表2-7、化学成分は特記及び承諾した規格とする。                     | ロット毎   | 試験成績表（検査証明書）を提出 |                  |
|                | 外 観               | 有害な傷、変形等がないこと。                                         | 観 察                     | 異常が認められないこと。                                             | 搬入時、全数 |                 |                  |
|                | 形状寸法              | 特記の形状寸法に適合していること。                                      | 製造工場の試験成績表（検査証明書等）により確認 | 監督員が承諾した図面                                               | 搬入時    | 試験成績表（検査証明書）を提出 |                  |
|                | 組立引張試験            | 特記に適合していること。                                           | 特記による。                  | 特記による。                                                   | 特記による。 | 試験成績表を提出        |                  |
| 3) タイワイヤー      | 本体・付属品の化学成分、機械的性質 | JISに適合していること。                                          | 製造工場の試験成績表（検査証明書等）により確認 | JIS G 3502<br>JIS G 3536<br>JIS G 3506<br><br>JIS G 3521 | ロット毎   | 試験成績表（検査証明書）を提出 |                  |
|                | 被覆材               | 特記の規格に適合していること。                                        | 製造工場の試験成績表により確認         | JIS K 6922-2                                             | ロット毎   | 試験成績表を提出        |                  |
|                | 外 観               | 有害な傷、変形等がないこと。                                         | 観 察                     | 異常が認められないこと。                                             | 搬入時、全数 |                 |                  |
|                | 形状寸法              | 特記の形状寸法に適合していること。                                      | 製造工場の試験成績表（検査証明書等）により確認 | 監督員が承諾した図面                                               | 搬入時    | 試験成績表（検査証明書）を提出 |                  |
|                | 組立品引張試験           | 特記に適合していること。                                           | 特記による。                  | 特記による。                                                   | 特記による。 | 試験成績表を提出        |                  |

| 区分                                                               | 管理項目           | 管理内容                   | 管理方法                                 | 品質規格       | 測定頻度        | 結果の整理方法         | 備考                    |
|------------------------------------------------------------------|----------------|------------------------|--------------------------------------|------------|-------------|-----------------|-----------------------|
| 5 コンクリート<br>舗装用鋼材<br>1) タウエルバー<br>2) タイバー<br>3) チェアー<br>4) クロスバー |                |                        |                                      |            |             |                 | 5-3棒鋼を適用する。           |
| 5) 鉄 網                                                           | 化学成分、<br>機械的性質 | JISに適合していること。          | 製造工場の試験成績表（検査証明書等）により確認              | JIS G 3551 | 搬入時、ロット毎    | 試験成績表（検査証明書）を提出 |                       |
|                                                                  |                |                        | JIS G 3112、JIS G 3551公的機関の試験成績表により確認 | JIS G 3551 |             | 試験成績表を提出        | 製造工場の試験成績表により確認できない場合 |
|                                                                  | 外 観            | 有害な傷、変形等がないこと。         | 観 察                                  | JIS G 3551 | 搬入時、全数又は結束毎 |                 |                       |
|                                                                  | 形状寸法           | JIS及び特記の形状寸法に適合していること。 | 製造工場の試験成績表（検査証明書等）により確認              | JIS G 3551 | 搬入時         | 試験成績表（検査証明書）を提出 |                       |

## 6 セメント及び混和材料

| 区分                                                    | 管理項目        | 管理内容                           | 管理方法                                       | 品質規格                                                               | 測定頻度                         | 結果の整理方法                           | 備考                |
|-------------------------------------------------------|-------------|--------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|------------------------------|-----------------------------------|-------------------|
| 1 セメント<br>1) JISマーク<br>表示認証工場製<br>品                   | セメント        | 使用材料の品質の確<br>認                 | 製造工場の試験成績<br>表により確認                        | JISマーク表示認証<br>工事製品以外・現場<br>練りコンクリートを<br>適用する。                      | 製造前及び使用材料<br>の変更時            | 試験成績表を提出                          | JIS A 5308 参照     |
| 2) JISマーク<br>表示認証工場製<br>品以外・現場練<br>りコンクリート            | 外 観<br>化学成分 | セメントの種類<br>JISに適合しているこ<br>と。   | 観 察<br>製造工場の試験成績<br>表により確認                 | JIS R 5210<br>JIS R 5211<br>JIS R 5212<br>JIS R 5213<br>JIS R 5214 | 搬入時適宜<br>1 箇月 1 回又は搬入<br>の都度 | 監督員が指示したと<br>き試験成績表（検査<br>証明書）を提出 |                   |
| 2 混和材料<br>1) JISマーク<br>表示認証工場製<br>品                   | 混和材料        | 使用材料の品質の確<br>認                 | 製造工場の試験成績<br>表により確認                        | JISマーク表示認証<br>工事製品以外・現場<br>練りコンクリートを<br>適用する。                      | 製造前及び使用材料<br>の変更時            | 試験成績表を提出                          | JIS A 5308 参照     |
| 2) JISマーク<br>表示認証工場製<br>品以外・現場練<br>りコンクリート            | 化学成分        | JIS及び土木学会基準<br>に適合しているこ<br>と。  | 製造工場の試験成績<br>表により確認<br>土木学会基準 D.1          | 特記による。<br>JIS A 6201<br>JIS A 6202<br>JIS A 6204<br>JIS A 6206     | 1 箇月 1 回又は搬入<br>の都度          | 監督員が指示したと<br>き試験成績表（検査<br>証明書）を提出 |                   |
| 3 コンクリート<br>用水<br>1) JISマーク<br>表示認証工場製<br>品           | 水           | 使用材料の品質の確<br>認                 | 製造工場の試験成績<br>表により確認                        | JISマーク表示認証<br>工事製品以外・現場<br>練りコンクリートを<br>適用する。                      | 製造前及び使用材料<br>の変更時            | 試験成績表を提出                          | JIS A 5308 参照     |
| 2) JISマーク<br>表示認証工場製<br>品以外・現場練<br>りコンクリート<br>水（上水以外） | 化学成分        | コンクリートの強度<br>に対する影響<br>有害物の含有量 | JIS A 5308 附属書<br>C<br>公的機関の試験成績<br>表により確認 | JIS A 5308 附属書<br>C<br>JIS A 5308 附属書<br>C                         | 配合設計前<br>配合設計前               | 試験成績表を提出<br>試験成績表を提出              | コンクリート標準示<br>方書参照 |

## 7 セメントコンクリート製品

| 区分             | 管理項目 | 管理内容                   | 管理方法                   | 品質規格       | 測定頻度   | 結果の整理方法         | 備考                      |
|----------------|------|------------------------|------------------------|------------|--------|-----------------|-------------------------|
| 1 セメントコンクリート製品 | 外 観  | 有害な傷がないこと。             | 観 察                    | JIS A 5372 | 搬入時、全数 |                 | 曲げ強さは試験成績表（検査証明書）で確認する。 |
|                |      |                        |                        | JIS A 5373 |        |                 |                         |
| 1) コンクリート杭     | 形状寸法 | JIS及び特記の形状寸法に適合していること。 | 製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認 | JIS A 5361 |        | 試験成績表（検査証明書）を提出 |                         |
| 2) コンクリート矢板    |      |                        |                        | JIS A 5363 |        |                 |                         |
| 3) 境界ブロック      |      |                        |                        | JIS A 5365 |        |                 |                         |

## 8 瀝青材料

| 区分                                          | 管理項目 | 管理内容                   | 管理方法                                     | 品質規格                                                                                                                                                                                                                                                     | 測定頻度             | 結果の整理方法         | 備考 |
|---------------------------------------------|------|------------------------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-----------------|----|
| 1 舗装用アスファルト材<br>1) アスファルトコンクリート舗装用材（アスファルト） | 化学成分 | 特記の品質であること。            | 石油アスファルト<br>JIS K 2207 又は製造工場の試験成績表により確認 | 針入度試験 JIS K 2207<br>軟化点試験 JIS K 2207<br>伸度試験 JIS K 2207<br>蒸発量試験 JIS K 2207<br>比重試験 JIS K 2249<br>セイボルトフローレ度試験<br>舗装施工便覧<br>アスファルト乳剤の品質試験<br>JIS K 2208<br>クレオソート油加工エタール・タール<br>ピッチ試験方法<br>JIS K 2439<br>カットバックアスファルトの品質試験<br>ASTM D 2027<br>ASTM D 2028 | 当初及び製造工場又は規格の変化毎 | 試験成績表（検査証明書）を提出 |    |
| 2 プライムコート及びタックコート<br>1) プライムコート・タックコート      | 化学成分 | JIS及び特記の形状寸法に適合していること。 | 製造工場の試験成績表により確認                          | JIS K 2208                                                                                                                                                                                                                                               | 搬入時適宜            | 試験成績表（検査証明書）を提出 |    |

## 9 芝・樹木等

| 区分                                 | 管理項目          | 管理内容                   | 管理方法                           | 品質規格              | 測定頻度      | 結果の整理方法   | 備考 |
|------------------------------------|---------------|------------------------|--------------------------------|-------------------|-----------|-----------|----|
| 1 芝及び種子<br>1) 芝                    | 土             | 性状が生育に適していること。         | 特記又は試験成績表により確認                 | 第1編2-11-1又は特記による。 | 産地毎に1回    | 試験成績表を提出  |    |
|                                    | 芝             | 種類、品質が特記に適合していること。     | 品質等証明書により確認                    | 第1編2-11-2又は特記による。 | 産地毎に1回    | 品質等証明書を提出 |    |
|                                    | 肥料            | 種類、品質及び配合が特記に適合していること。 | 種類、品質は品質等証明書により確認<br>配合は特記による。 | 特記による。            | 種類毎に1回    | 品質等証明書を提出 |    |
| 2) 種子<br>3) 播種                     | 土             | 性状が生育に適していること。         | 特記又は試験成績表により確認                 | 第1編2-11-1又は特記による。 | 産地毎に1回    | 試験成績表を提出  |    |
|                                    | 種子            | 種類、品質及び配合が特記に適合していること。 | 種類、品質は品質等証明書により確認<br>配合は特記による  | 特記による。            | 種類毎に1回    | 品質等証明書を提出 |    |
|                                    | 肥料            | 種類、品質及び配合が特記に適合していること。 | 種類、品質は品質等証明書により確認<br>配合は特記による。 | 特記による。            | 種類毎に1回    | 品質等証明書を提出 |    |
|                                    | 土壌改良剤<br>養生剤等 | 種類、品質が特記に適合していること。     | 品質等証明書により確認                    | 特記による。            | 種類毎に1回    | 品質等証明書を提出 |    |
| 2 植木等<br>1) 樹木<br>2) つる性植物<br>3) 竹 | 土             | 性状が生育に適していること。         | 特記又は試験成績表により確認                 | 第1編2-11-1又は特記による。 | 産地毎に1回    | 試験成績表を提出  |    |
|                                    | 樹木            | 種類、品質が特記に適合していること。     | 特記による。                         | 第1編2-11-3又は特記による。 | 種類毎に搬入後適宜 | 品質等証明書を提出 |    |
|                                    | 肥料            | 種類、品質及び配合が特記に適合していること。 | 種類、品質は品質等証明書により確認<br>配合は特記による。 | 特記による。            | 種類毎に1回    | 品質等証明書を提出 |    |

## 10 目地材料

| 区分                           | 管理項目 | 管理内容 | 管理方法   | 品質規格   | 測定頻度     | 結果の整理方法         | 備考 |
|------------------------------|------|------|--------|--------|----------|-----------------|----|
| 1 目地材<br>1) 目地材              | 材 質  | 種 類  | 観 察    | 特記による。 | 施工中適宜    |                 |    |
|                              |      | 品 質  | 特記による。 | 特記による。 | 搬入時、ロット毎 | 試験成績表（検査証明書）を提出 |    |
| 2 コンクリート<br>舗装用目地材<br>1) 目地板 | 材 質  | 種 類  | 観 察    | 特記による。 | 施工中適宜    |                 |    |
|                              |      | 品 質  | 特記による。 | 特記による。 | 搬入時、ロット毎 | 試験成績表（検査証明書）を提出 |    |
| 2) 注入材                       | 材 質  | 種 類  | 観 察    |        | 施工中適宜    |                 |    |
|                              |      | 品 質  | 特記による。 |        | 搬入時、ロット毎 | 試験成績表（検査証明書）を提出 |    |

## 11 防食材料

| 区分               | 管理項目       | 管理内容                    | 管理方法                                   | 品質規格                                                                                      | 測定頻度          | 結果の整理方法         | 備考 |
|------------------|------------|-------------------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-----------------|----|
| 1 アルミニウム<br>合金陽極 | 陽極の種類、化学成分 | 承諾した品質に適合していること。        | 製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認                 | 監督員が承諾した図面                                                                                | 搬入前           | 試験成績表（検査証明書）を提出 |    |
| 1) 電気防食陽極        | 形状寸法       | 承諾図等の形状寸法に適合していること。     | 製造工場の測定結果表により確認                        | 監督員が承諾した図面各陽極の形状寸法の許容範囲は±5%以内とする。                                                         | 搬入前、全数        | 工場の測定表を提出       |    |
|                  | 質 量        | 承諾した品質に適合していること。        | 製造工場の測定結果表により確認、計量器により測定               | 各陽極の質量の許容範囲は±2%以内とし、取付総質量は陽極1個の標準質量の和を下回ってはならない。ただし、陽極1個の標準質量が30kg未満の陽極質量の許容範囲は±4%の範囲とする。 | 搬入前、全数、搬入時、適宜 | 工場の測定表を提出       |    |
|                  | 陽極性能       | 陽極電位（閉路電位）<br><br>発生電気量 | 製造工場の試験成績表により確認<br><br>製造工場の試験成績表により確認 | －1,050mV以下（VS飽和甘こう電極（SCE））<br><br>2,600A・h/kg以上                                           | 搬入前           | 試験成績表を提出        |    |

| 区分                    | 管理項目 | 管理内容 | 管理方法   | 品質規格   | 測定頻度     | 結果の整理方法         | 備考 |
|-----------------------|------|------|--------|--------|----------|-----------------|----|
| 2 防食塗装<br>1) 塗装材      | 材 質  | 種 類  | 観 察    | 特記による。 | 施工中適宜    |                 |    |
|                       |      | 品 質  | 特記による。 | 特記による。 | 搬入時、ロット毎 | 試験成績表（検査証明書）を提出 |    |
| 3 被覆防食材料<br>1) モルタル被覆 | 材 質  | 種 類  | 観 察    | 特記による。 | 施工中適宜    |                 |    |
|                       |      | 品 質  | 特記による。 | 特記による。 | 搬入時、ロット毎 | 試験成績表（検査証明書）を提出 |    |
| 2) 保護カバー              | 材 質  | 種 類  | 観 察    | 特記による。 | 施工中適宜    |                 |    |
|                       |      | 品 質  | 特記による。 | 特記による。 | 搬入時、ロット毎 | 試験成績表（検査証明書）を提出 |    |

## 12 防舷材

| 区分                  | 管理項目 | 管理内容                                                                                    | 管理方法                                                         | 品質規格                                                                                                       | 測定頻度                        | 結果の整理方法                                             | 備考                           |
|---------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------------------------------|------------------------------|
| 1 ゴム防舷材<br>1) ゴム防舷材 | 材 質  | ゴムの物理試験（引張試験、硬さ試験、老化試験等）による材質が(共)第1編 表2-8に適合、かつ(共)第1編 2-14-1 4.の耐久性試験を行ってもクラックや欠陥がないこと。 | 製作工場の試験成績表（検査証明書）により確認。耐久性については、ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書により確認 | (共)第1編 表2-8<br>JIS K 6250<br>JIS K 6251<br>JIS K 6253-3<br>JIS K 6257<br>JIS K 6259<br>(共)第1編2-14-1 4. による | 製造前<br>ロットに使用した練りゴムより試料1セット | 試験成績表（検査証明書）を提出。耐久性については、ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書を提出 |                              |
|                     | 性 能  | 反力及び吸収エネルギー                                                                             | 特記による。<br>製作工場の試験成績表（検査証明書）により確認                             | 特記による。                                                                                                     | 搬入前<br>10本に1本               | 試験成績表（検査証明書）を提出                                     |                              |
|                     | 外 観  | 有害な傷等がないこと。                                                                             | 観 察                                                          | 異常が認められないこと。                                                                                               | 搬入時、適宜                      |                                                     |                              |
|                     | 形状寸法 | 長さ、幅、高さ、肉厚、ボルトの穴径及び中心間隔等                                                                | 製造工場の測定結果表により確認                                              | 特記及び監督員が承諾した詳細図等                                                                                           | 搬入前、全数                      | 工場の測定表を提出                                           | 製造工場の測定結果表により確認。様式・品質12-1は参考 |
| 2) 取付金具             | 外 観  | 有害な傷等がないこと。                                                                             | 観 察                                                          | 異常が認められないこと。                                                                                               | 搬入時、適宜                      |                                                     |                              |
|                     | 形状寸法 | 特記の形状寸法に適合していること。                                                                       | 観 察                                                          | 特記及び監督員が承諾した詳細図等                                                                                           | 搬入時、適宜                      |                                                     |                              |



### 13 係船柱

| 区分              | 管理項目              | 管理内容              | 管理方法                   | 品質規格                      | 測定頻度   | 結果の整理方法         | 備考 |
|-----------------|-------------------|-------------------|------------------------|---------------------------|--------|-----------------|----|
| 1 係船柱<br>1) 係船柱 | 本体・付属品の化学成分、機械的性質 | JISの規定による。        | 製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認 | (共)第1編 表2-9               | 1溶解毎   | 試験成績表（検査証明書）を提出 |    |
|                 | 外 観               | 有害な傷、変形等がないこと。    | 観 察                    | 異常が認められないこと。              | 搬入時、全数 |                 |    |
|                 | 形状寸法              | 特記の形状寸法に適合していること。 | 製造工場の測定結果表により確認        | (共)第1編 図5-1～3及び(共)第1編 表5- | 搬入前、全数 | 工場の測定表を提出       |    |

### 14 車止め・縁金物

| 区分                             | 管理項目                  | 管理内容                     | 管理方法                   | 品質規格         | 測定頻度   | 結果の整理方法         | 備考 |
|--------------------------------|-----------------------|--------------------------|------------------------|--------------|--------|-----------------|----|
| 1 車止め・縁金物<br>1) 鋼 製<br>(縁金物含む) | 本体、被覆材、付属品の化学成分、機械的性質 | JISの規定による。               | 製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認 | (共)第1編 表2-10 | 搬入前    | 試験成績表（検査証明書）を提出 |    |
|                                | 外 観                   | 使用上有害な反り、溶接部の不良箇所等がないこと。 | 観 察                    | 異常が認められないこと。 | 搬入時適宜  |                 |    |
|                                | 形状寸法                  | 特記の形状寸法に適合していること。        | 製造工場の測定結果表により確認        | 特記による。       | 搬入前、全数 | 工場の測定表を提出       |    |
| 2) その他(縁金物を含む)                 | 材 質                   | 特記の形状寸法に適合していること。        | 製造工場の測定結果表により確認        | 特記による。       | 搬入前    | 試験成績表（検査証明書）を提出 |    |
|                                | 外 観                   | 使用上有害な反り等がないこと。          | 観 察                    | 異常が認められないこと。 | 搬入時適宜  |                 |    |
|                                | 形状寸法                  | 特記の形状寸法に適合していること。        | 製造工場の測定結果表により確認        | 特記による。       | 搬入前、全数 | 工場の測定表を提出       |    |

## 15 マット

| 区分                                | 管理項目   | 管理内容                                          | 管理方法            | 品質規格                      | 測定頻度       | 結果の整理方法       | 備考                                                                    |
|-----------------------------------|--------|-----------------------------------------------|-----------------|---------------------------|------------|---------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 1 アスファルトマット<br>1) アスファルトマット（洗掘防止） | 材 質    | 合材の配合、合材の強度、アスファルトの針入度、マットの押抜き強度が特記に適合していること。 | 製造工場の試験成績表により確認 | (共)第1編 2-17-1<br>又は特記による。 | 1,000㎡に1回  | 試験成績表及び配合表を提出 | 17-1アスファルト舗装を適用する。                                                    |
|                                   | 外 観    | 補強材の種類は特記に適合していること                            | 観 察             | 特記による。                    | 搬入時適宜      |               |                                                                       |
|                                   | 形状寸法   | 厚さ                                            | スチールテープ等で測定     | 特記による。                    | 20枚に1枚を2箇所 | 管理表を作成し提出     |                                                                       |
|                                   |        | 幅及び長さ                                         | スチールテープ等で測定     | 特記による。                    | 20枚に1枚を1箇所 | 管理表を作成し提出     |                                                                       |
| 2) 摩擦増大用マット                       | 材 質    | 合材の配合、合材の強度、アスファルトの針入度が特記に適合していること。           | 製造工場の試験成績表により確認 | (共)第1編 2-17-1<br>又は特記による。 | 1,000㎡に1回  | 試験成績表及び配合表を提出 | 17-1アスファルト舗装を適用する。                                                    |
|                                   | 外 観    |                                               |                 |                           |            |               | 15-1-1アスファルトマット（洗掘防止）を適用する。                                           |
|                                   | 形状寸法   |                                               |                 |                           |            |               | 15-1-1アスファルトマット（洗掘防止）を適用する。                                           |
| 2 繊維系マット<br>1) 繊維系マット             | 材質及び規格 | 伸び、引裂、引張強度等が特記に適合していること。                      | 製造工場の試験成績表により確認 | 特記による。                    | 搬入前、適宜     | 試験成績表を提出      | 引張試験JIS L 1908<br>引裂試験JIS L 1096                                      |
| 3 合成樹脂系マット<br>1) 合成樹脂系マット         | 材質及び規格 | 伸び、引裂、引張強度、比重、耐海水引張強度等が特記に適合していること。           | 製造工場の試験成績表により確認 | 特記による。                    | 搬入前、適宜     | 試験成績表を提出      | 引張試験JIS K 6723<br>引裂試験JIS K 6252<br>比重試験JIS K 7112<br>耐海水試験JIS K 6773 |
| 4 ゴムマット<br>1) ゴムマット               | 材質及び規格 | 硬度、伸び、引裂、引張強度等が特記に適合していること。                   | 製造工場の試験成績表により確認 | 特記による。                    | 搬入前、適宜     | 試験成績表を提出      | 引張試験JIS K 6251<br>引裂試験JIS K 6252                                      |
| 2) 摩擦増大用マット                       | 材 質    | 特記による。                                        | 製造工場の試験成績表により確認 | 特記による。                    | 特記による。     | 試験成績表を提出      |                                                                       |
|                                   | 形状寸法   | 特記による。                                        | スチールテープ等で測定     | 特記による。                    | 特記による。     | 管理表を作成し提出     |                                                                       |

## 16 コンクリート

| 区分                                   | 管理項目 | 管理内容               | 管理方法                                                                | 品質規格                | 測定頻度                                                                                                                      | 結果の整理方法                                   | 備考 |
|--------------------------------------|------|--------------------|---------------------------------------------------------------------|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|----|
| 1 レディーミクスコンクリート<br>1) JISマーク表示認証工場製品 | 配合   | 規程の品質が得られることの確認    | レディーミクストコンクリート配合計画書の確認                                              | JIS A 5308 及び特記による。 | 製造前及び使用材料の変更時                                                                                                             | 配合計画書を提出                                  |    |
|                                      |      |                    | 配合設計の基礎となる資料の検討                                                     | JIS A 5308 及び特記による。 | 製造前及び使用材料の変更時                                                                                                             | 配合設計の基礎資料を提出                              |    |
|                                      |      | 試験練り               | JIS A 1138 又はプラントによりコンクリートを製造し、スランプ、空気量、強度、塩化物量、その他の品質の確認           |                     | JISマーク表示認証工場製品以外で監督員が指示した時                                                                                                | 試験成績表を提出                                  |    |
|                                      | スランプ | スランプ試験             | JIS A 1115<br>JIS A 1101<br>荷卸し地点で採取、試験                             | (共)第1編 表4-2         | 供試体作成時                                                                                                                    | 管理表を作成して提出ただし、各々の試験結果報告書は、監督員の請求があった場合に提示 |    |
|                                      | 沈下度  | 沈下試験（舗装用コンクリートに適用） | 土木学会規準「振動台式コンシステンシー試験方法」                                            | 特記による。              | 供試体作成時                                                                                                                    | 管理表を作成して提出                                |    |
|                                      | 空気量  | 空気量試験              | JIS A 1115<br>JIS A 1116<br>JIS A 1118<br>JIS A 1128<br>荷卸し地点で採取、試験 | 規定値に対する許容範囲は±1.5%   | 供試体作成時                                                                                                                    | 管理表を作成して提出ただし、各々の試験結果報告書は、監督員の請求があった場合に提示 |    |
|                                      | 強度   | 供試体の作成             | JIS A 1115<br>JIS A 1132<br>荷卸し地点で作成                                |                     | 1日1回とし、1日の打設量が150m <sup>3</sup> を超える場合は1日2回とする。但し、同一配合の1日当り打設量が少量の場合は、監督員の承諾を得て打設日数に関係なく100m <sup>3</sup> ごとに1回とすることができる。 |                                           |    |

| 区分                                                   | 管理項目         | 管理内容     | 管理方法                                                                          | 品質規格                                                                            | 測定頻度                                | 結果の整理方法                                                   | 備考                                                     |
|------------------------------------------------------|--------------|----------|-------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 1) JISマーク<br>表示認証工場製<br>品                            | 強度           | 圧縮試験     | JIS A 1108                                                                    | 1回目の試験結果<br>は、呼び強度（指定<br>強度）の値85%以上<br>3回目の試験結果の<br>平均値は、呼び強度<br>（指定強度）の値以<br>上 | 供試体作成毎1回の試<br>験は、3個の供試体の<br>平均値とする。 | 管理表を作成して提<br>出ただし、各々の試<br>験結果報告書は、監<br>督員の請求があった<br>場合に提示 | 様式・品質16-2参照<br>少量の場合は省略で<br>きる。                        |
|                                                      |              | 曲げ試験     | JIS A 1106                                                                    | 1回目の試験結果<br>は、呼び強度（指定<br>強度）の値85%以上<br>3回目の試験結果の<br>平均値は、呼び強度<br>（指定強度）の値以<br>上 | 供試体作成毎1回の試<br>験は、3個の供試体の<br>平均値とする。 | 管理表を作成して提<br>出                                            | 様式・品質16-2参照<br>少量の場合は省略で<br>きる。                        |
|                                                      | コンクリー<br>ト温度 | 温度測定     | 供試体作成場所で測<br>定                                                                | 特記による。<br>5℃以上35℃以下                                                             | 供試体作成毎                              | 管理表を作成して提<br>出                                            | 様式・品質16-2参照                                            |
|                                                      |              |          | 打設場所で測定                                                                       | 特記による。<br>5℃以上35℃以下                                                             |                                     |                                                           | 配合計画書の「指定<br>事項」と対比                                    |
|                                                      | 単位水量         |          |                                                                               |                                                                                 |                                     |                                                           | 第1編 第4章 第<br>9節コンクリートの<br>品質管理による。                     |
|                                                      | 塩化物含有<br>量   | 塩化物量試験   | JIS A 1115<br>JIS A 1144 又は、<br>監督員の承諾する方<br>法                                | JIS A 5308 によ<br>る。                                                             | 第1回コンクリート打<br>設前及び使用材料の<br>変更時      | 試験成績表を提出                                                  | 無筋コンクリートで<br>用心鉄筋が入らない<br>構造物は全塩化物イ<br>オン量の制限はしな<br>い。 |
| 2 コンクリート<br>ミキサー船                                    |              |          |                                                                               |                                                                                 |                                     |                                                           | 16-1レディーミクスト<br>コンクリートを適用<br>する。                       |
| 3 現場練りコン<br>クリート<br><br>1) 現場練りコ<br>ンクリート<br>イ) 配合指定 | 示方配合         | 試験練り     | JIS A 1138 又はプ<br>ラントによりコンク<br>リートを製造し、ス<br>ランプ、空気量、強<br>度、塩化物量、その<br>他の品質の確認 |                                                                                 | 施行前1回                               | 試験成績表を提出                                                  | 様式・品質16-1参照<br>σ28は、配合強度を<br>標準とする。                    |
|                                                      | 現場配合         | 細骨材の表面水量 | JIS A 1111<br>JIS A 1125                                                      |                                                                                 | 1日1回以上                              | 試験成績表を提出                                                  |                                                        |
|                                                      |              | 骨材の粒度    | JIS A 1102                                                                    | (共)第1編 表2-1                                                                     | 1日1回                                | 試験成績表を提出                                                  | 2-1砂を適用する。                                             |

| 区分                                           | 管理項目      | 管理内容                | 管理方法                                                               | 品質規格                    | 測定頻度        | 結果の整理方法              | 備考            |
|----------------------------------------------|-----------|---------------------|--------------------------------------------------------------------|-------------------------|-------------|----------------------|---------------|
| 3 現場練りコンクリート<br><br>1) 現場練りコンクリート<br>イ) 配合指定 | 材料の計量     | 計量装置の精度バッチミキサ       | 静荷重試験                                                              |                         | 6箇月1回       | 検定合格証又は試験成績表(写)を提出   |               |
|                                              |           | 連続練りミキサ             | キャリブレーション                                                          |                         | 工事開始前1回     | 各材料ごとのキャリブレーション結果を提出 |               |
|                                              |           | 計量誤差バッチミキサ          | 0点、設定針、表示針を観察、確認                                                   | (共)第1編 表4-1             | 午前、午後の作業開始時 |                      |               |
|                                              |           |                     | 連続8バッチについては計量時の指示値又は自動記録を読み取る。                                     | (共)第1編 表4-1             | 1箇月1回       | 試験成績表を提出             |               |
|                                              |           | 連続練りミキサ             | カウント数、表示針を観察、確認                                                    | (共)第1編 表4-1             | 午前、午後の作業開始時 |                      |               |
|                                              |           | 練混ぜ性能バッチミキサ         | JIS A 1119                                                         |                         | 6箇月1回       | 試験成績表を提出             | コンクリート標準示方書参照 |
|                                              | 練混ぜ       | 連続練りミキサ             | 土木学会基準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」                                            |                         | 工事開始前1回     | 試験成績表を提出             | コンクリート標準示方書参照 |
|                                              |           | 練混ぜ時間バッチミキサ         | 時間測定                                                               | 規定の時間以上及び同時間の3倍以下       | 午前、午後の作業開始時 |                      |               |
|                                              |           | 外観、均一性、ワーカビリティ等     | 観 察                                                                |                         | 全バッチ        |                      |               |
|                                              | スランプ又は沈下度 | スランプ試験              | JIS A 1115<br>JIS A 1101<br>打設現場で採取、試験                             | (共)第1編 表4-2             | 供試体作成時      | 管理表を作成して提出           | 様式・品質16-2参照   |
|                                              |           | 沈下度試験(舗装用コンクリートに適用) | 土木学会基準「振動台式コンシステンシー試験方法」                                           |                         | 供試体作成時      | 管理表を作成して提出           |               |
|                                              | 空気量       | 空気量試験               | JIS A 1115<br>JIS A 1116<br>JIS A 1118<br>JIS A 1128<br>打設現場で採取、試験 | 規定値に対する許容範囲 $\pm 1.5\%$ | 供試体作成時      | 管理表に記録し提出            | 様式・品質16-2参照   |

| 区分                        | 管理項目     | 管理内容   | 管理方法                                  | 品質規格                                        | 測定頻度                                                                                                                      | 結果の整理方法        | 備考                                     |
|---------------------------|----------|--------|---------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----------------------------------------|
| イ) 配合指定                   | 強度       | 供試体の作成 | JIS A 1115<br>JIS A 1132<br>打設現場で作成   |                                             | 1日1回とし、1日の打設量が150m <sup>3</sup> を超える場合は1日2回とする。但し、同一配合の1日当り打設量が少量の場合は、監督員の承諾を得て打設日数に関係なく100m <sup>3</sup> ごとに1回とすることができる。 |                |                                        |
|                           |          | 圧縮強度   | JIS A 1108                            | 1回の試験結果は、指定強度の値の85%以上、3回の試験結果の平均値は、指定強度の値以上 | 供試体作成毎1回の試験は、3個の供試体の平均値とする。                                                                                               | 管理表及び管理図を作成し提出 | 様式・品質16-2、16-3参照少量の場合は省略できるものとする。      |
|                           |          | 曲げ強度   | JIS A 1106                            | 1回の試験結果は、指定強度の値の85%以上、3回の試験結果の平均値は、指定強度の値以上 | 供試体作成毎1回の試験は、3個の供試体の平均値とする。                                                                                               | 管理表及び管理図を作成し提出 | 様式・品質16-2、16-3参照少量の場合は省略できるものとする。      |
|                           | コンクリート温度 | 温度測定   | 供試体作成場所で測定、打設場所で測定                    | 特記による。                                      | 供試体作成毎                                                                                                                    | 管理表を作成して提出     | 様式・品質16-2参照                            |
|                           | 塩化物含有量   | 塩化物量試験 | JIS A 1115<br>JIS A 1144又は、監督員の承諾する方法 | 特記による。                                      | 第1回コンクリート打設前及び使用材料の変更時                                                                                                    | 試験成績表を提出       | 無筋コンクリートで用心鉄筋が入らない構造物は全塩化物イオン量の制限はしない。 |
|                           |          |        |                                       |                                             |                                                                                                                           |                |                                        |
| ロ) 品質指定                   |          |        |                                       |                                             |                                                                                                                           |                | 16-1レディーミクストコンクリートを適用する。               |
| 4 暑中コンクリート<br>1) 暑中コンクリート | 水及び骨材の温度 | 温度測定   | 温度測定                                  |                                             | 随時                                                                                                                        |                | その他の項目は、レディーミクストコンクリート・現場練コンクリートを適用する。 |
|                           | コンクリート温度 | 温度測定   | 供試体作成場所で測定、打設場所で測定                    | 特記による。暑中コンクリートは35℃以下                        | 供試体作成毎                                                                                                                    | 管理表を作成して提出     | 様式・品質16-2参照                            |

| 区分                                | 管理項目     | 管理内容 | 管理方法               | 品質規格                  | 測定頻度   | 結果の整理方法    | 備考                                     |
|-----------------------------------|----------|------|--------------------|-----------------------|--------|------------|----------------------------------------|
| 5 寒中コンクリート<br>1) 寒中コンクリート         | 水及び骨材の温度 | 温度測定 | 温度測定               |                       | 随時     |            | その他の項目は、レディーミクストコンクリート・現場練コンクリートを適用する。 |
|                                   | コンクリート温度 | 温度測定 | 供試体作成場所で測定、打設場所で測定 | 特記による。寒中コンクリートは5℃～20℃ | 供試体作成毎 | 管理表を作成して提出 | 様式・品質16-2参照                            |
| 6 水中コンクリート<br>1) 水中コンクリート         |          |      |                    |                       |        |            | 16-1レディーミクストコンクリートを適用する。               |
| 7 袋詰コンクリート<br>1) 袋詰コンクリート         |          |      |                    |                       |        |            | 16-1レディーミクストコンクリートを適用する。               |
| 8 水中分離性コンクリート<br>1) 水中分離性コンクリート   |          |      |                    |                       |        |            | 16-1レディーミクストコンクリートを適用する。               |
| 9 プレパックドコンクリート<br>1) プレパックドコンクリート |          |      |                    |                       |        |            | 16-1レディーミクストコンクリートを適用する。               |
| 10 コンクリート舗装<br>1) コンクリート舗装        |          |      |                    |                       |        |            | 16-1レディーミクストコンクリートを適用する。               |

## 17 アスファルトコンクリート

| 区分                            | 管理項目  | 管理内容                  | 管理方法                                      | 品質規格                          | 測定頻度                                    | 結果の整理方法       | 備考                                      |
|-------------------------------|-------|-----------------------|-------------------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------------|---------------|-----------------------------------------|
| 1 アスファルト舗装<br>1) アスファルトコンクリート | 配合設計  | 現場練り及びマーシャル試験         | 監督員の承諾する方法により、特記の品質が得られることを確認             | (共)第1編 2-19-1<br>又は特記による。     | (共)第1編 2-19-1による。                       | 試験成績表及び配合表を提出 | 舗装撤去、復旧等簡易なものについては、監督員の承諾を得て省略することができる。 |
|                               | 材料の計量 | 計量機の検定                |                                           |                               |                                         |               | 検定合格証(写)の提出                             |
|                               |       | 計量誤差                  |                                           |                               | 監督員が必要と認めるとき測定                          |               |                                         |
|                               |       | 骨材の合成粒度<br>(ホットビン)    | JIS A 1102<br>JIS A 1204<br>現場配合決定時の粒度と対比 |                               | 1日1回                                    |               |                                         |
|                               | 混合物   | ミキサ排出時の温度             | 温度測定                                      | 事前に監督員に承諾を得た温度に対し±25℃かつ185℃以下 | 運搬車毎                                    | 適宜            |                                         |
|                               |       | 敷き均したときの温度<br>(初転圧直前) | 温度測定                                      | 110℃以上                        | 運搬車毎<br>ただし同一配合の合材100t未満のものは1日2回(午前、午後) | 管理図を作成し提出     |                                         |
|                               |       | 安定度等                  | 舗装施工便覧(マーシャル安定度試験方法)                      | (共)第1編 2-19-1                 | 1日1回                                    | 管理図を作成し提出     |                                         |
|                               |       | 抽出アスファルト量             | 舗装施工便覧(アスファルト混合物の抽出試験方法)                  | 舗装施工便覧                        | 抽出試験1日1回<br>印字記録の場合は、全数                 | 管理図を作成し提出     |                                         |
|                               |       | 粒度                    | 抽出ふるい分け試験又は印字記録                           | 舗装施工便覧                        | 抽出試験1日1回<br>印字記録の場合は、全数                 | 管理図を作成し提出     |                                         |
|                               |       | コアによる密度の測定            | 舗装施工便覧(締め固めた瀝青混合物の密度試験方法)                 | 基準密度の94%以上                    | 1,000㎡毎に1回                              | 管理図を作成し提出     |                                         |



## 18 その他

| 区分           | 管理項目   | 管理内容          | 管理方法                                | 品質規格                      | 測定頻度   | 結果の整理方法                    | 備考 |
|--------------|--------|---------------|-------------------------------------|---------------------------|--------|----------------------------|----|
| 1 ペーパードレン    | 材 質    | 種 類           | 観 察                                 | 特記による。                    | 施工中適宜  | 試験成績表を提出                   |    |
| 1) ドレン材      |        | 品 質           | 特記による。                              | 特記による。                    | 搬入前に1回 | 管理表を作成し提出                  |    |
| 2 路盤紙        | 材 質    | 種 類           | 観 察                                 | 特記による。                    | 施工中適宜  |                            |    |
| 1) 路盤紙       |        | 品 質           | 特記による。                              | 特記による。                    | 搬入前に1回 | 特記による。                     |    |
| 3 防砂目地板      | 材 質    | 種 類           | 観 察                                 | 特記による。                    | 施工中適宜  |                            |    |
| 1) 防砂目地板     |        | 品 質           | 特記による。                              | 特記による。                    | 搬入前に1回 | 特記による。                     |    |
| 4 区画線及び道路標示  | 材 質    | 種 類           | 観 察                                 | 特記による。                    | 施工中適宜  |                            |    |
| 1) 区画線及び道路標示 |        | 品 質           | 特記による。                              | (共)第1編 2-20-4<br>又は特記による。 | 搬入前に1回 | 特記による。                     |    |
| 5 道路標識       | 材 質    | 種 類           | 観 察                                 | 特記による。                    | 施工中適宜  |                            |    |
| 1) 道路標識      |        | 品 質           | 特記による。                              | (共)第1編 2-20-5<br>又は特記による。 | 搬入前に1回 | 特記による。                     |    |
| 6 防護柵        | 材 質    | 種 類           | 観 察                                 | 特記による。                    | 施工中適宜  |                            |    |
| 1) 防護柵       |        | JISに適合していること。 | 製造工場の試験成績表により確認                     | (共)第1編 2-20-6<br>又は特記による。 | 搬入前に1回 | 監督職員が指示したとき試験成績表（検査証明書）を提出 |    |
| 7 溶接材        | 材 質    | 種 類           | 観 察                                 | 特記による。                    | 施工中適宜  |                            |    |
| 1) 溶接材       |        | JISに適合していること。 | 製造工場の試験成績表により確認                     | (共)第1編 2-20-7<br>又は特記による。 | 搬入前に1回 | 監督職員が指示したとき試験成績表（検査証明書）を提出 |    |
|              | 溶接部の強度 | 引張及び曲げ        | JIS Z 3121、3131等<br>公的機関の試験成績表により確認 | 特記による。                    | 特記による。 | 試験成績表（検査証明書）を提出            |    |
|              |        | 非破壊試験         | JIS Z 3104放射線透過試験の他、特記による。          | 特記による。                    | 特記による。 | 写真又はフィルムを提出                |    |
|              |        | カラーチェック       |                                     | 特記による。                    | 特記による。 | 写真を提出                      |    |
| 8 ガス切断材      | 材 質    | 種 類           | 観 察                                 | 特記による。                    | 施工中適宜  |                            |    |
| 1) ガス切断材     |        | JISに適合していること。 | 製造工場の試験成績表により確認                     | (共)第1編 2-20-8<br>又は特記による。 | 搬入前に1回 | 監督職員が指示したとき試験成績表（検査証明書）を提出 |    |
| 9 汚濁防止膜      | 材 質    | 種 類           | 観 察                                 | 特記による。                    | 施工中適宜  |                            |    |
| 1) 汚濁防止膜     |        | 品 質           | 特記による。                              | 特記による。                    | 搬入前に1回 | 特記による。                     |    |

骨材のふるい分け試験 (JIS A 1102)

様式・品質3-1

|            |
|------------|
| 工事名        |
| 工種         |
| プラント名      |
| 試料採取<br>場所 |
| 試験年月日      |
| 試験場所       |
| 測定者        |

印

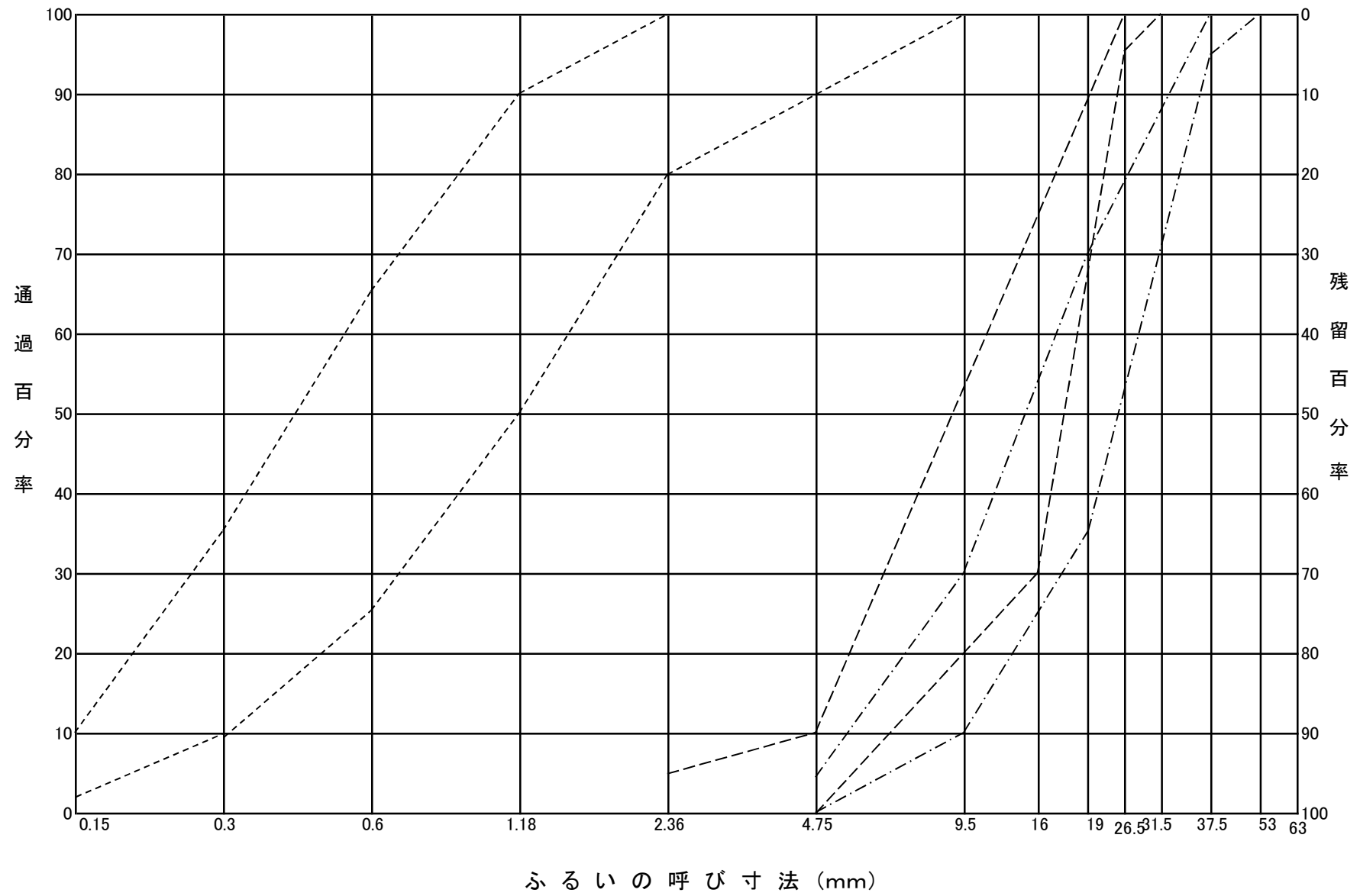
|      | 細骨材 | 粗骨材 |
|------|-----|-----|
| 最大寸法 |     |     |
| 産地   |     |     |
| 比重   |     |     |
| 吸水量  |     |     |

比重、吸水量は 年 月 日の測定値

現場代理人

| 細骨材の種類       |              |       |               | 粗骨材の種類       |              |       |               |
|--------------|--------------|-------|---------------|--------------|--------------|-------|---------------|
| 粗粒率          |              |       |               | 粗粒率          |              |       |               |
| ふるいの<br>呼び寸法 | ふるい残留<br>質 量 | 質量百分率 | 累加質量<br>百 分 率 | ふるいの<br>呼び寸法 | ふるい残留<br>質 量 | 質量百分率 | 累加質量<br>百 分 率 |
| (mm)         | (kg)         | (%)   | (%)           | (mm)         | (kg)         | (%)   | (%)           |
|              |              |       |               | 63           |              |       |               |
|              |              |       |               | 53           |              |       |               |
|              |              |       |               | 37.5         |              |       |               |
| 9.5          |              |       |               | 31.5         |              |       |               |
| 4.75         |              |       |               | 26.5         |              |       |               |
| 2.36         |              |       |               | 19           |              |       |               |
| 1.18         |              |       |               | 16           |              |       |               |
| 0.6          |              |       |               | 9.5          |              |       |               |
| 0.3          |              |       |               | 4.75         |              |       |               |
| 0.15         |              |       |               | 2.36         |              |       |               |
| 皿            |              |       | 100           | 皿            |              |       | 100           |
| 計            |              | 100   |               | 計            |              | 100   |               |

# 粒 度 曲 線



防舷材形状管理表(例)

工事名

型式

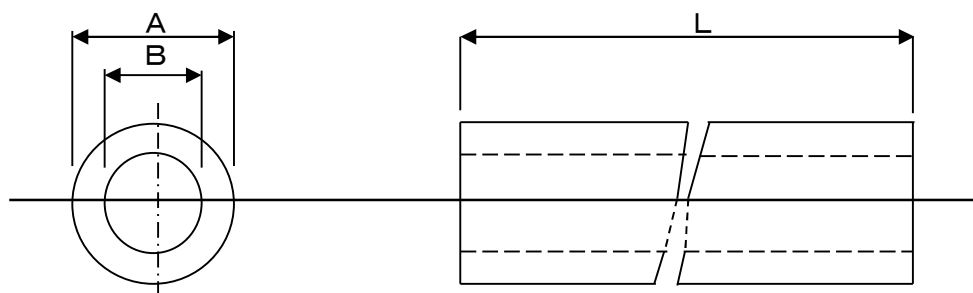
年月日

現場代理人

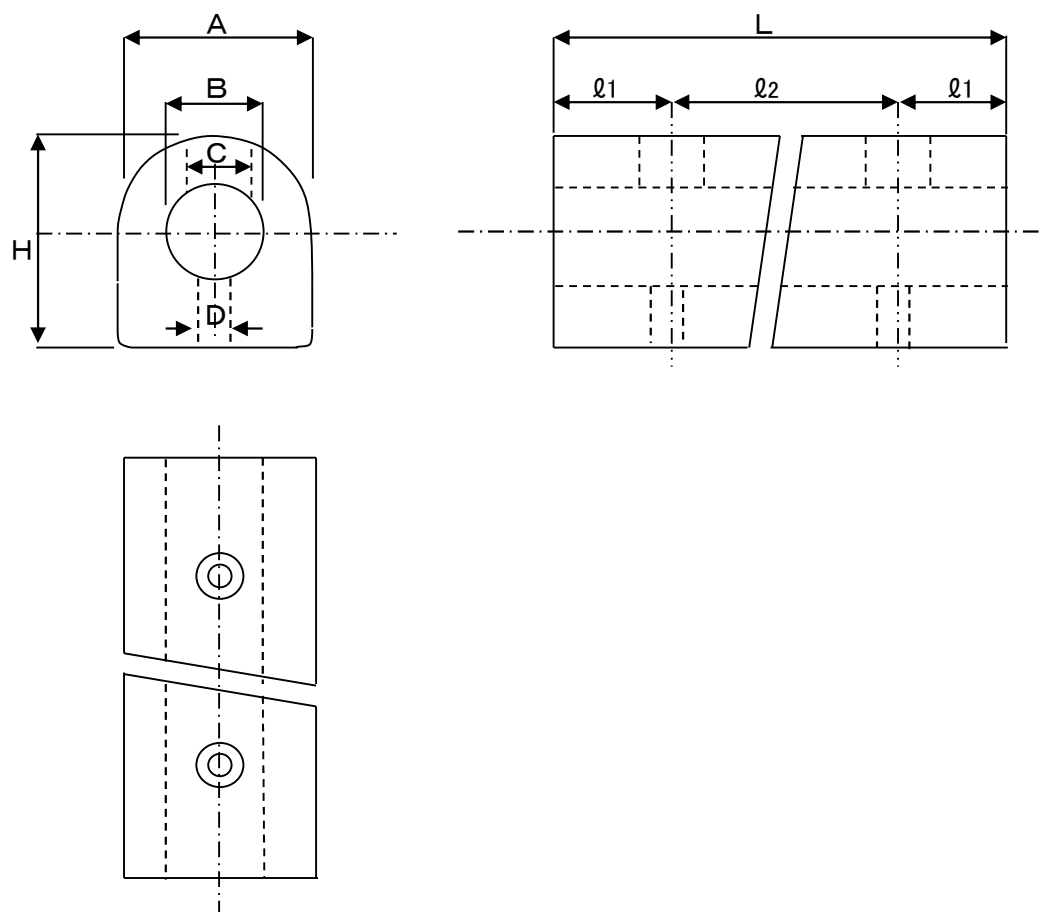
単位 mm

| 測定箇所          |    | 標準寸法 | No | No | No | 備考 |
|---------------|----|------|----|----|----|----|
| 長さ            | L1 |      |    |    |    |    |
|               | L2 |      |    |    |    |    |
| 幅             | A  |      |    |    |    |    |
|               | B  |      |    |    |    |    |
| 高さ            | H  |      |    |    |    |    |
| ボルト穴径         | φ  |      |    |    |    |    |
| ボルト穴の<br>中心間隔 | C  |      |    |    |    |    |
|               | φ1 |      |    |    |    |    |
|               | φ2 |      |    |    |    |    |
|               |    |      |    |    |    |    |
|               |    |      |    |    |    |    |
| その他           |    |      |    |    |    |    |
|               |    |      |    |    |    |    |
|               |    |      |    |    |    |    |

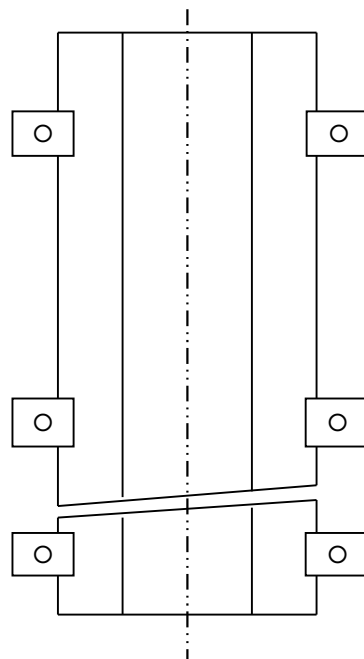
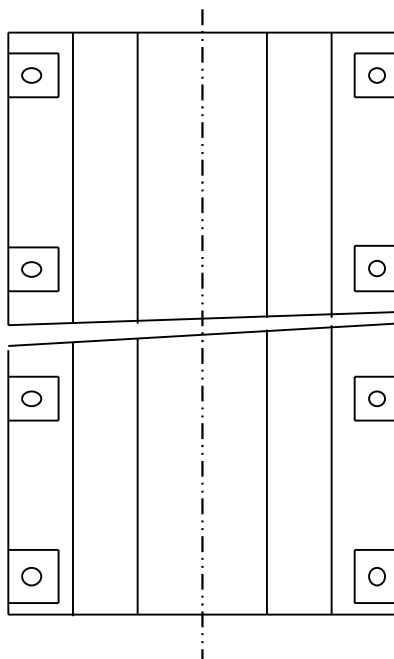
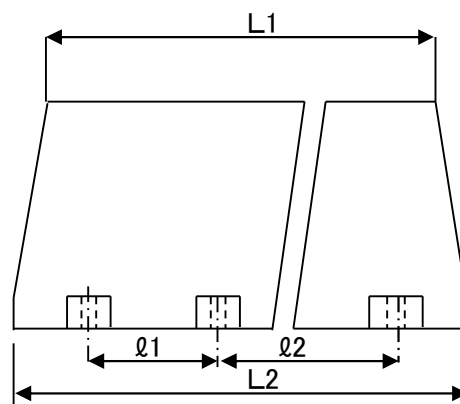
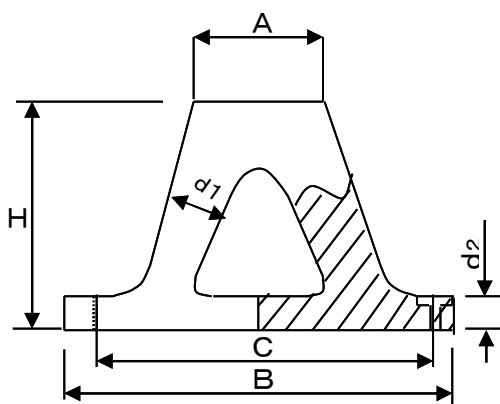
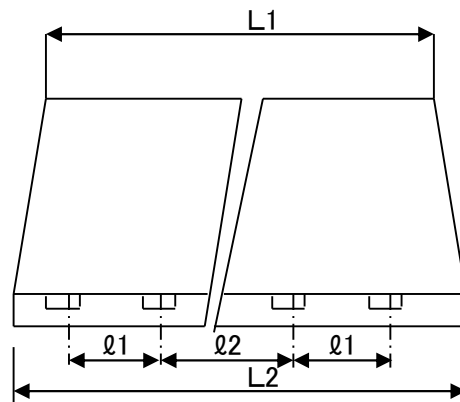
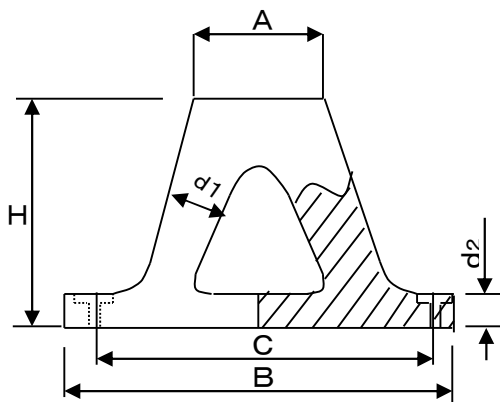
1. 中空円筒形



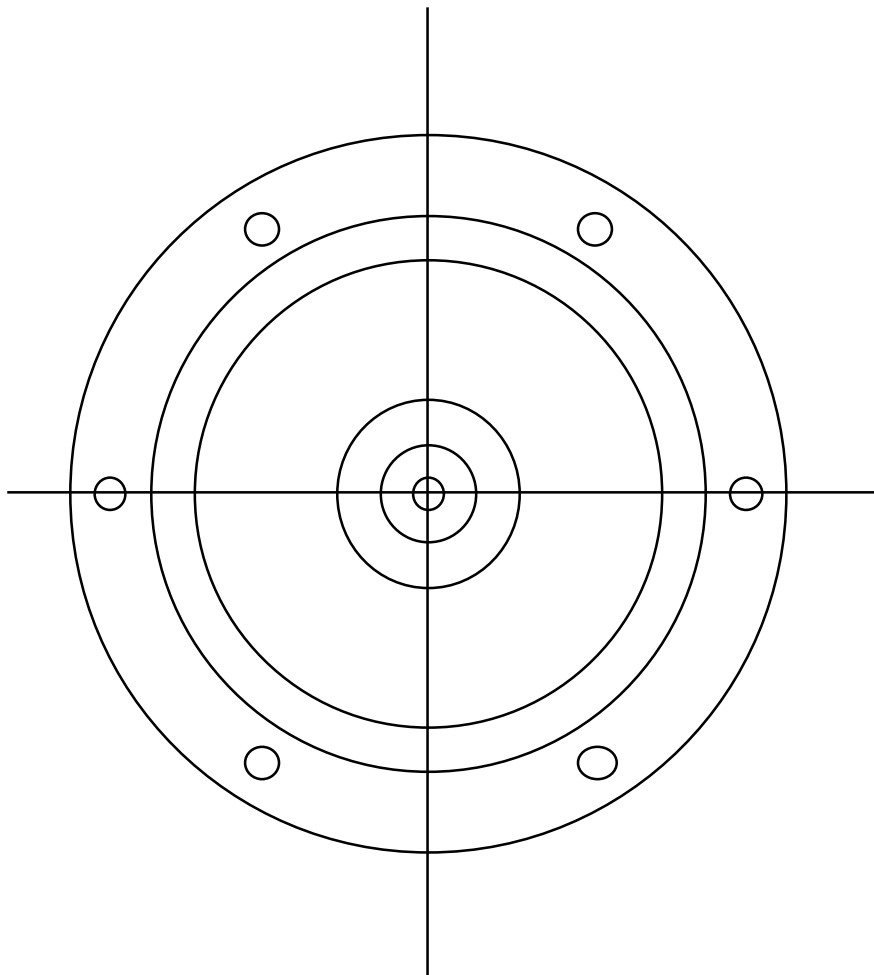
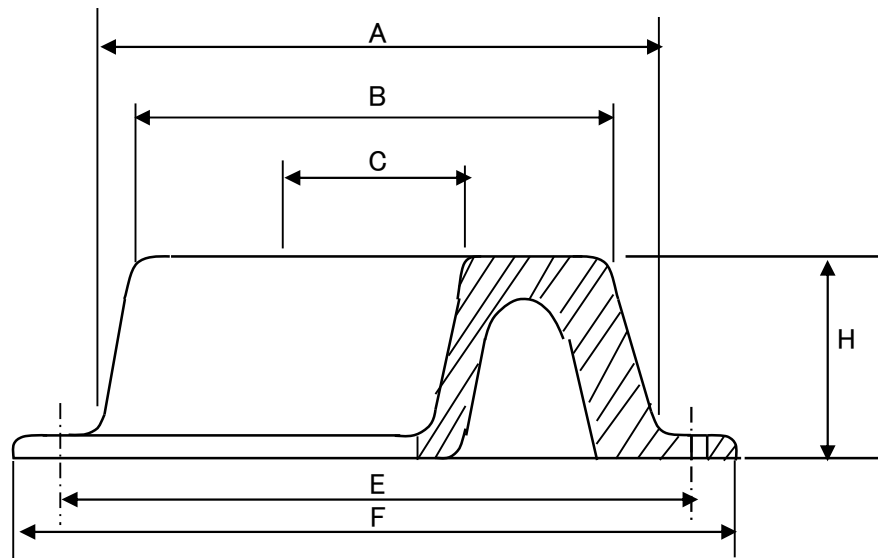
2. D 形



### 3. V 形



#### 4. サークル形



# コンクリート試験成績表(試験練用)

様式・品質16-1

工事名

試験日 年 月 日

試験場所

工種

立会者 印

" 印

プラント名

測定者 印

現場代理人

## 1 示方配合表

| 粗骨材の<br>最大寸法<br>(mm) | スランプの<br>範囲<br>(cm) | 空気量の<br>範囲<br>(%) | 水セメント比<br>W/C<br>(%) | 細骨材率<br>s/a<br>(%) | 単位量(kg/m <sup>3</sup> ) |        |       |       |       |
|----------------------|---------------------|-------------------|----------------------|--------------------|-------------------------|--------|-------|-------|-------|
|                      |                     |                   |                      |                    | 水、W                     | セメント、C | 細骨材、S | 粗骨材、G | 混和剤() |
|                      |                     |                   |                      |                    |                         |        |       |       |       |
|                      |                     |                   |                      |                    |                         |        |       |       |       |

## 2 現場配合表

| コンクリート量<br>(m <sup>3</sup> ) | W<br>(kg) | C<br>(kg) | S<br>(kg) | G<br>(kg) | 混和剤<br>(ml、g) | 表面水(%) |   | 摘要 |  |
|------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------------|--------|---|----|--|
|                              |           |           |           |           |               | S      | G |    |  |
|                              |           |           |           |           |               |        |   |    |  |
|                              |           |           |           |           |               |        |   |    |  |

## 3 試料資料採取及び養生(JIS A 1115 及び 1132)

|          |  |
|----------|--|
| 採取年月日    |  |
| 採取場所     |  |
| 採取時刻     |  |
| 天候       |  |
| 気温       |  |
| コンクリート温度 |  |
| スランプ     |  |
| 空気量      |  |
| 養生方法     |  |
| 養生温度     |  |
| 材令       |  |

## 4 試験成績表(JIS A 1108 又は 1106)

| 供試体番号  | No                | 1 | 2 | 3 | 平均 |
|--------|-------------------|---|---|---|----|
| 供試体の直径 | cm                |   |   |   |    |
| " 幅    | "                 |   |   |   |    |
| " 高さ   | "                 |   |   |   |    |
| " 長さ   | "                 |   |   |   |    |
| " スパン  | "                 |   |   |   |    |
| 最大荷重   | kN                |   |   |   |    |
| 圧縮強度   | N/mm <sup>2</sup> |   |   |   |    |
| 曲げ強度   | "                 |   |   |   |    |
| 破壊状況   |                   |   |   |   |    |
| その他    |                   |   |   |   |    |



工事名

工種

現場代理人

[illegible]

## 設計条件

|             |                   |         |                   |
|-------------|-------------------|---------|-------------------|
| 呼 び 強 度     | N/mm <sup>2</sup> | 標 準 偏 差 | N/mm <sup>2</sup> |
| 粗骨材の最大寸法    | mm                | 変 動 係 数 | %                 |
| スランプの範囲     | cm～ cm            |         |                   |
| 空 気 量 の 範 囲 | %～ %              | 配 合 強 度 | N/mm <sup>2</sup> |

X管理図

Rs管理図

## Rm管理図

$$\text{標準偏差 } \sigma = \sqrt{\frac{\sum (X - \bar{X})^2}{N - 1}}$$

$$\text{管理限界} = \bar{X} \pm 2.66\bar{R}_s$$
$$\text{管理限界} = 3.27\bar{R}_s$$
$$\text{管理限界} = 2.57 \bar{R}_m$$

(n=3)

UCL=

UCL=

UCL=

$$\bar{X} = \frac{\sum X}{N} = \frac{LCL}{N}$$

$$\bar{R}_s = \frac{\sum R_s}{N-1} =$$

$$R_m^- = \frac{\sum R_m}{N^-}$$

$$\text{變動係數} V = \frac{\sigma}{\bar{X}} \times 100 =$$

※JIS工場の場合はRs、Rm、 $(X-\bar{X})^2$  標準偏差、変動係数、割増係数、配合強度は不要

コンクリート強度（圧縮曲げ）管理図

様式・品質16-3

工事名

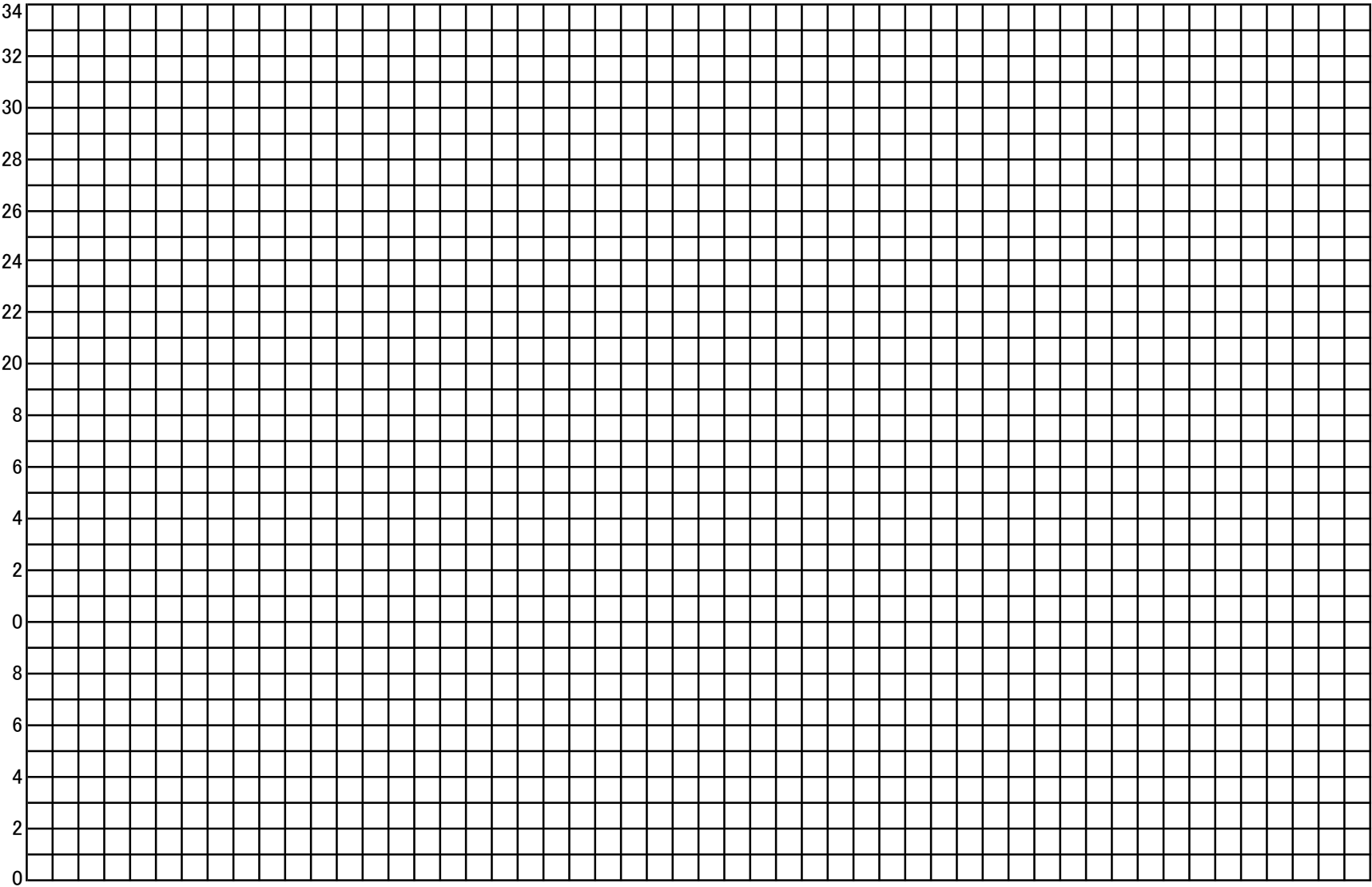
工種

現場代理人

X  
(N/mm<sup>2</sup>)

Rs  
(N/mm<sup>2</sup>)

Rm  
(N/mm<sup>2</sup>)



打設年月日

## 港湾工事出来形管理基準

### 1 共通の工種

#### 1-1 圧密・排水工

| 工種        | 管理項目               | 測定方法                            | 測定密度                           | 測定単位                   | 結果の整理方法                       | 許容範囲                                          | 備考                                                   |
|-----------|--------------------|---------------------------------|--------------------------------|------------------------|-------------------------------|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 1 サンドドレーン | 位 置                | 自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定    | 移動毎及び監督員の指示による。                | 1 cm                   | 管理図に測定結果を記入し提出                | ± 1 0 cm                                      | 自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要                             |
|           | 天端高<br>先端深度        | 打込記録の確認                         | 全数                             | 1 0 cm                 | 打込記録紙及び管理表を作成して提出             | 天端高<br>＋規定しない<br>－ 0<br>先端深度<br>＋ 0<br>－規定しない | ＋；設計値より浅い（高い）ことをいう。<br>－；設計値より深い（低い）ことをいう。<br>（ ）は陸上 |
|           | 砂の投入量              | 打込記録の確認                         | 全数                             | 0. 1 m <sup>3</sup>    | 打込記録紙に砂の圧入量を記入し提出             |                                               |                                                      |
| 2 敷砂均し    | 延 長                | スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定          | 施工完了後                          | 1 0 cm                 | 管理図に延長を記入し提出                  | ＋規定しない<br>－ 0                                 | 様式・出来形1-1-2参照                                        |
|           | 天端高<br>天端幅<br>法面勾配 | 陸上部：スチールテープ、 レベル、光波測距儀等により測定    | 測線間隔 2 0 m 以下<br>測点間隔 1 0 m 以下 | 天端高 1 cm<br>天端幅 1 0 cm | 管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出 | 天端高± 3 0 cm<br>天端幅、法面勾配は特記による。                |                                                      |
|           |                    | 水中部：スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定 | 測線間隔 2 0 m 以下<br>測点間隔 2 0 m 以下 | 1 0 cm                 |                               |                                               |                                                      |
| 3 載荷土砂    | 延 長                | スチールテープ、間縄等により測定                | 施工完了後                          | 1 0 cm                 | 管理図に延長を記入し提出                  | ＋規定しない<br>－ 0                                 |                                                      |
|           | 天端高<br>天端幅<br>法面勾配 | 陸上部：スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定       | 測線間隔 2 0 m 以下<br>測点間隔 1 0 m 以下 | 天端高 1 cm<br>天端幅 1 0 cm | 管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出 | 天端高± 5 0 cm<br>天端幅、法面勾配は特記による。                |                                                      |
|           |                    | 水中部：スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定 | 測線間隔 2 0 m 以下<br>測点間隔 2 0 m 以下 | 1 0 cm                 |                               |                                               |                                                      |

| 工種         | 管理項目               | 測定方法                            | 測定密度                           | 測定単位                   | 結果の整理方法                       | 許容範囲                                            | 備考                                                            |
|------------|--------------------|---------------------------------|--------------------------------|------------------------|-------------------------------|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 4 ペーパードレーン | 位 置                | 自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定    | 移動毎及び監督員の指示による。                | 1 cm                   | 管理図に測定結果を記入し提出                | ± 1 0 cm                                        | 自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要                                      |
|            | 天端高<br>先端深度        | 打込記録の確認                         | 全数                             | 1 0 cm                 | 打込記録紙及び管理表を作成して提出             | 天端高<br>+ 規定しない<br>- 0<br>先端深度<br>+ 0<br>- 規定しない | + ; 設計値より浅い (高い) ことをいう。<br>- ; 設計値より深い (低い) ことをいう。<br>( ) は陸上 |
|            | ドレーン材の打込長          | 打込記録の確認                         | 全数                             | 1 0 cm                 | 打込記録紙に打込長を記入し提出               |                                                 |                                                               |
| 5 グラベルマット  | 延 長                | スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定          | 施工完了後                          | 1 0 cm                 | 管理図に延長を記入し提出                  | + 規定しない<br>- 0                                  | 様式・出来形1-1-2参照                                                 |
|            | 天端高<br>天端幅<br>法面勾配 | 陸上部：スチールテープ、レベル、光波測距儀等により測定     | 測線間隔 2 0 m 以下<br>測点間隔 1 0 m 以下 | 天端高 1 cm<br>天端幅 1 0 cm | 管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出 | 天端高 ± 3 0 cm<br>天端幅、法面勾配は特記による。                 |                                                               |
|            |                    | 水中部：スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定 | 測線間隔 2 0 m 以下<br>測点間隔 2 0 m 以下 | 1 0 cm                 |                               |                                                 |                                                               |
| 6 グラベルドレーン | 位 置                | 自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀等により測定   | 移動毎及び監督員の指示による。                | 1 cm                   | 管理図に測定結果を記入し提出                | ± 1 0 cm                                        | 自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要                                      |
|            | 天端高<br>先端深度        | 打込記録の確認                         | 全数                             | 1 0 cm                 | 打込記録紙及び管理表を作成して提出             | 天端高<br>+ 規定しない<br>- 0<br>先端深度<br>+ 0<br>- 規定しない | + ; 設計値より浅い (高い) ことをいう。<br>- ; 設計値より深い (低い) ことをいう。<br>( ) は陸上 |
|            | 碎石の投入量             | 打込記録の確認                         | 全数                             | 0. 1 m <sup>3</sup>    | 打込記録紙に碎石の投入量を記入し提出            |                                                 |                                                               |

1-2 締固工

| 工種              | 管理項目        | 測定方法                          | 測定密度               | 測定単位                | 結果の整理方法           | 許容範囲                                            | 備考                                                            |
|-----------------|-------------|-------------------------------|--------------------|---------------------|-------------------|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 1 ロッドコンパクション    | 位 置         | 自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定  | 移動毎及び監督員の指示による。    | 1 0 cm              | 管理図に測定結果を記入し提出    | ± 1 0 cm                                        | 自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要                                      |
|                 | 充填材の投入      |                               |                    | 1. 0 m <sup>3</sup> | 測定記録等の提出          |                                                 |                                                               |
|                 | 天端高         | 打込記録の確認                       | 全数                 | 1 0 cm              | 打込記録の提出           | 天端高<br>+ 規定しない<br>- 0                           |                                                               |
|                 | 先端深度        | 打込記録の確認                       | 全数                 | 1 0 cm              | 打込記録の提出           | 先端深度<br>+ 0<br>- 規定しない                          | + ; 設計値より浅い (高い) ことをいう。<br>- ; 設計値より深い (低い) ことをいう。<br>( ) は陸上 |
| 2 サンドコンパクションパイル | 位 置         | 自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀等により測定 | 移動毎及び監督員の指示による。    | 1 cm                | 管理図に測定結果を記入し提出    | ± 1 0 cm                                        | 様式・出来形1-2-2参照<br>自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要                     |
|                 | 天端高<br>先端深度 | 打込記録の確認                       | 砂杭全数               | 1 0 cm              | 打込記録紙及び管理表を作成して提出 | 天端高<br>+ 規定しない<br>- 0<br>先端深度<br>+ 0<br>- 規定しない | + ; 設計値より浅い (高い) ことをいう。<br>- ; 設計値より深い (低い) ことをいう。<br>( ) は陸上 |
|                 | 砂の投入量       | 打込記録の確認                       | 砂杭全数               | 0. 1 m <sup>3</sup> | 打込記録紙に砂の圧入量を記入し提出 |                                                 |                                                               |
|                 | 盛上り量        | レベル、音響測深機又はレッドにより測定           | 完了後 測線・測点間隔は特記による。 | 1 0 cm              | 盛上り量の平面図を作成し提出    |                                                 |                                                               |
| 3 盛上土砂撤去        | 撤去量         | レベル、音響測深機又はレッドにより測定           | 完了後 測線・測点間隔は特記による。 | 1 0 cm              | 撤去量の平面図を作成し提出     |                                                 |                                                               |
| 4 敷砂均し          |             |                               |                    |                     |                   |                                                 | 1-1-2敷砂均しを適用する。                                               |

1-3 固化工

| 工種        | 管理項目        | 測定方法                            | 測定密度                                   | 測定単位                  | 結果の整理方法                           | 許容範囲                                 | 備考                                                   |
|-----------|-------------|---------------------------------|----------------------------------------|-----------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 1 深層混合処理杭 | 位 置         | 自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定    | 海上施工は改良杭全数<br>陸上施工は特記による。              | 1 cm                  | 管理図に測定結果を記入し提出                    | トランシット及び光波測距儀等により測定する場合は特記による。       | 様式・出来形1-3-1参照<br>自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要。           |
|           | 鉛直度、接合      | トランシット及び傾斜計等により処理機の鉛直度を測定       | 改良杭全数<br>深度方向に2～5 m程度毎に測定<br>(引抜きと貫入時) | 1 分又は1 cm             | 改良杭先端部の軌跡図を作成し提出                  | 特記による。                               | 陸上施工は除く。                                             |
|           | 天端高<br>先端深度 | 深度計、ワイヤー繰出長さ、潮位計、乾舷及び処理機等により確認  | 改良杭全数                                  | 1 cm                  | 打込記録紙又は打込記録データに天端高、先端深度を記入し管理表を提出 | 天端高＋規定しない<br>－0<br>先端深度 ＋0<br>－規定しない | ＋；設計値より浅い（高い）ことをいう。<br>－；設計値より深い（低い）ことをいう。<br>（ ）は陸上 |
|           | 固化材吐出量      | 流量計等により固化材のm当りの吐出量を確認           | 改良杭全数                                  | 10または1 t              | 打込記録紙又は打込記録データに固化材吐出量を記入し提出       |                                      |                                                      |
|           | 盛上り量        | レベル、音響測深機又はレッドにより測定             | 改良前、改良後                                | 1 0 cm                | 盛上り量の図面を作成し提出                     |                                      |                                                      |
| 2 敷砂均し    |             |                                 |                                        |                       |                                   |                                      | 1-1-2敷砂均しを適用する。                                      |
| 3 事前混合処理  | 延 長         | スチールテープ、間縄等により測定                | 施工完了後                                  | 1 0 cm                | 管理図に延長を記入し提出                      | ＋規定しない<br>－0                         |                                                      |
|           | 天端高<br>天端幅  | 陸上部：スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定       | 測線間隔2 0 m以下<br>測点間隔1 0 m以下             | 天端高1 cm<br>天端幅1 0 cm  | 管理図に天端高、天端幅を記入し提出                 | 特記による。                               |                                                      |
|           |             | 水中部：スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定 | 測線間隔2 0 m以下<br>測点間隔2 0 m以下             | 1 0 cm                |                                   |                                      |                                                      |
| 4 表層固化処理  | 延長          | スチールテープ、間縄等により測定                | 施工完了後                                  | 1 0 cm                | 管理図に延長を記入し提出                      | ＋規定しない<br>－0                         |                                                      |
|           | 天端高、天端幅、厚さ  | スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定           | 測線間隔2 0 m以下<br>測点間隔1 0 m以下             | 天端高・厚さ1 cm<br>天端幅10cm | 管理図に天端高、天端幅、厚さを記入し提出              | 特記による。                               |                                                      |

## 1-4 洗堀防止工

| 工種     | 管理項目 | 測定方法             | 測定密度                       | 測定単位   | 結果の整理方法        | 許容範囲                                                   | 備考                                               |
|--------|------|------------------|----------------------------|--------|----------------|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 1 洗堀防止 | 敷設位置 | スチールテープ、間縄等により測定 | 始、終端及び変化する箇所毎並びに20mに1箇所以上。 | 1 0 cm | 測定表及び敷設図を作成し提出 | 特記による。                                                 | 様式・出来形1-4-1参照<br>アスファルトマット、繊維系マット、ゴムマット、合成樹脂系マット |
|        | 重ね幅  | スチールテープ等により測定    | 1 枚に 2 点                   | 1 cm   | 測定表及び敷設図を作成し提出 | 5 0 cm以上（アスファルトマット・繊維系マット、ゴムマット）<br>3 0 cm以上（合成樹脂系マット） |                                                  |
|        | 延長   | スチールテープ、間縄等により測定 | マットの中心を区間毎及び全長             | 1 0 cm | 測定表及び敷設図を作成し提出 | ＋規定しない<br>－ 1 0 cm                                     |                                                  |

## 1-5 中詰工

| 工種                             | 管理項目 | 測定方法                            | 測定密度            | 測定単位 | 結果の整理方法   | 許容範囲                   | 備考            |
|--------------------------------|------|---------------------------------|-----------------|------|-----------|------------------------|---------------|
| 1 砂・石材中詰                       | 天端高  | レベル、スチールテープ等により、ケーソン天端面からの下りを測定 | 1 室につき 1 箇所（中心） | 1 cm | 管理表を作成し提出 | 陸上± 5 cm<br>水中± 1 0 cm | 様式・出来形1-5-1参照 |
| 2 コンクリート中詰<br>3 プレパックドコンクリート中詰 | 天端高  | レベル、スチールテープ等により、ケーソン天端面からの下りを測定 | 1 室につき 1 箇所（中心） | 1 cm | 管理表を作成し提出 | 陸上± 3 cm<br>水中± 5 cm   |               |

## 1-6 蓋コンクリート工

| 工種        | 管理項目 | 測定方法              | 測定密度            | 測定単位 | 結果の整理方法   | 許容範囲                 | 備考            |
|-----------|------|-------------------|-----------------|------|-----------|----------------------|---------------|
| 1 蓋コンクリート | 天端高  | レベル、スチールテープ等により測定 | 1 室につき 1 箇所（中心） | 1 cm | 管理表を作成し提出 | 陸上± 3 cm<br>水中± 5 cm | 様式・出来形1-6-1参照 |

## 1-7 蓋ブロック工

| 工種        | 管理項目         | 測定方法              | 測定密度        | 測定単位 | 結果の整理方法   | 許容範囲                                                                    | 備考 |
|-----------|--------------|-------------------|-------------|------|-----------|-------------------------------------------------------------------------|----|
| 1 蓋ブロック製作 | 幅、高さ、長さ、壁厚   | スチールテープ等により測定     | 型枠取外し後全数    | 1 cm | 管理表を作成し提出 | 幅 + 2 cm, - 1 cm<br>高さ + 2 cm, - 1 cm<br>長さ + 2 cm, - 1 cm<br>壁厚 ± 1 cm |    |
|           | 対角線          | スチールテープ等により測定     | 型枠取外し後全数    | 1 cm | 管理表を作成し提出 |                                                                         |    |
| 2 蓋ブロック据付 | 蓋ブロック据付（天端高） | レベル、スチールテープ等により測定 | 1 室につき 1 箇所 | 1 cm | 管理表を作成し提出 |                                                                         |    |

# 1－8 鋼矢板工

| 工種     | 管理項目        | 測定方法                              | 測定密度                       | 測定単位                | 結果の整理方法   | 許容範囲                               | 備考                                 |
|--------|-------------|-----------------------------------|----------------------------|---------------------|-----------|------------------------------------|------------------------------------|
| 1 先行掘削 | 位置          | トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定        | 全数                         | 1 0 cm              | 測定表を作成し提出 | 特記による。                             |                                    |
|        | 掘削長<br>掘削深度 | レベル等より測定                          | 全数                         | 1 0 cm              | 測定表を作成し提出 | 特記による。                             | ＋；設計値より浅いことをいう。<br>－；設計値より深いことをいう。 |
|        | 掘削径         | スチールテープ等により測定（水中の場合はケーシング径等により確認） | 全数（水中の場合は適宜）               | 1 0 cm              | 測定表を作成し提出 | 特記による。                             |                                    |
| 2 鋼矢板  |             |                                   |                            |                     |           |                                    |                                    |
| イ）鋼矢板  | 打込記録        | （共）第 1 編 5-3-13-2-（10）            | 4 0 枚に 1 枚                 |                     | 打込記録を提出   |                                    | 様式・出来形1-8-2参照                      |
|        | 矢板壁延長       | スチールテープ等により測定（天端付近）               | 施工中適宜<br>打込完了時             | 1 cm                | 管理表を作成し提出 | ＋矢板 1 枚幅<br>－ 0                    |                                    |
|        | 矢板法線に対する出入り | トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定        | 打込完了時、2 0 枚に 1 枚及び計画法線の変化点 | 1 cm                | 管理表を作成し提出 | ± 1 0 cm                           | 全数を目視で確認                           |
|        | 矢板法線に対する傾斜  | トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定       | 打込完了時、2 0 枚に 1 枚及び計画法線の変化点 | 1 / 1 0 0 0         | 管理表を作成し提出 | 1 0 / 1 0 0 0 以下                   |                                    |
|        | 矢板法線方向の傾斜   | トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定       | 施工中適宜<br>打込完了時（両端部）        | 1 cm<br>1 / 1 0 0 0 | 管理表を作成し提出 | 上下の差が矢板 1 枚幅未満<br>1 0 / 1 0 0 0 以下 |                                    |
|        | 矢板天端高       | レベルにより測定                          | 打込完了時、2 0 枚に 1 枚           | 1 cm                | 管理表を作成し提出 | ± 1 0 cm                           | 全数を目視で確認                           |
|        | 矢板継手部の離脱    | 観察（水中部は潜水士）                       | 全 数                        |                     | 観察結果を報告   |                                    |                                    |



| 工種      | 管理項目        | 測定方法                        | 測定密度                   | 測定単位             | 結果の整理方法   | 許容範囲                         | 備考       |
|---------|-------------|-----------------------------|------------------------|------------------|-----------|------------------------------|----------|
| ロ) 鋼管矢板 | 打込記録        | (共)第1編 5-3-13-2- (10)       | 20本に1本                 |                  | 打込記録を提出   |                              |          |
|         | 矢板壁延長       | スチールテープ等により測定 (天端付近)        | 施工中適宜<br>打込完了時         | 1 cm             | 管理表を作成し提出 | 特記による。                       |          |
|         | 矢板法線に対する出入り | トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定  | 打込完了時、10本に1本及び計画法線の変化点 | 1 cm             | 管理表を作成し提出 | ± 10 cm                      | 全数を目視で確認 |
|         | 矢板法線に対する傾斜  | トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定 | 打込完了時、全数確認後10本に1本及び変化点 | 1 / 1000         | 管理表を作成し提出 | 10 / 1000 以下                 |          |
|         | 矢板法線方向の傾斜   | トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定 | 施工中適宜<br>打込完了時 (両端部)   | 1 cm<br>1 / 1000 | 管理表を作成し提出 | 上下の差が矢板1枚幅未満<br>10 / 1000 以下 |          |
|         | 矢板天端高       | レベルにより測定                    | 打込完了時、10本に1本           | 1 cm             | 管理表を作成し提出 | ± 10 cm                      | 全数を目視で確認 |
|         | 矢板継手部の離脱    | 観察 (水中部は潜水士)                | 全 数                    |                  | 観察結果を報告   |                              |          |

## 1-9 控工

| 工種               | 管理項目        | 測定方法                        | 測定密度                     | 測定単位          | 結果の整理方法   | 許容範囲                                                | 備考             |
|------------------|-------------|-----------------------------|--------------------------|---------------|-----------|-----------------------------------------------------|----------------|
| 1 控鋼矢板           | 打込記録        | (共)第1編 5-3-14-2-(10)        | 40枚に1枚                   |               | 打込記録を提出   |                                                     | 様式・出来形1-8-2参照  |
|                  | 矢板壁延長       | スチールテープ等により測定(天端付近)         | 施工中適宜<br>打込完了時           | 1cm           | 管理表を作成し提出 | +矢板1枚幅<br>-0                                        |                |
|                  | 矢板法線に対する出入り | トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定  | 打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点   | 1cm           | 管理表を作成し提出 | ±10cm                                               | 全数を目視で確認       |
|                  | 矢板法線に対する傾斜  | トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定 | 打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点   | 1/1000        | 管理表を作成し提出 | 10/1000以下                                           |                |
|                  | 矢板法線方向の傾斜   |                             | 施工中適宜<br>打込完了時(両端部)      | 1cm<br>1/1000 | 管理表を作成し提出 | 上下の差が矢板1枚幅未満<br>10/1000以下                           |                |
|                  | 矢板天端高       | レベルにより測定                    | 打込完了時、20枚に1枚             | 1cm           | 管理表を作成し提出 | ±10cm                                               | 全数を目視で確認       |
|                  | 矢板継手部の離脱    | 観察(水中部は潜水士)                 | 全数                       |               | 観察結果を報告   |                                                     |                |
| 2 控鋼杭            | 打込記録        | (共)第1編 5-3-14-3-(8)         | 20本に1本                   |               | 打込記録を提出   |                                                     | 様式・出来形1-10-2参照 |
|                  | 杭頭中心位置      | トランシット、光波測距儀、スチールテープ        | 打込完了時、全数                 | 1cm           | 管理表を作成し提出 | 10cm以下                                              |                |
|                  | 杭天端高        | レベルにより測定                    | 打込完了時、全数                 | 1cm           | 管理表を作成し提出 | ±5cm                                                |                |
|                  | 杭の傾斜        | トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定 | 打込完了時、全数                 | 1°            | 管理表を作成し提出 | 直杭2°以下<br>斜杭3°以下                                    |                |
| 3 プレキャストコンクリート控壁 | 幅、高さ、長さ、壁厚  | スチールテープ等により測定               | 型枠取外後全数                  | 1cm           | 管理表を作成し提出 | 幅 +2cm、-1cm<br>高さ+2cm、-1cm<br>長さ+2cm、-1cm<br>壁厚±1cm |                |
|                  | 法線に対する出入り   | トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定  | 据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段) | 1cm           | 管理表を作成し提出 | ±5cm                                                |                |
|                  | 隣接ブロックとの間隔  | スチールテープ等により測定               |                          | 1cm           | 管理表を作成し提出 | 特記による。                                              |                |
|                  | 延長          | スチールテープ等により測定               | 据付完了後、法線上(最上段のみ)         | 1cm           | 管理表を作成し提出 |                                                     |                |
|                  | 天端高         | レベル等により測定                   | 据付後ブロック1個につき2箇所          | 1cm           | 管理表を作成し提出 |                                                     |                |

| 工種            | 管理項目       | 測定方法                       | 測定密度            | 測定単位 | 結果の整理方法   | 許容範囲           | 備考                     |
|---------------|------------|----------------------------|-----------------|------|-----------|----------------|------------------------|
| 4 場所打コンクリート控壁 | 天端高又は厚さ    | トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定 | 1 スパン 3 箇所      | 1 cm | 測定表を作成し提出 | ± 2 cm         | 天端高又は厚さの管理項目の選定は特記による。 |
|               | 天端幅        | スチールテープ等により測定              | 1 スパン 3 箇所      | 1 cm | 測定表を作成し提出 | ± 2 cm         |                        |
|               | 延長         | スチールテープ等により測定              | 法線上             | 1 cm | 測定表を作成し提出 | + 規定しない<br>- 0 |                        |
|               | 法線に対する出入り  | トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定 | 1 スパン 2 箇所      | 1 cm | 測定表を作成し提出 | ± 3 cm         |                        |
| 5 腹 起         | 取付け高さ      | レベル等により測定                  | 取付完了時、両端（継手毎）全数 | 1 cm | 管理表を作成し提出 |                | 様式・出来形1-9-5参照          |
|               | 継手位置       | 観 察                        | 取付完了時、全数        |      | 観察結果を報告   |                |                        |
|               | ボルトの取付け    | 観 察                        | 取付完了時、全数        |      | 観察結果を報告   |                |                        |
|               | 矢板と腹起しとの密着 | 観 察                        | タイロッド毎、全数       |      | 観察結果を報告   |                |                        |

|                  |                                       |                   |          |      |           |                       |                                     |
|------------------|---------------------------------------|-------------------|----------|------|-----------|-----------------------|-------------------------------------|
| 6 タイ材            |                                       |                   |          |      |           |                       |                                     |
| イ) タイロッド<br>取付け  | 取付け高さ<br>及び水平度                        | レベル等により測定         | 締付後両端、全数 | 1 cm | 管理表を作成し提出 |                       | 様式・出来形1-9-6参<br>照腹起こしに取り付け<br>る場合不要 |
|                  | 矢板法線に<br>対する取付<br>け角度及び<br>取付間隔       | スチールテープ等によ<br>り測定 | 締付後両端、全数 | 1 cm | 管理表を作成し提出 |                       |                                     |
|                  | 定着ナットの<br>締付け                         | 観 察               | 全 数      |      | 観察結果を報告   | ねじ山が3つ山以上突<br>き出ていること |                                     |
|                  | ターンバック<br>ルのねじ<br>込み長さ                | 観 察               | 全 数      | 1 cm | 観察結果を報告   | 定着ナットの高さ以上            |                                     |
|                  | リングジョ<br>イントのコ<br>ンクリート<br>への埋め込<br>み | 観 察               | 全 数      |      | 観察結果を報告   |                       |                                     |
|                  | 支保材の天<br>端高                           | レベル等により測定         | 適宜       | 1 cm | 管理表を作成し提出 |                       |                                     |
| ロ) タイワイ<br>ヤー取付け | 取付高さ                                  | レベル等により測定         | 締付後両端、全数 | 1 cm | 管理表を作成し提出 |                       | 腹起こしに取り付ける<br>場合不要                  |
|                  | 矢板法線に<br>対する取付<br>け角度及び<br>取付け間隔      | スチールテープ等によ<br>り測定 | 締付後両端、全数 | 1 cm | 管理表を作成し提出 |                       |                                     |
|                  | 定着ナットの<br>締付け                         | 観 察               | 全 数      |      | 観察結果を報告   | ねじ山が3つ山以上突<br>き出ていること |                                     |
|                  | 定着具端部<br>栓の取付け                        | 観 察               | 全 数      |      | 観察結果を報告   |                       |                                     |
|                  | トランペッ<br>トシースの<br>取付け                 | 観 察               | 全 数      |      | 観察結果を報告   |                       |                                     |

## 1-10 鋼杭工

| 工種     | 管理項目   | 測定方法                        | 測定密度      | 測定単位 | 結果の整理方法   | 許容範囲                 | 備考               |
|--------|--------|-----------------------------|-----------|------|-----------|----------------------|------------------|
| 1 先行掘削 |        |                             |           |      |           |                      | 1-8-1 先行掘削を適用する  |
| 1 鋼杭   | 打込記録   | (共) 第 1 編 5-3-15-2- (9)     | 20 本に 1 本 |      | 打込記録を提出   |                      | 様式・出来形 1-10-2 参照 |
|        | 杭頭中心位置 | トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定  | 打込完了時、全数  | 1 cm | 管理表を作成し提出 | 10 cm 以下             |                  |
|        | 杭天端高   | レベル等により測定                   | 打込完了時、全数  | 1 cm | 管理表を作成し提出 | ± 5 cm               |                  |
|        | 杭の傾斜   | トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定 | 打込完了時、全数  | 1°   | 管理表を作成し提出 | 直杭 2° 以下<br>斜杭 3° 以下 |                  |

## 1-11 コンクリート杭工

| 工種        | 管理項目   | 測定方法                        | 測定密度                    | 測定単位 | 結果の整理方法                            | 許容範囲                 | 備考 |
|-----------|--------|-----------------------------|-------------------------|------|------------------------------------|----------------------|----|
| 1 コンクリート杭 | 打込記録   | J I S A 7201 記録             | 支持杭は全数、支持杭以外は 20 本に 1 本 |      | J I S A 7201 付表 5<br>打込み工法記録を作成し提出 |                      |    |
|           | 杭頭中心位置 | トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定  | 打込完了時、全数                | 1 cm | 管理表を作成し提出                          | 10 cm 以下             |    |
|           | 杭天端高   | レベル等により測定                   | 打込完了時、全数                | 1 cm | 管理表を作成し提出                          | ± 5 cm               |    |
|           | 杭の傾斜   | トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定 | 打込完了時、全数                | 1°   | 管理表を作成し提出                          | 直杭 2° 以下<br>斜杭 3° 以下 |    |

## 1-12 防食工

| 工種            | 管理項目           | 測定方法                       | 測定密度                                                    | 測定単位   | 結果の整理方法   | 許容範囲                                                                  | 備考                                          |
|---------------|----------------|----------------------------|---------------------------------------------------------|--------|-----------|-----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 1 電気防食        | 取付位置           | 目視（承諾された図面より確認）<br>潜水士による。 | 取付完了後、全数                                                | 1 cm   | 測定表を作成し提出 | ±20cm ※水深の変状等により図面通りに取付が困難な場合は別途協議する。                                 | 様式・出来形1-12-1参照                              |
|               | 電位測定           | 測定機器による。                   | 取付完了後、測定端子<br>取付箇所毎                                     | 1 mV   | 測定表を作成し提出 | 飽和かんこう電極<br>基準：-770mV<br>海水塩化銀<br>基準：-780mV<br>又は飽和硫酸銅電極<br>基準：-850mV |                                             |
| 2 F R Pモルタル被覆 | 取付高さ<br>（被覆範囲） | レベル等により測定                  | 完了後、保護カバーの上端又は下端高さ（被覆範囲の確認）<br>鋼管杭；全数<br>矢板；1 打設 3 箇所以上 | 特記による。 | 測定表を作成し提出 | 特記による。                                                                | 測定密度における矢板の1打設とは、コンクリートモルタルの配合1 回当たりの打設を示す。 |
| 3 ペトロラタム被覆    | 取付高さ<br>（被覆範囲） | レベル等により測定                  | 完了後、保護カバーの上端又は下端高さ（被覆範囲の確認）<br>鋼管杭；全数<br>矢板；監督職員の指示による  | 特記による。 | 測定表を作成し提出 | 特記による。                                                                |                                             |
| 4 コンクリート被覆    | 高 さ<br>（被覆範囲）  | レベル等により測定                  | 完了後、上端・下端高さ（被覆範囲の確認）<br>鋼管杭；全数<br>矢板；1 打設 3 箇所以上        | 特記による。 | 測定表を作成し提出 | 特記による。                                                                | 測定密度における矢板の1打設とは、コンクリートモルタルの配合1 回当たりの打設を示す。 |
| 5 防食塗装        | 高 さ<br>（被覆範囲）  | レベル等により測定                  | 完了後、上端・下端高さ（被覆範囲の確認）<br>鋼管杭；全数<br>矢板；5 0 mに 1 箇所以上      | 特記による。 | 測定表を作成し提出 | 特記による。                                                                |                                             |

## 1-13 コンクリート舗装工

| 工種          | 管理項目 | 測定方法                | 測定密度                                                | 測定単位 | 結果の整理方法        | 許容範囲                                   | 備考                                           |
|-------------|------|---------------------|-----------------------------------------------------|------|----------------|----------------------------------------|----------------------------------------------|
| 1 下層路盤      | 高 さ  | レベル等により測定           | 舗装は中心及び両端部の3点を延長20mに1箇所、臨港道路舗装は中心及び両端部の3点を延長40mに1箇所 | 1 cm | 測定表を作成し提出      | ± 4 cm                                 | 様式・出来形1-13-1参照                               |
|             | 厚 さ  | レベル等により測定           | 舗装は、1 0 0 0 m <sup>2</sup> に1箇所、臨港道路舗装は、特記による。      | 1 mm | 測定表を作成し提出      | +規定しない<br>- 4. 5 cm                    |                                              |
|             | 幅    | スチールテープ、光波測距儀等により測定 | 舗装は延長20mに1箇所、臨港道路舗装は延長40mに1箇所                       | 1 cm | 測定表を作成し提出      | +規定しない<br>- 5 cm                       |                                              |
|             | 延 長  | スチールテープ、光波測距儀等より測定  | 両端2箇所                                               | 1 cm | 測定表を作成し提出      | +規定しない<br>- 0                          |                                              |
| 2 上層路盤      | 厚 さ  | レベル等により測定           | 舗装は、1 0 0 0 m <sup>2</sup> に1箇所、臨港道路舗装は、特記仕様書による。   | 1 mm | 測定表を作成し提出      | +規定しない<br>- 2. 5 cm                    |                                              |
|             | 幅    | スチールテープ、光波測距儀等より測定  | 舗装は延長20mに1箇所、臨港道路舗装は延長40mに1箇所                       | 1 cm | 測定表を作成し提出      | +規定しない<br>- 5 cm                       |                                              |
|             | 延 長  | スチールテープ、光波測距儀等より測定  | 舗装は両端2箇所                                            | 1 cm | 測定表を作成し提出      | +規定しない<br>- 0                          |                                              |
| 3 コンクリート舗装版 | 厚 さ  | レベル等により測定           | 舗装は中心及び両端部の3点を延長20mに1箇所、臨港道路舗装は中心及び両端部の3点を延長40mに1箇所 | 1 cm | 測定表を作成し提出      | +規定しない<br>- 1 cm                       | コンクリート版の厚さ、その他を確認するため、監督員が必要と認めたときは、コアを採取する。 |
|             | 幅    | スチールテープ、光波測距儀等より測定  | 舗装は延長20mに1箇所、臨港道路舗装は延長40mに1箇所                       | 1 mm | 測定表を作成し提出      | +規定しない<br>- 2. 5 cm                    |                                              |
|             | 延 長  | スチールテープ、光波測距儀等より測定  | 両端2箇所                                               | 1 cm | 測定表を作成し提出      | +規定しない<br>- 0                          |                                              |
|             | 平坦性  | 3 mプロファイルメーターにより測定  | 各レーン毎全延長                                            | 1 mm | 記録紙及び管理表を作成し提出 | 機械舗設の場合<br>2 mm以下<br>人力舗設の場合<br>3 mm以下 |                                              |

## 1-14 アスファルト舗装工

| 工種     | 管理項目 | 測定方法                | 測定密度                                                | 測定単位 | 結果の整理方法        | 許容範囲                  | 備考             |
|--------|------|---------------------|-----------------------------------------------------|------|----------------|-----------------------|----------------|
| 1 下層路盤 | 高 さ  | レベル等により測定           | 舗装は中心及び両端部の3点を延長20mに1箇所、臨港道路舗装は中心及び両端部の3点を延長40mに1箇所 | 1 cm | 測定表を作成し提出      | ± 5 cm                |                |
|        | 厚 さ  | レベル等により測定           | 舗装は、1 0 0 0 m <sup>2</sup> に1箇所、臨港道路舗装は、特記による。      | 1 mm | 測定表を作成し提出      | + 規定しない<br>- 4 . 5 cm |                |
|        | 幅    | スチールテープ、光波測距儀等により測定 | 舗装は延長20mに1箇所、臨港道路舗装は延長40mに1箇所                       | 1 cm | 測定表を作成し提出      | + 規定しない<br>- 5 cm     |                |
|        | 延 長  | スチールテープ、光波測距儀等より測定  | 両端2箇所                                               | 1 cm | 測定表を作成し提出      | + 規定しない<br>- 0        |                |
| 2 上層路盤 | 厚 さ  | レベル等により測定           | 舗装は、1 0 0 0 m <sup>2</sup> に1箇所、臨港道路舗装は、特記仕様書による。   | 1 cm | 測定表を作成し提出      | + 規定しない<br>- 3 cm     |                |
|        | 幅    | スチールテープ、光波測距儀等より測定  | 舗装は延長20mに1箇所、臨港道路舗装は延長40mに1箇所                       | 1 cm | 測定表を作成し提出      | + 規定しない<br>- 5 cm     |                |
|        | 延 長  | スチールテープ、光波測距儀等より測定  | 舗装は両端2箇所                                            | 1 cm | 測定表を作成し提出      | + 規定しない<br>- 0        |                |
| 3 基 層  | 厚 さ  | 抜き取りコアをスチールテープ等で測定  | 1 0 0 0 m <sup>2</sup> に 1 箇所                       | 1 mm | 測定表を作成し提出      | + 規定しない<br>- 1 . 2 cm | 様式・出来形1-14-3参照 |
|        | 幅    | スチールテープ、光波測距儀等より測定  | 舗装は延長20mに1箇所、臨港道路舗装は延長40mに1箇所                       | 1 mm | 測定表を作成し提出      | + 規定しない<br>- 2 . 5 cm |                |
|        | 延 長  | スチールテープ、光波測距儀等より測定  | 両端2箇所                                               | 1 cm | 測定表を作成し提出      | + 規定しない<br>- 0        |                |
| 4 表 層  | 厚 さ  | 抜き取りコアをスチールテープ等で測定  | 1 0 0 0 m <sup>2</sup> に1箇所                         | 1 mm | 測定表を作成し提出      | + 規定しない<br>- 9 mm     | 様式・出来形1-14-3参照 |
|        | 幅    | スチールテープ、光波測距儀等により測定 | 舗装は延長20mに1箇所、臨港道路舗装は延長40mに1箇所                       | 1 mm | 測定表を作成し提出      | + 規定しない<br>- 2 . 5 cm |                |
|        | 延 長  | スチールテープ、光波測距儀等により測定 | 両端2箇所                                               | 1 cm | 測定表を作成し提出      | + 規定しない<br>- 0        |                |
|        | 平坦性  | 3 m プロフィールメーターにより測定 | 各レーン毎全延長                                            | 1 mm | 記録紙及び管理表を作成し提出 | 2 . 4 mm 以下           |                |



1-15 植生工

| 工種             | 管理項目        | 測定方法         | 測定密度       | 測定単位                           | 結果の整理方法      | 許容範囲          | 備考 |
|----------------|-------------|--------------|------------|--------------------------------|--------------|---------------|----|
| 1 張芝<br>2 筋芝   | 材料の使用数量     | 使用数量表等により確認  | 施工完了後      |                                | 使用数量表等を作成し提出 |               |    |
|                | 長さ、幅（面積）    | スチールテープ等より測定 | 施工完了後      | 1 0 cm<br>(0.1m <sup>2</sup> ) | 管理表を作成し提出    | +規定しない<br>- 0 |    |
|                | 植生状況        | 観察           | 施工完了後、区域全体 |                                | 観察結果を報告      |               |    |
| 3 播種<br>4 種子吹付 | 材料の使用数量     | 使用数量表等により確認  | 施工完了後      |                                | 使用数量表等を作成し提出 |               |    |
|                | 長さ、幅（面積）    | スチールテープ等より測定 | 施工完了後      | 1 0 cm<br>(0.1m <sup>2</sup> ) | 管理表を作成し提出    | +規定しない<br>- 0 |    |
|                | 植生状況        | 特記による。       | 特記による。     |                                | 特記による。       | 特記による。        |    |
| 5 植栽           | 材料の使用数量     | 使用数量表等により確認  | 搬入時、全数     |                                | 使用数量表等を作成し提出 |               |    |
|                | 樹高、枝張り幅、幹周り | スチールテープ等より測定 | 種類毎、搬入後適宜  | 樹高、枝張り幅10cm<br>幹周り1cm          | 管理表を作成し提出    | +規定しない<br>- 0 |    |
|                | 植付け状況       | 観察           | 施工完了後、全本数  |                                | 観察結果を報告      |               |    |

## 2 土捨工

## 3 海上地盤改良工

### 3-1 床掘工

| 工種                                                   | 管理項目       | 測定方法                 | 測定密度   | 測定単位   | 結果の整理方法       | 許容範囲                                                  | 備考                  |
|------------------------------------------------------|------------|----------------------|--------|--------|---------------|-------------------------------------------------------|---------------------|
| 1 ポンプ床掘<br>2 グラブ床掘<br>3 硬土盤床掘<br>4 砕岩床掘<br>5 バックホウ床掘 | 水深<br>(底面) | 音響測深機、レッド又はレベル等により測定 | 特記による。 | 1 0 cm | 平面図に実測値を記入し提出 | ± 3 0 cm<br>又は特記による。                                  | 断面図は監督員が指示したとき作成し提出 |
|                                                      | (法面)       | 音響測深機、レッド又はレベル等により測定 | 特記による。 | 1 0 cm | 平面図に実測値を記入し提出 | 外側 2 m<br>(法面に直角)<br>内側 3 0 cm<br>(法面に直角)<br>又は特記による。 |                     |

### 3-2 置換工

| 工種      | 管理項目               | 測定方法                                | 測定密度                         | 測定単位                   | 結果の整理方法                       | 許容範囲                                 | 備考            |
|---------|--------------------|-------------------------------------|------------------------------|------------------------|-------------------------------|--------------------------------------|---------------|
| 1 置換材均し | 延 長                | スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定              | 施工完了後                        | 1 0 cm                 | 管理図に延長を記入し提出                  | +規定しない<br>－ 0                        | 様式・出来形3-2-1参照 |
|         | 天端高<br>天端幅<br>法面勾配 | 陸上部：<br>スチールテープ、レベル、光波測距儀等により測定     | 測線間隔 2 0 m以下<br>測点間隔 1 0 m以下 | 天端高 1 cm<br>天端幅 1 0 cm | 管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出 | 天端高± 5 0 cm又は特記による。<br>天端幅、法面は特記による。 |               |
|         |                    | 水中部：<br>スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定 | 測線間隔 2 0 m以下<br>測点間隔 2 0 m以下 | 1 0 cm                 |                               |                                      |               |

**3－3 圧密・排水工**

| 工種     | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 | 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考              |
|--------|------|------|------|------|---------|------|-----------------|
| 圧密・排水工 |      |      |      |      |         |      | 1-1圧密・排水工を適用する。 |

**3－4 締固工**

| 工種  | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 | 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考           |
|-----|------|------|------|------|---------|------|--------------|
| 締固工 |      |      |      |      |         |      | 1-2締固工を適用する。 |

**3－5 固化工**

| 工種  | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 | 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考           |
|-----|------|------|------|------|---------|------|--------------|
| 固化工 |      |      |      |      |         |      | 1-3固化工を適用する。 |

#### 4 基礎工

##### 4－1 基礎盛砂工

| 工種     | 管理項目               | 測定方法                        | 測定密度                         | 測定単位   | 結果の整理方法                       | 許容範囲                         | 備考            |
|--------|--------------------|-----------------------------|------------------------------|--------|-------------------------------|------------------------------|---------------|
| 1 盛砂均し | 延長                 | スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定      | 施工完了後                        | 1 0 cm | 管理図に延長を記入し提出                  | +規定しない<br>－ 0                | 様式・出来形1-1-2参照 |
|        | 天端高<br>天端幅<br>法面勾配 | スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定 | 測線間隔 2 0 m以下<br>測点間隔 2 0 m以下 | 1 0 cm | 管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出 | 天端高± 3 0 cm<br>天端幅、法面は特記による。 |               |

##### 4－2 洗堀防止工

| 工種      | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 | 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考             |
|---------|------|------|------|------|---------|------|----------------|
| 1 洗堀防止工 |      |      |      |      |         |      | 1-4洗堀防止工を適用する。 |

## 4-3 基礎捨石工

| 工種                   | 管理項目 | 測定方法                 | 測定密度                                      | 測定単位 | 結果の整理方法    | 許容範囲                                                                         | 備考                                       |
|----------------------|------|----------------------|-------------------------------------------|------|------------|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 1 基礎捨石<br>(均しを行わない面) | 天端高  | 音響測深機、レッド又はレベル等により測定 | 測線及び測点間隔は10m以下                            | 10cm | 出来形図を作成し提出 | 特記による。                                                                       |                                          |
|                      | 法面   | 音響測深機、レッド又はレベル等により測定 | 測線間隔は10m以下<br>測点3点以上、但し、マウンド厚2m以下の場合は2点以上 | 10cm | 出来形図を作成し提出 | 特記による。                                                                       |                                          |
|                      | 天端幅  | スチールテープ、間縄等により測定     | 測線間隔は10m以下                                | 10cm | 出来形図を作成し提出 | 特記による。                                                                       |                                          |
|                      | 延長   | スチールテープ、間縄等により測定     | 法線上又は監督職員の指示による。                          | 10cm | 出来形図を作成し提出 | 特記による。                                                                       |                                          |
| 2 捨石本均し              | 天端高  | レベル又は特記により測定         | 測線及び測点間隔は10m以下                            | 1cm  | 出来形図を作成し提出 | ±5cm                                                                         | 様式・出来形4-3-2参照                            |
|                      | 天端幅  | スチールテープ、間縄等により測定     | 測線間隔は10m以下                                | 10cm | 出来形図を作成し提出 | +規定しない<br>-10cm                                                              |                                          |
|                      | 延長   | スチールテープ、間縄等により測定     | 法線上又は、監督職員の指示による。                         | 10cm | 出来形図を作成し提出 | +規定しない<br>-10cm                                                              |                                          |
| 3 捨石荒均し              | 天端高  | 音響測深機、レッド又はレベル等により測定 | 測線及び測点間隔は10m以下                            | 10cm | 出来形図を作成し提出 | 注) -1<br>±50cm、岸壁前面+0, -20cm又は特記による。<br>異形ブロック据付面(整積)の高さ(法面に直角)±30cm又は特記による。 | 注) -1<br>係留施設・護岸・土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。 |
|                      | 法面   | 音響測深機、レッド又はレベル等により測定 | 測線間隔は10m以下<br>測点3点以上、但し、マウンド厚2m以下の場合は2点以上 | 10cm | 出来形図を作成し提出 | 注) -2<br>±50cm(法面に直角)<br>異形ブロック据付面(整積)の高さ(法面に直角)±30cm又は特記による。                | 注) -2<br>係留施設・護岸・土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。 |
|                      | 天端幅  | スチールテープ、間縄等により測定     | 測線間隔は10m以下                                | 10cm | 出来形図を作成し提出 | +規定しない<br>-10cm                                                              |                                          |
|                      | 延長   | スチールテープ、間縄等により測定     | 法線上又は、監督職員の指示による。                         | 10cm | 出来形図を作成し提出 | +規定しない<br>-10cm                                                              |                                          |
|                      |      |                      |                                           |      |            |                                                                              |                                          |

#### 4-4 基礎ブロック工

| 工種             | 管理項目                   | 測定方法              | 測定密度                                 | 測定単位 | 結果の整理方法                               | 許容範囲                                                                       | 備考                     |
|----------------|------------------------|-------------------|--------------------------------------|------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1 基礎ブロック<br>製作 | 幅、高さ、<br>長さ、壁厚         | スチールテープ等によ<br>り測定 | 型枠取外し後全数                             | 1 cm | 管理表を作成し提出                             | 幅 + 2 cm , - 1 cm<br>高さ + 2 cm , - 1 cm<br>長さ + 2 cm , - 1 cm<br>壁厚 ± 1 cm | 様式・出来6-1参照<br>ブロック（方塊） |
|                | 対角線                    | スチールテープ等によ<br>り測定 | 型枠取外し後全数                             | 1 cm | 管理表を作成し提出                             |                                                                            |                        |
|                | 型枠形状寸<br>法（異形ブ<br>ロック） | 観 察               | 型枠搬入後適宜                              |      | 観察結果を記録・整理<br>ただし、監督員の請求<br>があった場合に提示 |                                                                            |                        |
|                | ブロック外<br>観（異形ブ<br>ロック） | 観 察               | 全 数                                  |      | 観察結果を報告                               |                                                                            |                        |
| 2 基礎ブロック<br>据付 | 法線に対す<br>る出入り          | スチールテープ等によ<br>り測定 | 据付後ブロック 1 個に<br>つき 2 箇所（最下段、<br>最上段） | 1 cm | 管理表を作成し提出                             | ± 5 cm                                                                     |                        |
|                | 隣接ブロッ<br>クとの間隔         | スチールテープ等によ<br>り測定 | 据付後ブロック 1 個に<br>つき 2 箇所（最下段、<br>最上段） | 1 cm | 管理表を作成し提出                             | ブロック（方塊）3 cm<br>以下                                                         |                        |
|                | 延 長                    | スチールテープ等によ<br>り測定 | 据付完了後、法線上<br>（最上段のみ）                 | 1 cm | 管理表を作成し提出                             |                                                                            |                        |
|                | 天端高                    | レベル等により測定         | 据付後ブロック 1 個に<br>つき 2 箇所（最上段の<br>み）   | 1 cm | 管理表を作成し提出                             |                                                                            |                        |

5 本体工(ケーソン式)  
5-1 ケーソン製作工

| 工種       | 管理項目                 | 測定方法              | 測定密度                | 測定単位   | 結果の整理方法        | 許容範囲                           | 備考            |
|----------|----------------------|-------------------|---------------------|--------|----------------|--------------------------------|---------------|
| 1 ケーソン製作 | 摩擦増大用<br>マット敷設<br>位置 | スチールテープ等により確認     | 始、終端及び変化する<br>箇所毎   | 1 0 cm | 測定表及び敷設図を作成し提出 | 特記による。                         |               |
|          | 高 さ                  | スチールテープ等により測定     | 完成時、四隅              | 1 cm   | 管理表を作成し提出      | + 3 cm<br>- 1 cm               | 様式・出来形5-1-1参照 |
|          | 幅                    | スチールテープ等により測定     | 各層完成時に中央部及び底版と天端は両端 | 1 cm   | 管理表を作成し提出      | + 3 cm<br>- 1 cm               |               |
|          | 長 さ                  | スチールテープ等により測定     | 各層完成時に中央部及び底版と天端は両端 | 1 cm   | 管理表を作成し提出      | + 3 cm<br>- 1 cm               |               |
|          | 壁 厚                  | スチールテープ等により測定     | 各層完成時、各壁 1 箇所       | 1 cm   | 管理表を作成し提出      | ± 1 cm                         |               |
|          | 底版厚さ                 | レベル、スチールテープ等により測定 | 底版完成時、各室中央部 1 箇所    | 1 cm   | 管理表を作成し提出      | + 3 cm<br>- 1 cm               |               |
|          | フーチング<br>高さ          | スチールテープ等により測定     | 底版完成時、四隅            | 1 cm   | 管理表を作成し提出      | + 3 cm<br>- 1 cm               |               |
|          | 対角線                  | スチールテープ等により測定     | 底版完成時及び完成時          | 1 cm   | 管理表を作成し提出      | ± 5 cm                         |               |
|          | バラスト                 | レベル、レッド等により測定     | 各室中央部 1 箇所          | 1 cm   | 管理表を作成し提出      | 碎石・砂 ± 1 0 cm<br>コンクリート ± 5 cm | 投入量管理         |

## 243

### 5-3 中請工

#### 5-4 蓋コンクリート工

### 5-5 蓋ブロック工

[illegible]



## 6 本体工(ブロック式)

### 6-1 本体ブロック製作工

| 工種         | 管理項目            | 測定方法          | 測定密度                          | 測定単位 | 結果の整理方法                               | 許容範囲                                                                       | 備考                                             |
|------------|-----------------|---------------|-------------------------------|------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 1 本体ブロック製作 | 幅、高さ、長さ、壁厚      | スチールテープ等により測定 | 型枠取外し後全数                      | 1 cm | 管理表を作成し提出                             | 幅 + 2 cm , - 1 cm<br>高さ + 2 cm , - 1 cm<br>長さ + 2 cm , - 1 cm<br>壁厚 ± 1 cm | 様式・出来形6-1参照<br>L型ブロック<br>セルラーブロック<br>ブロック (方塊) |
|            | 対角線             | スチールテープ等により測定 | 型枠取外し後全数                      | 1 cm | 管理表を作成し提出                             |                                                                            | 様式・出来6-1参照<br>セルラーブロック<br>ブロック (方塊)            |
|            | 型枠形状寸法 (異形ブロック) | 観察            | 型枠搬入後適宜                       |      | 観察結果を記録・整理<br>ただし、監督員の請求<br>があった場合に提示 |                                                                            |                                                |
|            | ブロック外観 (異形ブロック) | 観察            | 全数                            |      | 観察結果を報告                               |                                                                            |                                                |
| 2 本体ブロック据付 | 法線に対する出入り       | スチールテープ等により測定 | 据付後ブロック 1 個につき 2 箇所 (最下段、最上段) | 1 cm | 管理表を作成し提出                             | ± 5 cm                                                                     |                                                |
|            | 隣接ブロックとの間隔      | スチールテープ等により測定 | 据付後ブロック 1 個につき 2 箇所 (最下段、最上段) | 1 cm | 管理表を作成し提出                             | L型ブロック、セルラーブロック 5 cm以下<br>直立消波ブロック、ブロック (方塊) 3 cm以下                        |                                                |
|            | 延 長             | スチールテープ等により測定 | 据付完了後、法線上 (最上段のみ)             | 1 cm | 管理表を作成し提出                             |                                                                            |                                                |
|            | 天端高             | レベル等により測定     | 据付後ブロック 1 個につき 2 箇所 (最上段のみ)   | 1 cm | 管理表を作成し提出                             |                                                                            |                                                |

**6－3 中詰工**

| 工種    | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 | 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考           |
|-------|------|------|------|------|---------|------|--------------|
| 1 中詰工 |      |      |      |      |         |      | 1-5中詰工を適用する。 |

**6－4 蓋コンクリート工**

| 工種         | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 | 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考                |
|------------|------|------|------|------|---------|------|-------------------|
| 1 蓋コンクリート工 |      |      |      |      |         |      | 1-6蓋コンクリート工を適用する。 |

**6－5 蓋ブロック工**

| 工種       | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 | 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考              |
|----------|------|------|------|------|---------|------|-----------------|
| 1 蓋ブロック工 |      |      |      |      |         |      | 1-7蓋ブロック工を適用する。 |

7 本体工(場所打式)  
7-1 場所打コンクリート工

| 工種           | 管理項目     | 測定方法                 | 測定密度                               | 測定単位 | 結果の整理方法   | 許容範囲                                       | 備考                                      |
|--------------|----------|----------------------|------------------------------------|------|-----------|--------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 1 場所打コンクリート工 |          |                      |                                    |      |           |                                            |                                         |
| イ) 防波堤       | 天端高又は厚さ  | レベル等により測定            | 天端面は1スパン4箇所以上<br>パラペット頂部は1スパン2箇所以上 | 1 cm | 測定表を作成し提出 | 天端幅10m以下の場合、±2cm<br>天端幅10mを超える場合は+5cm~-2cm | 様式・出来形14-1参照<br>天端高さ又は厚さの管理項目の選定は特記による。 |
|              | 天端幅      | スチールテープ等により測定        | 1スパン3箇所                            | 1 cm | 測定表を作成し提出 | 天端幅10m以下の場合、±3cm<br>天端幅10mを超える場合は+5cm~-3cm |                                         |
|              | 延長       | スチールテープ等により測定        | 法線上                                | 1 cm | 測定表を作成し提出 | +規定しない<br>-0                               |                                         |
|              | 法線に対する出入 | トランシット、スチールテープ等により測定 | 1スパン2箇所                            | 1 cm | 測定表を作成し提出 | ±5cm<br>注) 又は、特記による。                       |                                         |
| ロ) 岸壁        | 天端高又は厚さ  | レベル、スチールテープ等により測定    | 1スパン3箇所                            | 1 cm | 測定表を作成し提出 | ±2cm                                       | 天端高さ又は厚さの管理項目の選定は特記による。                 |
|              | 天端幅      | スチールテープ等により測定        | 1スパン3箇所                            | 1 cm | 測定表を作成し提出 | ±2cm                                       |                                         |
|              | 延長       | スチールテープ等により測定        | 法線上                                | 1 cm | 測定表を作成し提出 | +規定しない<br>-0                               |                                         |
|              | 法線に対する出入 | トランシット、スチールテープ等により測定 | 1スパン2箇所                            | 1 cm | 測定表を作成し提出 | ±3cm                                       |                                         |
|              | 防舷材ベッド   | スチールテープ等により測定        | スパン毎                               | 1 cm | 測定表を作成し提出 |                                            |                                         |

**7-2 水中コンクリート工**

| 工種          | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 | 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考                  |
|-------------|------|------|------|------|---------|------|---------------------|
| 1 水中コンクリート工 |      |      |      |      |         |      | 7-1場所打コンクリート工を適用する。 |

**7-3 プレパックドコンクリート工**

| 工種              | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 | 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考                  |
|-----------------|------|------|------|------|---------|------|---------------------|
| 1 プレパックドコンクリート工 |      |      |      |      |         |      | 7-1場所打コンクリート工を適用する。 |

**7-4 水中不分離性コンクリート工**

| 工種              | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 | 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考                  |
|-----------------|------|------|------|------|---------|------|---------------------|
| 1 水中不分離性コンクリート工 |      |      |      |      |         |      | 7-1場所打コンクリート工を適用する。 |

## 8 本体工(捨石・捨ブロック式)

### 8-1 洗堀防止工

| 工種      | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 | 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考             |
|---------|------|------|------|------|---------|------|----------------|
| 1 洗堀防止工 |      |      |      |      |         |      | 1-4洗堀防止工を適用する。 |

### 8-2 本体捨石工

| 工種      | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 | 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考             |
|---------|------|------|------|------|---------|------|----------------|
| 1 本体捨石工 |      |      |      |      |         |      | 4-3基礎捨石工を適用する。 |

### 8-3 捨ブロック工

| 工種        | 管理項目           | 測定方法          | 測定密度                     | 測定単位 | 結果の整理方法                       | 許容範囲                                                                       | 備考                  |
|-----------|----------------|---------------|--------------------------|------|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1 捨ブロック製作 | 幅、高さ、長さ、壁厚     | スチールテープ等により測定 | 型枠取外し後全数                 | 1 cm | 管理表を作成し提出                     | 幅 + 2 cm , - 1 cm<br>高さ + 2 cm , - 1 cm<br>長さ + 2 cm , - 1 cm<br>壁厚 ± 1 cm | 様式・出来形6-1参照ブロック（方塊） |
|           | 対角線            | スチールテープ等により測定 | 型枠取外し後全数                 | 1 cm | 管理表を作成し提出                     |                                                                            |                     |
|           | 型枠形状寸法（異形ブロック） | 観 察           | 型枠搬入後適宜                  |      | 観察結果を記録・整理ただし、監督員の請求があった場合に提示 |                                                                            |                     |
|           | ブロック外観（異形ブロック） | 観 察           | 10個に1個以上測定               |      | 観察結果を報告                       |                                                                            |                     |
| 2 捨ブロック据付 | 法線に対する出入り      | スチールテープ等により測定 | 据付後ブロック1個につき2箇所（最下段、最上段） | 1 cm | 管理表を作成し提出                     | ± 5 cm                                                                     |                     |
|           | 隣接ブロックとの間隔     | スチールテープ等により測定 | 据付後ブロック1個につき2箇所（最下段、最上段） | 1 cm | 管理表を作成し提出                     | ブロック（方塊）3 cm 以下                                                            |                     |
|           | 延 長            | スチールテープ等により測定 | 据付完了後、法線上（最上段のみ）         | 1 cm | 管理表を作成し提出                     |                                                                            |                     |
|           | 天端高            | レベル等により測定     | 据付後ブロック1個につき2箇所（最上段のみ）   | 1 cm | 管理表を作成し提出                     |                                                                            |                     |

#### 8-4 場所打コンクリート工

| 工種           | 管理項目     | 測定方法                 | 測定密度                               | 測定単位 | 結果の整理方法   | 許容範囲                                                           | 備考                                  |
|--------------|----------|----------------------|------------------------------------|------|-----------|----------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 1 場所打コンクリート工 | 天端高      | レベル等により測定            | 天端面は1スパン4箇所以上<br>パラペット頂部は1スパン2箇所以上 | 1 cm | 測定表を作成し提出 | 天端幅10m以下の場合は、 $\pm 2$ cm<br>天端幅10mを超える場合は $+5$ cm $\sim -2$ cm | 様式・出来形14-1参照<br>天端高さの管理項目の選定は特記による。 |
|              | 天端幅      | スチールテープ等により測定        | 1スパン3箇所                            | 1 cm | 測定表を作成し提出 | 天端幅10m以下の場合は、 $\pm 3$ cm<br>天端幅10mを超える場合は $+5$ cm $\sim -3$ cm |                                     |
|              | 延長       | スチールテープ等により測定        | 法線上                                | 1 cm | 測定表を作成し提出 | +規定しない<br>-0                                                   |                                     |
|              | 法線に対する出入 | トランシット、スチールテープ等により測定 | 1スパン2箇所                            | 1 cm | 測定表を作成し提出 | $\pm 5$ cm<br>注) 又は、特記による。                                     |                                     |

## 9 本土工(鋼矢板式)

### 9-1 鋼矢板工

| 工種     | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 | 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考            |
|--------|------|------|------|------|---------|------|---------------|
| 1 鋼矢板工 |      |      |      |      |         |      | 1-8鋼矢板工を適用する。 |

### 9-2 控 工

| 工種    | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 | 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考          |
|-------|------|------|------|------|---------|------|-------------|
| 1 控 工 |      |      |      |      |         |      | 1-9控工を適用する。 |

## 10 本土工(コンクリート矢板式)

### 10-1 コンクリート矢板工

| 工種         | 管理項目        | 測定方法                  | 測定密度                   | 測定単位                | 結果の整理方法   | 許容範囲                         | 備考       |
|------------|-------------|-----------------------|------------------------|---------------------|-----------|------------------------------|----------|
| 1 コンクリート矢板 | 矢板壁延長       | スチールテープ等により測定（天端付近）   | 施工中適宜<br>打込完了時         | 1 cm                | 管理表を作成し提出 | + 矢板1枚幅<br>- 0               |          |
|            | 矢板法線に対する出入り | トランシット、スチールテープ等により測定  | 打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点 | 1 cm                | 管理表を作成し提出 | 特記による。                       | 全数を目視で確認 |
|            | 矢板法線に対する傾斜  | トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定 | 打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点 | 1 / 1 0 0 0         | 管理表を作成し提出 | 特記による。                       |          |
|            | 矢板法線方向の傾斜   | トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定 | 施工中適宜<br>打込完了時（両端部）    | 1 cm<br>1 / 1 0 0 0 | 管理表を作成し提出 | 上下の差が矢板1枚幅未満<br>2 / 1 0 0 以下 |          |
|            | 矢板天端高       | レベルにより測定              | 打込完了時、20枚に1枚           | 1 cm                | 管理表を作成し提出 | ± 5 cm                       | 全数を目視で確認 |
|            | 矢板継手部の離脱    | 観察（水中部は潜水士）           | 全 数                    |                     | 観察結果を報告   |                              |          |

### 10-2 控 工

| 工種    | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 | 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考           |
|-------|------|------|------|------|---------|------|--------------|
| 1 控 工 |      |      |      |      |         |      | 1-9 控工を適用する。 |

# 11 本体工(鋼杭式)

## 11-1 鋼杭工

| 工種    | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 | 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考            |
|-------|------|------|------|------|---------|------|---------------|
| 1 鋼杭工 |      |      |      |      |         |      | 1-10鋼杭工を適用する。 |

# 12 本体工(コンクリート杭式)

## 12-1 コンクリート杭工

| 工種         | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 | 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考                 |
|------------|------|------|------|------|---------|------|--------------------|
| 1 コンクリート杭工 |      |      |      |      |         |      | 1-11コンクリート杭工を適用する。 |

# 13 被覆・根固工

## 13-1 被覆石工

| 工種                  | 管理項目 | 測定方法                 | 測定密度                                        | 測定単位 | 結果の整理方法    | 許容範囲                                                     | 備考             |
|---------------------|------|----------------------|---------------------------------------------|------|------------|----------------------------------------------------------|----------------|
| 1 被覆石<br>(均しを行わない面) | 天端面  | 音響測深機、レッド又はレベル等により測定 | 測線及び測点間隔は10m以下                              | 10cm | 出来形図を作成し提出 | 特記による。                                                   | 様式・出来形13-1-1参照 |
| 2 被覆石均し             | 天端面  | 音響測深機、レッド又はレベル等により測定 | 測線及び測点間隔は10m以下                              | 10cm | 出来形図を作成し提出 | ±50cm<br>異形ブロック据付面(整積)±30cm<br>岸壁前面<br>+0, -20cm又は特記による。 |                |
|                     | 法面   | 音響測深機、レッド又はレベル等により測定 | 測線間隔は、10m以下、測点3点以上<br>但し、マウンド厚2m以下の場合は、2点以上 | 10cm | 出来形図を作成し提出 | ±50cm(法面に直角)異形ブロック据付面(整積)の高さ(法面に直角)±30cm又は特記による。         |                |
|                     | 天端幅  | スチールテープ、間縄等により測定     | 測線間隔は10m以下                                  | 10cm | 出来形図を作成し提出 | +規定しない<br>-20cm                                          |                |
|                     | 延長   | スチールテープ、間縄等により測定     | 天端中心上又は監督員の指示による。                           | 10cm | 出来形図を作成し提出 | +規定しない<br>-20cm                                          |                |



### 13-2 被覆ブロック工

| 工種         | 管理項目           | 測定方法          | 測定密度             | 測定単位 | 結果の整理方法                               | 許容範囲 | 備考 |
|------------|----------------|---------------|------------------|------|---------------------------------------|------|----|
| 1 被覆ブロック製作 | 型枠形状寸法（異形ブロック） | 観 察           | 型枠搬入後適宜          |      | 観察結果を記録・整理<br>ただし、監督員の請求<br>があった場合に提示 |      |    |
|            | ブロック外観（異形ブロック） | 観 察           | 10個に1個以上         |      | 観察結果を報告                               |      |    |
| 2 被覆ブロック据付 | 延 長            | スチールテープ等により測定 | 据付完了後、法線上（最上段のみ） | 10cm | 管理表を作成し提出                             |      |    |

### 13-3 根固ブロック工

| 工種         | 管理項目       | 測定方法          | 測定密度     | 測定単位 | 結果の整理方法   | 許容範囲                                                   | 備考                   |
|------------|------------|---------------|----------|------|-----------|--------------------------------------------------------|----------------------|
| 1 根固ブロック製作 | 幅、高さ、長さ、壁厚 | スチールテープ等により測定 | 型枠取外し後全数 | 1cm  | 管理表を作成し提出 | 幅 +2cm, -1cm<br>高さ+2cm, -1cm<br>長さ+2cm, -1cm<br>壁厚±1cm | 様式・出来形13-3-1参照       |
|            | 対角線        | スチールテープ等により測定 | 型枠取外し後全数 | 1cm  | 管理表を作成し提出 |                                                        |                      |
| 2 根固ブロック据付 |            |               |          |      |           |                                                        | 13-2-2被覆ブロック据付を適用する。 |

## 14 上部工

## 14-1 上部コンクリート工

| 工種        | 管理項目     | 測定方法                 | 測定密度                               | 測定単位 | 結果の整理方法   | 許容範囲                                                | 備考                                                                                                                |
|-----------|----------|----------------------|------------------------------------|------|-----------|-----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 上部コンクリート工 |          |                      |                                    |      |           |                                                     |                                                                                                                   |
| イ) 防波堤    | 天端高又は厚さ  | レベル等により測定            | 天端面は1スパン4箇所以上<br>パラペット頂部は1スパン2箇所以上 | 1 cm | 測定表を作成し提出 | 天端幅10m以下の場合<br>は、±2cm<br>天端幅10mを超える<br>場合は+5cm～-2cm | 様式・出来形14-1参照<br>天端高さ又は厚さの<br>管理項目の選定は特<br>記による。<br><br>注) 本体がケーソンの<br>場合 ケーソン質量<br>2,000t未満±20cm<br>2,000t以上±30cm |
|           | 天端幅      | スチールテープ等により測定        | 1スパン3箇所                            | 1 cm | 測定表を作成し提出 | 天端幅10m以下の場合<br>は、±3cm<br>天端幅10mを超える<br>場合は+5cm～-3cm |                                                                                                                   |
|           | 延長       | スチールテープ等により測定        | 法線上                                | 1 cm | 測定表を作成し提出 | +規定しない<br>-0                                        |                                                                                                                   |
|           | 法線に対する出入 | トランシット、スチールテープ等により測定 | 1スパン2箇所                            | 1 cm | 測定表を作成し提出 | ±5cm<br>注) 又は特記による                                  |                                                                                                                   |
| ロ) 岸壁     | 天端高又は厚さ  | レベル、スチールテープ等により測定    | 1スパン3箇所                            | 1 cm | 測定表を作成し提出 | ±2cm                                                | 天端高さ又は厚さの管理項目の選定は特記による。                                                                                           |
|           | 天端幅      | スチールテープ等により測定        | 1スパン3箇所                            | 1 cm | 測定表を作成し提出 | ±2cm                                                |                                                                                                                   |
|           | 延長       | スチールテープ等により測定        | 法線上                                | 1 cm | 測定表を作成し提出 | +規定しない<br>-0                                        |                                                                                                                   |
|           | 法線に対する出入 | トランシット、スチールテープ等により測定 | 1スパン2箇所                            | 1 cm | 測定表を作成し提出 | ±3cm                                                |                                                                                                                   |
|           | 防舷材ベッド   | スチールテープ等により測定        | スパン毎                               | 1 cm | 測定表を作成し提出 |                                                     |                                                                                                                   |
| ハ) 栈橋     |          |                      |                                    |      |           |                                                     | 14-1上部コンクリート工ロ) 岸壁を適用する。<br>梁(高さ、幅)床版厚は型枠検査による。                                                                   |

## 14-2 上部ブロック工

| 工種            | 管理項目       | 測定方法          | 測定密度     | 測定単位 | 結果の整理方法   | 許容範囲                                                                    | 備考                         |
|---------------|------------|---------------|----------|------|-----------|-------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 1 上部ブロック製作    | 幅、高さ、長さ、壁厚 | スチールテープ等により測定 | 型枠取外し後全数 | 1 cm | 管理表を作成し提出 | 幅 + 2 cm, - 1 cm<br>高さ + 2 cm, - 1 cm<br>長さ + 2 cm, - 1 cm<br>壁厚 ± 1 cm |                            |
|               | 対角線        | スチールテープ等により測定 | 型枠取外し後全数 | 1 cm | 管理表を作成し提出 |                                                                         |                            |
| 2 上部ブロック据付    |            |               |          |      |           |                                                                         |                            |
| イ) 防波堤        |            |               |          |      |           |                                                                         | 14-1 上部コンクリート工イ) 防波堤を適用する。 |
| ロ) 岸 壁        |            |               |          |      |           |                                                                         | 14-1 上部コンクリート工ロ) 岸壁を適用する。  |
| ハ) 栈橋上部コンクリート |            |               |          |      |           |                                                                         | 14-1 上部コンクリート工ハ) 栈橋を適用する。  |

## 15 付属工

## 15-1 係船柱工

| 工種    | 管理項目          | 測定方法                 | 測定密度              | 測定単位 | 結果の整理方法   | 許容範囲                 | 備考             |
|-------|---------------|----------------------|-------------------|------|-----------|----------------------|----------------|
| 1 係船柱 | 天端高           | レベルにより測定             | 据付完了時、中心部、全数      | 1 cm | 管理表を作成し提出 | 曲柱± 2 cm<br>直柱± 2 cm | 様式・出来形15-1-1参照 |
|       | 岸壁前面に対する出入    | トランシット、スチールテープ等により測定 | 据付完了時、全数          | 1 cm | 管理表を作成し提出 |                      |                |
|       | 中心間隔          | スチールテープ等により測定        | 据付完了時、各スパン毎中心部、各基 | 1 cm | 管理表を作成し提出 |                      |                |
|       | 直柱基礎コンクリート(幅) | スチールテープ等により測定        | 完了時、全数、天端両端       | 1 cm | 管理表を作成し提出 |                      |                |
|       | (長 さ)         | スチールテープ等により測定        | 完了時、全数、前後面        | 1 cm | 管理表を作成し提出 |                      |                |
|       | (高 さ)         | レベルにより測定             | 完了時、全数、中心点        | 1 cm | 管理表を作成し提出 |                      |                |

## 15-2 防舷材工

| 工種    | 管理項目  | 測定方法               | 測定密度         | 測定単位 | 結果の整理方法   | 許容範囲 | 備考             |
|-------|-------|--------------------|--------------|------|-----------|------|----------------|
| 1 防舷材 | 取付け高さ | レベル又はスチールテープ等により測定 | 取付完了時、中心部、全数 | 1 cm | 管理表を作成し提出 |      | 様式・出来形15-2-1参照 |
|       | 中心間隔  | スチールテープ等により測定      | 取付完了時、中心部、全数 | 1 cm | 管理表を作成し提出 |      |                |

## 15-3 車止・縁金物工

| 工種        | 管理項目       | 測定方法                 | 測定密度         | 測定単位 | 結果の整理方法   | 許容範囲   | 備考             |
|-----------|------------|----------------------|--------------|------|-----------|--------|----------------|
| 1 車止・縁金物工 | 天端高        | レベルにより測定             | 取付完了時、中心部、全数 | 1 cm | 管理表を作成し提出 |        | 様式・出来形15-3-1参照 |
|           | 岸壁前面に対する出入 | トランシット、スチールテープ等により測定 | 取付完了後、中心部を1点 | 1 cm | 管理表を作成し提出 | ± 3 cm |                |
|           | 取付間隔       | スチールテープ等により測定        | 上部工1スパンに2箇所  | 1 cm | 管理表を作成し提出 |        |                |
|           | 塗 装        | 目視による観察              |              |      | 観察結果を報告   |        |                |
|           | 警戒色(シマ模様)  | スチールテープ等により測定        | 完了時適宜        |      | 確認結果を報告   |        |                |

#### 15-4 防食工

| 工種    | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 | 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考            |
|-------|------|------|------|------|---------|------|---------------|
| 1 防食工 |      |      |      |      |         |      | 1-12防食工を適用する。 |

#### 15-5 付属設備工

| 工種    | 管理項目 | 測定方法          | 測定密度         | 測定単位 | 結果の整理方法   | 許容範囲 | 備考 |
|-------|------|---------------|--------------|------|-----------|------|----|
| 1 係船環 | 取付位置 | スチールテープ等により測定 | 取付完了時、中心部、全数 | 1 cm | 管理表を作成し提出 |      |    |

### 16 消波工

#### 16-1 洗堀防止工

| 工種      | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 | 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考             |
|---------|------|------|------|------|---------|------|----------------|
| 1 洗堀防止工 |      |      |      |      |         |      | 1-4洗堀防止工を適用する。 |

#### 16-2 消波ブロック工

| 工種         | 管理項目           | 測定方法          | 測定密度             | 測定単位 | 結果の整理方法                               | 許容範囲 | 備考 |
|------------|----------------|---------------|------------------|------|---------------------------------------|------|----|
| 1 消波ブロック製作 | 型枠形状寸法（異形ブロック） | 観 察           | 型枠搬入後適宜          |      | 観察結果を記録・整理<br>ただし、監督員の請求<br>があった場合に提示 |      |    |
|            | ブロック外観（異形ブロック） | 観 察           | 10個に1個以上         |      | 観察結果を報告                               |      |    |
| 2 消波ブロック据付 | 延 長            | スチールテープ等により測定 | 据付完了後、法線上（最上段のみ） | 10cm | 管理表を作成し提出                             |      |    |

# 17 裏込・裏埋工

## 17-1 裏込工

| 工種                  | 管理項目 | 測定方法             | 測定密度                      | 測定単位            | 結果の整理方法        | 許容範囲                                         | 備考                                      |
|---------------------|------|------------------|---------------------------|-----------------|----------------|----------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 1 裏込材<br>(均しを行わない面) | 天端高  | レベル、レッドにより測定     | 測線及び測点間隔は10m以下            | 陸上1cm<br>水中10cm | 出来形図を作成し提出     | 特記による。                                       |                                         |
|                     | 法 面  | レベル、レッドにより測定     | 測点は3点以上                   | 10cm            | 出来形図を作成し提出     | 特記による。                                       |                                         |
|                     | 天端幅  | スチールテープ、間縄等により測定 | 測線間隔は10m以下                | 10cm            | 出来形図を作成し提出     | 特記による。                                       |                                         |
|                     | 延 長  | スチールテープ、間縄等により測定 | 天端中心上又は監督員の指示による。         | 10cm            | 出来形図を作成し提出     | 特記による。                                       |                                         |
| 2 裏込均し              | 天端面  | レベル、レッドにより測定     | 測線及び測点間隔は10m以下            | 陸上1cm<br>水中10cm | 出来形図を作成し提出     | ±20cm                                        |                                         |
|                     | 法 面  | レベル、レッドにより測定     | 測点は3点以上                   | 10cm            | 出来形図を作成し提出     | ±20cm（法面に直角）                                 | マット等を使用する場合を含む。                         |
|                     | 天端幅  | スチールテープ、間縄等により測定 | 測線間隔は10m以下                | 10cm            | 出来形図を作成し提出     | +規定しない<br>-10cm                              |                                         |
|                     | 延 長  | スチールテープ、間縄等により測定 | 天端中心上又は監督員の指示による。         | 10cm            | 出来形図を作成し提出     | +規定しない<br>-10cm                              |                                         |
| 3 吸出し防止材            | 敷設位置 | スチールテープ、間縄等により測定 | 始、終端及び変化する箇所毎並びに20mに1箇所以上 | 10cm            | 測定表及び敷設図を作成し提出 | 特記による。                                       | 様式・出来形1-4-1参照 アスファルトマット・繊維系マット・合成樹脂系マット |
|                     | 重ね幅  | スチールテープ等により測定    | 1枚に2点                     | 1cm             | 測定表及び敷設図を作成し提出 | 50cm以上（アスファルトマット・繊維系マット）<br>30cm以上（合成樹脂系マット） |                                         |
|                     | 延 長  | スチールテープ、間縄等により測定 | マットの中心を区間毎及び全長            | 10cm            | 測定表及び敷設図を作成し提出 | +規定しない<br>-10cm                              |                                         |

## 17-2 裏埋工

| 工種    | 管理項目         | 測定方法                     | 測定密度                           | 測定単位   | 結果の整理方法           | 許容範囲   | 備考        |
|-------|--------------|--------------------------|--------------------------------|--------|-------------------|--------|-----------|
| 1 裏埋材 | 地盤高<br>(陸上部) | レベル等により測定                | 測線間隔 2.0 m 以下<br>測点間隔 2.0 m 以下 | 1 cm   | 平面図に実測値を記入<br>し提出 | 特記による。 | 変化点は測定する。 |
|       | (水中部)        | レベル、レッド及び音<br>響測深機等により測定 | 測線間隔 2.0 m 以下<br>測点間隔 2.0 m 以下 | 1.0 cm | 平面図に実測値を記入<br>し提出 | 特記による。 | 変化点は測定する。 |

## 17-3 裏埋土工

| 工種               | 管理項目 | 測定方法              | 測定密度                                | 測定単位   | 結果の整理方法   | 許容範囲   | 備考                   |
|------------------|------|-------------------|-------------------------------------|--------|-----------|--------|----------------------|
| 1 土砂掘削<br>2 土砂盛土 | 地盤高  | レベル等により測定         | 法肩、法尻及び中心を<br>延長 2.0 m に 1 箇所以<br>上 | 1 cm   | 測定表を作成し提出 | 特記による。 | 様式・出来形 17-3-1 参<br>照 |
|                  | 幅    | スチールテープ等によ<br>り測定 | 延長 2.0 m に 1 箇所以<br>上               | 1.0 cm | 測定表を作成し提出 | 特記による。 |                      |
|                  | 法 長  | スチールテープ等によ<br>り測定 | 延長 2.0 m に 1 箇所以<br>上               | 1.0 cm | 測定表を作成し提出 | 特記による。 |                      |
|                  | 延 長  | スチールテープ等によ<br>り測定 | 両端及び中心                              | 1.0 cm | 測定表を作成し提出 | 特記による。 |                      |

**18 陸上地盤改良工**  
**18－1 圧密・排水工**

| 工種       | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 | 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考              |
|----------|------|------|------|------|---------|------|-----------------|
| 1 圧密・排水工 |      |      |      |      |         |      | 1-1圧密・排水工を適用する。 |

**18－2 締固工**

| 工種    | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 | 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考           |
|-------|------|------|------|------|---------|------|--------------|
| 1 締固工 |      |      |      |      |         |      | 1-2締固工を適用する。 |

**18－3 固化工**

| 工種    | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 | 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考           |
|-------|------|------|------|------|---------|------|--------------|
| 1 固化工 |      |      |      |      |         |      | 1-3固化工を適用する。 |



## 19 土 工

## 19-1 掘削工

| 工種     | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 | 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考               |
|--------|------|------|------|------|---------|------|------------------|
| 1 土砂掘削 |      |      |      |      |         |      | 17-3-1土砂掘削を適用する。 |

## 19-2 盛土工

| 工種     | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 | 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考               |
|--------|------|------|------|------|---------|------|------------------|
| 1 土砂盛土 |      |      |      |      |         |      | 17-3-2土砂盛土を適用する。 |

## 19-3 路床盛土工

| 工種     | 管理項目 | 測定方法          | 測定密度                                                | 測定単位 | 結果の整理方法   | 許容範囲               | 備考 |
|--------|------|---------------|-----------------------------------------------------|------|-----------|--------------------|----|
| 1 路床盛土 | 高さ   | レベル等により測定     | 舗装は中心及び両端部の3点を延長20mに1箇所、臨港道路舗装は中心及び両端部の3点を延長40mに1箇所 | 1 cm | 測定表を作成し提出 | ± 5 cm             |    |
|        | 幅    | スチールテープ等により測定 | 舗装は延長20mに1箇所、臨港道路舗装は延長40mに1箇所                       | 1 cm | 測定表を作成し提出 | +規定しない<br>- 1 0 cm |    |
|        | 延 長  | スチールテープ等により測定 | 両端 2 箇所                                             | 1 cm | 測定表を作成し提出 | +規定しない<br>- 0      |    |

## 19-4 法面工

| 工種   | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 | 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考                                   |
|------|------|------|------|------|---------|------|--------------------------------------|
| 1 法面 |      |      |      |      |         |      | 17-3-1土砂掘削、17-3-2土砂盛土及び1-15植生工を適用する。 |

## 20 舗装工

### 20-1 コンクリート舗装工

| 工種          | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 | 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考                  |
|-------------|------|------|------|------|---------|------|---------------------|
| 1 コンクリート舗装工 |      |      |      |      |         |      | 1-13コンクリート舗装工を適用する。 |

### 20-2 アスファルト舗装工

| 工種          | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 | 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考                  |
|-------------|------|------|------|------|---------|------|---------------------|
| 1 アスファルト舗装工 |      |      |      |      |         |      | 1-14アスファルト舗装工を適用する。 |

## 21 維持補修工

### 21-1 維持塗装工

| 工種      | 管理項目 | 測定方法            | 測定密度     | 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲   | 備考               |
|---------|------|-----------------|----------|------|---------|--------|------------------|
| 1 係船柱塗装 | 塗装箇所 | 目視（承諾された図面より確認） | 塗装完了後、全数 |      | 確認結果を提出 | 特記による。 |                  |
| 2 車止塗装  |      |                 |          |      |         |        |                  |
| イ) 鋼 製  | 塗装箇所 | 目視（承諾された図面より確認） | 塗装完了後、全数 |      | 確認結果を提出 | 特記による。 |                  |
| ロ) その他  | 塗装箇所 | 目視（承諾された図面より確認） | 塗装完了後、全数 |      | 確認結果を提出 | 特記による。 |                  |
| 3 縁金物塗装 |      |                 |          |      |         |        | 21-1-2車止塗装を適用する。 |

### 21-2 防食工

| 工種    | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 | 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考            |
|-------|------|------|------|------|---------|------|---------------|
| 1 防食工 |      |      |      |      |         |      | 1-12防食工を適用する。 |

## 22 構造物撤去工

### 22-1 取壊し工

| 工種          | 管理項目    | 測定方法                 | 測定密度   | 測定単位   | 結果の整理方法   | 許容範囲   | 備考 |
|-------------|---------|----------------------|--------|--------|-----------|--------|----|
| 1 コンクリート取壊し | 幅、高さ、延長 | トランシット、スチールテープ等により測定 | 特記による。 | 特記による。 | 管理表を作成し提出 | 特記による。 |    |
|             | 外 観     | 目視又は潜水土による観察。        | 特記による。 |        | 観察結果を報告   | 特記による。 |    |

### 22-2 撤去工

| 工種             | 管理項目    | 測定方法                 | 測定密度   | 測定単位   | 結果の整理方法   | 許容範囲   | 備考 |
|----------------|---------|----------------------|--------|--------|-----------|--------|----|
| 1 水中コンクリート撤去   | 幅、高さ、延長 | トランシット、スチールテープ等により測定 | 特記による。 | 特記による。 | 管理表を作成し提出 | 特記による。 |    |
|                | 外 観     | 潜水土による観察。            | 特記による。 |        | 観察結果を報告   |        |    |
| 2 鋼矢板等切断撤去     | 幅、高さ、延長 | スチールテープ等により測定        | 特記による。 | 1 cm   | 測定表を作成し提出 | 特記による。 |    |
|                | 外 観     | 目視又は潜水土による観察。        | 特記による。 |        | 観察結果を報告   |        |    |
| 3 腹起・タイ材撤去     | 形状寸法    | スチールテープ等により測定        | 特記による。 | 特記による。 | 測定表を作成し提出 | 特記による。 |    |
|                | 外 観     | 目視又は潜水土による観察。        | 特記による。 |        | 観察結果を報告   |        |    |
| 4 舗装版撤去        | 幅、高さ、延長 | トランシット、スチールテープ等により測定 | 特記による。 | 特記による。 | 管理表を作成し提出 | 特記による。 |    |
|                | 外 観     | 目視による観察。             | 特記による。 |        | 観察結果を報告   |        |    |
| 5 石材撤去         | 幅、高さ、延長 | トランシット、スチールテープ等により測定 | 特記による。 | 特記による。 | 管理表を作成し提出 | 特記による。 |    |
|                | 外 観     | 目視又は潜水土による観察。        | 特記による。 |        | 観察結果を報告   |        |    |
| 6 ケーソン撤去       | 形状寸法    | スチールテープ等により測定        | 特記による。 | 特記による。 | 測定表を作成し提出 | 特記による。 |    |
|                | 外 観     | 目視又は潜水土による観察。        | 特記による。 |        | 観察結果を報告   |        |    |
| 7 ブロック撤去       | 形状寸法    | スチールテープ等により測定        | 特記による。 | 特記による。 | 測定表を作成し提出 | 特記による。 |    |
|                | 外 観     | 目視又は潜水土による観察。        | 特記による。 |        | 観察結果を報告   |        |    |
| 8 鋼矢板・H形鋼杭引き撤去 | 形状寸法    | スチールテープ等により測定        | 特記による。 | 1 cm   | 測定表を作成し提出 | 特記による。 |    |
|                | 外 観     | 目視又は潜水土による観察。        | 特記による。 |        | 観察結果を報告   |        |    |

## 23 仮設工

### 23-1 仮設鋼矢板工

| 工種               | 管理項目  | 測定方法      | 測定密度                  | 測定単位 | 結果の整理方法   | 許容範囲         | 備考 |
|------------------|-------|-----------|-----------------------|------|-----------|--------------|----|
| 1 仮設鋼矢板・<br>H形鋼杭 | 矢板天端高 | レベル等により測定 | 打込完了時、20枚に1枚（H形鋼杭は全数） | 1 cm | 管理表を作成し提出 | ±10cm        |    |
|                  | 根入長   | レベル等により測定 | 打込完了時、20枚に1枚（H形鋼杭は全数） | 10cm | 管理表を作成し提出 | +規定しない<br>－0 |    |

### 23-2 仮設鋼管杭・鋼管矢板工

| 工種            | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 | 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考                                       |
|---------------|------|------|------|------|---------|------|------------------------------------------|
| 1 先行掘削        |      |      |      |      |         |      | 1-8-1先行掘削を適用する。（任意仮設は除く）                 |
| 2 仮設鋼管杭・鋼管矢板工 |      |      |      |      |         |      | 1-8-2鋼矢板式ロ）鋼管矢板及び1-10-2鋼杭を適用する。（任意仮設は除く） |

### 23-3 仮設道路工

| 工種      | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 | 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考                                         |
|---------|------|------|------|------|---------|------|--------------------------------------------|
| 1 仮設道路工 |      |      |      |      |         |      | 1-13コンクリート舗装工<br>及び1-14アスファルト舗<br>装工を適用する。 |

24 雜 工

## 24-1 現場鋼材溶接工

[illegible]

## 24-2 現場鋼材切断工

| 工種        | 管理項目 | 測定方法                    | 測定密度 | 測定単位 | 結果の整理方法   | 許容範囲   | 備考 |
|-----------|------|-------------------------|------|------|-----------|--------|----|
| 1現場鋼材切断   |      |                         |      |      |           |        |    |
| イ) 陸上現場切断 | 形状寸法 | スチールテープ等により測定           | 全数   | 1 mm | 測定表を作成し提出 | 特記による。 |    |
|           | 外観   | 目視による観察                 | 全数   |      | 観察結果を報告   |        |    |
| ロ) 水中切断   | 形状寸法 | スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定 | 全数   | 1 mm | 測定表を作成し提出 | 特記による。 |    |
|           | 外観   | 目視又は潜水土による観察            | 全数   |      | 観察結果を報告   |        |    |

## 24-3 その他雑工

| 工種      | 管理項目    | 測定方法          | 測定密度 | 測定単位 | 結果の整理方法   | 許容範囲   | 備考 |
|---------|---------|---------------|------|------|-----------|--------|----|
| 1現場鋼材切断 |         |               |      |      |           |        |    |
| イ) 清 掃  | 幅、長さ、延長 | スチールテープ等により測定 | 全数   | 1 mm | 測定表を作成し提出 | 特記による。 |    |
|         | 外観      | 目視又は潜水土による観察  | 全数   |      | 観察結果を報告   |        |    |
| ロ) 削 孔  | 形状寸法    | スチールテープ等により測定 | 全数   | 1 mm | 測定表を作成し提出 | 特記による。 |    |
|         | 外観      | 目視又は潜水土による観察  | 全数   |      | 観察結果を報告   |        |    |

## 25 浚渫工

## 25-1 ポンプ浚渫工

| 工種      | 管理項目        | 測定方法                 | 測定密度   | 測定単位   | 結果の整理方法                          | 許容範囲                     | 備考                                                 |
|---------|-------------|----------------------|--------|--------|----------------------------------|--------------------------|----------------------------------------------------|
| 1 ポンプ浚渫 | 水深<br>(底 面) | 音響測深機、レッド又はレベル等により測定 | 特記による。 | 1 0 cm | 業務共通仕様書第2編 1-2-5の6 平面図に実測値を記入し提出 | +0<br>-規定しない<br>又は特記による。 | 様式・出来形25-1参照<br>+；設計値より浅いことをいう。<br>-；設計値より深いことをいう。 |
|         | (法 面)       | 音響測深機、レッド又はレベル等により測定 | 特記による。 | 1 0 cm | 業務共通仕様書第2編 1-2-5の6 平面図に実測値を記入し提出 | +0<br>-規定しない<br>又は特記による。 |                                                    |

## 265

### 25-3 硬土盤浚渫工

## 25-4 岩盤浚渫工

### 25-5 バックホウ浚渫工

## 26 埋立工

## 26-1 固化工

## 26-2 埋立土工

[illegible]

## 27 仮設工

## 27-1 コンクリート舗装工

| 工種          | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 | 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考                  |
|-------------|------|------|------|------|---------|------|---------------------|
| 1 コンクリート舗装工 |      |      |      |      |         |      | 1-13コンクリート舗装工を適用する。 |

## 27-2 アスファルト舗装工

| 工種          | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 | 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考                  |
|-------------|------|------|------|------|---------|------|---------------------|
| 1 アスファルト舗装工 |      |      |      |      |         |      | 1-14アスファルト舗装工を適用する。 |

## 27-3 道路付属工

| 工種          | 管理項目 | 測定方法          | 測定密度       | 測定単位 | 結果の整理方法   | 許容範囲              | 備考 |
|-------------|------|---------------|------------|------|-----------|-------------------|----|
| 1 緑 石       | 高さ   | レベル等により測定     | 監督員の指示による。 | 1 cm | 測定表を作成し提出 | ± 3 cm            |    |
|             | 総延長  | スチールテープ等により測定 | 図面に記載する箇所  | 1 cm | 測定表を作成し提出 | + 規定しない<br>- 5 cm |    |
| 2 区画線及び道路標示 | 幅    | スチールテープ等により測定 | 監督員の指示による。 | 1 cm | 測定表を作成し提出 | ± 1 cm            |    |
|             | 長さ   | スチールテープ等により測定 | 監督員の指示による。 | 1 cm | 測定表を作成し提出 | ± 10cm            |    |
| 3 道路標識      | 高さ   | スチールテープ等により測定 | 1 箇所に 1 回  | 1 cm | 測定表を作成し提出 | ± 5 cm            |    |
| 4 防護柵       | 高さ   | スチールテープ等により測定 | 監督員の指示による。 | 1 cm | 測定表を作成し提出 | + 3 cm<br>- 2 cm  |    |
|             | 総延長  | スチールテープ等により測定 | 図面に記載する箇所  | 1 cm | 測定表を作成し提出 | + 規定しない<br>- 10cm |    |

## 28 緑地工

## 28-1 植生工

| 工種    | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 | 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考            |
|-------|------|------|------|------|---------|------|---------------|
| 1 植生工 |      |      |      |      |         |      | 1-15植生工を適用する。 |

# 1 共通仮設

## 1-1 汚濁防止膜工

| 工種        | 撮影区分  | 撮影項目       | 撮影基準            |             | 注意事項                             |
|-----------|-------|------------|-----------------|-------------|----------------------------------|
|           |       |            | 撮影箇所            | 撮影時期        |                                  |
| 1 水質汚濁防止膜 | 施工管理  | 取付け、組立て    | 取付け、組立状況        | 組立時、全体及び部分  | カーテンの接続、アンカー等の取付状況が判明できるように撮影    |
|           |       | 設置         | 設置状況            | 設置時         | 作業状況が判明できるよう使用船舶機械を配慮し撮影         |
|           |       | 撤去         | 撤去状況            | 撤去時         |                                  |
|           | 品質管理  | カーテンの種類、形状 | カーテン            | 組立時、種類及び形状毎 | カーテンの種類、規格、形状等が判明できるように撮影        |
|           |       | 汚濁防止膜の構造   | アンカー、フロート、ワイヤー等 | 組立時、種類及び形状毎 | アンカー、フロート、ワイヤー等の規格形状等が判明できるように撮影 |
|           | 出来形管理 | 設置位置       | 設置状況            | 設置完了後       | 正面、側面等全体の設置状況が判明できるように撮影         |



## 2 無筋・鉄筋コンクリート

### 2-1 レディーミクストコンクリート

| 工種 | 撮影区分 | 撮影項目       | 撮影基準               |      | 注意事項                     |
|----|------|------------|--------------------|------|--------------------------|
|    |      |            | 撮影箇所               | 撮影時期 |                          |
|    | 施工管理 | 材料の貯蔵      | セメント、混和材料及び骨材の貯蔵状況 | 貯蔵時  | 但し、J I Sマーク表示認証工場の場合は省略。 |
|    |      | プラントの設備    | 全景及び細部             | 施工時  |                          |
|    |      | 材料の計量及び練混ぜ | 計量及び練混ぜ状況          | 施工時  |                          |

### 2-2 コンクリートミキサー船

| 工種 | 撮影区分 | 撮影項目       | 撮影基準               |      | 注意事項 |
|----|------|------------|--------------------|------|------|
|    |      |            | 撮影箇所               | 撮影時期 |      |
|    | 施工管理 | 材料の貯蔵      | セメント、混和材料及び骨材の貯蔵状況 | 貯蔵時  |      |
|    |      | プラントの設備    | 全景及び細部             | 施工時  |      |
|    |      | 材料の計量及び練混ぜ | 計量及び練混ぜ状況          | 施工時  |      |

### 2-3 現場練りコンクリート

| 工種 | 撮影区分 | 撮影項目       | 撮影基準               |      | 注意事項 |
|----|------|------------|--------------------|------|------|
|    |      |            | 撮影箇所               | 撮影時期 |      |
|    | 施工管理 | 材料の貯蔵      | セメント、混和材料及び骨材の貯蔵状況 | 貯蔵時  |      |
|    |      | プラントの設備    | 全景及び細部             | 施工時  |      |
|    |      | 材料の計量及び練混ぜ | 計量及び練混ぜ状況          | 施工時  |      |

### 2-4 運搬打設工

| 工種 | 撮影区分 | 撮影項目      | 撮影基準        |        | 注意事項                                     |
|----|------|-----------|-------------|--------|------------------------------------------|
|    |      |           | 撮影箇所        | 撮影時期   |                                          |
|    | 施工管理 | 準備 (※)    | 打設準備        | 打設前    | 打設面の不純物除去、散水状況等を撮影                       |
|    |      | 運搬 (※)    | コンクリートの運搬状況 | 運搬時    | 但し、J I Sマーク表示認証工場の場合は省略。                 |
|    |      | 打設 (※)    | コンクリート打設    | 打設時    | ポンプ、スキップ、シュート、コンベア等の打設方法及び打込み状態、締固状態等を撮影 |
|    |      | 打継目 (※)   | レイタンス除去状況   | 施工時    | レイタンス除去状況を撮影                             |
|    |      | 表面仕上げ (※) | 仕上げ状況       | 表面仕上げ時 | 天端均し仕上げ状況を撮影                             |
|    |      | 養生 (※)    | 養生          | 養生時    | 打設後（底版、打継各層、天端）の養生状況を撮影                  |

(※) 代表的な1サイクルの撮影で可とする

## 2-5 暑中コンクリート

| 工種 | 撮影区分 | 撮影項目     | 撮影基準              |                    | 注意事項                         |
|----|------|----------|-------------------|--------------------|------------------------------|
|    |      |          | 撮影箇所              | 撮影時期               |                              |
|    | 施工管理 | 施工状況 (※) | セメント、骨材、水の温度の管理状況 | 測定時                | 2-1レディーミクストコンクリートの関連事項を適用する。 |
|    |      |          | 打設面の状況<br>打設状況    | 打設直前<br>運搬装置、防護処置等 |                              |
|    |      |          | 打設中及び打設完了後の保護状況   | 打設時及び施工完了時         | コンクリートの温度保護を必要とした場合          |

(※) 代表的な1サイクルの撮影で可とする

## 2-6 寒中コンクリート

| 工種 | 撮影区分 | 撮影項目     | 撮影基準              |                    | 注意事項                         |
|----|------|----------|-------------------|--------------------|------------------------------|
|    |      |          | 撮影箇所              | 撮影時期               |                              |
|    | 施工管理 | 施工状況 (※) | セメント、骨材、水の温度の管理状況 | 測定時                | 2-1レディーミクストコンクリートの関連事項を適用する。 |
|    |      |          | 打設面の状況<br>打設状況    | 打設直前<br>運搬装置、防護処置等 |                              |
|    |      |          | 打設中及び打設完了後の保護状況   | 打設時及び施工完了時         | コンクリートの温度保護を必要とした場合          |

(※) 品質規定毎に1枚の撮影で可とする

(※) 代表的な1サイクルの撮影で可とする

## 2-7 コンクリートの品質管理

| 工種 | 撮影区分 | 撮影項目     | 撮影基準             |         | 注意事項                                                       |
|----|------|----------|------------------|---------|------------------------------------------------------------|
|    |      |          | 撮影箇所             | 撮影時期    |                                                            |
|    | 品質管理 | 試験練り (※) | 試験状況、供試体作成及び養生状況 | 試験時、養生時 | 但し、J I Sマーク表示認証工場の場合は省略。<br>設計基準強度の撮影は、 $\sigma 28$ のみとする。 |
|    |      | 強度試験 (※) | 試験状況             | 試験時     |                                                            |
|    |      | 現場試験 (※) | スランプ、空気量、温度測定状況  | 供試体作成時  |                                                            |

(※) 代表的な1サイクルの撮影で可とする

## 2-8 鉄筋工

| 工種 | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮影基準     |      | 注意事項                |
|----|------|------|----------|------|---------------------|
|    |      |      | 撮影箇所     | 撮影時期 |                     |
|    | 施工管理 | 棒 鋼  | 保管状況 (※) | 荷降し後 | まくら木の配置、覆いの状態等を撮影   |
|    |      | 鉄 筋  | 保管状況 (※) | 加工後  | まくら木の配置、覆いの状態等を撮影   |
|    |      |      | 組立て及び結束  | 組立時  | 組立て、結束状態が確認できるように撮影 |
|    |      |      | 吊 筋      | 取付後  |                     |

(※) 代表的な1サイクルの撮影で可とする

## 2-9 型枠及び支保工

| 工種 | 撮影区分 | 撮影項目    | 撮影基準        |      | 注意事項              |
|----|------|---------|-------------|------|-------------------|
|    |      |         | 撮影箇所        | 撮影時期 |                   |
|    | 施工管理 | 型 枠 (※) | 製作及び大組製作の状況 | 製作時  | 内枠、外枠、隔壁の取外し状況を撮影 |
|    |      |         | 組立状況        | 組立時  |                   |
|    |      |         | 取外し状況       | 取外し時 |                   |
|    |      |         | 型枠清掃状況      | 清掃時  |                   |

(※) 代表的な1サイクルの撮影で可とする

## 2-10 水中コンクリート

| 工種 | 撮影区分  | 撮影項目     | 撮影基準        |        | 注意事項                                                                                                    |
|----|-------|----------|-------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |       |          | 撮影箇所        | 撮影時期   |                                                                                                         |
|    | 施工管理  | 打 設      | 打設状況        | 施工時    | 2-1レディーミクストコンクリート、2-2コンクリートミキサー船、2-3現場練りコンクリート、2-4運搬打設工及び2-9型枠及び支保工の関連事項を適用する。トレミー、コンクリートポンプ、底開き箱、底開き袋等 |
|    |       | 打設用機械器具等 | 打設状況        | 施工時    |                                                                                                         |
|    | 出来形管理 | 出来形の確認   | 出来形寸法等の測定状況 | 出来形測定時 |                                                                                                         |

## 2-11 袋詰コンクリート

| 工種 | 撮影区分  | 撮影項目                  | 撮影基準                 |        | 注意事項                                                                                        |
|----|-------|-----------------------|----------------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |       |                       | 撮影箇所                 | 撮影時期   |                                                                                             |
|    | 施工管理  | 使用船舶機械等<br>袋 詰<br>設 置 | 使用船舶、機械等             | 施工時    | 2-1レディーミクストコンクリート、2-2コンクリートミキサー船、2-3現場練りコンクリート、2-4運搬打設工、2-9型枠及び支保工及び2-10水中コンクリートの関連事項を適用する。 |
|    |       |                       | コンクリート袋詰状況           | 施工時    |                                                                                             |
|    |       |                       | 設置状況                 | 施工時    |                                                                                             |
|    | 出来形管理 | 出来形の確認                | 出来形寸法等の測定状況、設置（積上）状態 | 出来形測定時 |                                                                                             |

## 2-12 水中不分離性コンクリート

| 工種 | 撮影区分  | 撮影項目            | 撮影基準                    |        | 注意事項                                                                                        |
|----|-------|-----------------|-------------------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |       |                 | 撮影箇所                    | 撮影時期   |                                                                                             |
|    | 施工管理  | 打 設<br>打設用機械器具等 | 打設状況                    | 施工時    | 2-1レディーミクストコンクリート、2-2コンクリートミキサー船、2-3現場練りコンクリート、2-8鉄筋工及び2-9型枠及び支保工の関連事項を適用する。トレミー、コンクリートポンプ等 |
|    |       |                 | 打設状況                    | 施工時    |                                                                                             |
|    | 品質管理  | 各種試験            | スランプフロー、圧縮強度、懸濁物質等の試験状況 | 試験時    |                                                                                             |
|    | 出来形管理 | 出来形の確認          | 出来形寸法等の測定状況             | 出来形測定時 |                                                                                             |

## 2-13 プレパックドコンクリート

| 工種 | 撮影区分  | 撮影項目     | 撮影基準                         |         | 注意事項                                                                                  |
|----|-------|----------|------------------------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------|
|    |       |          | 撮影箇所                         | 撮影時期    |                                                                                       |
|    | 施工管理  | 型枠状況一般   | 型枠組立て、建込状況                   | 施工時     | 2-1レディーミクストコンクリート、2-2コンクリートミキサー船、2-3現場練りコンクリート、2-4運搬打設工、2-8鉄筋工及び2-9型枠及び支保工の関連事項を適用する。 |
|    |       | 骨材の投入    | 骨材洗浄、投入状況                    | 施工時     |                                                                                       |
|    |       | プラントの設備  | 設備の全景及び細部                    | 施工時     |                                                                                       |
|    |       | 注入管及び検査管 | 管の配置状況                       | モルタル注入前 | 配置間隔が判明できるようにテープ等を同時撮影                                                                |
|    |       | モルタル注入   | 注入状況                         | 注入時     | 注入の状態で判明できるように全景を撮影                                                                   |
|    | 品質管理  | 各種試験     | 圧縮強度、フロー値、膨張率、ブリーディング率等の試験状況 | 試験時     |                                                                                       |
|    | 出来形管理 | 出来形の確認   | 出来形寸法等の測定状況、岩盤かき均し状況等        | 測定時     |                                                                                       |

### 3一般施工

#### 3-1 共通的工種

| 工種                  | 撮影区分 | 撮影項目                     | 撮影基準        |                             | 注意事項               |
|---------------------|------|--------------------------|-------------|-----------------------------|--------------------|
|                     |      |                          | 撮影箇所        | 撮影時期                        |                    |
| 1 排砂管設備工            |      |                          |             |                             |                    |
| 1) 排砂管設備            | 施工管理 | 排砂管設備                    | 排砂管、零号等設置撤去 | 布設撤去の作業時                    | 設置状況が判明できるように撮影。   |
| 2 土運船運搬工            |      |                          |             |                             |                    |
| 1) 土運船運搬            | 施工管理 | 土砂の運搬状況                  | 運搬時積載状況     | 土砂運搬時                       | 運搬経路が判明できる背景を入れて撮影 |
| 3 揚土土捨て工            |      |                          |             |                             |                    |
| 1) バージアン<br>ローダ揚土   | 施工管理 | 使用船舶機械等                  | 作業現場        | 現地搬入前又は現地搬入時                | 全景及び数量が判明できるように撮影  |
| 2) 空気圧送揚土           |      | バー吉安<br>ローダ揚土、<br>空気圧送揚土 | 排砂状況        | 排砂時                         |                    |
| 3) リクレーマ揚<br>土      |      |                          | 海洋汚染防止対策    | 余水吐における濁り防止処<br>置、設置及び状態    | 特記の内容に対応させる。       |
| 4) バックホウ揚<br>土      |      | リクレーマ揚土、<br>バックホウ揚土      | 土砂の揚土状況     | 揚土作業時                       |                    |
| 4 圧密・排水工            |      |                          |             |                             |                    |
| 1) サンドドレーン<br>【海 上】 | 施工管理 | 使用船舶機器等                  | 杭打船舶機械      | 組立完了後船舶機械毎打設時               |                    |
|                     |      |                          | 記録計器        | 打設時                         |                    |
|                     |      |                          | 測量櫓等        | 測量中、櫓等毎                     |                    |
|                     |      |                          | 砂運搬船舶機械     | 運搬中                         |                    |
|                     | 品質管理 | 材料の確認                    | 材 料         | 現場搬入時（種類、品質及び<br>形状寸法の異なる毎） |                    |
|                     |      |                          | 品質試験状況      | 試験時                         |                    |
| 【陸 上】               | 施工管理 | 使用施工機械                   | クローラクレーン    | 現場搬入時、組立時、機械毎               | 全 景                |
|                     |      | その他                      | 発動発電機       | 現場搬入時、組立時、機械毎               | 全 景                |
|                     |      | 施工状況                     | 作業状況        | 施工時                         | 全 景                |
|                     | 品質管理 | 材料の確認                    | 品質試験状況      | 試験時                         | 全 景                |
|                     |      |                          | 材料置場        | 現場搬入時                       | 全 景                |

| 工種                | 撮影区分  | 撮影項目    | 撮影基準             |                         | 注意事項                          |
|-------------------|-------|---------|------------------|-------------------------|-------------------------------|
|                   |       |         | 撮影箇所             | 撮影時期                    |                               |
| 2) 敷 砂<br>3) 敷砂均し | 施工管理  | 使用船舶機械等 | 運搬船舶機械           | 投入時                     | 全景が判明できるように撮影                 |
|                   |       |         | 均し 船舶機械          | 均し作業時                   | 均し用具は、作業前に撮影                  |
|                   |       | その他     | 海洋汚染防止対策         | 対策を講じた時                 |                               |
|                   |       |         | 飛砂防止対策           | 対策を講じた時                 |                               |
|                   | 品質管理  | 材料の確認   | 材料               | 現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎） |                               |
|                   |       |         | 品質試験状況           | 試験時                     |                               |
|                   | 出来形管理 | 出来形の確認  | 測定状況             | 測定時                     | 全景については、位置が判明できる背景を入れる。       |
| 4) 載荷土砂           | 施工管理  | 使用船舶機械等 | 砂運搬船、機械          | 運搬時、船舶機械毎               |                               |
|                   |       |         | 排砂管設備            | 敷設時                     |                               |
|                   |       |         |                  | 排砂中                     |                               |
|                   |       |         | 浚渫船（採取船）         | 浚渫中                     |                               |
|                   |       | その他     | 海洋汚染防止対策         | 対策を講じた時                 |                               |
|                   | 品質管理  | 材料の確認   | 材料               | 現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎） |                               |
|                   |       |         | 品質試験状況           | 試験時                     |                               |
|                   | 出来形管理 | 出来形の確認  | 測定状況             | 測定時                     | 全景については、位置が判明できる背景を入れる。       |
| 5) ペーパードレーン       |       |         |                  |                         | 3-1-4圧密・排水工 1) サンドドレーンを適用する。  |
| 6) グラベルマッ<br>ト    | 施工管理  | 使用船舶機械等 | 運搬及び均し（船舶）機<br>械 | 施工時                     | 全景が判明できるように撮影<br>均し用具は、作業前に撮影 |
|                   |       |         | 砕石投入状況           | 投入時、規格毎及び作業機械・船種毎       |                               |
|                   |       | 施工状況    | 砕石均し状況           | 規格及び作業機械・船種毎            |                               |
|                   |       |         | その他              | 海洋汚染防止対策                | 対策を講じた時                       |
|                   | 品質管理  | 材料の確認   | 材料               | 現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎） |                               |
|                   |       |         | 品質試験状況           | 試験時                     |                               |
|                   | 出来形管理 | 出来形の確認  | 測定状況             | 測定時                     | 全景については、位置が判明できる背景を入れる。       |

|             |      |        |                                          |               |    |
|-------------|------|--------|------------------------------------------|---------------|----|
| 7) グラベルドレーン | 施工管理 | 使用施工機械 | クローラクレーン                                 | 現場搬入時、組立時、機械毎 | 全景 |
|             |      | その他    | アースオーガマシン、リーダーオーガ、発動発電機、コンプレッサ、トラクターショベル | 現場搬入時、組立時、機械毎 | 全景 |
|             |      | 施工状況   | 作業状況                                     | 施工時           | 全景 |
|             | 品質管理 | 材料の確認  | 品質試験状況                                   | 試験時           | 全景 |
|             |      |        | 材料置場                                     | 現場搬入時         | 全景 |

| 工種                        | 撮影区分  | 撮影項目    | 撮影基準                              |                         | 注意事項              |
|---------------------------|-------|---------|-----------------------------------|-------------------------|-------------------|
|                           |       |         | 撮影箇所                              | 撮影時期                    |                   |
| 5 締固工                     |       |         |                                   |                         |                   |
| 1) ロッドコンパクション             | 施工管理  | 使用施工機械  | 振動体（バイブロ）                         | 現場搬入時、組立時、機械毎           | 全 景               |
|                           |       | その他     | ロッド、リーダー、トラクターショベル、発動発電機、ショベルローダー | 現場搬入時、組立時、機械毎           | 全 景               |
|                           |       | 施工状況    | 作業状況                              | 施工時                     | 全 景               |
|                           | 品質管理  | 材料の確認   | 品質試験状況                            | 試験時                     | 全 景               |
|                           |       |         | 材料置場                              | 現場搬入時                   | 全 景               |
| 2) サンドコンパクションパイル<br>【海 上】 | 施工管理  | 使用船舶機器等 | 杭打船舶機械                            | 組立完了後船舶機械毎打設時           |                   |
|                           |       |         | 記録計器                              | 打設時                     |                   |
|                           |       |         | 測量櫓等                              | 測量中、櫓等毎                 |                   |
|                           |       |         | 砂運搬船舶機械                           | 運搬中                     |                   |
|                           | 品質管理  | 材料の確認   | 材料                                | 現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎） |                   |
|                           |       |         | 品質試験状況                            | 試験時                     |                   |
| 【陸 上】                     | 施工管理  | 使用施工機械  | クローラクレーン                          | 現場搬入時、組立時、機械毎           | 全 景               |
|                           |       | その他     | リーダー、発動発電機、コンプレッサー、トラクターショベル      | 現場搬入時、組立時、機械毎           | 全 景               |
|                           |       | 施工状況    |                                   | 施工時                     | 全 景               |
|                           | 品質管理  | 材料の確認   | 材料置場                              | 現場搬入時                   | 全 景               |
|                           |       |         | 品質試験状況                            | 試験時                     | 全 景               |
| 3) 盛土土砂撤去                 | 施工管理  | 使用船舶機械等 | 使用船舶、機械等                          | 施工時                     | 使用機械器具が判明できるように撮影 |
|                           |       | 施工状況    | 撤去状況                              | 撤去中                     |                   |
|                           |       | その他     | 海洋汚染防止対策                          | 対策を講じた時                 |                   |
|                           | 出来形管理 | 出来形の確認  | 測定状況                              | 測定時                     |                   |

|                   |      |         |                           |                    |                                |
|-------------------|------|---------|---------------------------|--------------------|--------------------------------|
| 4) 敷 砂<br>5) 敷砂均し |      |         |                           |                    | 3-1-4圧密・排水工 2)敷砂、3) 敷砂均しを適用する。 |
| 6 固化工             |      |         |                           |                    |                                |
| 1) 深層混合処理杭        | 施工管理 | 使用船舶機械等 | 改良船、材料運搬船、潜<br>水士船、引船、揚錨船 | 搬入時、船舶機械毎          |                                |
|                   |      | 施工状況    | 測量櫓設置、撤去状況                | 測量櫓設置時、<br>改良船位誘導時 |                                |
|                   |      |         | 障害物撤去状況                   | 障害物調査時、撤去時         |                                |
|                   |      |         | 改良杭打設状況                   | 試験杭打設時、作業時         |                                |
|                   |      |         | 海洋汚染防止対策                  | 対策を講じた時            |                                |
|                   |      |         | 改良船計器類<br>代表的計器           | 計測時                |                                |
|                   | 品質管理 | 材料の確認   | 固化材料                      | 現場搬入時、材料毎          |                                |
|                   |      |         | 品質管理試験状況                  | 試験時、試験種類毎          |                                |

| 工種                | 撮影区分 | 撮影項目    | 撮影基準     |           | 注意事項                           |
|-------------------|------|---------|----------|-----------|--------------------------------|
|                   |      |         | 撮影箇所     | 撮影時期      |                                |
| 2) 盛上土砂撤去         |      |         |          |           | 3-1-5締固工 3) 盛上土砂撤去を適用する。       |
| 3) 敷 砂<br>4) 敷砂均し |      |         |          |           | 3-1-4圧密・排水工 2)敷砂、3) 敷砂均しを適用する。 |
| 5) 事前混合処理         | 施工管理 | 使用船舶機器等 | 主要船舶機械   | 搬入時、船舶機械毎 | 使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影         |
|                   |      | 材料の貯蔵   | 貯蔵状況     | 貯蔵時       |                                |
|                   |      | プラントの設備 | 全景及び細部   | 施工時       |                                |
|                   |      | 施工状況    | 混合処理状況   | 混合作業時     |                                |
|                   |      |         | 処理土運搬状況  | 運搬時       |                                |
|                   |      |         | 処理土投入状況  | 投入時       |                                |
|                   | 品質管理 | 材料の確認   | 固化材料     | 現場搬入時、材料毎 |                                |
|                   |      |         | 品質管理試験状況 | 試験時、試験種類毎 |                                |
| 6) 表層固化処理         | 施工管理 | 使用船舶機器等 | 主要船舶機械   | 搬入時、船舶機械毎 | 使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影         |
|                   |      | 材料の貯蔵   | 貯蔵状況     | 貯蔵時       |                                |
|                   |      | プラントの設備 | 全景及び細部   | 施工時       |                                |
|                   |      | 施工状況    | 配合状況     | 施工時       |                                |
|                   |      |         | 固化処理状況   | 施工時       |                                |
|                   | 品質管理 | 材料の確認   | 固化材料     | 現場搬入時、材料毎 |                                |
|                   |      |         | 配合試験状況   | 試験時       |                                |
|                   |      |         | 品質管理試験状況 | 試験時、試験種類毎 |                                |



|                    |       |                                 |                       |                 |                                              |
|--------------------|-------|---------------------------------|-----------------------|-----------------|----------------------------------------------|
| 7 洗堀防止工            |       |                                 |                       |                 |                                              |
| 1) 洗堀防止            | 施工管理  | マット類の確認<br><br><br><br><br>敷設状況 | 補強材セット状況              | 施工時             | 作業状況が判明できるように撮影                              |
|                    |       |                                 | アスファルトコンクリート打設状況      | アスファルトコンクリート打設時 |                                              |
|                    |       |                                 | 搬入仮置                  | 搬入仮置時           |                                              |
|                    |       |                                 | アンカー取付け、加工            | 取付加工時           |                                              |
|                    |       |                                 | 運搬                    | 運搬時             |                                              |
|                    |       |                                 | 敷設状況と使用船舶機械           | 敷設時             |                                              |
|                    | 出来形管理 | 出来形の確認                          | 敷設位置、重ね幅、延長及びジョイントの確認 | 敷設完了時           | 確認箇所が判る背景を入れる。                               |
| 8 中詰工              |       |                                 |                       |                 |                                              |
| 1) 砂・石材中詰          | 施工管理  | 使用船舶機械等                         | 運搬船等                  | 施工時             | 作業状況が判明できるように撮影                              |
|                    |       |                                 | 投入                    | 投入状況            |                                              |
|                    |       |                                 | 均し                    | 均し状況            |                                              |
|                    |       |                                 | 締固め                   | 締固め状況           |                                              |
|                    | 品質管理  | 品質試験                            | 品質試験状況                | 試験項目毎           |                                              |
|                    |       | 材料の確認                           | 材料及び作業船等              | 搬入時に適宜          | テープ等を同時撮影                                    |
|                    | 出来形管理 | 出来形の確認                          | 測定状況                  | 均し完了後           | 中詰材の天端とケーソン天端との高低差が判明できるようにテープ等を同時撮影         |
| 2) コンクリート中詰        |       |                                 |                       |                 | 2 無筋・鉄筋コンクリートの関連事項及び3-1-8<br>1) 砂・石材中詰を適用する。 |
| 3) プレパックスドコンクリート中詰 |       |                                 |                       |                 | 2 無筋・鉄筋コンクリートの関連事項及び3-1-8<br>1) 砂・石材中詰を適用する。 |

| 工種           | 撮影区分       | 撮影項目     | 撮影基準             |           | 注意事項                                                        |
|--------------|------------|----------|------------------|-----------|-------------------------------------------------------------|
|              |            |          | 撮影箇所             | 撮影時期      |                                                             |
| 9 蓋コンクリート工   |            |          |                  |           |                                                             |
| 1) 蓋コンクリート   | 施工管理       | 使用船舶機械等  | コンクリートミキサー船及び付属船 | コンクリート打設前 | コンクリートミキサー船及び付属船の形状寸法が判るように前方、側面からそれぞれ撮影<br>作業状況が判明できるように撮影 |
|              |            | ルーフィング敷設 | 中詰上面             | コンクリート打設前 |                                                             |
|              | 品質管理       |          |                  |           | 2-7コンクリートの品質管理を適用する。                                        |
|              | 出来形管理      | 出来形の確認   | 測定状況             | 打設完了後     | 蓋コンクリートの施工天端とケーソン又はセルラーブロックの天端との差が判明できるようにテープ等を同時撮影         |
| 10 蓋ブロック工    |            |          |                  |           |                                                             |
| 1) 蓋ブロック製作   | 施工管理       | ヤード等     | ヤード及び設備          | 着工時全景     | 3-5-1ケーソン製作の関連事項を適用する。                                      |
|              |            | 使用船舶機械等  | クレーン等            | 施工時       |                                                             |
|              |            | 函 台      | 製作函台             | 着工時       |                                                             |
|              | 品質管理       |          |                  |           | 2-7コンクリートの品質管理を適用する。                                        |
|              | 出来形管理      | 鉄 筋      | 組立てかぶり           | 組立完了時     | 3-5-1ケーソン製作の関連事項を適用する。                                      |
|              |            | 型 枠      | 組立完了             | 組立確認時     |                                                             |
|              |            | コンクリート   | 形状寸法、外観          | 打設後       | 番号等を入れて撮影                                                   |
|              |            | 完 成      | 完成品              | 完成時       | 個数が確認できれば1枚に複個数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影）                           |
|              |            |          | 仮置状況             | 仮置時       | 積重ね段数が判明できるように撮影                                            |
|              | 2) 蓋ブロック据付 | 施工管理     | 使用船舶機械等          | 起重機船、台船等  | 施工時                                                         |
| 据付作業         |            |          | 据付作業状況           | 据付時       | 据付作業が判明できるように撮影                                             |
| 出来形管理        |            | 出来形の確認   | 測定状況             | 測定時       | 据付の全体が判明できるように撮影                                            |
| 3) 間詰めコンクリート | 施工管理       | 使用船舶機械等  | コンクリートミキサー船及び付属船 | コンクリート打設前 | 3-1-9蓋コンクリートの関連事項を適用する。                                     |
|              |            | ルーフィング敷設 | 中詰上面             | コンクリート打設前 |                                                             |
|              | 品質管理       |          |                  |           | 2-7コンクリートの品質管理を適用する。                                        |

|         |       |               |                     |            |                                      |
|---------|-------|---------------|---------------------|------------|--------------------------------------|
| 11鋼矢板工  |       |               |                     |            |                                      |
| 1) 先行掘削 | 施工管理  | 掘削            | 掘削状況                | 施工時        |                                      |
| 2) 鋼矢板  | 施工管理  | 矢板の保管         | 保管状況                | 保管時        | 全景及びまくら木、くさび等の変形、転落防止措置を撮影           |
|         |       | 矢板の積込み        | 吊上げ及び積込状況           | 施工時        | 使用機械器具、積込方法が判明できるように撮影               |
|         |       | 矢板の運搬         | 運搬状況                | 施工時        | 荷くずれ防止措置、台船への積載状況、使用船舶機械等が判明できるように撮影 |
|         |       | 導材の設置         | 導材の設置状況             | 施工時        | 使用材料及び船舶機械、導材の構造が判明できるように撮影          |
|         |       | 矢板の建込み        | 建込状況（位置出し、吊込み、建込み等） | 施工時        | 作業状況が判明できるように撮影                      |
|         |       | 矢板の打込み        | 打込状況                | 施工時        | 杭打船等の全景、打込み方法、順序等が判明できるように撮影         |
|         |       |               | ハンマーの種類、型式等         | 適 宜        |                                      |
|         |       |               | 打込記録中               | 測定時        |                                      |
|         |       |               | 飛油、騒音防止対策           | 対策を講じた時    | 飛油対策、騒音防止対策等を行った場合                   |
|         |       | 継ぎ手部の離脱       | 離脱箇所                | 離脱が有った時    | 離脱部の状況が判明できるように撮影                    |
|         | 品質管理  | 矢板の規格、外観、形状寸法 | 観察、測定状況             | 観察、測定時     | 種類、形状寸法が変わる毎にテープ等を同時撮影               |
|         | 出来形管理 | 出来形の確認        | 測定作業状況              | 施工時及び打込完了時 |                                      |

| 工種                                    | 撮影区分  | 撮影項目                                                             | 撮影基準      |            | 注意事項                                                              |
|---------------------------------------|-------|------------------------------------------------------------------|-----------|------------|-------------------------------------------------------------------|
|                                       |       |                                                                  | 撮影箇所      | 撮影時期       |                                                                   |
| 12控 工                                 |       |                                                                  |           |            |                                                                   |
| 1) 控鋼矢板<br>2) 控鋼管<br>3) 腹 起<br>4) タイ材 | 施工管理  | 腹起しの取付け                                                          | 取付け及び締付状況 | 施工時及び完了時   |                                                                   |
|                                       |       | タイロッド受杭                                                          |           |            | 3-1-11杭及び矢板を適用する。                                                 |
|                                       |       | タイロッド、タイワイヤーの組立て、取付け、プレキャストコンクリート控壁、控杭、控矢板、控頂部コンクリート、場所打コンクリート控壁 | 組立て及び取付状況 | 施工時        | 3-1-11杭及び矢板を適用する。<br>3-6本体工（ブロック式）を適用する。<br>3-14-1上部コンクリート工を適用する。 |
|                                       | 品質管理  | 腹起し材、タイロッド、タイワイヤーの規格、外観、形状寸法                                     | 観察、測定状況   | 観察、測定時     | 種類、形状寸法が変わる毎にテープ等を同時撮影                                            |
|                                       |       | タイロッド、タイワイヤーの試験杭、矢板の品質、コンクリート品質                                  | 引張試験の状況   | 試験時        | 3-1-11鋼矢板工を適用する。<br>3-14-1上部コンクリート工を適用する。                         |
|                                       | 出来形管理 | 出来形の確認                                                           | 測定状況、完成状況 | 施工時及び取付完了時 |                                                                   |

|            |       |              |                     |            |                                      |
|------------|-------|--------------|---------------------|------------|--------------------------------------|
| 13鋼杭工      |       |              |                     |            |                                      |
| 1) 先行掘削    |       |              |                     |            | 3-1-11鋼矢板工1) 先行掘削を適用する。              |
| 2) 鋼杭      | 施工管理  | 杭の保管         | 保管状況                | 保管時        | 全景及びまくら木、くさび等の変形、転落防止措置を撮影           |
|            |       | 杭の積込み        | 吊上げ及び積込み状況          | 施工時        | 使用機械器具、積込方法が判明できるように撮影               |
|            |       | 杭の運搬         | 運搬状況                | 施工時        | 荷くずれ防止措置、台船への積載状況、使用船舶機械等が判明できるように撮影 |
|            |       | 導材の設置        | 導材の設置状況             | 施工時        | 使用材料及び船舶機械、導材の構造が判明できるように撮影          |
|            |       | 杭の建込み        | 建込状況（位置出し、吊込み、建込み等） | 施工時        | 作業状況が判明できるように撮影                      |
|            |       | 杭の打込み        | 打込状況                | 施工時        | 杭打船等の全景、打込み方法、順序等が判明できるように撮影         |
|            |       |              | ハンマーの種類、型式等         | 適宜         |                                      |
|            |       |              | 打込記録中               | 測定時        |                                      |
|            | 品質管理  | 杭の規格、外觀、形状寸法 | 飛油、騒音防止対策           | 対策を講じた時    | 飛油対策、騒音防止対策等を行った場合                   |
|            |       |              | 観察、測定状況             | 観察、測定時     | 種類、形状寸法が変わる毎にテープ等を同時撮影               |
|            | 出来形管理 | 出来形の確認       | 測定作業状況              | 施工時及び打込完了時 |                                      |
| 14コンクリート杭工 |       |              |                     |            |                                      |
| 1) コンクリート杭 |       |              |                     |            | 3-1-13鋼矢工2) 鋼杭を適用する。                 |

| 工種             | 撮影区分  | 撮影項目       | 撮影基準            |         | 注意事項                     |
|----------------|-------|------------|-----------------|---------|--------------------------|
|                |       |            | 撮影箇所            | 撮影時期    |                          |
| 15防食工          |       |            |                 |         |                          |
| 1) 電気防食        | 施工管理  | 使用船舶機械等    | 曳船、台船、潜水土船、溶接機等 | 取付時     | 使用する船舶機械等が判明できるように撮影     |
|                |       | 製品（陽極）     | 取付陽極            | 取付前     | 取付陽極の部分（1組）及び取付陽極全体      |
|                |       | 取付け（陽極）    | 取付状況            | 取付時     | 取付状況（水中写真）               |
|                |       | （電位測定装置）   | 設置状況            | 取付時     | 測定用端子の設置状況               |
|                | 品質管理  | 形状寸法       | 測定状況            | 測定時     |                          |
|                | 出来形管理 | 出来形の確認（陽極） | 取付完了状態          | 取付完了時   | 潜水土船または潜水土による確認検査状況      |
|                |       | （電位測定装置）   | 電位測定            | 測定時     | 電位差測定の状況                 |
| 2) F R Pモルタル被覆 | 施工管理  | 使用船舶機械等    | 曳船、台船、潜水土船、溶接機等 | 取付時     | 使用する船舶機械等が判明できるように撮影     |
|                |       | 施工状況       | モルタル注入          | 施工時     |                          |
|                |       | 製品（F R P）  |                 | 取付前、取付後 |                          |
|                |       | 施工状況       | 設置状況            | 取付時     | F R P被覆材の設置状況            |
|                | 品質管理  | 形状寸法       | 測定状況            | 測定時     |                          |
|                | 出来形管理 | 出来形の確認     | 被覆防食完了状態        | 取付完了時   | 完了の部分（1箇所）及び正面全体と延長方向を撮影 |
|                |       |            |                 |         |                          |
| （素地調整）         | 施工管理  | 使用機械       | コンプレッサー、ケレン工具等  | 施工時     | 使用機械器具が判明できるように撮影        |
|                |       | 施工状況       | 作業状況            | 施工時     |                          |
|                | 出来形管理 | 完 成        | 完成全景            | 完成時     |                          |
| （モルタル工）        | 施工管理  | 使用機械       | モルタルポンプ、発電機等    | 施工時     | 使用機械器具が判明できるように撮影        |
|                |       | 施工状況       | 作業状況            | 施工時     |                          |
|                | 出来形管理 | 出来形の確認     | 測定状況            | 測定時     |                          |
|                |       | 完 成        | 完成全景            | 完成時     |                          |

|             |       |              |                 |         |                            |
|-------------|-------|--------------|-----------------|---------|----------------------------|
| 3) ペトロラタム被覆 | 施工管理  | 使用船舶機械等      | 曳船、台船、潜水土船、溶接機等 | 取付時     | 使用する船舶機械等が判明できるように撮影       |
|             |       | 製品 (F R P 等) |                 | 取付前、取付後 |                            |
|             |       | 施工状況         | 設置状況            | 取付時     | F R P 等保護材の設置状況            |
|             | 品質管理  | 形状寸法         | 測定状況            | 測定時     |                            |
|             | 出来形管理 | 出来形の確認 (陽極)  | 被覆防食完了状態        | 取付完了時   | 完了部分 (1 箇所) 及び正面全体と延長方向を撮影 |
|             |       | (電位測定装置)     | 電位測定            | 測定時     | 電位差測定の状況                   |
| (素地調整)      | 施工管理  | 使用機械         | コンプレッサー、ケレン工具等  | 施工時     | 使用機械器具が判明できるように撮影          |
|             |       | 施工状況         | 作業状況            | 施工時     |                            |
|             | 出来形管理 | 完 成          | 完成全景            | 完成時     |                            |
| (防食工)       | 施工管理  | 使用機械         | 取付用工具           | 施工時     | 使用機械器具が判明できるように撮影          |
|             |       | 施工状況         | 作業状況            | 施工時     |                            |
|             | 出来形管理 | 出来形の確認       | 測定状況            | 測定時     |                            |
|             |       | 完 成          | 完成全景            | 完成時     |                            |

| 工種          | 撮影区分  | 撮影項目      | 撮影基準            |         | 注意事項                       |
|-------------|-------|-----------|-----------------|---------|----------------------------|
|             |       |           | 撮影箇所            | 撮影時期    |                            |
| 4) コンクリート被覆 | 施工管理  | 使用船舶機械等   | 曳船、台船、潜水土船、溶接機等 | 施工時     | 使用する船舶機械等が判明できるように撮影       |
|             |       | 被覆防食の作業状況 | 施工状況            | 施工時     |                            |
|             | 出来形管理 | 出来形の確認    | 被覆防食完了状態        | 完了時     | 完了部分 (1 箇所) 及び正面全体と延長方向を撮影 |
| 5 防食塗装      | 施工管理  | 使用船舶機械等   | 曳船、台船、潜水土船、溶接機等 | 施工時     | 使用する船舶機械等が判明できるように撮影       |
|             |       | 塗 装       | 施工状況            | 施工時、各層毎 |                            |
|             | 出来形管理 | 出来形の確認    | 塗装完了状態          | 完了時     | 完了部分 (1 箇所) 及び正面全体と延長方向を撮影 |
| 16路床工       |       |           |                 |         |                            |
| 1) 不陸整正     | 施工管理  | 路 床       | 施工状況            | 施工時     |                            |

|                                  |       |             |                        |          |                                                                     |
|----------------------------------|-------|-------------|------------------------|----------|---------------------------------------------------------------------|
| 17コンクリート舗装工                      |       |             |                        |          |                                                                     |
| 1) 下層路盤<br>2) 上層路盤               | 施工管理  | 路 盤         | 路盤材料均し、転圧、締固め          | 上層、下層作業中 |                                                                     |
|                                  | 品質管理  | 材料の確認       | 試験及び検査                 | 試験及び検査時  | 主要材料について港湾工事品質管理基準の項目による試験及び検査の状況が判明できるように撮影                        |
|                                  | 出来形管理 | 出来形の確認      | 測定状況                   | 測定時      | 路盤の厚さが判明するように撮影                                                     |
| 3) コンクリート舗装<br>4) 目 地<br>5) 小口止め | 施工管理  | コンクリート舗装、目地 | 型枠据付時の路盤確認、型枠組立、組外し    | 施工時      | 各作業が判明できるように撮影                                                      |
|                                  |       |             | コンクリート運搬及び打設           |          |                                                                     |
|                                  |       |             | 締固め及び表面仕上げ             |          |                                                                     |
|                                  |       |             | ダウエルバー、タイバー、目地材及び鉄網の設置 |          |                                                                     |
|                                  |       |             | 養 生                    |          |                                                                     |
|                                  |       | 小口止め        | 施工状況                   | 施工時      |                                                                     |
|                                  | 品質管理  | 材料の確認       | 試験及び検査                 | 試験及び検査時  | 主要材料について港湾工事品質管理基準の項目による試験及び検査の状況が判明できるように撮影<br>2-7コンクリート品質管理を適用する。 |
|                                  | 出来形管理 | 出来形の確認      | 測定状況                   | 測定時      | コンクリート舗装の鉄網、目地及び舗設厚さが判明できるように撮影                                     |
| 18アスファルト舗装工                      |       |             |                        |          |                                                                     |
| 1) 下層路盤<br>2) 上層路盤               |       |             |                        |          | 3-1-17コンクリート舗装工1) 下層路盤、2) 上層路盤を適用する。                                |
| 3) 基 層<br>4) 表 層                 | 施工管理  | 基層、表層       | 型枠組立                   | 施工時      | 各作業が判明できるように撮影                                                      |
|                                  |       |             | タックコート、プライムコート散布       |          |                                                                     |
|                                  |       |             | 舗設、締固め                 |          |                                                                     |
|                                  | 品質管理  | 材料の確認       | 試験及び検査                 | 試験及び検査時  | 主要材料について港湾工事品質管理基準の項目による試験及び検査の状況が判明できるように撮影                        |
|                                  | 出来形管理 | 出来形の確認      | 測定状況                   | 測定時      | 舗設厚さが判明できるように撮影                                                     |



| 工種                | 撮影区分          | 撮影項目         | 撮影基準                 |                     | 注意事項                                                       |
|-------------------|---------------|--------------|----------------------|---------------------|------------------------------------------------------------|
|                   |               |              | 撮影箇所                 | 撮影時期                |                                                            |
| 19植生工             |               |              |                      |                     |                                                            |
| 1) 張 芝<br>2) 筋 芝  | 施工管理          | 使用機械器具等      | 転圧機械、打固め器具等          | 搬入時                 | 使用機器の規格、形状等が判明できるように撮影                                     |
|                   |               | 施工状況         | 材料の管理                | 施工時                 | 材料の管理状況が判明できるように撮影                                         |
|                   |               |              | 土の敷均し、肥料の散布状況        | 施工時                 | 土の敷均し厚、肥料の散布状況が判明できるように撮影                                  |
|                   |               |              | 芝の張付け                | 施工時                 | 剥離しやすい箇所の固定、ローラ等による鎮圧状況が判                                  |
|                   | 品質管理<br>出来形管理 | 使用材料<br>植生状況 | 土、芝、肥料<br>施工前区域      | 搬入時<br>施工前、全体区域及び部分 | 芝、肥料の種類、土の性状等が判明できるように撮影<br>全体区域、部分的に施工前及び完成の状況が判明できるように撮影 |
|                   |               |              | 完成区域                 | 施工完了後、全体区域及び部分      |                                                            |
|                   |               |              |                      |                     |                                                            |
| 3) 播 種<br>4) 種子吹付 | 施工管理          | 使用機械器具等      | 整地、鎮圧、散布機械等          | 搬入時                 | 使用機器の規格、形状等が判明できるように撮影                                     |
|                   |               | 施工状況         | 材料の管理                | 施工時                 | 材料の管理状況が判明できるように撮影                                         |
|                   |               |              | 種子の播き付け、土の敷均し等       | 施工時、工程毎             | 作業状況が判明できるように撮影                                            |
|                   | 品質管理          | 使用材料         | 土、種子、肥料、土壌改良剤、養生剤等   | 搬入時                 | 種子、肥料等材料の種類、品質が判明できるように撮影                                  |
|                   | 出来形管理         | 植生状況         | 施工前区域                | 施工前、全体区域及び部分        | 全体区域、部分的に施工前及び完成の状況が判明できるように撮影                             |
|                   |               |              | 完成区域                 | 施工完了後、全体区域及び部分      | 全体区域、部分的に施工前及び完成の状況が判明できるように撮影                             |
|                   |               |              |                      |                     |                                                            |
| 5) 植 栽            | 施工管理          | 使用機械器具等      | 掘削機械、締固め器具           | 搬入時                 | 使用機器の規格、形状が判明できるように撮影                                      |
|                   |               | 施工状況         | 運搬機械、材料管理            |                     | 材料の管理状況が判明できるように撮影                                         |
|                   |               |              | 土の敷均し、肥料の散布状況        | 施工前                 | 土の敷均し、肥料の散布状況が判明できるように撮影                                   |
|                   |               |              | 根回し、運搬、植穴、植付け、名札等の状況 | 施工時、工程毎             | 植樹の施工状況が判明できるように撮影                                         |
|                   | 品質管理          | 使用材料         | 土、肥料等<br>樹 木         | 搬入時<br>搬入時、種類毎      | 土の性状、肥料の種類が判明できるように撮影                                      |
|                   | 出来形管理         | 植樹状況         | 施工前区域                | 施工前、全体区域及び部分        | 樹木の形状が判明できるように撮影                                           |
|                   |               |              | 完成区域                 | 施工完了後、全体区域及び部分      | 全体区域、部分的に施工前及び完成状況が判明できるように撮影                              |

### 3-2 土捨工

| 工種       | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮影基準 |      | 注意事項              |
|----------|------|------|------|------|-------------------|
|          |      |      | 撮影箇所 | 撮影時期 |                   |
| 1 排砂管設備工 |      |      |      |      | 3-1-1排砂管設備工を適用する。 |
| 2 土運船運搬工 |      |      |      |      | 3-1-2土運船運搬工を適用する。 |
| 3 揚土土捨工  |      |      |      |      | 3-1-3揚土土捨工を適用する。  |

### 3-3 海上地盤改良工

| 工種                                            | 撮影区分  | 撮影項目           | 撮影基準        |               | 注意事項                                                         |
|-----------------------------------------------|-------|----------------|-------------|---------------|--------------------------------------------------------------|
|                                               |       |                | 撮影箇所        | 撮影時期          |                                                              |
| 1 床掘工                                         |       |                |             |               |                                                              |
| 1) ポンプ床掘                                      | 施工管理  | 使用船舶機械等<br>床 掘 | 作業現場        | 現地搬入前または現地搬入時 | 全景及び数量等が判明できるように撮影                                           |
|                                               |       |                | 床掘位置測量状況    | 測量時           | 法線又は区域標識を入れる。                                                |
|                                               |       |                | 中継船設置、撤去    | 設置撤去の作業時      |                                                              |
|                                               |       | 障害物除去          | 床掘状況        | 浚渫作業時、作業船毎    | 床掘位置が判明できる背景を入れる。                                            |
|                                               |       |                | 障害物積込状況     | 積込時           |                                                              |
|                                               |       |                | 運搬船に積込まれた状態 | 積込完了時、運搬毎適宜   | 運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影、など障害物の状況に応じて撮影 |
|                                               |       |                | 障害物捨込状況     | 捨込時           |                                                              |
|                                               | 出来形管理 | 出来形の確認         | 測定状況        | 測量作業時         | 全景については、位置が判明できる背景を入れる。                                      |
| 2) グラブ床掘<br>3) 硬土盤床掘<br>4) 砕岩床掘<br>5) バックホウ床掘 | 施工管理  | 使用船舶機械等<br>床 掘 | 作業現場        | 現地搬入前または現地搬入時 | 全景及び数量等が判明できるように撮影                                           |
|                                               |       |                | 床掘位置測量状況    | 測量時           | 法線又は区域標識を入れる。                                                |
|                                               |       |                | 床掘状況        | 床掘作業時、作業船毎    | 船団の配置及び床掘位置が判明できる背景を入れる。                                     |
|                                               |       | 障害物除去          | 土質状況        | 床掘作業時         | 位置、深度又は層を明記する。                                               |
|                                               |       |                | 障害物積込状況     | 積込時           |                                                              |
|                                               |       |                | 運搬船に積込まれた状態 | 積込完了時、運搬毎適宜   | 運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影、など障害物の状況に応じて撮影 |
|                                               |       |                | 障害物捨込状況     | 捨込時           |                                                              |
|                                               | 出来形管理 | 出来形の確認         | 測定状況        | 測量作業時         | 全景については、位置が判明できる背景を入れる。                                      |
| 2 排砂管設備工                                      |       |                |             |               | 3-1-1排砂管設備工を適用する。                                            |
| 3 土運船運搬工                                      |       |                |             |               | 3-1-2土運船運搬工を適用する。                                            |
| 4 揚土土捨工                                       |       |                |             |               | 3-1-3揚土土捨工を適用する。                                             |
| 1) 土砂掘削                                       |       |                |             |               | 3-17-3裏埋土工1) 土砂掘削を適用する。                                      |
| 2) 土砂盛土                                       |       |                |             |               | 3-17-3裏埋土工2) 土砂盛土を適用する。                                      |

|          |       |         |          |                         |                                                             |
|----------|-------|---------|----------|-------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 5 置換工    |       |         |          |                         |                                                             |
| 1) 置換材   | 施工管理  | 使用船舶機械等 | 運搬船舶機械   | 投入時                     | 全景が判明できるように撮影                                               |
| 2) 置換材均し |       |         | 均し船舶機械   | 均し作業時                   | 均し用具は、作業前に撮影                                                |
|          |       | その他     | 海洋汚染防止対策 | 対策を講じた時                 |                                                             |
|          |       |         | 飛砂防止対策   | 対策を講じた時                 |                                                             |
|          | 品質管理  | 材料の確認   | 材料       | 現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎） |                                                             |
|          |       |         | 品質試験状況   | 試験時                     |                                                             |
|          | 出来形管理 | 出来形の確認  | 測定状況     | 測定時                     | 全景については、位置が判明できる背景を入れる。                                     |
| 6 圧密・排水工 |       |         |          |                         | 3-1-4圧密・排水工 1) サンドドレーン、2) 敷砂、3) 敷砂均し、4) 載荷土砂、5) ペーパードレーンを適用 |
| 7 締固工    |       |         |          |                         | 3-1-5締固工1) サンドコンパクションパイル3) 盛上土砂撤去、4) 敷砂、5) 敷砂均しを適用する。       |
| 8 固化工    |       |         |          |                         | 3-1-6固化工1) 深層混合処理杭、3) 敷砂、4) 敷砂均しを適用する。                      |

### 3-4 基礎工

| 工種      | 撮影区分  | 撮影項目    | 撮影基準     |                         | 注意事項                    |
|---------|-------|---------|----------|-------------------------|-------------------------|
|         |       |         | 撮影箇所     | 撮影時期                    |                         |
| 1 基礎盛砂工 |       |         |          |                         |                         |
| 1) 盛 砂  | 施工管理  | 使用船舶機械等 | 運搬船舶機械   | 投入時                     | 全景が判明できるように撮影           |
| 2) 盛砂均し |       |         | 均し船舶機械   | 均し作業時                   | 均し用具は、作業前に撮影            |
|         |       | その他     | 海洋汚染防止対策 | 対策を講じた時                 |                         |
|         |       |         | 材料       | 現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎） |                         |
|         | 品質管理  | 材料の確認   | 品質試験状況   | 試験時                     |                         |
|         | 出来形管理 | 出来形の確認  | 測定状況     | 測定時                     | 全景については、位置が判明できる背景を入れる。 |
| 2 洗掘防止工 |       |         |          |                         | 3-1-7洗掘防止工を適用する。        |

|                                 |             |         |               |                  |                                     |
|---------------------------------|-------------|---------|---------------|------------------|-------------------------------------|
| 3 基礎捨石工                         |             |         |               |                  |                                     |
| 1) 基礎捨石<br>2) 捨石本均し<br>3) 捨石荒均し | 施工管理        | 準備、仮設   | ストックヤード、仮設道路等 | 仮設道路、ストックヤード使用前後 |                                     |
|                                 |             | 陸上運搬    | ストック、積込み、運搬状況 | 運搬時              | 使用機械、作業状況等が判明できるように撮影               |
|                                 |             | 捨石投入    | 投入状況          | 投入時、捨石規格毎及び作業船種毎 |                                     |
|                                 |             | 捨石均し    | 均し状況          | 規格及び作業船毎         |                                     |
|                                 | 品質管理        | 材料試験    | 試験状況          | 試験時              | 公的機関が実施する場合は省略できる。                  |
|                                 |             | 材料の確認   | 産地・規格毎        | 搬入時              | スタッフ、テープ等を同時撮影                      |
|                                 | 出来形管理       | 出来形の確認  | 測量状況          | 測量作業時            |                                     |
| 4 袋詰コンクリート                      |             |         |               |                  | 2-11袋詰コンクリートを適用する。                  |
| 5 基礎ブロック工                       |             |         |               |                  |                                     |
| 1) 基礎ブロック製作                     | 施工管理        | ヤード等    | ヤード及び設備       | 着工時全景            | ヤード全景及び設備が判明するように撮影                 |
|                                 |             | 使用船舶機械等 | クレーン等         | 施工時              | 使用する機械等の種類が判明できるように撮影               |
|                                 |             | 函 台     | 製作函台          | 着工時              |                                     |
|                                 | 品質管理        |         |               |                  | 2-7コンクリートの品質管理を適用する。                |
|                                 | 出来形管理       | 鉄 筋     | 組立てかぶり        | 組立完了時            | 3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用                |
|                                 |             | 型 枠     | 組立完了          | 組立確認時            | 函台、函台の平坦性（敷砂等）及び剥離材（ルーフィング等）敷設状況の撮影 |
|                                 |             | コンクリート  | 形状寸法、外観       | 打設後              | 番号等を入れて撮影                           |
|                                 |             | 完 成     | 完成品           | 完成時              | 個数が確認できれば1枚に複個数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影）   |
|                                 |             |         | 仮置状況          | 仮置時              | 積重ね段数が判明できるように撮影                    |
|                                 | 2) 基礎ブロック据付 | 使用船舶機械等 | 起重機船、台船等      | 施工時              | 使用する船舶等が判明できるように撮影                  |
|                                 |             | 据付作業    | 据付作業状況        | 据付時              | 据付作業が判明できるように撮影                     |
|                                 | 出来形管理       | 出来形の確認  | 測定状況          | 目地測定時及び法線出入りの測定時 | 据付全体が判明できるように撮影                     |
| 6 水中コンクリート工                     |             |         |               |                  | 2-10水中コンクリートを適用する。                  |
| 7 水中不分離性コンクリート工                 |             |         |               |                  | 2-12水中不分離性コンクリートを適用する。              |

## 3-5 本土工(ケーソン式)

| 工種           | 撮影区分  | 撮影項目             | 撮影基準                             |                 | 注意事項                                 |
|--------------|-------|------------------|----------------------------------|-----------------|--------------------------------------|
|              |       |                  | 撮影箇所                             | 撮影時期            |                                      |
| 1 ケーソン製作工    |       |                  |                                  |                 |                                      |
| 1) ケーソン製作用台船 | 施工管理  | 使用船舶機械等          | フローティングドック、引船、起重機船、運搬船、クレーン運搬機械等 | 施工時             | 使用する船舶、機械の種類が判明できるように撮影              |
|              |       | ヤード等             | ヤード及び設備                          | 着工時全景           | ヤード全景及び設備が判明できるように撮影                 |
| 2) 底 面       | 施工管理  | 函 台              | 製作函台                             | 着工時及び施工時        | 函台、函台の平坦性（敷砂等）及び剥離材（ルーフィング等）の敷設状況の撮影 |
| 3) マット       | 施工管理  | 摩擦増大用マット類の確認（※1） | 補強材セット状況                         | 作業中、完了時         | 作業状況が判明できるように撮影                      |
|              |       |                  | アスファルトコンクリート打設状況                 | アスファルトコンクリート打設時 |                                      |
|              |       |                  | 搬入仮置                             | 搬入仮置時           |                                      |
|              |       |                  | アンカー取付け、加工                       | 取付加工時           |                                      |
|              |       |                  | 運 搬                              | 運搬時             |                                      |
|              | 出来形管理 | 摩擦増大用マット敷設状況     | 敷設状況と使用船舶機械等                     | 敷設時             |                                      |
|              |       | 摩擦増大用マット出来形の確認   | 敷設位置、重ね幅、延長及びジョイントの確認            | 敷設完了時           | 確認箇所が判る背景を入れる。                       |
| 4) 支 保       |       |                  |                                  |                 | 2-9型枠及び支保工を適用する。                     |
| 5) 足 場       | 施工管理  | 足 場（※1）          | 組立状況                             | 組立時             | 内足場及び外足場の組立状況を撮影                     |
|              |       |                  | 昇り足場設置状況                         | 組立時             | 足場の構造、安全ネット等が判明できるように撮影              |
|              |       |                  | 壁継ぎ設置状況                          | 組立時             |                                      |
|              |       |                  | 足場スペースの確保状況                      | 組立時             |                                      |
|              |       |                  | 解体状況                             | 解体時             |                                      |
| 6) 鉄 筋       | 施工管理  |                  |                                  |                 | 2-8鉄筋工を適用する。                         |
|              | 出来形管理 | 鉄筋               | 組立て 底版                           | 組立段階確認時         | 組立完了状況が判明できるように撮影                    |
|              |       |                  | フーチング                            | 組立段階確認時         |                                      |
|              |       |                  | 外壁（側壁）                           | 各層 組立段階確認時      |                                      |
|              |       |                  | 隔 壁                              | 各層 組立段階確認時      |                                      |
|              |       |                  | ハンチ部                             | 上段 組立段階確認時      |                                      |
|              |       |                  | 吊筋等                              | 上段 組立段階確認時      |                                      |
|              |       |                  | かぶり                              | 各層 組立段階確認時      | 鉄筋と型枠の間隔が判明できるように撮影                  |

|           |       |          |              |            |                      |
|-----------|-------|----------|--------------|------------|----------------------|
| 7) 型枠     | 施工管理  |          |              |            | 2-9型枠及び支保工を適用する。     |
|           | 出来形管理 | 型 枠 (※1) | 組立て 底版       | 組立段階確認時    | 組立完了状況が判明できるように撮影    |
|           |       |          | フーチング        | 組立段階確認時    |                      |
|           |       |          | 外壁 (側壁)      | 各層 組立段階確認時 |                      |
|           |       |          | 隔 壁          | 各層 組立段階確認時 |                      |
|           |       |          | ハンチ部         | 上段 組立段階確認時 |                      |
| 8) コンクリート | 施工管理  |          |              |            | 2-4運搬打設工を適用する。       |
|           | 品質管理  |          |              |            | 2-7コンクリートの品質管理を適用する。 |
|           | 出来形管理 | コンクリート   | 形状寸法、外観 (※2) | 打設後、各層     | 打設完了状況が判明できるように撮影    |
|           |       | 完 成      | 完成品全景        | 完成時、各函毎    | ケーソン番号、吃水マーク等を入れて撮影  |

| 工種          | 撮影区分               | 撮影項目     | 撮影基準              |            | 注意事項                             |
|-------------|--------------------|----------|-------------------|------------|----------------------------------|
|             |                    |          | 撮影箇所              | 撮影時期       |                                  |
| 2 ケーソン進水据付工 |                    |          |                   |            |                                  |
| 1) バラスト     | 施工管理               | バラスト投入   | バラスト材投入状況         | 投入時        | バラスト投入方法及び材料が判明できるように撮影          |
| 2) 止水板      | 施工管理               | 止水板      | 止水板の設置状況          | 進水時        | 曳船の場合で蓋の取付状況又は取付完了状態を撮影          |
| 3) 上 蓋      | 施工管理               | 蓋（ネット含む） | 蓋の設置状況            | 進水時        | 曳船の場合で蓋の取付状況又は取付完了状態を撮影          |
| 4) 進 水      | 施工管理               | 進 水      | 進水方法              | 進水時        | 斜路式、ドライブック、FD、吊降し等の方法が判明できるように撮影 |
|             |                    |          | 進水設備              | 進水時        | 設備（吊降しの場合、起重機船、吊具を含む）が判明できるように撮影 |
|             |                    |          | 進水状況              | 進水時        | 漏水がある場合は漏水状況及び処置状況を撮影            |
|             |                    | 浮 上      | 浮上又は吊上げ完了状況       | 進水（吊上げ）完了時 | 計画吃水であることが確認できるように撮影             |
| 5) 仮 置      | 施工管理               | 使用船舶機械等  | 起重機船、発電機、ポンプ等設置状況 | 設置時        | 使用する船舶機械等の種類が判明できるように撮影          |
|             | （沈設の場合）<br>（係留の場合） | 仮置作業     | 沈設状況              | 仮置時        | 沈設作業（注水を含む）が判明できるように撮影           |
|             |                    | 仮置作業     | 係留状況              | 仮置時        | 係留作業（係留アンカーを含む）が判明できるように撮影       |
|             | 出来形管理<br>（係留の場合）   | 仮置完了     | 沈設完了状況            | 完了時、各函毎    | 沈設仮置完了状態が判明できるように撮影              |
|             |                    | 仮置完了     | 係留完了状況            | 完了時、各函毎    | 係留完了状態（係留ロープを含む）が判明できるように撮影      |

|            |       |            |                   |              |                                       |
|------------|-------|------------|-------------------|--------------|---------------------------------------|
| 6) 回航・えい航  | 施工管理  | 蓋の設置状況     | 完了状況              | 完了時、各函毎      |                                       |
|            |       | 使用船舶       | 引船全景              | えい航開始時       | 形象物等が判明できるように撮影                       |
|            |       | えい航・回航用ロープ | 取付状況及び吊具取付状況      | えい航開始時       | えい航・回航用ロープの取付位置及び状況について撮影             |
|            |       | えい航・回航     | えい航・回航姿勢          | えい航・回航時      | えい航・回航の姿勢が判明できるように撮影                  |
|            |       | 寄港避難       | 寄港及び避難の状況         | 寄港時及び避難時、各函毎 | 途中寄港した場合には、その係留等の状態が判明できるように撮影        |
|            | 出来形管理 | えい航・回航完了   | 完了（目的地着）状況        | えい航・回航完了時    | えい航・回航が完了したことが判明できるように撮影（付近の背景を同時に撮影） |
| 7) 据 付     | 施工管理  | 使用船舶機械等    | 起重機船、発電機、ポンプ等設置状況 | 施工時          | 使用する船舶機械等が判明できるように撮影                  |
|            |       | 据付作業       | 据付作業状況            | 据付時、各函毎      | 据付作業が判明できるように撮影                       |
|            |       | 据付位置       | 前面又は背面の確認         | 据付時、各函毎      | 配筋が非対称の場合に適用する。                       |
|            | 出来形管理 | 出来形の確認     | 据付完了状況            | 完了時          | 据付完了が判明できるように撮影                       |
|            |       | 据付目地       | 据付完了状況            | 完了時          | 代表的な部分を撮影                             |
|            |       | 据付法線の出入    | 据付完了状況            | 完了時          | 完成法線が判明できるように撮影（延長方向へ撮影）              |
| 3 中詰工      |       |            |                   |              | 3-1-8中詰工を適用する。                        |
| 4 蓋コンクリート工 |       |            |                   |              | 3-1-9蓋コンクリート工を適用する。                   |
| 5 蓋ブロック工   |       |            |                   |              | 3-1-10蓋ブロック工を適用する。                    |

(※1) 同一形状のケーソン毎に代表的な1サイクルの撮影で可とする。

(※2) 形状寸法は出来形管理基準の測定密度以上、外観は全段階・全数の撮影とする。

### 3-6 本体工(ブロック式)

| 工種          | 撮影区分  | 撮影項目    | 撮影基準                |       | 注意事項                    |
|-------------|-------|---------|---------------------|-------|-------------------------|
|             |       |         | 撮影箇所                | 撮影時期  |                         |
| 1 本体ブロック製作工 |       |         |                     |       |                         |
| 1) 底 面      | 施工管理  | ヤード等    | ヤード及び設備             | 着工時全景 | 3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。 |
|             |       | 使用船舶機械等 | クレーン等               | 施工時   |                         |
|             |       | 函 台     | 製作函台                | 着工時   |                         |
| 2) 足 場      | 施工管理  | 足 場     | 組立て                 | 組立時   | 3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。 |
|             |       |         | 解 体                 | 解体時   |                         |
| 3) 鉄 筋      | 施工管理  |         |                     |       | 2-8鉄筋工を適用する。            |
|             | 出来形管理 | 鉄 筋     | 組立て 底盤              | 組立完了時 | 組立完了状況が判明できるように撮影       |
|             |       |         | フーチング               | 組立完了時 |                         |
|             |       |         | 壁                   | 組立完了時 |                         |
|             |       |         | ハンチ部                | 組立完了時 |                         |
|             |       |         | 吊筋等                 | 組立完了時 |                         |
|             |       |         | かぶり                 | 組立完了時 |                         |
|             |       |         | 鉄筋と型枠の間隔が判明できるように撮影 |       |                         |

|                 |       |         |          |                  |                                   |
|-----------------|-------|---------|----------|------------------|-----------------------------------|
| 4) 型 枠          | 施工管理  |         |          |                  | 2-9型枠及び支保工を適用する。                  |
|                 | 出来形管理 | 型 枠     | 組立完了     | 組立確認時            | 組立完了状況が判明できるように撮影                 |
| 5) コンクリート       | 施工管理  |         |          |                  | 2-4運搬打設工を適用する                     |
|                 | 品質管理  |         |          |                  | 2-7コンクリートの品質管理を適用する。              |
|                 | 出来形管理 | コンクリート  | 形状寸法、外観  | 打設後              | 番号等を入れて撮影                         |
|                 |       | 完 成     | 完成品      | 完成時              | 個数が確認できれば1枚に複個数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影） |
|                 |       |         | 仮置状況     | 仮置時              | 積重ね段数が判明できるように撮影                  |
| 2 本体ブロック据付工     |       |         |          |                  |                                   |
| 1) 本体ブロック<br>据付 | 施工管理  | 使用船舶機械等 | 起重機船、台船等 | 施工時              | 使用する船舶等が判明できるように撮影                |
|                 |       | 据付作業    | 据付作業状況   | 据付時              | 据付作業が判明できるように撮影                   |
|                 | 出来形管理 | 出来形の確認  | 測定状況     | 目地測定時及び法線出入りの測定時 | 据付全体が判明できるように撮影                   |
| 3 中詰工           |       |         |          |                  | 3-1-8中詰工を適用する。                    |
| 4 蓋コンクリート工      |       |         |          |                  | 3-1-9蓋コンクリート工を適用する。               |
| 5 蓋ブロック工        |       |         |          |                  | 3-1-10蓋ブロック工を適用する。                |

### 3-7 本体工(場所打式)

| 工種           | 撮影区分  | 撮影項目   | 撮影基準           |      | 注意事項                    |
|--------------|-------|--------|----------------|------|-------------------------|
|              |       |        | 撮影箇所           | 撮影時期 |                         |
| 1 場所打コンクリート工 |       |        |                |      |                         |
| 1) 足 場       | 施工管理  | 足 場    | 組立て            | 組立時  | 3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。 |
|              |       |        | 解 体            | 解体時  |                         |
| 2) 鉄 筋       | 施工管理  | 鉄 筋    | 鉄筋の仮置き、溶接、組立作業 | 施工時  |                         |
|              |       |        | 組立て、結束及び溶接     | 組立時  |                         |
|              | 出来形管理 | 出来形の確認 | 測定状況           | 測定時  | 測定作業が判明できるように撮影         |
| 3) 型 枠       | 施工管理  | 型 枠    | 型枠の構造          | 施工時  | 作業機械、船舶、作業方法が判明できるように撮影 |
|              |       |        | 目地材等の取付状況      | 施工時  |                         |
|              | 出来形管理 | 出来形の確認 | 測定状況           | 測定時  | 測定作業が判明できるように撮影         |
| 4) 伸縮目地      | 施工管理  | 伸縮目地   | 伸縮目地の設置状況      | 施工時  |                         |



|                 |            |        |                                |                |                        |
|-----------------|------------|--------|--------------------------------|----------------|------------------------|
| 5) コンクリート       | 施工管理       | 準備仮設   | プラント仮設、コンクリートミキサー船回航、仮設道路、登坂路等 | 着手前後作業中及び跡片付け後 |                        |
|                 |            |        | コンクリートミキサー船回航                  | 回航開始時、終了時及び施工時 | 使用船舶、回航の状況等が判明できるように撮影 |
|                 |            |        | 仮設道路、登坂路等                      | 仮設作業時、設置後及び撤去時 | 路線状況が判明できるように撮影        |
|                 |            | 打継ぎ処理  | 処理作業                           | 施工時            | 作業方法が判明できるように撮影        |
|                 |            | コンクリート | 仕上状況                           | 表面仕上時          | 天端均し仕上状況を撮影            |
|                 |            |        |                                | 穴埋時            | 型枠取外後の締付材等の穴埋状況を撮影     |
|                 |            | その他    | 灯台基礎、電柱穴、階段等                   | 施工時            |                        |
|                 | 品質管理       |        |                                |                | 2-7コンクリートの品質管理を適用する。   |
|                 | 出来形管理      | 出来形の確認 | 測定状況                           | 測定時            | 測定作業が判明できるように撮影        |
|                 | 6) 補助ヤード施設 | 施工管理   | 補助ヤード                          | 補助ヤード          | 着工時全景                  |
| 2 水中コンクリート工     |            |        |                                |                | 2-10水中コンクリートを適用する。     |
| 3 プレパックドコンクリート工 |            |        |                                |                | 2-13プレパックドコンクリートを適用する。 |
| 4 水中不分離性コンクリート工 |            |        |                                |                | 2-12水中不分離性コンクリートを適用する。 |

### 3-8 本体工(捨石・捨ブロック式)

| 工種                   | 撮影区分  | 撮影項目   | 撮影基準          |                  | 注意事項                  |
|----------------------|-------|--------|---------------|------------------|-----------------------|
|                      |       |        | 撮影箇所          | 撮影時期             |                       |
| 1 洗掘防止工              |       |        |               |                  | 3-1-7洗掘防止工を適用する。      |
| 2 本体捨石工              |       |        |               |                  |                       |
| 1) 本体捨石<br>2) 本体捨石均し | 施工管理  | 準備、仮設  | ストックヤード、仮設道路等 | 仮設道路、ストックヤード使用前後 |                       |
|                      |       | 陸上運搬   | ストック、積込み、運搬状況 | 運搬時              | 作業機械、作業状況等が判明できるように撮影 |
|                      |       | 捨石投入   | 投入状況          | 投入時、捨石規格毎及び作業船種毎 |                       |
|                      |       | 捨石均し   | 均し状況          | 規格及び作業船毎         |                       |
|                      | 品質管理  | 材料試験   | 試験状況          | 試験時              | 公的機関が実施する場合は省略できる。    |
|                      |       | 材料の確認  | 産地・規格毎        | 搬入時              | スタッフ、テープ等を同時撮影        |
|                      | 出来形管理 | 出来形の確認 | 測量状況          | 測量作業時            |                       |

|              |       |         |                                |                         |                                   |
|--------------|-------|---------|--------------------------------|-------------------------|-----------------------------------|
| 3 捨ブロック工     |       |         |                                |                         |                                   |
| 1) 捨ブロック製作   | 施工管理  | ヤード等    | ヤード及び設備                        | 着工時全景                   | 3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。           |
|              |       | 使用船舶機械等 | クレーン等                          | 施工時                     |                                   |
|              |       | 函 台     | 製作函台                           | 着工時                     |                                   |
|              | 品質管理  |         |                                |                         | 2-7コンクリートの品質管理を適用する。              |
|              | 出来形管理 | 鉄 筋     | 組立かぶり                          | 組立完了時                   | 3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。           |
|              |       | 型 枠     | 組立完了                           | 組立確認時                   |                                   |
|              |       | コンクリート  | 形状寸法、外観                        | 打設後                     | 番号等を入れて撮影                         |
|              |       | 完 成     | 完成品                            | 完成時                     | 個数が確認できれば1枚に複個数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影） |
| 2) 捨ブロック据付   | 施工管理  |         | 仮置状況                           | 仮置時                     | 積重ね段数が判明できるように撮影                  |
|              |       | 使用船舶機械等 | 起重機船、台船等                       | 施工時                     | 使用する船舶機械等が判明できるように撮影              |
|              |       | 据付作業    | 据付作業状況                         | 据付時                     | 据付作業が判明できるように撮影                   |
|              | 出来形管理 | 出来形の確認  | 測定状況                           | 測定時                     | 据付の全体が判明できるように撮影                  |
| 4 場所打コンクリート工 |       |         |                                |                         |                                   |
| 1) 基礎砕石      | 品質管理  | 材料の確認   | 材料                             | 現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎） |                                   |
|              |       |         | 品質試験状況                         | 試験時                     |                                   |
| 2) 型 枠       | 施工管理  | 型 枠     | 型枠の構造                          | 施工時                     | 作業機械、船舶、作業方法が判明できるように撮影           |
|              |       |         | 目地材等の取付状況                      | 施工時                     |                                   |
|              | 出来形管理 | 出来形の確認  | 測定状況                           | 測定時                     | 測定作業が判明できるように撮影                   |
| 3) 伸縮目地      | 施工管理  | 伸縮目地    | 伸縮目地の設置状況                      | 施工時                     |                                   |
| 4) コンクリート    | 施工管理  | 準備仮設    | プラント仮設、コンクリートミキサー船回航、仮設道路、登坂路等 | 着手前後作業中及び後片付け後          |                                   |
|              |       |         | コンクリートミキサー船回航                  | 回航開始時、終了時及び作業時          | 使用船舶、回航の状況等が判明できるように撮影            |
|              |       |         | 仮設道路、登坂路等                      | 仮設作業時、設置後及び撤去時          | 路線状況が判明できるように撮影                   |
|              |       | 打継ぎ処理   | 処理作業                           | 施工時                     | 作業方法が判明できるように撮影                   |
|              |       | コンクリート  | 仕上状況                           | 表面仕上時                   | 天端均し仕上げ状況を撮影                      |
|              |       |         |                                | 穴埋時                     | 型枠取外後の締付材等の穴埋状況を撮影                |
|              |       | その他     | 灯台基礎、電柱穴、階段等                   | 施工時                     |                                   |
|              | 品質管理  |         |                                |                         | 2-7コンクリートの品質管理を適用する。              |
|              | 出来形管理 | 出来形の確認  | 測定状況                           | 測定時                     | 測定作業が判定できるように撮影                   |

### 3-9 本體工(鋼矢板式)

| 工種     | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮影基準 |      | 注意事項             |
|--------|------|------|------|------|------------------|
|        |      |      | 撮影箇所 | 撮影時期 |                  |
| 1 鋼矢板工 |      |      |      |      | 3-1-11鋼矢板工を適用する。 |
| 2 控 工  |      |      |      |      | 3-1-12控工を適用する。   |

### 3-10 本體工(コンクリート矢板式)

| 工種          | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮影基準 |      | 注意事項                  |
|-------------|------|------|------|------|-----------------------|
|             |      |      | 撮影箇所 | 撮影時期 |                       |
| 1 コンクリート矢板工 |      |      |      |      |                       |
| 1) コンクリート矢板 |      |      |      |      | 3-1-11鋼矢板工2)鋼矢板を適用する。 |
| 2 控 工       |      |      |      |      | 3-1-12控工を適用する。        |

### 3-11 本體工(鋼杭式)

| 工種    | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮影基準 |      | 注意事項            |
|-------|------|------|------|------|-----------------|
|       |      |      | 撮影箇所 | 撮影時期 |                 |
| 1 鋼杭工 |      |      |      |      | 3-1-13鋼杭工を適用する。 |

### 3-12 本體工(コンクリート杭式)

| 工種         | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮影基準 |      | 注意事項            |
|------------|------|------|------|------|-----------------|
|            |      |      | 撮影箇所 | 撮影時期 |                 |
| 1 コンクリート杭工 |      |      |      |      | 3-1-13鋼杭工を適用する。 |

## 3-13 被覆・根固工

| 工種          | 撮影区分  | 撮影項目        | 撮影基準     |       | 注意事項                               |                      |
|-------------|-------|-------------|----------|-------|------------------------------------|----------------------|
|             |       |             | 撮影箇所     | 撮影時期  |                                    |                      |
| 1 被覆石工      |       |             |          |       |                                    |                      |
| 1) 被覆石      |       |             |          |       | 3-4-3基礎捨石工1) 基礎捨石を適用する。            |                      |
| 2) 被覆石均し    |       |             |          |       | 3-4-3基礎捨石工2) 捨石本均し、3) 捨石荒均しを適用する。  |                      |
| 2 袋詰コンクリート工 |       |             |          |       | 2-11袋詰コンクリートを適用する。                 |                      |
| 3 被覆ブロック工   |       |             |          |       |                                    |                      |
| 1) 被覆ブロック製作 | 施工管理  | ヤード等        | ヤード及び設備  | 着工時全景 | 3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。            |                      |
|             |       | 使用船舶機械等     | クレーン等    | 施工時   |                                    |                      |
|             |       | 函 台         | 製作函台     | 着工時   |                                    |                      |
|             | 品質管理  |             |          |       |                                    | 2-7コンクリートの品質管理を適用する。 |
|             | 出来形管理 | 鉄 筋         | 組立かぶり    | 組立完了時 | 3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。            |                      |
|             |       | 型 枠 (※1)    | 組立完了     | 組立確認時 |                                    |                      |
|             |       | コンクリート (※2) | 形状寸法、外観  | 打設後   | 番号等を入れて撮影                          |                      |
|             |       | 完 成         | 完成品      | 完成時   | 個数が確認できれば1枚に複個数入れて撮影 (全個数確認必要枚数撮影) |                      |
|             |       |             | 仮置状況     | 仮置時   | 積重ね段数が判明できるように撮影                   |                      |
| 2) 被覆ブロック据付 | 施工管理  | 使用船舶機械等     | 起重機船、台船等 | 施工時   | 使用する船舶機械等が判明できるように撮影               |                      |
|             |       | 据付作業        | 据付作業状況   | 据付時   | 据付作業が判明できるように撮影                    |                      |
|             | 出来形管理 | 出来形の確認      | 測定状況     | 測定時   | 据付の全体が判明できるように撮影                   |                      |
| 4 根固ブロック工   |       |             |          |       |                                    |                      |
| 1) 根固ブロック製作 | 施工管理  | ヤード等        | ヤード及び設備  | 着工時全景 | 3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。            |                      |
|             |       | 使用船舶機械等     | クレーン等    | 施工時   |                                    |                      |
|             |       | 函 台         | 製作函台     | 着工時   |                                    |                      |
|             | 品質管理  |             |          |       | 2-7コンクリートの品質管理を適用する。               |                      |
|             | 出来形管理 | 鉄 筋         | 組立かぶり    | 組立完了時 | 3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。            |                      |
|             |       | 型 枠 (※1)    | 組立完了     | 組立確認時 |                                    |                      |
|             |       | コンクリート (※2) | 形状寸法、外観  | 打設後   | 番号等を入れて撮影                          |                      |
|             |       | 完 成         | 完成品      | 完成時   | 個数が確認できれば1枚に複個数入れて撮影 (全個数確認必要枚数撮影) |                      |
|             |       |             | 仮置状況     | 仮置時   | 積重ね段数が判明できるように撮影                   |                      |

|                 |       |         |          |         |                                    |
|-----------------|-------|---------|----------|---------|------------------------------------|
| 2) 根固ブロック据付     | 施工管理  | 使用船舶機械等 | 起重機船、台船等 | 施工時     | 3-13-3被覆ブロック工2)被覆ブロック据付の関連事項を適用する。 |
|                 |       | 据付作業    | 据付作業状況   | 据付時     |                                    |
|                 | 出来形管理 | 出来形の確認  | 測定状況     | 測定時     |                                    |
| 5 水中コンクリート工     |       |         |          |         | 2-10水中コンクリートを適用する。                 |
| 6 水中不分離性コンクリート工 |       |         |          |         | 2-12水中不分離性コンクリートを適用する。             |
| 7 サンドマスチック工     |       |         |          |         |                                    |
| 1) サンドマスチック     | 施工管理  | 使用船舶機械等 | 起重機船、台船等 | 施工時     |                                    |
|                 |       | 施工状況    | 作業状況     | 施工時     |                                    |
|                 | 品質管理  | 材料の確認   | 試験及び検査   | 試験及び検査時 |                                    |
|                 | 出来形管理 | 出来形の確認  | 測定状況     | 測定時     |                                    |

(※1) 同一形状のブロック毎に代表的な1サイクルの撮影で可とする。

(※2) 出来形管理基準の測定密度以上の撮影とする。

### 3-14 上部工

| 工種          | 撮影区分  | 撮影項目   | 撮影基準          |      | 注意事項                    |
|-------------|-------|--------|---------------|------|-------------------------|
|             |       |        | 撮影箇所          | 撮影時期 |                         |
| 1 上部コンクリート工 |       |        |               |      |                         |
| 1) 支保       |       |        |               |      | 2-9型枠及び支保工を適用する。        |
| 2) 足 場      | 施工管理  | 足 場    | 組立て           | 組立時  | 3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。 |
|             |       |        | 解 体           | 解体時  |                         |
| 3) 鉄 筋      | 施工管理  | 鉄 筋    | 鉄筋の仮置、溶接、組立作業 | 施工時  |                         |
|             |       |        | 組立、結束及び溶接     | 組立時  |                         |
|             | 出来形管理 | 出来形の確認 | 測定状況          | 測定時  | 測定作業が判定できるように撮影         |
| 4) 型 枠      | 施工管理  | 型 枠    | 型枠の構造         | 施工時  | 作業機械、船舶、作業方法が判明できるように撮影 |
|             |       |        | 目地材等の取付状況     | 施工時  |                         |
|             | 出来形管理 | 出来形の確認 | 測定状況          | 測定時  | 測定作業が判明できるように撮影         |
| 5) 伸縮目地     | 施工管理  | 伸縮目地   | 伸縮目地の設置状況     | 施工時  |                         |

|             |             |         |                                |                |                                  |
|-------------|-------------|---------|--------------------------------|----------------|----------------------------------|
| 6) コンクリート   | 施工管理        | 準備仮設    | プラント仮設、コンクリートミキサー船回航、仮設道路、登坂路等 | 着手前後作業中及び後片付け後 |                                  |
|             |             |         | コンクリートミキサー船回航                  | 回航開始時、終了時及び施工時 | 使用船舶、回航の状況等が判明できるように撮影           |
|             |             |         | 仮設道路、登坂路等                      | 仮設作業時、設置後及び撤去時 | 路線状況が判明できるように撮影                  |
|             |             | 打継ぎ処理   | 処理作業                           | 施工時            | 作業方法が判明できるように撮影                  |
|             |             | コンクリート  | 仕上状況                           | 表面仕上時          | 天端均し仕上げ状況を撮影                     |
|             |             |         |                                | 穴埋時            | 型枠取外後の締付材等の穴埋状況を撮影               |
|             |             | その他     | 灯台基礎、電柱穴、階段等                   | 施工時            |                                  |
|             |             | 品質管理    |                                |                | 2-7コンクリートの品質管理を適用する。             |
|             | 出来形管理       | 出来形の確認  | 測定状況                           | 測定時            | 測定作業が判定できるように撮影                  |
|             | 7) 補助ヤード施設  | 施工管理    | 補助ヤード                          | 補助ヤード          | 着工時全景                            |
| 2 上部ブロック工   |             |         |                                |                |                                  |
| 1) 上部ブロック製作 | 施工管理        | ヤード等    | ヤード及び設備                        | 着工時全景          | 3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。          |
|             |             | 使用船舶機械等 | クレーン等                          | 施工時            |                                  |
|             |             | 函 台     | 製作函台                           | 着工時            |                                  |
|             | 品質管理        |         |                                |                | 2-7コンクリートの品質管理を適用する。             |
|             | 出来形管理       | 鉄 筋     | 組立てかぶり                         | 組立完了時          | 3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。          |
|             |             | 型 枠     | 組立完了                           | 組立確認時          |                                  |
|             |             | コンクリート  | 形状寸法、外観                        | 打設後            | 番号等を入れて撮影                        |
|             |             | 完 成     | 完成品                            | 完成時            | 個数が確認できれば1枚に複数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影） |
|             |             |         | 仮置状況                           | 仮置時            | 積重ね段数が判明できるように撮影                 |
|             | 2) 上部ブロック据付 | 施工管理    | 使用船舶機械等                        | 起重機船、台船等       | 施工時                              |
| 据付作業        |             |         | 据付作業状況                         | 据付時            |                                  |
| 出来形管理       |             | 出来形の確認  | 測定状況                           | 測定時            |                                  |

## 3-15 付属工

| 工種        | 撮影区分  | 撮影項目    | 撮影基準               |         | 注意事項                                         |
|-----------|-------|---------|--------------------|---------|----------------------------------------------|
|           |       |         | 撮影箇所               | 撮影時期    |                                              |
| 1 係船柱工    |       |         |                    |         |                                              |
| 1 係船柱     | 施工管理  | 使用船舶機械等 | 杭打機、クレーン車（船）、トラック等 | 設置時     | 使用する船舶機械等が判明できるように撮影                         |
|           |       | 施 工     | 基礎工施工状況            | 施工時     | 基礎施工状況（杭打ち、基礎石投入、均し及びコンクリート打設等）を撮影（押込ボルトを含む） |
|           |       | 据 付     | 本体据付状況             | 据付時     | 据付状況が判明できるように撮影                              |
|           | 品質管理  | 搬入数量の確認 | 係船柱                | 搬入時     | 搬入数量及び所定の規格表示が判明できるように撮影                     |
|           | 出来形管理 | 杭       | 基礎杭                | 杭打完了時   | 基礎杭打込完了状況が判明できるように撮影                         |
|           |       | 石材投入、均し | 基礎石投入均し完了状況        | 均し完了時   | 基礎石均しが判明できるように撮影                             |
|           |       | 型 枠     | 型枠組立完了状況           | 組立完了時   | 打設前の型枠、埋込ボルト検査状態                             |
|           |       | 基礎完成    | 基礎完了状況             | 完成時     | 完成が判明できるように撮影                                |
|           |       | 据付完成    | 本体据付確認状況           | 完成時     | 据付完了状態が判明できるように撮影                            |
| 2 防舷材工    |       |         |                    |         |                                              |
| 1) 防舷材    | 施工管理  | 使用船舶機械等 | 台船、クレーン車（船）        | 取付時     | 使用する船舶機械等が判明できるように撮影                         |
|           |       | 取付け     | 取付位置の状況            | 取付前     | 埋込（取付）ボルトの部分及び全景取付状況の撮影                      |
|           |       |         | 取付状況               | 取付時     |                                              |
|           | 品質管理  | 搬入数量の確認 | 防舷材                | 搬入時     | 搬入数量及び所定の規格表示が判明できるように撮影                     |
|           | 出来形管理 | 出来形の確認  | 取付完了状態             | 取付完了時   | 取付完了状態の部分（1基）及び正面全体と延長方向全景                   |
| 3 車止・縁金物工 |       |         |                    |         |                                              |
| 3 車止・縁金物  | 施工管理  | 使用船舶機械等 | 台船、溶接機、クレーン車（船）    | 取付時     | 使用する船舶機械等が判明できるように撮影                         |
|           |       | 取付け     | 取付状況               | 取付時     | 取付状況（取付け、溶接、コンクリート打設）                        |
|           |       |         | 塗装状況               | 塗装時、各層毎 | 各層毎の塗装状況（警戒色塗装を含む。）                          |
|           | 品質管理  | 形状寸法    | 測定状況               | 測定時     |                                              |
|           |       | 塗 装     | 塗料の種類毎             | 搬入時     | 塗料の種類別に内容が判明できるもの                            |
|           | 出来形管理 | 取付け     | 取付完了状態             | 取付完了時   | 取付完了状態の部分（1基）及び正面全体と法線方向全景                   |
| 4 防食工     |       |         |                    |         | 3-1-15防食工を適用する。                              |
| 5 付属設備工   |       |         |                    |         |                                              |
| 1) 係船環    | 施工管理  | 使用船舶機械等 | クレーン車（船）、トラック等     | 設置時     | 使用する船舶機械等が判明できるように撮影                         |
|           |       | 取 付     | 本体取付状況             | 取付時     | 取付状況が判明できるように撮影                              |
|           | 品質管理  | 搬入数量の確認 | 係船環                | 搬入時     | 搬入数量及び所定の規格表示が判明できるように撮影                     |
|           | 出来形管理 | 取付完了    | 本体取付確認状況           | 完了時     | 取付完了状態が判明できるように撮影                            |

### 3-16 消波工

| 工種          | 撮影区分  | 撮影項目        | 撮影基準        |            | 注意事項                               |
|-------------|-------|-------------|-------------|------------|------------------------------------|
|             |       |             | 撮影箇所        | 撮影時期       |                                    |
| 1 洗掘防止工     |       |             |             |            | 3-1-7洗掘防止工を適用する。                   |
| 2 消波ブロック工   |       |             |             |            |                                    |
| 1) 消波ブロック製作 | 施工管理  | ヤード等        | ヤード及び設備     | 着工時全景      | 3-13-3被覆ブロック工1)被覆ブロック製作の関連事項を適用する。 |
|             |       | 使用船舶機械等     | クレーン等       | 施工時        |                                    |
|             |       | 函 台         | 製作函台        | 着工時        |                                    |
|             | 品質管理  |             |             |            | 2-7コンクリートの品質管理を適用する。               |
|             | 出来形管理 | 鉄 筋         | 組立かぶり       | 組立完了時      | 3-13-3被覆ブロック工1)被覆ブロック製作の関連事項を適用する。 |
|             |       | 型 枠 (※1)    | 組立完了        | 組立確認時      |                                    |
|             |       | コンクリート (※2) | 形状寸法、外観     | 打設後        |                                    |
|             |       | 完 成         | 完成品<br>仮置状況 | 完成時<br>仮置時 |                                    |
| 2) 消波ブロック据付 | 施工管理  | 使用船舶機械等     | 起重機船、台船等    | 施工時        | 3-13-3被覆ブロック工2)被覆ブロック据付の関連事項を適用する。 |
|             |       | 据付作業        | 据付作業状況      | 据付時        |                                    |
|             | 出来形管理 | 出来形の確認      | 測定状況        | 測定時        |                                    |

(※1) 同一形状のブロック毎に代表的な1サイクルの撮影で可とする。

(※2) 出来形管理基準の測定密度以上の撮影とする。

### 3-17 裏込・裏埋工

| 工種     | 撮影区分  | 撮影項目     | 撮影基準        |       | 注意事項 |
|--------|-------|----------|-------------|-------|------|
|        |       |          | 撮影箇所        | 撮影時期  |      |
| 1 裏込工  |       |          |             |       |      |
| 1) 目地板 | 施工管理  | 目地板の確認   | 搬 入         | 搬入時   |      |
|        |       | 敷設状況     | 敷設状況と使用船舶機械 | 敷設時   |      |
|        | 品質管理  | 材料試験     | 試験状況        | 試験時   |      |
|        |       | 目地板の形状寸法 | 測定状況        | 測定時   |      |
|        | 出来形管理 | 出来形の確認   | 敷設完了状態      | 敷設完了時 |      |



|                             |       |             |               |                  |                        |
|-----------------------------|-------|-------------|---------------|------------------|------------------------|
| 2) 裏込材<br>3) 瀬取り<br>4) 裏込均し | 施工管理  | 準備、仮設       | ストックヤード、仮設道路等 | 仮設道路、ストックヤード使用前後 |                        |
|                             |       | 陸上運搬        | ストック、積込み、運搬状況 | 運搬時<br>施工時       | 作業機械及び作業状況等が判明できるように撮影 |
|                             |       | 瀬取り         | 瀬取り状況         | 施工時              |                        |
|                             |       | 裏込材投入       | 投入状況          | 投入時、捨石規格毎及び作業船種毎 |                        |
|                             |       | 裏込均し        | 均し状況          | 規格及び作業船毎         |                        |
|                             | 品質管理  | 材料試験        | 試験状況          | 試験時              | 公的機関が実施する場合は省略できる。     |
|                             |       | 材料の確認       | 産地・規格毎        | 搬入時              | スタッフ、テープ等を同時撮影         |
|                             | 出来形管理 | 出来形の確認      | 測量状況          | 測量作業時            |                        |
| 5) 吸出し防止材                   | 施工管理  | 吸出し防止材の確認   | 搬入            | 搬入時              |                        |
|                             |       | 敷設状況        | 敷設状況と使用船舶機械   | 敷設時              |                        |
|                             | 品質管理  | 材料試験        | 試験状況          | 試験時              |                        |
|                             |       | 吸出し防止材の形状寸法 | 測定状況          | 測定時              |                        |
|                             | 出来形管理 | 出来形の確認      | 敷設完了状態        | 敷設完了時            |                        |
|                             |       |             |               |                  |                        |

| 工種     | 撮影区分  | 撮影項目             | 撮影基準              |                 | 注意事項                        |
|--------|-------|------------------|-------------------|-----------------|-----------------------------|
|        |       |                  | 撮影箇所              | 撮影時期            |                             |
| 2 裏埋工  |       |                  |                   |                 |                             |
| 1) 裏埋材 | 施工管理  | 使用船舶機械<br>施工状況一般 | 主要船舶機械            | 施工時、船舶機械毎       | 使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影      |
|        |       |                  | 埋立材の採取状況          | 採取作業時           |                             |
|        |       |                  | 埋立材運搬の状況          | 運搬作業時           |                             |
|        |       |                  | 埋立材整地状況           | 整地作業時           |                             |
|        |       |                  | 余水吐の設置及び撤去        | 設置作業時及び撤去時      | 余水吐が判明できるように撮影              |
|        |       |                  | 公害防止対策            | 防止処置作業時         |                             |
|        | 品質管理  | 材料の品質管理状況        | 特記に定められた品質管理の作業状況 | 品質管理作業時、品質管理内容毎 | 撮影項目は品質管理基準 1 土及び 2 石材等による。 |
|        | 出来形管理 | 出来形の確認           | 測定状況              | 測定時             |                             |

|         |       |            |                |         |                                                            |
|---------|-------|------------|----------------|---------|------------------------------------------------------------|
| 3 裏埋土工  |       |            |                |         |                                                            |
| 1) 土砂掘削 | 施工管理  | 使用機械       | 主要機械           | 施工時、機械毎 | 使用機械の種類が判明できるように撮影                                         |
|         |       | 仮置場及び土砂処分場 | 仮置及び土砂処分状況     | 施工時、機械毎 | 各作業状況が判明できるように撮影                                           |
|         |       | 掘削・切土      | 掘削、切土、穿孔及び発破状況 | 施工時、機械毎 | 各作業状況が判明できるように撮影<br>埋設物等は、その状況が判明できるように撮影                  |
|         |       | 運 搬        | 土砂の搬入、搬出状況     |         |                                                            |
|         |       | 埋戻し及び裏埋め   | 材料の投入及び均し状況    |         |                                                            |
|         | 出来形管理 | 出来形の確認     | 測定状況           | 測定時、作業毎 |                                                            |
| 2) 土砂盛土 | 施工管理  | 使用機械       | 主要機械           | 施工時、機械毎 | 使用機械の種類が判明できるように撮影                                         |
|         |       | 仮置場及び土砂処分場 | 仮置及び土砂処分状況     | 施工時、機械毎 | 各作業状況が判明できるように撮影                                           |
|         |       | 運搬         | 土砂の搬入、搬出状況     |         |                                                            |
|         |       | 盛土         | 盛土及び各層の転圧状況    |         |                                                            |
|         | 品質管理  | 材料の確認      | 試験及び搬入状況       | 試験及び搬入時 | 主要材料並びに試験及び搬入の状況が判明できるように撮影<br>撮影項目は品質管理基準 1 土及び 2 石材等による。 |
|         | 出来形管理 | 出来形の確認     | 測定状況           | 測定時、作業毎 | 盛土の各層の仕上り厚さが判明できるように撮影                                     |

### 3-18 陸上地盤改良工

| 工種       | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮影基準 |      | 注意事項              |
|----------|------|------|------|------|-------------------|
|          |      |      | 撮影箇所 | 撮影時期 |                   |
| 1 圧密・排水工 |      |      |      |      | 3-1-4圧密・排水工を適用する。 |
| 2 締固工    |      |      |      |      | 3-1-5締固工を適用する。    |
| 3 固化工    |      |      |      |      | 3-1-6固化工を適用する。    |

### 3-19 土 工

| 工種      | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮影基準 |      | 注意事項                    |
|---------|------|------|------|------|-------------------------|
|         |      |      | 撮影箇所 | 撮影時期 |                         |
| 1 掘削工   |      |      |      |      |                         |
| 1) 土砂掘削 |      |      |      |      | 3-17-3裏埋土工1) 土砂掘削を適用する。 |
| 2 盛土工   |      |      |      |      |                         |
| 1) 土砂盛土 |      |      |      |      | 3-17-3裏埋土工2) 土砂盛土を適用する。 |

|         |       |        |               |         |                                                                       |
|---------|-------|--------|---------------|---------|-----------------------------------------------------------------------|
| 3 路床盛土工 |       |        |               |         |                                                                       |
| 1) 路床盛土 | 施工管理  | 使用機械   | 主要機械          | 施工時、機械毎 | 使用機械の種類が判明できるように撮影                                                    |
|         |       | 運 搬    | 土砂の搬入、搬出状況    | 施工時、機械毎 | 各作業状況が判明できるように撮影                                                      |
|         |       | 路床盛土   | 路床盛土及び各層の転圧状況 |         |                                                                       |
|         | 品質管理  | 材料の確認  | 試験及び搬入状況      | 試験及び搬入時 | 主要材料並びに試験及び搬入の状況が判明できるように撮影<br>撮影項目は港湾工事品質管理基準による。1. 土及び<br>2. 石材等による |
|         | 出来形管理 | 出来形の確認 | 測定状況          | 測定時、作業毎 | 路床盛土の各層の仕上り厚さが判明できるように撮影                                              |
| 4 排水処理工 |       |        |               |         |                                                                       |
| 1) 排水処理 | 施工管理  | 使用機械   | 主要機械          | 施工時、機械毎 | 使用機械の種類が判明できるように撮影                                                    |
|         |       | 排 水    | 排水処理状況        | 施工時、機械毎 | 作業状況が判明できるように撮影                                                       |
|         | 出来形管理 | 完 了    | 完了全景          | 完了時     |                                                                       |
| 5 伐開工   |       |        |               |         |                                                                       |
| 1) 伐 開  | 施工管理  | 使用機械   | 主要機械          | 施工時、機械毎 | 使用機械の種類が判明できるように撮影                                                    |
|         |       | 伐 開    | 伐開、除根状況       | 施工時、機械毎 | 各作業状況が判明できるように撮影                                                      |
|         |       | 運 搬    | 切株等の搬出状況      |         |                                                                       |
|         | 出来形管理 | 完 了    | 完了全景          | 完了時     |                                                                       |
| 6 法面工   |       |        |               |         |                                                                       |
| 6) 法 面  | 施工管理  | 使用機械   | 主要機械          | 施工時、機械毎 | 使用機械の種類が判明できるように撮影                                                    |
|         |       | 法 面    | 切取り状況         | 施工時、機械毎 | 各作業状況が判明できるように撮影                                                      |
|         |       | 運 搬    | 土砂の搬出状況       |         |                                                                       |
|         |       | 植 生    |               |         | 3-1-19植生工を適用する。                                                       |
|         | 出来形管理 | 出来形の確保 | 測定状況          | 測定時、作業毎 |                                                                       |

### 3-20 舗装工

| 工種          | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮影基準 |      | 注意事項                  |
|-------------|------|------|------|------|-----------------------|
|             |      |      | 撮影箇所 | 撮影時期 |                       |
| 1 路床工       |      |      |      |      | 3-1-16路床工を適用する。       |
| 2 コンクリート舗装工 |      |      |      |      | 3-1-17コンクリート舗装工を適用する。 |
| 3 アスファルト舗装工 |      |      |      |      | 3-1-18アスファルト舗装工を適用する。 |
|             |      |      |      |      |                       |

### 3-21 維持補修工

| 工種                              | 撮影区分  | 撮影項目    | 撮影基準     |         | 注意事項                      |
|---------------------------------|-------|---------|----------|---------|---------------------------|
|                                 |       |         | 撮影箇所     | 撮影時期    |                           |
| 1 維持塗装工                         |       |         |          |         |                           |
| 1) 係船柱塗装<br>2) 車止塗装<br>3) 縁金物塗装 | 施工管理  | 使用船舶機械等 | 使用船舶、機械類 | 施工時     | 曳船、台船、コンプレッサー等が判明できるように撮影 |
|                                 |       | 塗装      | 施工状況     | 施工時、各層毎 |                           |
|                                 | 出来形管理 | 出来形の確認  | 塗装完了状態   | 完了時     | 完了部分（1箇所）及び正面全体と延長方向を撮影   |
| 2 防食工                           |       |         |          |         | 3-1-15防食工を適用する。           |

### 3-22 構造物撤去工

| 工種                                                                                                               | 撮影区分  | 撮影項目    | 撮影基準     |      | 注意事項              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------|----------|------|-------------------|
|                                                                                                                  |       |         | 撮影箇所     | 撮影時期 |                   |
| 1 取壊し工                                                                                                           |       |         |          |      |                   |
| 1) コンクリート取壊し                                                                                                     | 施工管理  | 使用船舶機械等 | 使用船舶、機械等 | 施工時  | 使用機械器具が判明できるように撮影 |
|                                                                                                                  |       | 施工状況    | 作業状況     | 施工時  |                   |
|                                                                                                                  | 出来形管理 | 出来形の確認  | 測定状況     | 測定時  |                   |
|                                                                                                                  |       | 完成      | 完成全景     | 完成時  |                   |
| 2 撤去工                                                                                                            |       |         |          |      |                   |
| 1) 水中コンクリート撤去<br>2) 鋼矢板等切断撤去<br>3) 腹起・タイ材撤去<br>4) 舗装版撤去<br>5) 石材撤去<br>6) ケーソン撤去<br>7) ブロック撤去<br>8) 鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去 | 施工管理  | 使用船舶機械等 | 使用船舶、機械等 | 施工時  | 使用機械器具が判明できるように撮影 |
|                                                                                                                  |       | 施工状況    | 作業状況     | 施工時  |                   |
|                                                                                                                  | 出来形管理 | 出来形の確認  | 測定状況     | 測定時  |                   |
|                                                                                                                  |       | 完成      | 完成全景     | 完成時  |                   |

### 3-23 仮設工

| 工種            | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮影基準 |      | 注意事項                   |
|---------------|------|------|------|------|------------------------|
|               |      |      | 撮影箇所 | 撮影時期 |                        |
| 1 仮設鋼矢板工      |      |      |      |      |                        |
| 1) 仮設鋼矢板・H形鋼杭 |      |      |      |      | 3-1-11鋼矢板工2) 鋼矢板を適用する。 |
| 2 仮設鋼管杭・鋼管矢板工 |      |      |      |      |                        |
| 1) 先行掘削       |      |      |      |      | 3-1-13鋼杭工1) 先行掘削を適用する。 |
| 2) 仮設鋼管杭・鋼管矢板 |      |      |      |      | 3-1-13鋼杭工2) 鋼杭を適用する。   |
| 3 仮設道路工       |      |      |      |      |                        |
| 1) 仮設道路       |      |      |      |      | 3-20舗装工を適用する。          |

### 3-24 雑 工

| 工種                                                  | 撮影区分  | 撮影項目          | 撮影基準          |          | 注意事項               |
|-----------------------------------------------------|-------|---------------|---------------|----------|--------------------|
|                                                     |       |               | 撮影箇所          | 撮影時期     |                    |
| 1 現場鋼材溶接工                                           |       |               |               |          |                    |
| 1) 現場鋼材溶接<br>2) 被覆溶接<br>(水 中)<br>3) スタッド溶接<br>(水 中) | 施工管理  | 開先の加工         | 加工状況          | 施工時      | 使用機械器具が判明できるように撮影  |
|                                                     |       | 溶 接           | 作業状況          | 施工時      |                    |
|                                                     |       | 水中溶接          | 作業状況          | 施工時      |                    |
|                                                     | 品質管理  | 溶接棒、溶接ワイヤ     | 特記の品質であることの表示 | 使用前      | 包装の表示が判明できるように撮影   |
|                                                     | 出来形管理 | 外観、形状寸法       | 観察、測定状況       | 測定時      |                    |
|                                                     |       |               | 形状寸法          | 測定時      | ゲージを同時撮影           |
|                                                     |       | 試 験           | 試料の採取状況       | 採取前及び採取時 |                    |
|                                                     |       |               | 強度試験の状況       | 試験時      |                    |
|                                                     |       |               | 非破壊試験の状況      |          |                    |
|                                                     |       |               | カラーチェックの結果    |          |                    |
| 2 現場鋼材切断工                                           |       |               |               |          |                    |
| 1) 現場鋼材切断                                           | 施工管理  | 切 断           | 作業状況          | 施工時      | 使用機械器具が判明できるように撮影  |
|                                                     |       | 水中切断          | 作業状況          | 施工時      |                    |
|                                                     | 品質管理  | 酸素ガス及び溶解アセチレン | 特記の品質であることの表示 | 使用前      | ボンベの表示等が判明できるように撮影 |
|                                                     | 出来形管理 | 外観、形状寸法       | 観察、測定状況       | 測定時      | ゲージを同時撮影           |
|                                                     |       |               | 形状寸法          | 測定時      |                    |

|         |       |        |            |     |                                |
|---------|-------|--------|------------|-----|--------------------------------|
| 3 その他雑工 |       |        |            |     |                                |
| 1) 清 掃  | 施工管理  | 使用機械   | ブレーカ、ブラスト等 | 施工時 | 使用機械器具が判明できるように撮影              |
|         |       | 施工状況   | 作業状況       | 施工時 |                                |
|         | 出来形管理 | 施工前区域  | 施工前        | 施工前 | 全体区域、部分的に施工前及び完成の状況が判明できるように撮影 |
|         |       | 完 成    | 完成全景       | 完成時 | 全体区域、部分的に施工前及び完成の状況が判明できるように撮影 |
| 2) 削 孔  | 施工管理  | 使用機械   | カッター、ブレーカ等 | 施工時 | 使用機械器具が判明できるように撮影              |
|         |       | 施工状況   | 作業状況       | 施工時 |                                |
|         | 出来形管理 | 出来形の確認 | 測定状況       | 測定時 |                                |
|         |       | 完 成    | 完成全景       | 完成時 |                                |

### 3-25 浚渫工

| 工種       | 撮影区分  | 撮影項目    | 撮影基準        |               | 注意事項                                                         |
|----------|-------|---------|-------------|---------------|--------------------------------------------------------------|
|          |       |         | 撮影箇所        | 撮影時期          |                                                              |
| 1 ポンプ浚渫工 |       |         |             |               |                                                              |
| 1) ポンプ浚渫 | 施工管理  | 使用船舶機械等 | 作業現場        | 現地搬入前または現地搬入時 | 全景及び数量等が判明できるように撮影                                           |
|          |       | 位置測量    | 浚渫位置測量状況    | 測量時           | 法線又は区域標識を入れる。                                                |
|          |       | 施工状況    | 浚渫状況        | 浚渫作業時、作業船毎    | 浚渫位置が判明できる背景を入れる。                                            |
|          |       |         | 中継船設置、撤去    | 設置撤去の作業時      |                                                              |
|          |       | 障害物除去   | 障害物積込状況     | 積込時           |                                                              |
|          |       |         | 運搬船に積込まれた状態 | 積込完了時、運搬毎適宜   | 運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影、など障害物の状況に応じて撮影 |
|          |       |         | 障害物捨込状況     | 捨込時           |                                                              |
|          | 出来形管理 | 出来形の確認  | 測定状況        | 測量作業時         | 全景については、位置が判明できる背景を入れる。                                      |
| 2) 排砂管設備 |       |         |             |               | 3-1-1排砂管設備工を適用する。                                            |
| 2 グラブ浚渫工 |       |         |             |               |                                                              |
| 1) グラブ浚渫 | 施工管理  | 使用船舶機械等 | 作業現場        | 現地搬入前または現地搬入時 | 全景及び数量等が判明できるように撮影                                           |
|          |       | 位置測量    | 浚渫位置測量状況    | 測量時           | 法線又は区域標識を入れる。                                                |
|          |       | 施工状況    | 浚渫状況        | 浚渫作業時、作業船毎    | 船団の配置及び浚渫の位置が判明できる背景を入れる。                                    |
|          |       |         | 土質状況        | 浚渫作業時         | 位置、深度又は層を明記する。                                               |
|          |       | 障害物除去   | 障害物積込状況     | 積込時           |                                                              |
|          |       |         | 運搬船に積込まれた状態 | 積込完了時、運搬毎適宜   | 運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影、など障害物の状況に応じて撮影 |
|          |       |         | 障害物捨込状況     | 捨込時           |                                                              |
|          | 出来形管理 | 出来形の確認  | 測定状況        | 測量作業時         | 全景については、位置が判明できる背景を入れる。                                      |

|            |  |  |  |  |                            |
|------------|--|--|--|--|----------------------------|
| 2) 土運船運搬   |  |  |  |  | 3-1-2土運船運搬工を適用する。          |
| 3 硬土盤浚渫工   |  |  |  |  |                            |
| 1) 硬土盤浚渫   |  |  |  |  | 3-25-2グラブ浚渫工1) グラブ浚渫を適用する。 |
| 2) 土運船運搬   |  |  |  |  | 3-1-2土運船運搬工を適用する。          |
| 4 岩盤浚渫工    |  |  |  |  |                            |
| 1) 砕岩浚渫    |  |  |  |  | 3-25-2グラブ浚渫工1) グラブ浚渫を適用する。 |
| 2) 土運船運搬   |  |  |  |  | 3-1-2土運船運搬工を適用する。          |
| 5 バックホウ浚渫工 |  |  |  |  |                            |
| 1) バックホウ浚渫 |  |  |  |  | 3-25-2グラブ浚渫工1) グラブ浚渫を適用する。 |
| 2) 土運船運搬   |  |  |  |  | 3-1-2土運船運搬工を適用する。          |

### 3-26 埋立工

| 工種                               | 撮影区分  | 撮影項目      | 撮影基準              |                 | 注意事項                          |
|----------------------------------|-------|-----------|-------------------|-----------------|-------------------------------|
|                                  |       |           | 撮影箇所              | 撮影時期            |                               |
| 1 余水吐工                           |       |           |                   |                 |                               |
| 1) 余水吐                           | 施工管理  | 施工状況一般    | 余水吐の設置及び撤去        | 設置作業時及び撤去時      | 余水吐が判明できるように撮影                |
|                                  |       |           | 公害防止対策            | 防止処置作業時         |                               |
| 2 固化工                            |       |           |                   |                 | 3-1-6固化工 5) 事前混合処理を適用する。      |
| 3 埋立工                            |       |           |                   |                 |                               |
| 1) ポンプ土取<br>2) グラブ土取<br>3) ガット土取 | 施工管理  | 使用船舶機械    | 主要船舶機械            | 施工時、船舶機械毎       | 使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影        |
|                                  |       | 施工状況一般    | 埋立材の採取状況          | 採取作業時           |                               |
|                                  |       |           | 埋立材運搬の状況          | 運搬作業時           |                               |
|                                  |       |           | 埋立材整地状況           | 整地作業時           |                               |
|                                  | 品質管理  | 材料の品質管理状況 | 特記に定められた品質管理の作業状況 | 品質管理作業時、品質管理内容毎 | 撮影項目は品質管理基準1土及び2石材等による。       |
|                                  | 出来形管理 | 出来形の確認    | 測定状況              | 測定時             |                               |
| 4 排砂管設備工                         |       |           |                   |                 | 3-1-1排砂管設備工を適用する。             |
| 5 土運船運搬工                         |       |           |                   |                 | 3-1-2土運船運搬工を適用する。             |
| 6 揚土埋立工                          |       |           |                   |                 |                               |
| 1) バージアンローダ揚土                    |       |           |                   |                 | 3-1-3揚土土捨工1) バージアンローダ揚土を適用する。 |
| 2) 空気圧送揚土                        |       |           |                   |                 | 3-1-3揚土土捨工2) 空気圧送揚土を適用する。     |
| 3) リクレーマ揚土                       |       |           |                   |                 | 3-1-3揚土土捨工3) リクレーマ揚土を適用する。    |
| 4) バックホウ揚土                       |       |           |                   |                 | 3-1-3揚土土捨工4) バックホウ揚土を適用する。    |

|         |  |  |  |  |                         |
|---------|--|--|--|--|-------------------------|
| 7 埋立土工  |  |  |  |  |                         |
| 1) 土砂掘削 |  |  |  |  | 3-17-3裏埋土工1) 土砂掘削を適用する。 |
| 2) 土砂盛土 |  |  |  |  | 3-17-3裏埋土工2) 土砂盛土を適用する。 |

### 3-27 道路舗装工

| 工種           | 撮影区分  | 撮影項目     | 撮影基準           |         | 注意事項                                          |
|--------------|-------|----------|----------------|---------|-----------------------------------------------|
|              |       |          | 撮影箇所           | 撮影時期    |                                               |
| 1 路床工        |       |          |                |         | 3-1-16路床工を適用する。                               |
| 2 コンクリート舗装工  |       |          |                |         | 3-1-17コンクリート舗装工を適用する。                         |
| 3 アスファルト舗装工  |       |          |                |         | 3-1-18アスファルト舗装工を適用する。                         |
| 4 道路付属工      |       |          |                |         |                                               |
| 1) 縁 石       | 施工管理  | 縁 石      | 据付、目地材の設置      | 施工時     |                                               |
|              | 品質管理  | 材料の確認    | 試験及び検査         | 試験及び検査時 | 主要材料について品質管理基準18その他の項目による試験及び検査の状況が判明できるように撮影 |
|              | 出来形管理 | 出来形の確認   | 測定状況           | 測定時     | 測定作業が判明できるように撮影                               |
| 2) 区画線及び道路標示 | 施工管理  | 区画線、道路標示 | 舗装状況           | 施工時     |                                               |
|              | 品質管理  | 材料の確認    | 試験及び検査         | 試験及び検査時 | 主要材料について品質管理基準18その他の項目による試験及び検査の状況が判明できるように撮影 |
|              | 出来形管理 | 出来形の確認   | 測定状況           | 測定時     | 測定作業が判明できるように撮影                               |
| 3) 道路標識      | 施工管理  | 道路標識     | 基礎幅、深さ、標識設置状況  | 施工時     |                                               |
|              | 品質管理  | 材料の確認    | 試験及び検査         | 試験及び検査時 | 主要材料について品質管理基準18その他の項目による試験及び検査の状況が判明できるように撮影 |
|              | 出来形管理 | 出来形の確認   | 測定状況           | 測定時     | 測定作業が判明できるように撮影                               |
| 4) 防護柵       | 施工管理  | 防護柵      | 設置穴の状況、防護柵設置状況 | 施工時     |                                               |
|              | 品質管理  | 材料の確認    | 試験及び検査         | 試験及び検査時 | 主要材料について品質管理基準18その他の項目による試験及び検査の状況が判明できるように撮影 |
|              | 出来形管理 | 出来形の確認   | 測定状況           | 測定時     | 測定作業が判明できるように撮影                               |

### 3-28 緑地工

| 工種    | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮影基準 |      | 注意事項            |
|-------|------|------|------|------|-----------------|
|       |      |      | 撮影箇所 | 撮影時期 |                 |
| 1 植生工 |      |      |      |      | 3-1-19植生工を適用する。 |



# 施工状況検査一覧表

| 工 種        | 種 別〔項 目〕       | 検 査 時 期                                                   |
|------------|----------------|-----------------------------------------------------------|
| 浚渫工        | ポンプ浚渫工〔出来形〕    | 浚渫完了時                                                     |
|            | グラブ浚渫工〔出来形〕    | 浚渫完了時                                                     |
|            | 硬土盤浚渫工〔出来形〕    | 浚渫完了時                                                     |
|            | 岩盤浚渫工〔出来形〕     | 浚渫完了時                                                     |
|            | バックホウ浚渫工〔出来形〕  | 浚渫完了時                                                     |
| 埋立工        | 固化工〔出来形〕       | 事前混合処理完了時<br>表層固化処理完了時                                    |
|            | 埋立工〔出来形〕       | ポンプ土取埋立完了時<br>グラブ土取埋立完了時<br>ガット土取埋立完了時                    |
|            | 埋立工〔出来形〕       | 土砂掘削完了時<br>土砂盛土完了時                                        |
| 海上地盤改良工    | 床掘工〔出来形〕       | ポンプ床掘完了時<br>グラブ床掘完了時<br>硬土盤床掘完了時<br>砕岩床掘完了時<br>バックホウ床掘完了時 |
|            | 置換工〔出来形〕       | 置換完了時                                                     |
|            | 圧密・排水工〔出来形〕    | サンドドレーン杭打設完了時<br>敷砂完了時<br>載荷完了時<br>ペーパードレーン杭打設完了時         |
|            | 締固工〔出来形〕       | サンドコンパクションパイル完了時<br>敷砂完了時                                 |
|            | 固化工〔出来形〕       | 深層混合固化処理杭完了時<br>敷砂完了時                                     |
|            |                |                                                           |
| 基礎工        | 基礎盛砂工〔出来形〕     | 盛砂完了時                                                     |
|            | 洗掘防止工〔出来形〕     | マット敷設完了時                                                  |
|            | 基礎捨石工〔出来形〕     | 石投入完了時(均しを行わない面)<br>本均し完了時<br>荒均し完了時                      |
|            | 基礎ブロック工〔出来形〕   | 製作完了時<br>据付完了時                                            |
| 本体工(ケーソン式) | ケーソン製作工〔出来形〕   | マット敷設完了時<br>鉄筋組立完了時(各ロット毎)<br>製作完了時(各ロット毎及び完了時)           |
|            | ケーソン進水据付工〔出来形〕 | 据付完了時                                                     |
|            | 中詰工〔出来形〕       | 砂・石材中詰完了時<br>コンクリート中詰完了時<br>プレパックドコンクリート中詰完了時             |
|            | 蓋コンクリート工〔出来形〕  | 製作完了時                                                     |
|            | 蓋ブロック工〔出来形〕    | 蓋コンクリート工〔出来形〕<br>据付完了時                                    |

| 工 種        | 種 別〔項 目〕           | 検 査 時 期                                         |
|------------|--------------------|-------------------------------------------------|
| 本体工(ブロック式) | 本体ブロック製作工〔出来形〕     | 鉄筋組立完了時(各ロット毎)<br>製作完了時(各ロット毎及び完了時)             |
|            | 本体ブロック据付工〔出来形〕     | 据付完了時                                           |
|            | 中詰工〔出来形〕           | 砂・石材中詰完了時<br>コンクリート                             |
| 被覆及び根固め    | 被覆石工〔出来形〕          | 石投入完了時(均しを行わない面)<br>均し完了時                       |
|            | 被覆ブロック工〔出来形〕       | 製作完了時<br>据付完了時                                  |
|            | 根固ブロック工〔出来形〕       | 製作完了時<br>据付完了時                                  |
| 裏込・裏埋工     | 裏込工〔出来形〕           | 材料投入完了時(均しを行わない面)<br>均し完了時<br>マット敷設完了時          |
|            | 裏埋工〔出来形〕           | 材料投入完了時                                         |
|            | 裏埋土工〔出来形〕          | 土砂掘削完了時<br>土砂盛土完了時                              |
| 杭及び矢板      | 杭工〔出来形〕            | 打込完了時                                           |
|            | 矢板工〔出来形〕           | 打込完了時                                           |
| 控工         | 控工〔出来形〕            | 控鋼矢板打込完了時<br>控鋼杭打込完了時<br>腹起取付完了時<br>タイ材取付完了時    |
| ケーソン       | ケーソン製作〔出来形〕        | マット敷設完了時<br>鉄筋組立完了時(各ロット毎)<br>製作完了時(各ロット毎及び完了時) |
|            | ケーソン進水据付〔出来形〕      | 据付完了時                                           |
| ブロック       | ブロック〔出来形〕          | 鉄筋組立完了時(各ロット毎)<br>製作完了時(各ロット毎及び完了時)             |
|            | コンクリートブロック〔出来形〕    | 据付完了時                                           |
| 中詰         | 中詰〔出来形〕            | 砂・石材中詰完了時<br>コンクリート中詰完了時<br>プレパックスドコンクリート中詰完了時  |
|            | 蓋コンクリート・蓋ブロック〔出来形〕 | 製作完了時<br>据付完了時                                  |
| 上部工        | 上部コンクリート工〔出来形〕     | 鉄筋組立完了時<br>製作完了時                                |
|            | 上部ブロック工〔出来形〕       | 製作完了時<br>据付完了時                                  |
| 係船付属設備     | 係船柱〔出来形〕           | 施工完了時                                           |
|            | 防舷材〔出来形〕           | 設置完了時                                           |
|            | 車止・縁金物〔出来形〕        | 施工完了時                                           |

